

平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期内日程

| 月 日(曜) | 時 間 | 会 議 名 | 場 所 | 備 考 |
|----------|------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 2月25日(水) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 施政方針・提案理由説明 |
| | 本会議散会後 | 予算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| | 予算特別委員会散会後 | 議会全員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 議会全員協議会終了後 | 議員協議会 | 全員協議会室 | |
| 2月26日(木) | | | | |
| 2月27日(金) | 午前9時30分 | 議員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 質疑・委員会付託 |
| | 本会議散会後 | 建設経済常任委員会協議会 | 第二委員会室 | |
| | 委員会協議会終了後 | 議会全員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 議会全員協議会終了後 | 議会運営委員会 | 第一委員会室 | |
| | 議会運営委員会終了後 | 指名推選委員会 | 第一委員会室 | |
| | 指名推選委員会終了後 | JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 2月28日(土) | | | | |
| 3月1日(日) | | | | |
| 3月2日(月) | | | | |
| 3月3日(火) | 午前10時 | 総務文教常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 総務文教常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 3月4日(水) | 午前10時 | 建設経済常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 建設経済常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 3月5日(木) | 午前10時 | 環境厚生常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 環境厚生常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 3月6日(金) | | | | |
| 3月7日(土) | | | | |
| 3月8日(日) | | | | |
| 3月9日(月) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 一般質問 |
| 3月10日(火) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 一般質問 |
| | 昼 休 み | 臨時議会運営委員会 | 第一委員会室 | |
| 3月11日(水) | 午前10時 | 予算審査 | 議 員 控 室 | |
| 3月12日(木) | 午前10時 | 予算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| 3月13日(金) | | | | |
| 3月14日(土) | | | | |
| 3月15日(日) | | | | |
| 3月16日(月) | 午前10時 | 予算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| 3月17日(火) | | | | |
| 3月18日(水) | | | | |
| 3月19日(木) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 報告・質疑・討論・採決 |
| | 本会議閉会後 | 議会全員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 議会全員協議会終了後 | 臨時議会運営委員会 | 第一委員会室 | |

平成21年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（2月25日開会）

| | |
|------------|----|
| 1. 議事日程 | 1 |
| 2. 出席議員 | 2 |
| 3. 欠席議員 | 2 |
| 4. 会議録署名議員 | 2 |
| 5. 出席説明員 | 2 |
| 6. 出席事務局職員 | 3 |
| 開 会 | 4 |
| 散 会 | 32 |

◎ 第2日（2月27日再開）

| | |
|------------|----|
| 1. 議事日程 | 33 |
| 2. 出席議員 | 34 |
| 3. 欠席議員 | 34 |
| 4. 出席説明員 | 34 |
| 5. 出席事務局職員 | 34 |
| 再 開 | 35 |
| 散 会 | 50 |

◎ 第3日（3月9日再開）

| | |
|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 51 |
| 2. 出席議員 | 54 |
| 3. 欠席議員 | 55 |
| 4. 出席説明員 | 55 |
| 5. 出席事務局職員 | 55 |
| 再 開 | 56 |
| 散 会 | 123 |

◎ 第4日（3月10日再開）

| | |
|----------|-----|
| 1. 議事日程 | 125 |
| 2. 出席議員 | 126 |
| 3. 欠席議員 | 127 |
| 4. 出席説明員 | 127 |

| | |
|------------|-----|
| 5. 出席事務局職員 | 127 |
| 再開 | 128 |
| 散会 | 192 |

◎ 第5日（3月19日再開）

| | |
|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 193 |
| 2. 出席議員 | 194 |
| 3. 欠席議員 | 195 |
| 4. 出席説明員 | 195 |
| 5. 出席事務局職員 | 195 |
| 再開 | 196 |
| 閉会 | 244 |

◎ 審議結果

| | |
|--------------|-----|
| 1. 審議結果 | 247 |
| 2. 諸般の報告 | 250 |
| 3. 議員の派遣について | 251 |

1 議事日程（初日）

[平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成21年2月25日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第7 | 議案第2号 上水道の給水協定について |
| 日程第8 | 議案第3号 下水道の排水協定について |
| 日程第9 | 議案第4号 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第10 | 議案第5号 市道路線の廃止について |
| 日程第11 | 議案第6号 市道路線の認定について |
| 日程第12 | 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について |
| 日程第13 | 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第14 | 議案第9号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同約の変更について |
| 日程第15 | 議案第10号 筑紫公平委員会設置規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について |
| 日程第18 | 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第17号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |

- 日程第25 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第25号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第31 議案第26号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議案第27号 平成21年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第33 議案第28号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第29号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第35 議案第30号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第36 議案第31号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第32号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第33号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第34号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について
- 日程第40 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員 |
| 15番 佐伯修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | |
|-------------|-------------|
| 19番 武藤哲志 議員 | 1番 原田久美子 議員 |
|-------------|-------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

- | | |
|---------|----------|
| 市長 井上保廣 | 副市長 平島鉄信 |
|---------|----------|

| | | | |
|------------------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 関 岡 勉 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 木 村 洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 田 幸 夫 |
| 総務・情報課長 | 木 村 甚 治 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 都市計画課長 | 神 原 稔 | 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 |
| 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 | 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成21年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

19番、武藤 哲志議員

1番、原田久美子議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの23日間にしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成21年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位ご参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、平成21年度の市政の根幹となります予算案を初め、主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端をご説明申し上げ、市民の皆様や議員各位のご理解とご支援を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私が市長に就任をいたしまして約2カ年となり、任期半ばを迎えることとなりました。

平成20年度を振り返りますと、本市におけますさまざまな課題への対応はもとより、乳幼児医療費助成対象者の就学前までの拡大、市立南保育所定員数の60人から90人への拡充、成年後見制度に関する弁護士相談会の社会福祉協議会との共同実施、重度障害者福祉手当の新設、また、水城小学校校舎の耐震補強や児童増に対応する水城西小学校の教室改修及び給食室の増築並びに小・中学校営繕工事によります教育環境整備を初めといたしまして、休日の窓口開庁の試行、あるいは景観まちづくり市民会議の立ち上げなど、マニフェストでお約束をいたしました項目につきまして着実に取り組みを進めてまいることができました。

これも、市民の皆様方、議員各位のご理解とご協力のたまものであり、厚く御礼を申し上げたいと思います。

任期の折り返しに当たりまして、私は、就任以来これまでさまざまな機会にいただきました市民の皆様あるいは議員各位の熱い思いを胸に、太宰府市の市政発展のために、さらに市民の皆様とお約束をいたしましたマニフェストの実現に向け、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、初心を忘れることなく、実践、行動してまいります。

また、「市役所はサービス産業」であるとの認識のもとに、常に改革あるいは改善、発展、確かな前進の考えのもとに、小さな行政で大きなサービスを目指し、行政のあらゆる領域に「“仁”のぬくもり」、すなわち温かな目配りを行い、私はもちろん職員の一人一人が市民の皆様暮らしの現場に出向き、課題を現場で発見するとともに、まちづくりに市民の力や地域の力を引き出せるよう「現場主義」を徹底してまいります。

そして、「市民の皆様とともに語らい、ともに考え、ともに行動する」というプロセスの中で、市民の声をお聞きし、市政に反映する、市民の目線に立った市政運営に誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

さて、100年に一度と言われます世界の金融資本市場危機を契機に、日本経済は既に景気後



退局面に入っておりまして、今後も外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化あるいは深刻化することが懸念をされております。

このため、国におけます「平成21年度予算編成の基本方針」におきましては、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中・長期的には「改革によりまず経済成長」という3段階の経済財政政策を進め、経済成長と財政健全化の両立を図ることを基本的視点とされ、地方財政におきましても国の取り組みと歩調を合わせ、引き続き人件費あるいは一般行政経費などの各分野にわたりまして厳しく抑制を図ることが求められております。

このような中、太宰府市の平成21年度予算編成に当たりましては、平成21年度経営方針のもと、マニフェストの実現を図ることを最優先課題といたしまして、また、福祉あるいは教育の充実を重点といたしまして、全経費について精査を行い、一般会計におきましては平成20年度当初予算対比でいきますと0.5%の増の182億8,562万9,000円を予算として計上をさせていただきました。

それでは、平成21年度におけます市政運営の主要な施策につきまして、マニフェストと第四次総合計画後期基本計画の大綱に沿って概要をご説明を申し上げます。

初めに、私が市政推進のためマニフェストに掲げました5つの政策からでございます。

第1点の簡素で効率的な市政運営の推進についてでございます。

まず、財政運営の指標についてでございます。

地方公共団体の早期健全化と財政の再生を目的といたします「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定されました財政状況の判断基準となります健全化判断比率につきましては、平成19年度におけます実質赤字比率あるいは連結実質赤字比率は、本市の場合、黒字のために該当はございません。実質公債費比率は、早期健全化基準25.0%に対しまして、太宰府市は12.8%でございます。将来負担比率は、同基準350.0%に対しまして、太宰府市につきましては11.8%でございます。健全化判断比率4指標は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下になっております。

今後もこの新たな4指標に十分留意しつつ、健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

また、平成19年度決算におけます経常収支比率は、退職者不補充によりまず人件費の減、大野城太宰府環境施設組合負担金及び下水道事業会計補助金の減、その他特別会計繰出金への特定目的基金の充当などによりまして、経常経費に充当した一般財源の額が減少いたしましたために、平成18年度決算から3.1ポイント改善をいたしまして97.8%となっております。

平成21年度におきましては、97%以下を目標といたしまして、身の丈に合った行財政運営に向けまして、引き続き事務事業の見直しなど経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託の推進、市債発行の抑制などによりまず公債費の減少並びに公債費の繰上償還など、限られた資源を有効に活用することを基調に、財政の柔軟性の回復へ取り組みを継続してまいり

たいと、このように思っております。

次に、市長給料の10%の削減についてでございます。

厳しい財政状況を乗り越えますために、その第一歩といたしまして、市長就任以来、市長給料を10%減額をし、また副市長及び教育長の給料につきましても5%減額をしております。

経常収支比率は改善してまいりましたものの、厳しい財政状況には変わりございません。平成21年度におきましても、私みずからが市民の皆様を初め職員に対して率先垂範するという観点から、減額につきましても継続してまいる所存でございます。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

限られた人的資源を有効に活用し、行政を効率的に運営していきますためには、組織のコンパクト化、大ぐくり化を行いながら、柔軟に対応していく必要があると考えております。

このため、さまざまな行政課題や、あるいはマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるよう、平成21年4月1日に再度機構改革を実施してまいります。

また、組織を動かす源となりますものは人でございまして、地方分権が進みます中、人材の育成はますます重要なものとなっております。

職員の意欲と企画立案能力の向上を図りますとともに、市政運営に反映いたしますため、職員人材育成基本方針に掲げております「信頼、納得、やる気、完遂」をキーワードにする「しなやか研修制度」を設けまして、業務にかかわる調査研究でありますとか、あるいは研修の機会を通じて、社会の変化でありますとか、あるいは市民の皆様のご要望に柔軟に対応できる職員の育成にも努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。

質の高い市民サービス、窓口業務を目指しまして、平成20年2月から6月にかけて「土曜窓口サービス」を試行し、利用実績や利用いただいた市民のアンケートなどをもとに検討してまいりました。

本年もその市民ニーズにこたえるべく、各種の証明発行及び印鑑登録に関する業務を繁忙期となります2月末から昨年同様、第2、第4土曜日に実施してまいる所存でございます。本格実施をこの点についても目指していきたいと、このように思っております。

次に、歴史や文化を生かし、環境に優しいまちづくりを図りますために平成15年5月に導入をいたしました「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この条例の施行後、6年を迎えるに当たりまして、去る平成20年12月開催の太宰府市税制審議会におけます慎重な審議を経て、3年間の継続をすることが望ましい旨の答申をいただきました。

この間、史跡地のライトアップ事業でありますとか、あるいはサイン整備を初め、総合交通計画の策定あるいは年末年始におけます臨時駐車場、あるいは仮設トイレの設置など、太宰府

市の固有の歴史的文化遺産や観光資源の保存活用、交通渋滞の緩和、あるいは来訪者の利便性向上に向けまして、この税を貴重な財源として活用してまいりました。

導入後、平成19年度決算までの5年間で約2億3,000万円、また平成20年度の決算では単年度で約6,600万円の歳入が見込まれております本税は、太宰府市のまちづくりに私はずっとも必要な財源として、答申を尊重し、継続でのご提案を申し上げるものでございます。

また、議会におかれましては、「みらい基金創設特別委員会」が設置をされました。平成20年2月には太宰府天満宮、駐車場事業者、観光協会、商工会、区長協議会、市民代表、議会、市で構成されました「みらい基金創設検討委員会」も立ち上がり、本市のまちづくりに向けた寄附金制度についてご検討をいただいております。

今後とも、税とみらい基金の関係につきましては、みらい基金の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

まず、子育て支援環境の整備についてご説明を申し上げます。

平成20年度に実施いたしました次世代育成支援に関するニーズ調査に基づきまして、次世代育成支援対策行動計画、いわゆる「にこにこプラン」後期計画の策定を進めてまいります。

また、公費負担を5回にいたしておりました妊婦健康診査を10回に拡充するほか、新たに生後4カ月までの乳児に対する全戸訪問事業を次世代支援対策交付金を活用しながら実施してまいります。子育てにかかわる住民サークルでありますとか、あるいはNPO、ボランティア、関係機関とも連携をしながら、よりきめ細かな子育て支援を推進してまいります。

南保育所の民間委託につきましては、委託先法人、保護者、市の三者で協議しながら、円滑な移行に配慮してまいります。

あわせて、通古賀、吉松東地区の新市街地整備や転入等によります児童数の増に対応いたしますために、平成20年度に実施いたしました水城西学童保育所の増設に引き続きまして、入所児童数の多い水城学童保育所の増設を進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

本市の高齢化率は、筑紫地区で最も高く、平成21年1月末現在で20.4%を示し、ここ一、二年で超高齢社会を迎えようとしています。

長年、社会の発展に寄与されてきた高齢者の人たちが、住みなれた地域におきまして健康で楽しく、生きがいを持って日々の生活を送っていただくことを重要な課題として各種の施策実現に向けまして努力してまいります。

まずは、各行政区を核といたしまして、「地域での見守り活動」あるいは「サロン活動」、「介護予防事業」がすべての地域で実現できますように、高齢者支援の地域づくりの施策を展開してまいります。また、高齢者の相談窓口と介護ケアの中核をなします地域包括支援センターにつきましては、平成21年度から直営にすることによりまして、より質の高い支援と相互の

信頼関係を深めてまいります。

なお、平成21年度から平成23年度を目標期限といたしまして策定いたしました第4期介護保険事業計画に基づきまして、サービス事業所の適正化への指導あるいは介護支援専門員の育成等を推進してまいります。

新規事業といたしましては、九州大学健康科学センターと連携をいたしまして、地域における効果的な介護予防に関する調査研究を行う「介護予防プロジェクト研究協議会」を発足をいたします。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害のある方々が、それぞれの能力や適性に応じて自立した日常生活と社会参加の実現を目指していくため、障害者自立支援法に基づきましてニーズに沿った障害者福祉のサービスの充実、支援に努めてまいります。

また、障害者が自立した日常生活を送るためには、就労は極めて重要であると思っております。

障害者の社会貢献への参加と将来にわたる自立支援のため、NPO法人太宰府障害者団体協議会が実施されます段ボールコンポスト事業への助成を行ってまいりたいと思っております。

このことによりまして、就労の場の確保でありますとか、あるいはごみ減量を初めといたします環境問題への対応、高齢者の生きがいがづくり、農業の振興などにつなげていきたいと、このように考えておる次第でございます。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

まず、学校支援人材バンク等の構築についてでございます。

市内の4大学にご協力をいただきまして、平成20年11月に「太宰府市小中学校サポート制度」へのサポーター派遣協定を締結をいたしました。

本制度は、太宰府市で学んでおられる大学生に小・中学校の授業支援を行っていただくものでございまして、平成21年度におきまして制度の有効な運用を進め、また他の大学へも支援の輪を広げていきたい、このように考えております。

さらに、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育や学力向上等を図りますために、各学校に配置いたしております「学校支援員」あるいは「特別支援学級支援員」、「授業協力者」の増員を行いながら、さらなる充実を目指してまいりたいと、このように思っております。

次に、「子どもの安全と命を守るネットワーク」の確立についてでございます。

子供たちが悲惨な事件の被害者となる悲しい出来事は、全国におきまして今も続いており、胸が痛む思いがいたしております。

このような事件の未然防止のために、「学校情報発信システム」を活用いたしました不審者情報の提供、そしてその活用の促進を図りますとともに、行政、学校、警察、保護者、そして地域が一体となった子供の安全と命を守るネットワークづくりをさらに進めていきたいと、こ

のように思っております。

次に、安全・安心な教育環境の整備についてでございます。

平成21年度は、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校の耐震補強工事を進めますとともに、太宰府南小学校及び学業院中学校につきましては、耐震評価を行い、その結果に基づきまして計画的に耐震補強への取り組みを進めてまいります。

また、太宰府西中学校体育館の天井改修を初め、各学校施設の改修を計画的に実行してまいります。

さらに、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度からの新学習指導要領の実施に伴いまして、その移行措置として実施されます新教育課程の教材等の準備を順次進めるなど、教育環境の整備について力を入れていきたいと思っております。

第4点目の「まるごと博物館」、すなわちまちぐるみ歴史公園についてでございます。

まず、歴史まちづくりについてでございます。

昨年の5月に文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管の法律として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」が制定をされました。

歴史まちづくり法は、太宰府市が進めております「まるごと博物館」を早期に具現化できる絶好の機会との考え方のもとに、史跡地を初め、数多くの文化財など、本市の特有の歴史資源を活用する観点から、景観まちづくりと連携しつつ、大宰府政庁跡を中心とした周辺一帯の良好な環境の形成を図り、太宰府ならではの風情や趣を感じさせる歴史まちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

このため、この歴史まちづくりの根拠となります歴史的風致維持向上計画の策定と、国の認定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、文化財総合的把握モデル事業として文化庁の委託を受けました「太宰府市民遺産推進計画」の策定を、平成22年度の完了を目途に歴史まちづくりと連携をしながら進めてまいりたいと、このように思っております。

次に、文化財の保存と活用についてでございます。

市民の皆様の潤いと憩いの空間といたしまして、また魅力あふれる観光空間の創出のために取り組んでまいりました特別史跡水城跡東門周辺整備事業が、平成20年12月に完成をいたしました。

平成21年度の水城跡整備といたしましては、現状の土塁の破損箇所の修復でありますとか、あるいは樹木の伐採など保存修理に着手しまして、将来は隣の大野城市とも連携をし、共有の歴史的遺産として土塁本体の中を散策できるような、今まで以上に水城跡に親しんでいただくための整備に結びつけていきたい、このように考えております。

また、「まるごと博物館」の実現に向けまして、歴史的遺産も多く、史跡地でもあります四王寺山を歴史や文化を感じながら気楽に散策できるよう、案内板でありますとか、あるいは登

山道の点検、整備をする四王寺山周辺遊歩道調査整備事業を実施していきたいと思っております。

次に、「(仮称)景観まちづくり条例」についてでございます。

太宰府市は、昨年5月に景観まちづくりを積極的に進めます景観行政団体となり、景観まちづくりフォーラムの開催を初め、景観計画策定委員会の立ち上げ、あるいは景観に関する市民意識調査の実施、景観まちづくり市民会議の開催など多彩な取り組みを展開してまいりました。

平成21年度も昨年度に引き続きまして景観計画策定委員会でありますとか、あるいは景観まちづくり市民会議を開催をいたしまして、太宰府特有の地域資源を生かし、個性と魅力あふれる美しいまちを市民との協働で守り育て、その根幹となります計画の策定、そして条例の制定に向けて、そういった取り組みを進めてまいります。

次に、道路整備についてでございます。

「まるごと博物館」の基盤を整備するものとして、地域再生計画の認定のもと、平成23年度までの5年間にわたり、交通の円滑化、交通混雑の緩和のための道路整備あるいは障害者等の安全を考慮したバリアフリー化などを総合的に展開しております。

平成21年度におきましては、「地域再生基盤強化交付金」を活用する事業といたしまして「関屋・向佐野線」「水城駅・口無線」などの整備を進めてまいります。

次に、交通渋滞の緩和とコミュニティバス「まほろば号」の路線の拡充についてでございます。

交通施策の指針となります総合交通計画につきましては、実施計画のもと、取り組むべき課題から順次実行しておりますけれども、平成21年度におきましては、携帯電話を通じて駐車場の空き状況などの確認ができるような交通情報システムの構築に向けて実行してまいろうと思っております。

県事業として進められております県道「筑紫野・古賀線」の4車線拡幅事業と「観世音寺・二日市線」の延伸・拡幅事業につきましては、平成20年度におきまして地元説明会や用地協議などが実施されるなど、着実に進捗してまいりました。太宰府市の交通の円滑化にとりまして重要な事業でありますので、早期実現に向けて今後も継続的に協力をしてまいります。

また、昨年11月19日には、東観世区に民間企業が主体となります買い物サポートカー「マミーズ・まほろば号」の運行が開始をされました。

コミュニティバスの運行空白区域の解消策にもつながるものでございまして、企業の地域貢献策としての取り組みに私は感謝申し上げたいというふうに思っております。

本市の取り組みといたしまして検討してまいりましたコミュニティバス「まほろば号」の新規路線といたしましては、平成21年4月に地域住民の皆様方のご要望を実現する高雄線の運行を開始いたしますとともに、利用者の皆様からも多数のご意見をいただいております乗り継ぎの円滑化を目的といたしまして、この際ダイヤの一部改正も行っている所存でございます。

す。

今後より一層公共交通としてのサービス向上と効率的な運営に努めてまいりますので、公共施設の利用、また通勤、通学や買い物あるいは観光などの移動手段として、市民の皆様を初め来訪者の方々にも大いにこの「まほろば号」をご利用いただきまして育てていただきたい、私はこのように願っておる次第でございます。

次に、「（仮称）JR太宰府駅」の設置についてでございます。

議会におかれましては、平成19年12月議会におきまして「JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会」を設置をされて以来、これまでご審議をいただいたところでございます。

「（仮称）JR太宰府駅」につきましては、太宰府市のまちづくりの観点から、私は必要であると、このように考えております。

しかしながら、駅単体での整備ではなく、その周辺整備や九州国立博物館方面への交通アクセス等を視野に入れ、佐野東地域全体を考えることが重要である、このように思っております。

周辺整備の手法といたしましては、区画整理、民間開発等が考えられますけれども、特別委員会の中間報告にもございますように、事業を推進するためには民間のノウハウや資力、信用をより一層活用するとともに、民間の動向や意向に対応することが重要であることから、組合などの民間施行が最も望ましいと考えております。

地権者の方々のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、機運の盛り上がり期待するものでございます。

なお、組合施行の場合におきましても、通古賀、吉松東地区の区画整理事業の場合と同様に、市は側面から支援、協力してまいり所存でございます。

今後につきましては、「（仮称）JR太宰府駅」を含めた佐野東地区の将来のまちづくりに関して、地権者の意向を尊重し、さまざまな意見が交換できるよう、仮称ではございますけれども「佐野東地区まちづくり懇話会」を立ち上げまして、協議を深めてまいりたいと、このように考えております。

このような取り組みを通じまして、太宰府市の資源を生かし、市民の皆様の学びや、あるいは健康づくりの場として、また市民レベルの交流の場として、さらには観光産業の活性化に結びつけるなど、「まるごと博物館」を将来を見据えて進めてまいりたいというふうに思っております。

5点目の市民が参画できる市政運営についてでございます。

まず、各種審議会委員の女性の登用率30%についてでございます。

平成20年4月1日現在におけます各種審議会等の女性委員の登用率は27.2%でございます。

今後とも政策や方針等の意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、女性の登用率30%の実現に向けまして、継続して努力してまいりたいと思っております。

また、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

平成20年1月から私自身が市民の皆様とともに考え、語り合う場として開始をいたしました「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」も、これまで20行政区にお伺いをいたしまして、地域の課題でありますとか、あるいは市政に関しますさまざまなご提案をいただきました。

また、地域の課題につきましては、即時現場を点検をし、そして可能な限り改善に今日まで努めてきたところでございます。

懇談会に当たりましては、テーマとして「協働のまちづくり」を掲げ、今の行政区の自治組織を基礎的な単位としながら、小学校区エリアの枠組みで市民主体の「協議会」組織をつくる、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した市民協働のまちづくりについても提起をさせていただきました。

平成21年度におきましては、まず今現在あります行政区自治会組織の拡充を図っていただき、順次自治会長を核とした校区自治協議会への組織化並びに協議会会長で組織します連合会を位置づけをし、そして地域コミュニティ推進の組織づくりに努めてまいります。

そして、市民と行政とが連携をし、地域防犯、地域防災、通学路の安全確保、高齢者の見守り活動など、地域が一体となって取り組む自治会活動へと結びつけ、地域力を高め、子供から高齢者まで住みなれた地域で安心・安全に暮らすことができるような、そういった市民との協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、総合計画に定めました5つの柱をご説明を申し上げます。

第1の施策「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」からでございます。

まず、人権尊重のまちづくりにつきましては、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」及び「人権尊重のまちづくり推進実施計画」の策定の取り組みを引き続き進めてまいります。

また、啓発事業の統合など創意工夫を行いつつ、人権センター運営受託者との連携を緊密にし、人権の尊重と同和問題の解決に向け、今後も取り組みを継続してまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

九州国立博物館や太宰府キャンパスネットワーク会議並びに指定管理者等と連携をし、「第二次生涯学習推進基本計画」の施策目標に沿った文教都市ならではの特色ある学習機会のさらなる充実を図ってまいります。

また、市民の健康づくり、体力増進等生涯スポーツの推進指針となる「スポーツ振興基本計画」並びにその活動の場となります総合体育館の基本構想の策定にも取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、生涯スポーツの場として多くの市民の皆様にご利用いただいております「太宰府史跡水辺公園」につきましても、機能の向上を含めた施設改修を実施をしております。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。



まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

生涯を通して保健予防を図り、市民みずから健康づくりが実践できますように、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の事業を推進しまして、保健・福祉・医療が連携した取り組みが継続してできるように努めてまいります。

また、新型インフルエンザ発生の未然防止や発生に備えた準備及び危機発生時の的確な対応に取り組みますために、新型インフルエンザ対策本部設置規程を整備し、太宰府市としての対策を進めてまいります。

次に、社会保障制度についてでございます。

介護保険事業につきましては、平成21年度は第4期介護保険事業計画の初年度でございまして、計画に基づきまして本年4月から介護保険料の改定を行いますとともに、介護予防に重点を置き、将来にわたって施策が円滑に展開できますよう、健全な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

なお、国民健康保険制度につきましては、安心な医療制度となりますよう関係機関に要望を行い、そして適正な運営を行ってまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましても、国、県の動向を見ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、安全なまちづくりについてでございます。

防災につきましては、「太宰府コミュニティ無線」の設備改善を行いまして、有効活用を促進してまいりますとともに、平成12年作成配布しております「防災マップ」につきましても、避難警戒情報や避難場所など地図上に明示しました「防災ハザードマップ」として改定をし、住民周知を図ってまいりたいと思っております。

また、「地域防災計画」の点検、見直しを行いまして、計画に基づく危機管理体制や地域自主防災組織等の充実に継続して取り組み、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいりたいと思っております。

消防・救急につきましては、昭和45年に建築されました太宰府消防署の施設老朽化に対応いたしますために、筑紫野太宰府消防組合におきまして、平成22年度完成を目途に、庁舎の建て替え及び最新の機器を備えた司令室の整備に着手をいたします。

本格的な整備に向け、平成21年度は仮庁舎の整備を行うことといたしてございまして、消防・救急体制を確保してまいりたいと思っております。

防犯につきましては、平成20年6月に発足をいたしました行政、警察、消防、ボランティア団体、関係団体などにより安全・安心のまちづくりを推進するためのネットワーク組織でございます「太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議」を軸といたしまして、筑紫野警察署管内におけます第2・第4金曜日の「一斉街頭活動の日」を継続いたしまして、太宰府市のみならず筑紫地区が一体となった活動を展開をしてまいる所存でございます。

あわせて、「安全・安心のまちづくり推進条例」に基づきまして、関係機関や関係団体、地

域と連携をしながら、市民意識の高揚あるいは自主的な安全活動などの取り組みも積極的に推進してまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてでございます。

太宰府市の東部地域の地区公園といたしまして整備を予定しております「高雄公園」につきましましては、地域の皆様のご意見をいただきましたので、散歩やウォーキングが楽しめる園内遊歩道でありますとか、あるいは健康づくり広場を設置し、地域はもちろん広く市民の皆様にご愛される公園となりますよう整備を進めてまいります。

次に、生活環境の向上についてでございます。

良好な環境の保全と創造を図るため指針となります環境基本計画の改定に取り組みますとともに、温暖化を初めとする地球環境問題や資源循環型社会の構築など、市民一人一人の行動変革によります環境負荷の軽減に向け、啓発に努めてまいりたいと思っております。

ごみの適正な処理につきましては、福岡都市圏南部4市1町で構成しております広域行政での適正な処理を継続して取り組みますとともに、「一般廃棄物処理基本計画」の改定を進め、あわせて市民、事業者に対する啓発、理解促進を一層働きかけを行いまして、ごみの減量化あるいは分別、リサイクルの促進に努めてまいりたいと思っております。

なお、火葬場につきましては、広域行政によります効率性を高め、平成21年4月1日から筑慈苑施設組合に加入をいたします。

昭和55年7月に運営を開始いたしました北寿苑につきましては、平成20年度末をもちまして、その役割を終えることとなりますけれども、これまでの地元の皆様方の深いご理解とご協力に、改めましてこの場をかりまして心から厚く御礼を申し上げておきたいと、このように思っております。

第4の施策「快適で魅力のあるまちづくり」についてでございます。

まず、都市計画の見直しについてでございます。

都市計画の決定後、長期にわたりまして事業が未着手となっております都市計画道路につきましましては、県の検証方針のもと、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら見直しを継続して進めてまいりたいと思っております。

また、市街化区域におけます都市の活力増進の観点から、将来都市像との整合や地域特性に配慮しながら、西鉄二日市駅周辺のまちづくりの動向も視野に入れつつ、用途地域等の必要な見直し検討を引き続き行ってまいりたいと思っております。

次に、上下水道についてでございます。

水道事業につきましては、引き続き福岡都市圏におけます取り組みと緊密に連携をとりながら、安全で良質な水の安定供給に努めますとともに、一般家庭水道料金の一部引き下げを含みます料金体系の見直しを進めてまいりたいと思っております。

下水道事業につきましては、北谷地域の整備事業を平成25年度完了を目途に継続して実施し

てまいります。

また、内山地区につきましても、平成21年度から着手してまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

平成17年10月に開館をいたしました九州国立博物館の入館者数は順調に推移をいたしてまいりまして、平成21年1月末で560万人を超えました。

また、昨年12月13日には日中韓首脳会議が開催をされまして、全世界に「太宰府」から情報発信されるというビッグニュースもございました。これも、長年の市民によります国立博物館誘致運動からもたらされた果実でもあると、私はこのように感慨深く感じておるところでございます。

今後も歴史的文化遺産を初めといたしまして、この九州国立博物館を生かしまして、観光プロモーションによります観光誘致に力を注ぎますとともに、観光の振興及び観光を軸とした地域産業の活性化に向けまして、私は力を入れ、情報発信してまいりたいと、このように思っております。

また、来訪者の方々の市内回遊の促進でありますとか、あるいは滞在時間の延長、さらには交通の円滑化、二酸化炭素削減によります地球温暖化防止に寄与いたしますために、西日本鉄道株式会社と連携したレンタサイクル事業を進めますとともに、観光地としての魅力づくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

歴史と国立博物館を生かしたまちづくりにつきましては、太宰府の価値あるいは地域の魅力を再発見する「太宰府発見塾」講座、そして昨年度、門前町のみならず観世音寺、戒壇院、水城跡まで広がりを持ちました光のイベント「太宰府古都の光」を引き続き展開し、支援をしてまいりたいと、このように思っております。

文化の振興につきましては、平成8年9月に策定いたしました「文化振興基本指針」を現状に即した内容といたしますために改定を進めてまいります。

また、本年10月には、萬葉集とそれにかかわる各分野の研究を目的とする「萬葉学会」全国大会が九州国立博物館をメイン会場に開催されますので、協力し、支援をしてまいりたい、このように思っております。

最後になりますけれども、「第五次太宰府市総合計画」の策定についてでございます。

現在、平成23年度を初年度といたします向こう10カ年のまちづくりの指針となります「第五次太宰府市総合計画案」の策定に取りかかっております。平成20年度におきましては、市民意識調査及びこれからのまちづくりについて、職員みずからが直接ご意見をお聞きする市民100人インタビューを行っております。

平成21年度に基本構想、基本計画の検討を本格化し、平成22年度には基本構想案を議会にご提案を申し上げることになりますけれども、地方分権が進展する中、この総合計画におきましては「協働」が重要なキーワードであると、このように思っております。

以上、平成21年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要についてご説明をさせていただきました。

市民の皆様方から「太宰府が大好きです。ずっと住み続けたい。」とお話しいただくことは、私を初め職員にとりましても何よりもうれしいお言葉であり、まちづくりに向けて勇気、そしてやる気をいただくものでございます。

今後とも市民の皆様とお約束をいたしましたマニフェストの実現に全力を注ぎますとともに、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」持ち、「市民との協働のまちづくり」を進めていくことを基本といたしまして、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもとに、市民の皆様が太宰府に住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりをさらに進めてまいりたいと思っております。

市民の皆様と議員各位の市政に対するより一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で「施政方針」を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例議会初日にご提案いたします案件につきましてご説明をさせていただきます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件につきましては、諮問1件、専決処分の承認を求めるもの1件、協定2件、財産の取得1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定を1件、その他1件、規約の変更3件、条例の制定1件、条例の廃止1件、条例の一部改正9件、補正予算5件、新年度予算8件、人事案件1件、合わせまして36件の議案をご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の安河内興二氏が、平成21年6月30日をもって任期満了となりますので、再び安河内氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げるものでございます。

安河内氏は、平成12年7月から人権擁護委員を3期9年間務められ、小学校教諭として長く勤められたご経験を生かされ、子供の人権問題の解決や啓発活動に努めてこられました。本市の人権擁護委員として、安河内氏は十分任務を果たせる方であると確信をしておるところでございます。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月27日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算が平成21年1月27日に成立し、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付事務を早急に進めていく必要が生じたので、これに要する事務費について平成21年2月4日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、給付費そのものにつきましては、財源を確保する関連法案が成立次第、予算計上させていただきます。それでは、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 専決第1号で定額給付金給付事業費の問題ですが、まず、7ページを

お聞きいただきたいと思うんですが、この定額給付の事務として以前も質問をしておりましたが、ここにありますこの事務補助員の賃金520万円、それから同じく子育て応援特別手当給付事業の事務補助員の賃金で113万4,000円ですが、これはどのような雇用形態になるのかというのが1点です。大変今、失業関係で臨時職員の募集だとか、こういうのが連日報道されておりますが、雇用対策として活用するかどうか、まずこれを1点説明いただきたい。

それから、役務費の口座振込手数料として大変大きな金額、900万円が計上されております。この口座振込手数料ですが、個人情報保護条例の関係で定額給付金を個人の口座に振り込む場合には、その口座番号が明らかになります、やはり差し押さえの口座の対象がわかるような状況にもなります。この個人情報保護の関係で、行政としては口座番号を他に利用しないという確約がとれるのかどうかを説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問の事務補助員の件でございますが、基本的には3月中に雇用する職員については、平成21年度新規採用予定職員を早く市の仕事になれていただくということから、基本的には市の採用予定者を雇用したいというふうに考えております。

それから、あわせて、そのほかにも現在随時臨時職員については応募を受け付けておりますので、その中から連絡させていただいて来ていただける方を雇用していきたいというふうに考えております。

それから、口座振込手数料の件につきましては、基本的には今回の給付金は口座振り込みでございますので、申請書の中にその旨を記入して口座番号を書いていただくということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今私がお聞きしたのは、雇用形態は今、臨時職員とか登録職員ということですが、新たに雇用対策としてここにあります雇用保険、社会保険、労災保険とあるんですが、公募によるのかどうか。公募、太宰府市がこういう定額給付金の臨時職員の公募を何人ぐらい行うのかどうか。もう登録されている者をそのまま使うんじゃなくて、公募によるのかどうか。そのままというのが1点で、対象人員は何人かって聞いたんです。

それから、その口座振り込みの番号が明らかになりますが、いずれ定額給付の問題で以前も質問したように、夫婦同一世帯であっても、はっきり言って別な世帯、離婚の問題があったり家庭のさまざまな事情があると思うんですが、こういう状況の中での口座振り込みによってトラブルも起こりますし、なかなか口座番号というのは、これだけに使うものであってほかには使わないという確約をいただきたいと。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 臨時職員につきましては、常時公募しておりますので、臨時職員受け付け簿に従って連絡していきたいというふうに考えております。

それから、口座振り込みの番号につきましては、この給付金事業にのみ使用するという
こと
でございます。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第15まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第2号「上水道の給水協定について」から日程第15、議案第10号「筑紫公平  
委員会設置規約の変更について」までを一括議題にしたいと思  
います。これにご異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第2号から議案第10号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第2号「上水道の給水協定について」ご説明を申し上げます。

市民生活用水確保及び水道事業の円滑な運営のために、隣接する筑紫野市と相互に給水を行  
う給水協定を締結しておりますが、本協定が3月31日をもって失効いたしますために、更新に  
ついてご提案を申し上げる次第でございます。

今回更新いたします期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間ござい  
ます。

次に、議案第3号「下水道の排水協定について」ご説明を申し上げます。

市民生活環境改善及び下水道事業の円滑な運営のために、隣接する筑紫野市と相互の排水管を活用し排水を行う排水協定を締結しておりますが、本協定が3月31日をもって失効いたしますために、更新についてご提案申し上げるわけでございます。今回更新いたします期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第4号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところでございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買い上げいたします土地につきましては、32筆、面積4万9,727.29㎡、買い上げ金額3億8,482万2,210円でございます。詳細につきましては、財産（史跡地）の取得一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第5号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回、廃止を提案いたしております前田道第1支線のほか3路線につきましては、道路改良により暫定で認定しておりました路線を廃止するものでございます。

それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づく路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第6号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案しております吉ヶ浦9号線、吉ヶ浦10号線につきましては、開発により帰属を受けた路線でございます。

また、松川2号線、関屋3号線、関屋4号線につきましては、既に市の道路として整備された路線でございます。

それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものでございます。

次に、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」ご説明を申し上げます。

本議案は、住居表示を実施するに当たり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回実施する予定の区域は、通古賀区、国分区それぞれの一部でございます。

住居表示の方法につきましては、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づき、街区方式といたします。

実施区域につきましては、昨年事業が終わりました通古賀土地区画整理事業地域と、そこに隣接する大字国分地域で、同要綱第3条の規定によります恒久的な施設でございます西日本鉄道天神大牟田線と、河川でございます御笠川で囲まれた区域でございます。

また、太宰府市住居表示審議会に諮問した結果、原案のとおり実施すべきとの答申を得ましたので、ご提案を申し上げる次第でございます。

次に、議案第8号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」ご説明を申し上げます。



今回の内容につきましては、本年3月31日限りで3団体が脱退し、同年4月1日から1団体が加入すること及び一部事務組合の名称変更が2件となっております。これにより、組合を組織する地方公共団体の数は、現在の95から2つ減少をし、93団体となります。

次に、議案第9号「福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

今回の変更は、福岡県及び指定都市を除く県内市町村が共同で設置する福岡県共同公文書館に関し、福岡県自治振興組合において、歴史資料として重要な市町村の公文書等の保存及び供用並びに公文書館の設置及び管理運営に係る事務を、北九州市及び福岡市に係るものを除いて、新たに共同処理することとするため、同組合の規約を変更する必要性が生じたものでございます。

次に、議案第10号「筑紫公平委員会設置規約の変更について」ご説明を申し上げます。

今回の規約変更は、平成21年4月1日から筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合の名称が筑慈苑施設組合に変更されることに伴うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月27日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第26まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」から日程第26、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第11号から議案第21号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」ご説明を申し上げます。

平成21年度に介護従事者に対する処遇改善を目的とし、介護報酬の改定が実施されるに当たり、被保険者の負担軽減を図るため、本年度中に国より交付金が交付されることになっております。

今回、この国庫交付金の受け入れに際し、基金を設置する必要性が生じたために、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市開発行為等整備要綱を平成13年に改正をし、事業主の負担の規定を削除したことにより、積み立てる額がなくなったために条例を廃止する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、条例第2章の規定を適用しない個人情報に関する規定を改めるものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の年次有給休暇の付与を暦年から年度に切りかえること、及び国家公務員の例に準じて職員の勤務時間の範囲を定めるものでございます。

職員の年次有給休暇の取り扱いにつきましては、現在、毎年1月1日に20日間を付与しているところでございますが、これを職員の採用あるいは再任用を行う4月1日に改めるものでございます。

次に、職員の勤務時間につきましては、昨年の人事院勧告に伴い、国家公務員の1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改められましたので、これにあわせて規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括してご説明を申し上げます。

平成19年7月から市長10%、副市長及び教育長5%、それぞれ給料の減額を行っているところでございますが、その期間につきまして、さらに1年間延長を行うものでございます。今後なお一層、財政の健全化に向け、全力で取り組んでいきたい、このように考えております。

次に、議案第17号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の例に準じて職員の勤務時間を7時間45分の範囲内とすることに伴い、再任用短時間勤務職員の割り増しとなる時間外勤務手当の対象の時間を8時間から7時間45分に改めるものでございます。

次に、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

歴史と文化の環境税は、太宰府市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するために、平成15年5月23日に条例の施行を行ったところでございます。収入は、5年間で約2億3,000万円の自主財源が確保

できまして、太宰府市にとりまして魅力あるまちづくりのための貴重な財源となっております。

今年5月に条例が6年の適用期間を迎えるに当たりまして、見直しの時期に当たることから、昨年の11月から4回にわたりまして、太宰府市税制審議会を開催をしたところでございます。

会議の中で、太宰府みらい基金についての検討経過報告等もなされておりましたが、昨年12月26日の第4回太宰府市税制審議会におきまして、現段階での制度としての確実性、将来への持続可能性の面から、歴史と文化の環境税は現行どおり継続し、その期間は3年とすることが望ましいとの答申をいただきました。太宰府市にとりましても、この答申を踏まえ、3年継続の意向を十分に尊重いたしまして、間もなく6年目を経過いたします適用期間をさらに3年延期するものでございます。

次に、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、水城西学童保育所の分割、太宰府西学童保育所及び国分学童保育所の定員増を行いますために、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法に規定されている3年ごとに見直す介護保険事業計画に基づき、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を改定するとともに、今回の介護保険制度の一部改正に伴い、保険料の所得段階の見直しを行うものでございます。

次に、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市地域福祉計画策定委員会の設置を行うための条例一部改正でございます。

第四次太宰府市総合計画に掲げております戦略プロジェクトの一つでございます福祉でまちづくり推進プロジェクトにおけます健やかで安心して暮らせるまちを目指しまして、太宰府市地域福祉計画を平成17年3月に策定をいたしまして、5年の計画期間で推進しているところでございます。

平成21年度におきましては、計画期間を迎えますことから見直しを図り、平成22年度から計画策定に向けて調査・審議をしていただくため、太宰府市地域福祉計画策定委員会を附属機関として設置するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月27日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第27、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第31、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第22号から議案第26号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億9,069万円を追加をいたしまして、予算総額を198億669万4,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、国の生活対策におきまして、インフラ整備などを進めるための地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業といたしまして、防災ハザードマップ作成、環境美化センター浸出水の処理施設補修工事、市営土木工事の3事業を計上し、財源の交付金が確定するまでの間、財政調整基金で対応させていただいております。

その他、不足が生じた生活保護費及びコミュニティバス運行補助、生活保護システムの入替えに伴います経費、梅ヶ丘広場用地購入費、機構改革に伴います営繕工事費、各基金の運用利子及び佐野土地区画整理事業保留地処分金・清算徴収金によります基金積立金などを追加計上をさせていただいております。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金の対象の3事業や地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の対象となっております小学校施設整備事業など繰越明許費の追加8件、生活保護システム保守委託料と保健センター印刷機賃借料の債務負担の追加2件を補正させていただいております。

次に、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,419万2,000円を追加をし、予算総額を35億4,581万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の内容といたしましては、国から介護報酬改定に伴う介護従事者処遇改善臨時特例交付金であります。

歳出の内容といたしましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の基金への積立金でございます。

次に、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出3万8,000円を増額し、予算総額を796万6,000円にお願いするものでございます。

歳入の内容といたしましては、住宅新築資金等公債償還積立金の運用収入の増により、3万8,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を同積立金に計上いたしております。

次に、議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして収入を6,522万8,000円増の総額12億8,732万9,000円とし、支出を1,071万6,000円減の総額11億7,749万円とするものであります。

資本的収支につきましては、支出を2,693万7,000円減の総額8億9,642万1,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいているものでございまして、収益的収入につきましては、有収水量の伸びの鈍化に伴います給水収益の減額、団体加入件数の増加に伴う加入負担金の増額、支出におきましては契約額の確定によります委託料の減額が主なものでございます。

次に、資本的支出におきましても、契約額の確定によりまして建設改良費の委託料等を減額するものでございます。

次に、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして収入を1億107万5,000円増の総額17億6,768万1,000円とし、支出を90万7,000円増の総額15億6,778万7,000円とするものでございます。

資本的収支におきましては、収入を1億9,004万9,000円減の総額27億5,601万2,000円といたしまして、支出を1億8,555万2,000円減の総額33億5,766万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいているものでございまして、収益的収入におきまして有収水量の伸びの鈍化に伴います営業収益の減額及び特別利益、流域下水道維持管理負担金剰余金精算金の増額、支出におきましては営業費用の流域下水道維持管理費等の減額と資産減耗費の増額、あるいは営業外費用の企業債利息の減額と消費税及び地方消費税の増額が主な内容でございます。

次に、資本的収入におきましては、事業の契約額確定等に伴います建設企業債の減額、支出におきましては、契約額確定によります建設改良費におけます工事請負費等の減額、あるいは企業債償還金の減額が主なものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月27日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32から日程第39まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第32、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」から日程第39、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第27号から議案第34号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢は100年に一度と言われる世界の金融資本市場危機を契機に、景気後退局面に入りまして、今後も景気の下降局面が長期化あるいは深刻化することが懸念をされております。

このために国におけます平成21年度の予算編成の基本方針では、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は景気対策、中期的には財政再建、中・長期的には改革による経済成長という3段階の経済財政政策を進め、経済成長と財政健全化の両立を図ることを基本的視点とされ、地方財政につきましても、国の取り組みと歩調を合わせ、引き続き人件費あるいは一般行政経費などの各分野にわたりまして厳しく抑制を図ることが求められておるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、太宰府市の平成21年度の予算編成に当たりまして、施政方針でも述べさせていただきましたように、マニフェストに掲げました項目の早期実現及び太宰府市のまちづくりの指針でもございます第四次総合計画に掲げております各種施策・事業を総合的に効果的に推進しますために、限られた財源の重点配分と、これまで以上に効率的あるいは効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、あるいは新規事業を極力抑制したほか、内部経費の削減でありますとか、市債発行額を20億円以下に制限することなど、経費全般について徹底した節減合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたところがございます。

その結果、平成21年度の一般会計予算総額は182億8,562万9,000円となり、平成20年度の予算と比較をいたしますと、8,263万6,000円増、率にいたしますと0.5%増の予算となっております。別に配付しております予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明を

申し上げます。

平成20年度は、医療保険制度改革に伴い、老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整の創設等、予算編成上も大幅な改正を行っております。平成21年度におきましても、医療制度の見直し等に伴う諸改正点を適切に反映しながら予算編成を行っております。

平成21年度の歳入歳出予算総額につきましては、66億8,416万3,000円で、対前年比7.3%の増となっております。医療費等の見込み額につきましては、過去の実績でありますとか、あるいは最近の医療費の動向等を考慮し、また国保税や国県負担金等の収入の確保、医療費の適正化、特定健康診査・保健指導を初めとした保健事業の推進など、より一層の運営努力を図りながら、関係機関に対しまして国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るために、引き続き要望してまいりたいと思っております。

次に、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算額は、1億6,252万円、対前年度当初予算費68.2%の減で、清算2年目の予算となっております。

次に、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出の予算総額は、8億905万8,000円を計上いたしております。

歳入といたしましては、主に1款保険料の6億7,000万1,000円と3款繰入金1億3,904万9,000円でございます。

歳出といたしましては、主に1款1項2目広域連合負担金の7億7,851万8,000円でございます。これは、保険者でございます広域連合へ太宰府市で収納した保険料及び事務運営費として支出するものでございます。

次に、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

介護保険事業は、施行後8年を経過し、人口の高齢化及び制度の浸透に伴いまして、介護保険サービスの利用者も年々増えてきております。

平成21年度につきましては、第4期介護保険事業計画の最初の年に当たり、介護保険の制度の改正とともに、介護報酬の改定も行われます。また、平成21年度から地域包括支援センターの直営化に伴いまして、新たに介護サービス事業勘定を設けております。

平成21年度の歳入歳出予算につきまして、総額34億1,395万円、対前年度比0.05%の減となっております。今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算につきましては、総額1,345万5,000円で、前年度比69.7%の増となっております。

予算総額が増額となりました主な要因は、歳出におけます公債費について、国の制度、公的資金補償金免除繰上償還にのっとりたところの繰上償還を行うものでございます。この繰上償還のための財源を基金からの繰入金、前年度比610万4,000円を増額し、1,058万9,000円を繰り入れし、歳入歳出の調整を図っております。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進と滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数2万2,214戸、年間総給水量499万7,215^mを予定をいたしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、配水管新設工事719m、布設がえ工事625m等を予定をいたしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比1.3%減の総額12億621万1,000円といたしまして、支出を前年度比2.6%減の総額11億3,750万5,000円といたしております。

なお、収益的収入におきましては、営業収益の根幹を占めます水道使用料は、前年度比0.9%減の10億7,242万3,000円を見込んでおります。支出につきましては、配水管等の修繕費、企業債利息、消費税等の減によります総額が減少しております。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入を前年度比98.1%減の総額966万5,000円とし、支出を前年度比28.4%減の総額6億6,031万3,000円といたしております。資本的収入の大幅な減額につきましては、平成20年度に国債売却代金を計上しておりましたけれども、当年度については対象となる資産がなく、支出におきましても配水管新設工事等に伴います建設改良費は増加をいたしておりますけれども、有価証券への投資がないことなどによりまして、支出総額は減少をいたしております。

なお、資本的収支におきまして不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万5,593戸、年間排水量700万2,890^mを予定しております。また、主要建設改良事業といたしまして、北谷、内山地区汚水幹線及び五条・貝出雨水幹線等を整備する予定といたしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比0.5%減の総額16億4,480万5,000円といたしまして、支出を前年度比5.5%減の総額14億8,047万5,000円といたしております。

収益的収入につきましては、営業収益の根幹を占めます下水道使用料は、前年度比1%減の11億7,231万6,000円を見込みまして、前年度計上しておりました特別利益あるいは流域下水道維持管理負担金剰余金精算金がなくなりますことなどから、総額を減少いたしましたものでございます。支出につきましても、減価償却費あるいは受託工事費が増加いたしておりますけれども、企業債利息等の減によりまして、総額では減少をしておるものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比63.7%減の総額10億7,340万4,000円といたしまして、支出を前年度比14.4%減の総額30億1,388万9,000円といたしております。

資本的収入の減少につきましては、主に企業債におきまして補償金免除繰上償還最終年度の今年度は、借換債を発行せずに繰上償還を行う予定でございまして、支出におきましても企業債償還金の減等によるものでございます。

なお、資本的収支におきまして不足いたします額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額あるいは減債積立金並びに損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。どうかよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

日程第32から日程第39までの平成21年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長は、総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の力丸義行議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会の日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 予算特別委員会の日程等についてご報告をいたします。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月12日木曜日午前10時から、3日目は3月16日月曜日午前10時からそれぞれ開会をいたします。

なお、予備日として3月17日火曜日午後2時からを予定いたしております。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により2月26日木曜日午後1時まで事務所に提出をお願いいたします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第40、議案第35号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長（井上保廣） 議案第35号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員であります柴田俊篤氏の任期が平成21年3月24日付をもちまして満了となりますので、新たに後任として高森輝勝氏を選任いたしたく、ご提案申し上げます。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項に規定されており、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとなっております。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置するものであり、現在では審査申し出の内容も複雑かつ多様化しておりますので、固定資産の評価について学識経験を有する方をお願いすることといたしております。

高森氏は、筑紫農業協同組合太宰府支店支店長などを歴任され、金融関係業務に携われ、不動産担保評価等に豊富な知識と実績を持たれた方であり、固定資産評価審査委員として適任

者であると確信をいたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月27日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、2月27日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後1時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成21年2月27日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第2 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 上水道の給水協定について
- 日程第5 議案第3号 下水道の排水協定について
- 日程第6 議案第4号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第7 議案第5号 市道路線の廃止について
- 日程第8 議案第6号 市道路線の認定について
- 日程第9 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について
- 日程第10 議案第8号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第11 議案第9号 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更について
- 日程第12 議案第10号 筑紫公平委員会設置規約の変更について
- 日程第13 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第26 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第25号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第28 議案第26号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願
- 日程第31 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|--------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 税務課長 | 新納照文 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 都市計画課長 | 神原稔 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 文化財課長 | 齋藤廣之 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年第1回太宰府市議会定例会2日目を迎えました。

本日も提案申し上げます案件は、監査委員の選任に関する人事案件1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現職の松下功氏が本年5月31日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

松下功氏は、平成17年6月1日付で太宰府市の監査委員として任命以来、1期4年となりますけれども、代表監査委員として多岐にわたる高い識見によります適正かつ的確な監査にご尽力をいただいております、今後とも市政発展のため、さらにご貢献をいただきたいと思います。

略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑、討論、採決は3月19日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第2、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

現在の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、本年3月23日をもって満了となります。したがって、選挙管理委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、選挙事由の発生について1月7日付をもって通知がっております。よって、本日ここに委員及び補充員の選挙を行うものであります。

ここで選挙の方法について説明いたします。選挙は、選挙管理委員会委員4名と補充員4名を選挙しなければなりません。選挙の方法は、投票と指名推選の2通りの方法があります。

お諮りします。

指名推選の場合、地方自治法第118条第2項及び第3項の規定で、指名推選の方法とすること、指名の方法、被指名者を当選人とすること、以上3点について全員異議なしという条件があります。

以上のことを承知いただきまして、この選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、指名推選委員会を設置し、指名推選委員会において指名された方を当選人とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

指名推選委員の選任及び正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

委員長に清水章一議員、副委員長に福廣和美議員、委員に村山弘行議員、田川武茂議員、中林宗樹議員及び私、不老光幸を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、指名推選委員会は本日予定の議会運営委員会終了後に第一委員会室で開催されますので、日程に追加されますよう、お願いいたします。

指名推選委員会にあつては、会期内に被指名者を決定され、報告をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第3、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第2号「上水道の給水協定について」及び日程第5、議案第3号「下水道の排水協定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第2号及び議案第3号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 財産の取得（史跡地）について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第4号「財産の取得（史跡地）について」を議題としま

す。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) まず、この文化財保護の必要性は大切であります。毎年、全国でもこの太宰府の史跡地の買い上げは全国でも一番多く、またこれは元利償還を含めて99%ですか、市の持ち出しはほんのわずかの0.5%ぐらいですが、今回追加として3億8,442万2,210円上がっております。即決になっておりますが、今後やはり買い上げ問題について事前に議会にこの説明をいただけないかという問題です。今回見ますと、この現在の公有地化したところ、今回の買収予定地という形でわかりやすく地図で表示をされておりますが、これを見ますと外3名の方が10筆、それから3筆とか4筆とかこういう問題が出てきておりまして、内容によりますとなかなか宅地の買収は難しいと思うんですが、保安林なんか買い上げになっております。本来、保安林というのはなかなか解除ができないという状況もありますし、また他の買い上げもあります。そういう状況で他の買い上げがどのような状況になるのかですね。今後農地がそういう形で買い上げになる、また今回1件だけだったと思うんですが宅地があります。こういう今まで何年かの間、即決をしてきているわけですが、私も長いこの史跡の買い上げに議会から説明を受けておりまして、当然松川、連歌屋、観世、坂本、水城から史跡対策の委員が出て、議会からも史跡対策委員が選任されておりまして、これがいつの間にかそういう状況がわからなくなっておる。どういう状況で買い上げがされているのか、また買い上げ要望がどのくらいあるのか、そういう問題がありまして、できれば今後本会議の上程前に議会に具体的に説明をする機会を求めたいと思っておりますが、そういう議会に説明をいただいでですね、本会議でここでこれを質問したりいろいろするよりも、史跡地保護というのが第一ですから、こういう史跡保護を国から文化財保護、この日本でも本当に素晴らしい文化財を保護するために買い上げになっている、こういう状況もありますし、あと何十年かかるかわからないんですが、その都度こういう追加が出てきたときでも、議会前に全員に説明をいただくことが可能かどうかを私が今質問した内容を含めてですが、説明をするということであればもうほかの部分について今後聞くことができますので、その辺の回答をいただきたいと思います。

○議長(不老光幸議員) 教育部長。

○教育部長(松田幸夫) 武藤議員さんのご質疑でございますけども、武藤議員さんおっしゃいますように例年3月議会で議案提案を行っております、今後の公有化の問題につきましては、

経過あるいは計画等も含めまして事前に議員の皆様へご説明する機会を今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 次に、18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1項目めにつきましては、今武藤議員のほうからありましたのと同じ本意であります。私も議会に入って、今言われたようにどのような経緯でこれが決まるのかは全くわからない状況で来ておりますので、もちろんこの土地の所有者の協力、要望があつてこういう形で進んできているということは承知はいたしておりますが、ぜひ今のような形で進んで、今後お願いをしたいと思っております。

それともう一点は、史跡地の中でも今水城跡の問題が市のほうも力を入れてやろうとされていると承知をいたしておりますけれども、水城跡の肝心な部分が、その買い上げの将来像が全く見えてこない。いわゆる旧3号線と3号線間の福岡寄りの場所に、水城堤防の場所になりますけれども、あそこの一部復元でも、今後やはりあの部分が一番重要な部分が残っているのではないかというふうに承知をいたしておりますが、前から思っておりますのは、こういったいろんな予定とか経緯とか経過とかあるというのはもう承知した上でお話をしますが、一挙にあの部分というものをこういったお金を利用してですね、購入するような計画は立てられないものなのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まずこの史跡地の取得につきましては、先ほど武藤議員さんから一部ご紹介がありましたように、それぞれ各行政区の代表者の方、あるいは県の文化課の担当者等々で11名で構成をいたしております史跡対策委員会というところをお願いをいたしまして、全体の配分割合を決定をいたしております。

特に、水城跡につきましては、今回の施政方針でも市長が申し上げましたように、年次計画によりあの土塁のそのものの整備、あるいは将来的には散策できるような計画も持っておりますので、当然優先的に水城跡周辺についての買収につきましては、計画をしております。ただ、やはり全体面積354haの買収計画がございますので、これにつきましても全体のバランスからして、特別史跡の大宰府跡でありますとか大野城跡でありますとか、かなり広い面積の史跡指定地もございますので、その辺のバランスもとりながら年次計画で行っております。ただ、水城跡の買収計画につきましては、現在のところ全体の既に69%が買収済みでございますので、これは大宰府跡に次ぐ買収率になっております。今後も、できるだけそういう整備に係るところから、計画的に買い上げをしていくということにしておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

(可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7と日程第8を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第7、議案第5号「市道路線の廃止について」及び日程第8、議案第6号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号及び議案第6号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

○議長(不老光幸議員) 日程第9、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第7号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10から日程第12まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第10、議案第8号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」から日程第12、議案第10号「筑紫公平委員会設置規約の変更について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第9号「福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第10号「筑紫公平委員会設置規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第13、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

13番清水章一議員。

○13番(清水章一議員) 議案第11号について質問をさせていただきます。

介護従事者の待遇の改善を求める意見書をこの議会でも出させていただきまして、全会一致で採択を受けた経緯があるわけですが、そういった中で、国としても非常にこの高齢社会の中であって、やっぱり高齢者を支えていく介護事業者のこの職員が非常に人材確保が難しくなっている、また資格があっても離職していくということで、大きな社会的な問題になりました。そういうことで、国といたしましてもこの介護従事者の処遇の改善をする必要があるということで、緊急特別対策として改定率をアップしたわけでございます。その部分に関しまして、今回は保険料の負担アップにならないように国のほうからその分措置をされるということでお聞きしているわけですが、具体的にいきますと、実際にこの介護従事者の処遇の改善にどのようにしてつながっていくのかですね、その辺をお聞きしたい。

また、舛添大臣は、介護職員1人当たり約2万円程度の給与のアップにもつながるのではないかなというようにマスコミ等で報道されておりますけれども、具体的にどの程度のこの処遇の改善ができるのか、その見通しについてですね、お聞かせをいただければと思います。

○議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(松永栄人) 平成21年4月より国の方針に基づきまして、介護報酬3%のプラス改定が実施をされます。それに伴いまして、市より事業者へ給付する費用も3%増加することになります。本市におきましては、年間約9,000万円程度の増が見込まれます。このような状況から各事業者では、報酬改定により収益が増加した分について介護従事者への賃金等処遇改善に充てられるものと考えております。

舛添大臣が2万円ほどアップになるのではないかなという発言でございますが、例えば今20万円ぐらいもらってあるとすると、2万円というとは1割になります。3%というと、6,000円程度かなと。満額処遇改善に充当されても、そういうことではないかなというふうに考えております。

○議長(不老光幸議員) 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 一番心配なのは、介護事業者のほうにその改定された、引き上げられた分が事業者のほうに行くわけですが、中には漏れ聞くとところによると、やっぱり事業者の経営が非常に厳しいということで、そこまで行かないんじゃないかという懸念のことも漏れ聞いているわけです。市として今お話がありましたように、きちっとやっぱりこの分に関してはその目的に沿った形でですね、事業者に指導をしていく必要があるんじゃないかなと思います。また見定めていく必要があると思うんですが、その辺の市としての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） プラス改定分が間違いなく介護従事者の賃金等の処遇改善に反映されるかにつきましては、事後に実態調査等を行わないと検証ができないというふうと考えられます。国でもこの件につきましては審議されているところでございまして、本市といたしましても国、県と歩調を合わせて介護従事者の処遇改善に対し、実態調査等の対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第11号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14から日程第21まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」から日程第21、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第12号から議案第17号まで及び議案第19号については、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号について通告があつておりますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 歴史と文化の環境税の条例を一部改正する条例についてであります。さきの市長の議案の説明の中で、若干ちょっと気になるところがございましたので、質問をさせていただきます。

今回、税制審議会において3年の延長が示されました。ただ、今回は3年ということで延長になったわけですが、私はこれが未来永劫この形でいくというふうにはどうしても思えない部分というものもある。そうすると、財源として今までの額というのは示されましたけれども、将来このことが必ず税として取れる保証は何もないというふうには私は思っています。今回まだこ

これは決定したわけでもありませんけれども、若干その辺に危惧を覚えたものですから、市長の考えを、市長は未来永劫と、未来永劫という言葉はおかしいですが、将来ともずっとこれが続くというふうにお考えなのかどうか。体制が変われば、すぐこの財源はなくなる可能性もあるというふうには私は思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 市長にということですが、まず私のほうから答弁をさせていただきますというふうに思っております。

今回、歴史と文化の環境税条例について適用期間の3年延長をお諮りしているところでございますが、さらにその後3年後以降については、現在のところは明確にお答えできるものではございません。しかし、これまでの経緯から考えますと、これまでと同様に太宰府市のまちづくりの財源として何が適切であるかを見きわめ、判断することになると思いますが、そのためには市の附属機関であります税制審議会を開催いたしまして、ご意見を賜り、太宰府市としての考えをまとめることになると考えます。

なお、今回の税制審議会答申の中にありましたように、民間レベルで設けられました太宰府みらい基金創設検討委員会、また市議会の議員皆さん全員で構成されます太宰府市議会みらい基金創設特別委員会において調査研究、検討されていますことから、今後におきましても十分ご意見を賜りながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（18番福廣和美議員「再質問」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この税金は、太宰府市に車で来られる方が駐車場にとめたときに税金がかかっているわけですが。もう一つひっかかるのはね、太宰府市のまちづくりのためという観点が非常にひっかかる部分はあるんですよ。ひいてはそうなるかもわかりませんが、これはいわゆる九州というか日本というか全体の中のこの太宰府の文化財、史跡地、そういったところを守るためというふうには私にとらえたほうがいいのではないかというふうには思うんですね。何か太宰府市のまちづくりということになると、何でもそんないのかという、他市県の方からいただいた税金で何でもまちづくりなのという、そういう声も我々も聞いてはいるんですね。別にだからそれが悪いとは思いませんが、できたらそういう観点でぜひこのことを考えていただきたいと思いますというふうに思っております。

それでまた、審議委員の皆さんの中では、これはやはり時限立法としての取り扱いのほうが望ましいのではないかというような声も聞いておりますので、ぜひそういったところ勘案しながら、今後十分に使い道のほうについてもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第12号から議案第19号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22と日程第23を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第22、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第20号及び議案第21号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第24 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第22号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25と日程第26を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」及び日程第26、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号及び議案第24号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第27と日程第28を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第27、議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について」及び日程第28、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第25号及び議案第26号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第35号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第29、議案第35号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第30、請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番(渡邊美穂議員) 区長制度廃止延期を求める請願について、趣旨説明をいたします。

提出者は、現在区のお世話をされている22名の皆様です。

紹介議員は、原田久美子議員、藤井雅之議員、橋本健議員、長谷川公成議員、中林宗樹議員、村山弘行議員、武藤哲志議員、大田勝義議員、そして渡邊美穂です。

今回の趣旨は、実際に区のお世話をされている方々が区民の間に混乱を招くことを一番懸念され、まず制度をつくり上げてから問題を把握し、市民と一緒に解決した上で移行していただきたいというお気持ちから請願を提出されているものであります。既に、幾つかの行政区において、世話役の方々が4月に迫った総会を前に、予算項目の中にだれの報酬をどれくらい予定すればいいのかわからないため、次年度の予算編成ができない。自治会は任意団体であるため、市の配布物に関しての補助金を受け取らないなら配付しなくてもいいのか。敬老会などは物理的に難しい地域もあり、自治会の判断において実施しなくてもよいのか。これらを踏まえての規約をどのように改正してよいのかわからないといった具体的な問題で混乱されています。

自治会というのは、地方自治法で任意団体であることが定められています。つくるかつくらないか、現在の行政区に1つだけ組織するかどうかなどは、市民の判断によらなければならないことが法律でうたわれています。補助金については、自治法に基づいた条例などによって法的な根拠を持った制度設計を行い、自治会の自主的な行事については補助金で、市の委嘱事務については委託料で対応するなど、事務作業の明確なすみ分けを行って交付することが望ましい形だと考えます。その上で、区長さんだけではなく、区の役員の方や市民に対して具体的に説明を行っていかないと、一番混乱するのは現場であり、その矢面に立たされるのは区でお世話をされている方々です。その混乱を引きずったまま強行されることは、市に対しての大きな不信感を生む結果にもなりかねません。実際に区のお世話をされている方々の半数がそのことを指摘されているということを議会においても深く受けとめていただき、採決していただきますようお願いして、請願の趣旨説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番力丸義行議員。

○6番（力丸義行議員） 自治会制度への移行ですが、もう既に区の総会等で自治会制度に対する区での総意を受けた行政区もあるようですし、新年度に向かって自治会制度へ移行した上での予算編成作業に当たられているという行政区もあるようです。この22名の行政区、区長名で請願を提出されておられるわけですが、それぞれの行政区のほうでそういった役員会等で議論された上でこの請願をそれぞれの区長さんが提出されたのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 22カ所すべての状態、状況を私は把握はしておりませんが、幾つかの区におきましては既に役員会等は開催されておられます。しかし、その役員会でやはり紛糾をし

たということで行政に説明を求め、行政から何度も来ていただいて説明を受けたという経過をたどっている行政区もあります。しかしながら、それでもやはり要するに制度設計というか制度自体が余りまだ理解できないために、役員さんたちがなかなか実際に実務に当たるに当たってその実務が非常に困難であるというふうな判断をされている行政区があるのは、事実であります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ということは、今言うこの請願を出されていらっしゃる方は、実務上の問題で1年を延期してほしいということが請願の趣旨ということでとらえてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 実務上というのは、現象としてあらわれてくる問題でありまして、一番大きな問題はやはり人間の感情とか、そういったものも大きくそこには影響があると思います。それはやはり皆さんのお気持ちの中に、先ほど申し上げました報酬の問題等もありませんが、現実的にそういった問題は感情の面でも出てくるのではないかということ懸念されているというのはあると思います。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今説明聞いたんですが、私こういう請願が出まして、それからうろたえていろいろ調べたんですね。

それともう一つは、一昨日ですか、上区長さんからこのこんなに分厚い30ページからのをいただいで、3時間近くかけてこれ読ませていただきました。それで、その中で各区長さんがおっしゃってあるのは、このまちづくりについてはみんな賛成してある、みんなと言ったらちょっとまた語弊ありますけど、ほとんどがこういう移行はいいんだということですね。ただ、1年間だけ延ばしてくれというようなことだけです。それで、私はこの組織ができにくいとかいろいろ問題点、指摘もあるようですけども、ローマは一日にしてならずという言葉もありますように、これは4月1日からね、予算案も伴うんですよ。それで、市長としては、予算をつけるから4月1日からお願いしますと、しかしながら事業については今の区長さんが、名称を変えればいいんですね、会長に、そしたらそれですうっと行くんです。今までどおりの仕事をしながらで、立ち上げていただきたい。それで、ある区については、もう既にそういうような組織できて、防犯協会だとか何かそういうふうで、夜回り等もしてあるわけですね。そういうふうで立ち上がっているところもあるということで、やはりこんなこと言っちゃあ悪いですけど、理解されたところはすうっとこう行っている、けどなかなか理解できない区長さんもおられると思うんで、それで行政からも2回も3回も行って説明をしたりしているところもあるようでございます。私はやはり恐らく後何カ月かしたら区長さんの努力によってですね、今でも大変忙しいところをご迷惑かけておりますけど、努力していただければ、これ立ち上がるんじゃないかならうかと思っておりますので、わざわざ1年延期するということはどうだろうかと思っておりますけど、その点渡邊議員としてはどのように思っておりますでしょうかね。仕事面は、私は

ずうっと進行形でやればできるという私は確信を持っています。だけど、渡邊議員はこの紹介議員としてどのようにお考えか、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は、請願の紹介議員ですので、そのご質問に関しては、1年後にしてほしいという市民の希望が多いということですから、ですからやはりそれは議会として受けとめるべきだというふうに判断をいたしまして、今回請願の紹介議員になっているわけですので、今のご質問に対しては、否と答えるしかないと思いますが、まあそうです、はい、そういうことです。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） それともう一つ言い忘れましたけど、このダイジェスト版、これ平成18年の初めごろ各世帯に広報と一緒に配ってあるんですね。それで市民の方は、この横文字でわからない人もおられるかもわかりません、私のように、大体年とった人はこのコミュニティで何やらかというふうに使われている方もおられると思いますけども、こりゃあ近所づき合いだとか何かそういうふうで説明していけばわかりやすい問題だと思いますけど、これって配られておるんですね。それで全然知らないということは、ちょっとまたその点おかしいんじゃないかなろうかと思います。

あと、総務文教常任委員会で審議されますので、これ以上深く問いませんが、こういうのも配られているということも知っていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第31、意見書第1号「「緑の社会」への構造改革を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 「緑の社会」への構造改革を求める意見書について、前文のほうを読まさせていただきます、朗読させていただきますして説明にかえさせていただきますと思います。

ご存じのように今、100年に一度と言われる経済危機、その打開策といたしまして各国政府

は今環境エネルギー分野への巨額な集中投資とそれによる雇用創出を目指すいわゆるグリーン・ニューディールを選択し始めております。

アメリカのオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しております。世界同時不況の様相を呈する中で、今各国はこうした経済危機を脱する道として環境の道を選んだとも言えると思います。

こうした世界的な動きの中で、我が国日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする日本版グリーン・ニューディールをまとめる方針を固め、具体的に着手をいたしました。我が国は、環境分野においては最先端の技術を持っております。それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待をされております。また、環境保全とそして経済発展を結びつけ、両立させることは持続可能な社会を構築していく上で極めて重要であります。経済危機の今こそ、緑の社会へ大転換するチャンスととらえ、日本版グリーン・ニューディールを推進すべきであります。そして、我が国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えております。

よりまして、政府におかれましては環境分野へ大胆に投資をし、需要を喚起することで産業を振興し、雇用を創出するなど下記の項目を実現するよう要望いたしますということで、下のほうに7項目にわたって要望書を書いております。

あて先は、内閣総理大臣、そして環境大臣でございます。

ご審議をいただきまして、ぜひご採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月9日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時49分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

[平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成21年3月9日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】 質問者氏名 (議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------------------|---|
| 1 | 【公明党太宰府市議団】 清水章一 (13) | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財政運営について 少子・高齢社会が進む中、100年に1度といわれる不況の嵐が吹いている。国、地方の税収不足が予測される中、将来財政の見通しについて伺う。 2. 人材育成について 市長のマニフェスト実現も大事であるが、いかにして職員一人ひとりの知恵と工夫を活かし、育てていくことも重要である。その施策について伺う。 3. 歴史と文化の環境税とみらい基金について 歴史と文化の環境税は5年間で約2億3,000万円の税収を得ている。これもひとえに駐車場業者の協力の賜である。「みらい基金の動向を見て環境税を検討する」との施政方針について伺う。 4. 障害者福祉について 障害者の雇用、障害者団体、施設等への業務委託や発注や物品購入について伺う。 5. コミュニティバスについて 障害者、高齢者等の交通アクセスの確保は大事な施策である。マミーズ・まほろば号の運行やデマンドタクシーについて伺う。 6. JR太宰府駅（仮称）、総合体育館について 住民から要望の強い施策である。その見通しと財源確保について伺う。 7. 市民が参画できる市政運営について <ol style="list-style-type: none"> (1) 協働のまちづくりを進めていくには一定のルールづくりが必要である。自治基本条例等の制定について (2) 第五次総合計画策定のプロセスについて 8. 安全なまちづくりについて 火災警報器の設置が義務付けられるようになった。他の自治体で |

| | | |
|---|--|--|
| | | <p>は助成をするところもあるようである。本市についても助成をする考えはないか。</p> <p>9. 観光施策について 経済波及効果について伺う。</p> <p>10. 上下水道について (1) 料金引き下げの見通しについて (2) 松川の万葉台地域への給水について</p> <p>11. 定額給付金、子育て応援特別手当等について (1) 定額給付金を地域の景気浮揚に役立てようと知恵を使っている自治体が数多くあるが、本市の考えについて (2) 子育て応援特別手当について住民への周知について (3) 妊婦健診について</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>12. 行政運営について 12月議会において、議員提案で「行政執行にあたっての合意形成を求める決議」が提案された。否決をされたが、こうした提案について市長の所見を伺う。</p> |
| 2 | <p>【太宰府市民ネット】 村山弘行 (16)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. JR太宰府駅（仮称）について JR太宰府駅（仮称）建設と区画整理事業における西部地区のまちづくりについて</p> <p>2. 協働のまちづくりについて 区長制度の廃止と自治会組織のあり方について</p> |
| 3 | <p>【太宰府新政会】 長谷川公成 (3)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 子育て環境の整備と高齢者、障害者の福祉の充実について 子育て支援環境の整備について 次世代支援対策交付金の活用について伺う。</p> <p>2. 学校教育環境の充実について 子どもの安全と命を守るネットワークの確立について伺う。</p> <p>3. 市民が参画できる市政運営について 地域コミュニティづくりについて 自治会制度移行について伺う。</p> |
| 4 | <p>【日本共産党 太宰府市議団】 藤井雅之 (2)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 妊婦健診について 施政方針では現状の5回から10回に拡充したと述べられているが、国の制度では14回分の制度が整備されている。なぜ10回にとどめたのか認識を伺う。</p> <p>2. 国民健康保険税について</p> |

| | | |
|---|------------------------------------|---|
| | | <p>(1) 通常の納期8期を10期にして、1回あたりの負担を軽減できないか。</p> <p>(2) 保険税の引き下げを求める。</p> <p>3. 後期高齢者医療制度について</p> <p>(1) 保険料滞納者からの保険証の取り上げについて</p> <p>(2) 福岡県後期高齢者医療広域連合会議員としての認識</p> <p>4. 教育環境について</p> <p>(1) 30人学級の実施について</p> <p>(2) 学校耐震化について</p> <p>5. 中学校給食について</p> <p>学校給食がスタートして、保護者の方からは制度の改善を求める声もあり、現在の月単位の申し込みのあり方を週単位にできないか確認を伺う。</p> <p>6. 火葬場問題について</p> <p>(1) 太宰府北寿苑の施設解体について</p> <p>(2) 筑慈苑施設組合への加入負担金について</p> <p>7. 南保育所について</p> <p>職員組合との合意について</p> <p>8. 住宅リフォーム制度創設について</p> <p>地域経済浮揚の観点で、市域の中小業者への仕事を増やす観点から同制度の実施を求める。</p> <p>◇施政方針以外に関することについて</p> <p>9. 地上デジタル放送への対応</p> <p>2011年に迫ったテレビ放送の地上デジタル化について、学校や図書館など公共施設での対応策について伺う。</p> |
| 5 | <p>【宰光】</p> <p>力丸義行</p> <p>(6)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 健やかで安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>子育て環境の整備について</p> <p>① 平成16年3月議会にて五条保育所の移設の提言を行なった。</p> <p>南保育所委託後の五条保育所（公立）のあり方について</p> <p>② 子育て支援の充実について</p> <p>2. 文化の香り高いまちづくりについて</p> <p>歴史と国立博物館を活かしたまちづくりについて</p> <p>① 水城堤防伐採、土塁改修事業について</p> <p>② 他の史跡地の今後の整備と管理について</p> <p>3. 人を大切に豊かな心を育むまちづくりについて</p> <p>生涯学習社会の創造（学校教育）について</p> <p>小中学校の施設管理について</p> |

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| 6 | <p>【新風】 後藤 邦 晴 (5)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校支援人材バンク等の構築について 「いろり端学習まほろばネット」とは別に新設する理由と「サポート制度」の内容と効果を伺う。 2. 道路整備について バリアフリー化などの総合的な展開とは、どのような内容になるのか。 また、優先的に整備をしなければならない道路はどのくらいあるのか伺う。 3. 安全なまちづくりについて 太宰府コミュニティ無線の設備改善と有効活用の促進とは、どのように行うのか伺う。 |
| 7 | <p>【平成の会】 安 部 陽 (14)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 財源確保の方策について 財源確保のため、大宰府政庁跡の南門の再現、商業施設等の充実についての考え方を伺う。 2. 人材育成について 勤務評定実施により、優秀な職員発掘が可能と思われるが、勤務評定ができないか。 3. 介護予防と健康づくりについて 九州大学健康科学センターとの連携による介護予防実施に伴い各行政区公民館での健康づくりができないか。また、医療費の1割削減の方向性についての考え方を伺う。 4. 自治会制度について 各行政区に新算出に基づく予算（活動費、役員手当等）を昨年同様の方法での支出ができないか。 |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員 | 2番 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 長谷川 公 成 議員 | 4番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 橋 本 健 議員 | 8番 中 林 宗 樹 議員 |
| 10番 小 柳 道 枝 議員 | 11番 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 大 田 勝 義 議員 | 13番 清 水 章 一 議員 |
| 14番 安 部 陽 議員 | 15番 佐 伯 修 議員 |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 福 廣 和 美 議員 | 19番 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 不 老 光 幸 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 門田直樹議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

| | | | |
|------------------|-------|---------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 管財課長 | 轟満 | 協働のまち 推進課長 | 大藪勝一 |
| 市民課長 | 木村和美 | 税務課長 | 新納照文 |
| 環境課長 | 蜷川二三雄 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 高齢者支援課長 | 古野洋敏 | 保健センター所長 | 和田敏信 |
| 国保年金課長 | 木村裕子 | 子育て支援課長 | 花田正信 |
| 都市計画課長 | 神原稔 | 観光・産業課長 | 山田純裕 |
| 上下水道課長 | 宮原勝美 | 教務課長 | 井上和雄 |
| 学校教育課長 | 松島健二 | 生涯学習課長 | 古川芳文 |
| 文化財課長 | 齋藤廣之 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、代表質問7会派、個人質問6人から提出されております。

そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問7会派とし、2日目の10日目は個人質問6人で行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

初めに、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、公明党太宰府市議団を代表して、施政方針並びに定額給付金など国の政策等について質問をさせていただきます。

第1点目は、将来財政の見通しについてであります。

地方自治体は、三位一体改革で地方交付税が減収し、財源をいかにして確保するかが大きな課題になっていました。それに追い打ちをかけるように、100年に一度と言われる金融危機が訪れ、株の大幅下落、企業の倒産、雇用不安等が大きな社会問題になっております。こうした中、国、地方の税収不足が予測され、行政サービスに大きな支障を与えかねません。国としても、景気対策ということで、景気浮揚策を講じようとしています。こういったときはスピードが大事ではありますが、ねじれ国会の中で思うように進まず、内外ともに厳しい局面にあります。為政者は、こうしたことを十分に承知し、将来を見据えてかじをとらなければいけません。

太宰府市においては、市長を先頭に頑張ってください、平成19年度決算では、国が示す4つの財政指標をすべてクリアをいたしております。しかし、今の社会状況から、明るい展望はなかなか見えてきません。このような状況をどのように乗り切ろうとしているのか、将来財政の見通しをどのようにとらえているのかお聞かせをください。

第2点目は、人材の育成であります。この厳しい局面をどう乗り切るのか、こういったときにこそ、創意と工夫の知恵が求められます。先人の言葉に「働き1両考え5両」とあります。意味は、1つの努力は1つの成果しか生まないが、アイデアをもって1つの努力をすれば5つ

の成果が出るということです。先人の教えに学ぶべきことの一つでもあります。今こそ三百有余名の優秀な職員のアイデア、知恵と工夫を積極的に活用すべきであります。市長のマニフェストを実現することも大事ではありますが、それと同時に、人を育て、生かしていくことが今求められています。施政方針でそのことに触れられていますが、市民から見て、職員が生き生きとしている、あるいははつらつとしていると言われることほど為政者の誇りではないでしょうか。業務改善提案制度などがありました。具体的な施策があればお聞かせをください。

第3点目は、歴史と文化の環境税とみらい基金についてであります。

みらい基金については、駐車場事業者の方から、環境税に見合う分を寄附にすることはできないかとの提案から出発をいたしております。議会としても、約3年以上議題に上り、本年6月には条例提案をするべき小委員会等を立ち上げ、実効性あるものにするため、執行部等と要綱等の詰めの作業に入っているところです。

市長は、寄附について、担保がとれば歴史と文化の環境税を廃止することを検討すると執行部からの説明で聞いております。そこで、市長は、施政方針で「みらい基金の動向を見て」と述べられていますが、その動向とは具体的に何を指すのか。例えば、条例施行後一定の金額と期間が満たせばなどがありますが、市長はみらい基金についてどのようになれば担保が確約できると考えているのかお聞かせをください。

第4点目として、障害者福祉についてお尋ねをいたします。

特に、障害者の就労については、過去何回か質問をさせていただきました。その中で、市長は前向きな答弁をされ、既に嘱託・臨時職員の採用を初め、施政方針では、障害者団体の段ボールコンポスト事業に助成をし、障害者の就労支援と環境対策を実施していくことを述べられております。国も、昨今の雇用悪化に伴い、最もしわ寄せの強い障害者就労について、支援の一つとして官工事の優先的発注を行うよう、厚生労働省が県を通じて各市町村に通知を出しております。お手元に資料として配付をしておりますので、ご参照ください。

障害者の雇用、そして障害者団体、施設等への業務委託の発注や物品の購入等について、市長の強いリーダーシップを発揮し、各所管で何ができるか提案等を提出させ、検討すべきと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

第5点目として、コミュニティバスの運行についてお尋ねをいたします。

市長は、マニフェストで、東観世と高雄地域に交通アクセスを確保することを約束されました。東観世については昨年実現し、高雄地域についても本年4月から運行する予定であります。私も、この2カ所については、市民要望が強く、何回も質問をさせていただきました。特に東観世は道路が狭く、コンパクトな車両を導入するように提案もさせていただきました。コミュニティバスの運行には多額のお金がかかります。いかにして安く市民の交通アクセスを確保するかは大事な施策でもあります。民間企業を活用したマミーズ・まほろば号は、まさにそうした課題にこたえる施策だと、私は高く評価をいたします。連歌屋、万葉台等各地域からも交通アクセスの確保について要望がさまざまありますが、今後ともこうした事業を積極的に展

開するべきと思いますが、お聞かせをください。

また、先月、我々公明党市議団と会派新風と、デマンドタクシーの視察に行っていました。予約などの要望、デマンドに応じて乗り合いタクシーなどを運行するデマンド交通システムが今各地で広がっております。デマンド交通とは、一定の区域内で乗り合いタクシーなど運行し、電話予約に基づいて、自宅や指定場所に順次立ち寄って利用者を乗車させ、目的地まで運ぶ交通サービスであります。利用者が希望する時間帯に、それぞれの目的地までドア・ツー・ドアで移動でき、このため、高齢者や障害者など、路線バスの停留所まで歩くのが困難だった人の外出が容易になるという利点があり、自治体にとっても路線バスを見直して財政負担を軽減できる上、地元商工業者にとっては店先まで客が買い物に来てくれる契機となり、売上増などが期待をできます。また、乗り合いタクシーなどを運行する交通業者にとっても、日中の保有車両の有効活用が望めるなど、数多くの利点がありますが、新たな交通手段として研究する価値があると思いますが、所見をお聞かせください。

第6点目として、JR太宰府駅（仮称）並びに総合体育館についてお伺いをいたします。

市長は、JR太宰府駅（仮称）について、平成20年度までに一定の結論を出すと言明をされていきました。今回の施政方針では、駅は必要であるが、機運の盛り上がり期待する、今後は地権者の意向を尊重し、さまざま意見が交換できるよう、仮称佐野東地区まちづくり懇話会を設けて議論をしていくとの方針を示されました。私も、駅単体ではなく、佐野東地区全体で考えることが重要であるとの考えには同感であります。駅を設置した場合、1日の乗降客は何人利用すれば採算が合うのか、駅は市が建てて寄附をすることが前提になるのか、その場合の財源はどこから確保するのか、こうしたことについて市民は知っているのか等々の疑問がありますので、お尋ねをいたします。

また、今日まで佐野東地域の方々とはどこまで話が進んでいたのか、あわせてお答えをください。

また、市長は、市民の中には周辺地域の人たちと違う考えもある、そういったことも含めて判断をしていきたいと表明もされていますが、違う考えとはどのような内容なのか説明をしてください。

また、市長は、総合体育館について、基本構想の策定に取り組むと施政方針で述べられました。総合体育館建設については多額の財源が必要となるため、ほかの自治体では町を二分する議論が交わされたこともあります。どの程度の規模を考え、その財源の確保、またランニングコストはどの程度か、こうしたことを市民に情報提供をしながら議論を尽くして取り組むべきと考えます。市長の所見をお聞かせください。

第7点目として、市民が参画できる市政運営についてお尋ねをいたします。

市長は、就任以来、市民との協働のまちづくりを基本姿勢に据えて、各行政区単位で市民と対話運動を積極的に行われています。こうした活動を通じて、一定のルールづくりを平成22年度までにつくり上げていくと述べられています。昨年も調査研究していくと議会で回答をされ

ています。その後の進捗状況についてお聞かせをください。

また、第五次総合計画を策定していきますが、本市のこれからのまちづくりの柱になります極めて重要な施策であり、市民との協働のまちづくりを標榜する市長として、まちづくり計画の段階で住民参加をするべきであります。

第四次総合計画では、まちづくり百人委員会等を設置して策定した経過があります。第五次総合計画は、市民100人インタビューで事足りるとしているのではないかと懸念をしていますが、市民をどのようにしてまちづくりに巻き込もうとしているのか、お聞かせをください。

第8点目として、安全なまちづくりについてお尋ねをいたします。

消防法の改正により、来年度5月31日までに家庭用火災警報器を設置することが義務づけられています。こうした中、高齢者や障害者に無料で取りつけてくれる自治体もあります。高齢者、障害者等について、一定所得以下の方たちに助成する考えはないか、お尋ねをいたします。

第9点目として、観光施策についてお尋ねをいたします。

九州国立博物館がオープンをして、観光客も年間700万人を突破し、町が活性化をいたしております。私は、何回か質問をいたしていますが、この観光客がお見えになる経済波及効果について市として検証することを提案させていただいています。具体的な試算がわかればご回答をお願いいたします。

10点目として、上下水道についてお尋ねをいたします。

施政方針で、一般家庭水道料金の一部引き下げを含む料金体系の見直しを進めることに言及をされました。水道料金の引き下げは、市民が最も待ち望んでいることであります。料金体系の見直しについて、具体的な内容とその実施時期についてお答えをください。

また、万葉台、松川周辺について、給水時期の見直しについてお聞かせをください。

11点目は、国の支援策がさまざまな形で実施されようとしているといたしております。定額給付金を地域の景気浮揚策に役立てようと知恵を使っている自治体が数多く紹介をされています。青森県の西目屋村は、全国で最初に定額給付金を現金で支給し、毎日のようにテレビで放映をされまして、一躍有名になりました。小さな村だからできたという人もいますが、こうした制度を利用して村をPRすることもできるのだとつくづく感心をいたしました。

本市においても、太宰府市商工会では、これにあわせてプレミアム商品券を発行し、市としても助成する考えを示されていますが、地元でできるだけ消費をするように広報等でアピールするなど、知恵と工夫が求められています。事務量が増えるというマイナス面ではなく、約10億円の定額給付金が一斉に本市において消費された場合の経済波及効果などがどの程度あるのか試算をして、市民にアピールするのも一つの施策ではないでしょうか。商工会等と連携をしながら景気浮揚策に努めていただきたいと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

また、定額給付金はテレビ等でご存じの方が多いが、子育て応援特別手当については余り報

道をされていません。住民はどの程度までご存じなのか、その周知方法についてお聞かせをください。

妊婦健診についてお尋ねをいたします。

市長は、10回を実施すると施政方針で述べられましたが、国は14回が望ましいとして、その分を地方交付税で措置をするようにいたしております。なぜ10回で、14回実施されないのか、その理由を明らかにしていただきたい。公明党太宰府市議団としては14回実施を要望いたしますが、その見通しについてお答えをください。

最後に、市長の行政運営についてお尋ねをいたします。

市長就任以来、マニフェスト実現に向けて、市民との対話を積極的に展開をされています。4年間と限られた期間の中で、一つ一つ実現していくにはスピードが大事であります。その中で、行政区の見直し、保育所の民間委託、マミーズ・まほろば号、地域包括支援センター等々の行政執行に当たって、当事者や議会、また市民に対して十分な事前説明が行われないうまま施策が実施されることなどが背景にあったと思いますが、昨年12月議会で行政執行に当たっての合意形成を求める決議案が議員提案で提出をされました。賛成少数で否決をされましたが、その主な趣旨は十分に時間をかけて合意形成を図ることにあると思います。私は、合意形成を求めることは大事なことでありますが、しかし行政執行を行うに当たってどこまで合意形成を求めるのか、難しいことでもあります。ある程度執行部の判断を尊重すべきと考えています。しかし、決議案が否決をされたとはいえ、こうしたことが議員から提出されたことを執行部は重く受けとめるべきではないかと考えます。だからといって、施策実施がちゅうちょされてもいけません。必要と考えたことについては当然判断すべきと考えます。市長の所見をお聞かせください。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

ただいま施政方針等に関することにつきまして、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして清水章一議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、財政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

世界の金融資本市場危機を契機といたしまして、日本経済は既に景気後退局面に入り、今後とも、外需面に加えまして国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化あるいは深刻化することが懸念をされております。

このような状況の中、本市の将来財政の見通しにつきましては、少子・高齢化の進行に伴い、社会保障費などの増加が見込まれておりまして、さらに厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。したがって、現在は、市債の発行の抑制、公債費の削減を図りますため、毎年の借入金を20億円以下に設定をし、30億円以上ありました公債費が、公債償還シミュレーションでは、平成25年度には26億円台、平成27年度には24億円台になりまして、平成

18年度末には237億円ありました一般会計の負債残高も、平成22年度末には200億円以下になると、このように試算をいたしております。

その他、今後とも引き続き事務事業の見直しなど、経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託推進など、限られた資源を有効に活用することを基本にいたしまして、財政の柔軟性の回復への取り組みをなお一層継続をいたしまして、安定的な財政運営ができるように努力してまいりたい、このように思っております。

次に、人材育成についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府市では、太宰府市人材育成基本方針に掲げておりますように、近年特に多種多様化しております市民のニーズにこたえるべく、信頼、納得、やる気、完遂をキーワードといたしまして、何事にもしなやかに、柔軟に対応できる職員を目指しているところでございます。新年度におきましては、しなやか研修制度といたしまして、約200万円を計上し、自治大学校を初めといたします外部研修あるいは人事評価制度の導入の研修等に充てることといたしております。そのほか、職員の年齢構成上、今後10年間で職員全体の約3分の1相当が定年を迎えます。これまで以上に急速に職員の入れかわりが進みますので、その対応のために、各階層ごとに研修あるいはスペシャリスト養成研修など、創意工夫を加えながら職員のスキルアップを図りまして、市民と協働のまちづくりに向けまして、これからの新たな時代の要請にこたえ得る職員の育成に努力してまいります。

次に、歴史と文化の環境税とみらい基金についてのご質問にお答えを申し上げます。

今回、歴史と文化の環境税条例について、適用期間の3年延長をお諮りをしているところでございますが、この5年間で約2億3,000万円もの税収を得ることができましたのは、清水議員のご指摘のとおり、駐車場事業者を初めといたします納税者、市民など関係各位のご理解とご協力のたまものと感謝を申し上げる次第でございます。

平成19年度の税収で約6,800万円、平成20年度の決算見込みでも6,600万円となっております。一方の使途につきましても、平成21年度予算案におきまして、収入と同程度の事業費をお示しをしております。今後につきましても、太宰府市のまちづくりのための財源として、相当額を期待をし、より一層有効に活用してまいりたいと、このように考えております。

また、みらい基金につきましては、今回の税制審議会答申の中にもありますように、民間レベルの太宰府みらい基金創設検討委員会、さらには市議会の皆さん全員で構成されております太宰府市市議会みらい基金創設特別委員会において調査研究、検討がされておりますことから、今後におきましても、十分ご意見を賜りながら判断をしてまいりたい、このように思っております。

次に、障害者福祉についてのご質問にお答えを申し上げます。

障害者の雇用の機会という面におきましては、平成20年度の市職員採用試験におきまして、障害者の採用枠を設けて実施するなど、嘱託職員あるいは臨時職員の雇用も含めまして、市役所が率先して取り組んでいるところでございます。

また、障害者に対します求人案内では、ハローワークから送付されております障害者の求人情報一覧を窓口等で就職希望されている方々に配布したり、庁舎内の掲示板に張って周知を図るなど、関係機関と連携をし、情報提供等に努めているところでございます。

障害者団体、施設等への業務委託の発注でありますとか、あるいは物品購入につきましては、障害者の雇用促進を拡大いたしますために、平成21年度から社会福祉施設の清掃業務委託を考えているところでございます。また、物品購入につきましては、昨年10月から、障害児を持つ親の会で設立をされましたNPO法人から市立保育所におやつ用パンを、月に1回でございしますが、納品してもらっております。

なお、市のイベントなどで使用できる、可能な物品につきましては、担当課を通じまして、極力購入に努めるよにしております。

今後も、障害者団体でありますとか、あるいは社会福祉協議会と協力しながら、障害者の雇用、就労につながる働く場の確保でありますとか、あるいは雇用あっせんのための登録者制度などにつきまして、積極的に調査研究してまいりたいと思っております。今特に厳しい経済状況の中、市が率先垂範して、官公需要の発注に増大を図るために配慮がさらに必要だと考えております。

次に、コミュニティバスについてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年11月に運行を開始しました株式会社マミーズによりますマミーズ・まほろば号東観世線は、企業の地域貢献の一環として、九州運輸局のご理解を得て実現できたものでございます。本市におきます地域交通のテストケースとして考えておりまして、今後の民間活力の手法の一つとしても期待をしておるところでございます。

他地域への導入につきましては、マミーズ・まほろば号の推移を見守るとともに、ご提案のデマンドタクシーにつきましても調査研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、JR太宰府駅（仮称）、総合体育館についてのご質問にお答えを申し上げます。

仮称JR太宰府駅設置のための条件整備並びに総合体育館建設に向けての調査研究につきましては、第四次総合計画に位置づけをいたしております。

仮称JR太宰府駅につきましては、区画整理事業などの面整備の中で考えておりますが、佐野東地域の方々との協議につきまして、平成14年5月と9月に、待避線設置に伴う地元説明会を開催した経緯がございます。将来のまちづくりにとりまして重要な地域でありますので、仮称佐野東地区まちづくり懇話会を立ち上げまして、意見交換を進めてまいりたいと思っております。

また、総合体育館につきましては、平成21年度に、太宰府市スポーツ振興基本計画を策定するために、体育指導委員を含めた10名で組織いたしますスポーツ振興審議会を設置いたしますので、この中におきまして、総合体育館の規模でありますとか、あるいは財源、ランニングコスト等も含めて調査研究を行いまして、基本構想を策定していきたいと、このように考えております。

特に、財源につきましては、国等の補助制度を研究しながら、できる限り一般財源の圧縮を努めてまいりたいと、このように思っております。

続きまして、市民が参画できる市政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の協働のまちづくり推進のためのルールづくりの進捗状況でございますけれども、昨年の4月に、太宰府市にふさわしい協働のまちづくりを推進しますために、庁内に協働のまちづくり推進検討会議を設置いたしております。これからの地方分権時代におけます行政の役割と責任を明確にし、市民との協働のまちづくりを推進していくための制度構築に向けまして、将来的には条例化を視野に入れた調査研究を進めておるところでございます。

今後も、引き続き会議を開催いたしまして、太宰府市にふさわしい制度構築に向けまして、一定の方向性を決定していきたいと考えております。

次に、2点目の第五次総合計画の策定プロセスについてでございますけれども、平成20年度におきましては、計画に市民の皆さんのご意見を反映いたしますために、市民2,000人を対象とした意識調査を行いました。その結果、64.7%の回答をいただきましたので、集計分析を進めておるところでございます。

あわせて、職員みずからが今後のまちづくりについて直接市民にご意見をお聞きする市民100人インタビューを実施したところでございます。

また、インタビューに答えていただきました方の中から、もっと元気に・がんばる太宰府応援団に14名登録がございましたので、今後のまちづくりについてもご意見をいただく予定にいたしております。

平成21年度には、これらのご意見をもとに、さらに市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会で示されました地域の課題や、あるいは市政に関するさまざまなご提案も反映しながら、基本構想あるいは基本計画案を策定をし、パブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

平成22年度には、総合計画審議会に諮問をいたしまして、計画内容につきまして審議をいただき、答申を得た後に、基本構想案を議会にご提案を申し上げることにいたしております。

次に、安全なまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

住宅用火災警報器の設置につきましては、筑紫野太宰府消防組合火災予防条例において、本年5月31日までに設置が義務づけられておるところでございます。高齢者に対します日常生活用具として給付を行っている近隣市町村は福岡市と大野城市でございますけれども、所得に応じた利用負担がございます。筑紫地区でも、他の2市1町は過去に利用者がなく、県の補助がなくなった経緯から、本市と同じく廃止している状況でございます。

次に、観光施策についてのご質問にお答えを申し上げます。

本市には、年間約700万人を超える多くの観光客がおいでになっていただいております。これらの観光客がもたらします経済波及効果は大きなものがあると考えております。

とりわけ九州国立博物館の開館に伴い、一時期下降線をたどっておりました観光客数も上昇

に転じていますことから、効果はさらに大きくなっていると認識をいたしております。このために、総合的な経済波及効果について、現在九州国立博物館効果調査を行っているところであり、中間報告の段階ではございますけれども、例えば天満宮門前町小売店を見ましても、客数の増加あるいは客筋の変化と申しますか、中高年齢者でありますとか、あるいは外国人などが多くなったとか、また客単価の増加などによりまして、概算ではございますけれども、平成19年度までの3年間で約11億円の経済波及効果を見ることができておるようでございます、全体的には約50億円から60億円というふうな形になるようでございます。

また、太宰府市に対します印象あるいはイメージも変化をしております、好意的な態度が形成されているということにあるようでございます。このことによりまして、観光関連産業が太宰府市内のほかの産業の中にどういった位置づけにあるのかを明らかにすることができ、今後の観光振興施策を実施していく上におきましての貴重なデータになると考えております。

続きまして、上下水道についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の料金引き下げの見直しについてでございますけれども、水道料金につきましては、私の市長選挙期間中での多くの市民の方々でありますとか、あるいは市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中でも、他市より水道料金が高いというご意見を数多く伺ってきております。

水道事業は、給水収益によってその経営が成り立っております、近年の社会経済情勢の悪化でありますとか、あるいは節水機器の普及等によりまして、営業収益の根幹をなします給水収益の伸びが鈍化してきている状況でございます。また、平成25年度以降は、大山ダムからの供給が開始されることに伴いまして、需要拡大の必要性など、赤字補てん幅をいかに改善できるか、さまざまな経営課題がございます。

しかしながら、現行料金改定について、近隣団体と比較しますと、必ずしもすべての使用水量において高いというわけではございませんので、料金水準格差を少しでも縮められないかと、その可能性について今検討を指示しておるところでございます。

本市の場合、一般家庭に一定の負担をお願いしなければならないという顧客層の問題もございまして、給水収益が減収にならない範囲内での見直しについて考えたいというふうに思っております。施政方針の中で述べておりますように、家庭用料金の一部引き下げを含む料金体系の見直しを進めてまいり、今年度中に一定の方向性を見出していきたい、このように考えております。

次に、2点目の松川の万葉台地域への給水についてでございますが、本年度に給水区域に編入する変更認可を申請中でございます。今後は、基本設計、平成22年度実施設計、平成23年度と平成24年度の2カ年間で工事を行いまして、平成25年度の供用開始を予定をいたしております。

しかし、水道管理設の一部を県道筑紫野・古賀線の歩道内に計画しております関係から、拡幅事業の進捗状況に合わせて進めてまいりたいと、このように思っております。

続きまして、定額給付金、子育て応援特別手当等についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目でございますけれども、この給付金等につきまして、太宰府市で合わせまして約10億8,300万円が支給されますことから、地域経済に大きな効果を生むものと期待をしております。太宰府市商工会におきましても、定額給付金地域環流事業といたしましてプレミアムつきの商品券発行事業を計画されてありますので、その補助を行うことによりまして支援をしてみたいと、このように思っております。

その周知につきましては、筑紫地区記者クラブへの情報提供や、あるいは市政だよりへの掲載を初め、定額給付金振り込み通知の際にプレミアムつき商品券のお知らせチラシなどを同封するなど、PRに努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の子育て応援特別手当についての住民への周知についてでございますが、今回の子育て応援特別手当につきましては、2月1日現在の住民基本台帳を基本として、対象者にはダイレクトメールで申請書等を送付することにいたしております。しかし、住民基本台帳で確認できない対象者も想定されますので、市政だよりでありますとか、あるいは市のホームページ、さらには保育所、保育園及び幼稚園を通じてチラシを配布するなど、市民への周知を考えております。

次に、3点目の妊婦健診についてでございますが、国は、昨年11月に、出産・子育て支援を図りますために、平成20年度第2次補正予算で妊婦健診に必要な回数でございます14回程度を受けることができるように公費負担を拡充することとしました。公費負担は、現在5回まででございますけれども、残り9回分を平成22年度までの間に必要な経費の2分の1を国庫補助で措置し、残り2分の1につきまして地方交付税措置するというものでございます。

このことを受けまして、福岡県が具体的に動き始めたのは1月に入ってからでございます。市町村を対象とした説明会も1月に開催されたところでございます。今回、当初予算もほぼ固まった時期にこのような施策が実施されたことになったために、何とか14回実施したいと思う強い思いがございましたけれども、国の補助が平成22年度までであること、それから各市町の財政状況にかんがみ、筑紫地区で足並みをそろえた形で10回としたところでございます。子育て支援につきましては、重点施策と考えておりますので、今後の財政状況などの推移を見ながら、14回実施を目指してまいりたいと思っております。

最後に、行政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

12月議会で行政執行に当たっての合意形成を求める決議が議員提案されたことについて、行政を運営し、経営していくための具体的な政策を判断していくに当たりまして、市民の中で賛同されている方の意見だけではなくて、反対、反する意見にも耳を傾けながら、為政者としてどうしたら市民の負託に最大限こたえることができるか、常に考えておるところでございます。

さまざまな意見を傾聴することはもちろんでございますけれども、政策の実現に向け、一人で

も多くの市民の皆さん方からご理解をいただくために、より以上の説明責任を果たせというご意見が12月に議員提案でされたものと思っております。市民の負託を受けた議会での論議でありますとか、あるいは議決を経て政策を実現していくために、民主主義の基本であると考えておりますので、公共の福祉を充実するための政策判断について、今後ともよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからも市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層努力してまいる所存でありますので、よろしくようお願い申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 一括して再質問ありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 多岐にわたりにまして質問させていただき、今市長のほうから答弁いただきました。質問したいことはたくさんありますけれども、多岐にわたっておりますので、今後詳細等については、また追って、機会あるごとに質問していきたいと思っておりますので、代表質問ということありますので、私は再質問は今回はさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派太宰府市民ネットを代表いたしまして、市長の施政方針に対しまして2点についてご質問をいたします。

まず、JR太宰府駅（仮称）建設と区画整理事業における西部地区のまちづくりについてお伺いをいたします。

昨年の市長の施政方針では、平成20年度中にJR太宰府駅（仮称）について、その方向性を出すというふうに明らかにされておられました。また、私ども議会側も、平成19年12月18日に、JR太宰府駅（仮称）設置及び周辺整備問題調査特別委員会を設置し、これまで数回の委員会、現地視察、勉強会を重ね、昨年12月議会の中で中間報告をいたしたところでありますが、それは基本的にJR太宰府駅（仮称）をつくるという方向であります。そして、駅設置は、まちづくりという中で行うことがより効果的であるという中間報告を出したところであります。

市長は、今回の施政方針の中で、議会の特別委員会の審議も行われていることを踏まえてと思いますが、本市のまちづくり観点から、駅の建設は必要と考えていると明らかにされました。これは、私どもの求めていたものと合致をいたしており、駅づくりあるいは駅建設と西部地区のまちづくりを待っている人たちにとっては大いに期待できるものであると高く評価をす

るものでございます。

市長も施政方針の中で述べておられますが、駅単体ではなく、周辺整備あるいは国立博物館へのアクセス等を視野に入れ、佐野東地区全体で考えることが重要と述べられておられます。これは、特別委員会の報告とも合致しておりますし、私もそのとおりであろうと存じます。

そこで、具体的には、まちづくりへ向けては区画整理事業と思われませんが、これには行政の行う区画整理事業あるいは地権者でつくる組合施行の区画整理事業の、大きくは2つがあると思います。市長は、これも特別委員会の中間報告と同様に、民間のノウハウ、資金力、信用を活用するなどから、組合などの民間施行が望ましいと明らかにされておられます。本市の財政事情や施行までの期間あるいは建設までの時間を考えるときには、やはり組合等の区画整理事業がいいということに異論はないところでございます。

そこで、組合施行ということになりますと、当然地権者の方々のまちづくりや駅建設ということに対するご理解を得ることが肝心と思います。かつて、行政としてJR太宰府駅（仮称）の建設を前提にした地元説明会を行った経緯があります。したがって、私は、これまでの地元の地権者への説明をいま一度仕切り直しをしなければならないのではないかと思います。そして、地権者の方々にさらなる理解を得て、まちづくりへ向けての協力を願うことが大切と思いますが、ご見解を伺うものでございます。

さて、市長は、佐野東地域のまちづくりの中で駅を建設をしていくこと、その方法は民間手法が望ましいと明らかにされていますが、さらにそのために、今回仮称JR太宰府駅を含めた佐野東地区の将来のまちづくりのために、仮称ではありますが、佐野東地区まちづくり懇話会を設けていきたいと明らかにされております。そこで、この佐野東地区まちづくり懇話会についてでございますが、今回初めて明らかにされましたので、具体的にはこれからだとは思いますが、以下について、この懇話会に関して伺いをいたします。

まず、懇話会はいつごろに立ち上げを考えておられているのか。

また、今日時点では具体的に出ないかもしれませんが、いつごろまでにこの懇話会を立ち上げる目安が出るのかを明らかにしていただきたいと思います。

次に、その構成についても伺いたしますが、できるだけ多くの人々の参加が望ましいと思いますが、これもその構成について伺いするものでございます。

さらに、この懇話会の結論の目安、あるいはこの懇話会の期間はどれぐらいで結論を見出される予定かもあわせて伺いをしたいと思います。

最後に、施政方針では、このまちづくりへ向けての地権者の方々の理解と機運の盛り上がりを期待するとあります。また、市も側面から支援することも述べておられますが、事は本市のまちづくりであります。したがって、このまちづくりは、市が地権者の方々へ能動的、積極的に働きかけていかなければなかなか進まないのではないかと危惧もいたします。ぜひ積極的な働きかけを求めたいものでございますが、市長のご見解を伺うものでございます。

次に、区長制度の廃止と自治会組織のあり方について伺いをいたします。

今回市長は、施政方針の中で、行政区自治会組織の拡充を図っていくため、自治会長を核として校区自治協議会の組織化並びに協議会会長で連合会を位置づけ、地域コミュニティ推進の組織づくりを進めるとされておられます。これに関係をいたしまして、現在あります行政区の区長制度を廃止すると私たち議会に説明がありましたのはたしか12月1日であったと思いますが、区長さんたちにはそれ以前の10月28日に説明をされておられるようでございます。当初、これは担当部長さんのことだろうと思いますが、担当部長さんは、その所管の総務文教常任委員会に説明をすればよいと考えておられたような気がいたします。そこで、総務文教常任委員より、この件については全体に説明すべきであると指摘をされ、議会全員協議会での説明になったという経緯があるかと思いますが、区長会に説明された10月28日から議会に説明があった12月1日まで、なぜそれほどの時間がかかったのか、その理由をお伺いするものでございます。

また、今回行政区自治会組織の拡充を図るということで、区長制度を廃止する、その主たる理由は何なのかもお伺いをしたいと思います。区長は非常勤の特別職と理解をしておりますが、これまで44行政区の区長さんの大体半数ずつが2年間の委嘱をしてこられたというふうに思っておりますが、いわゆる22名近い半数の方々の方々の直近の委嘱をされた時期はいつの時期かお伺いします。

そして、区長会に廃止を提案されました10月28日までに、委嘱されてからそれまでの期間、どれぐらいの期間があったのかをお伺いするものでございます。

本来、私は、自治会というものは住民みずからが住んでおる居住地の相互の互助の精神でつくるものが自治組織であろうと思いますが、そういう意味からも、まさに任意の団体であろうと思いますが、どのような見解を持っておられるのかお伺いをします。

今回市は、自治会をつくり、校区自治協議会にし、またその上に連合会をつくるということでございますが、行政がこのように自治会にいわば介入するような、そのことにも私は疑問を感じております。

そこで、まず、今回市が考えておられる自治会の組織の考え方を伺います。

また、財政的な方針も同時に明らかにしていただきたいと思います。そして、従来の区長制度と比べてどのような利点があるのか、また現行の区長制度ではどのような弊害が生じるのかも明らかにしていただきたいと思います。

そもそも50年近く続いてきました区長制度を一気に変えるということにはやはり無理があるのではないかと思います。近くの市でも、近年この制度に移行をされておられますが、その市は、準備期間を約3年間かけ、1年間は学習会を中心に、2年目は地区の世話人間で、つまり本市で言えば区長間で話し合い、理解を得られて、移行されておられます。改革には何事もいろんな意見がございしますが、無理をせず、時間をかけ歩むことが民主主義の基本であろうかと思えます。制度移行の中身を十分関係者同士で理解することが重要であろうと思えます。今回の制度移行は性急過ぎると思えますが、ご見解を求めます。

以下、再質問については自席で行いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして村山弘行議員よりご質問をいただきましたので、順次ご回答を申し上げます。

最初に、J R太宰府駅（仮称）についてのご質問にお答えを申し上げます。

仮称J R太宰府駅につきましては、駅単体での整備とその周辺整備や九州国立博物館方面への西の玄関口として、交通アクセス等を視野に入れ、佐野東地区全体で考えることが重要でございます。

整備の手法といたしましては、区画整理、民間開発等が考えられますけれども、特別委員会の中間報告にもありますように、事業を推進していきますためには、民間のノウハウでありますとか、あるいは資金、信用をより一層活用するとともに、民間の動向でありますとか意向に対応することが重要でありますことから、組合などの民間施行が最も望ましいと考えております。

地権者の方々へのご理解とご協力のお願いを申し上げますとともに、機運の盛り上がり期待するものでございます。

なお、組合施行の場合におきましても、通古賀、吉松東地区の区画整理事業の場合と同様に、市は側面からの支援、協力をしてまいる所存でございます。

ご質問の、仮称佐野東地区まちづくり懇話会についてでございますが、仮称J R太宰府駅を含めた佐野東地区の将来のまちづくりに関しまして、地権者の意向も十分に尊重し、さまざまな意見が交換できるような会にできればと考えておりますけれども、具体的な内容、構成などにつきましては、今後地権者の方を初め、周辺住民、まちづくりの識見者の方々などのご意見をお聞きし、そして進めてまいりたいと考えております。

西部地区のまちづくりは、まるごと博物館構想にとりまして重要な核ととらえておりまして、交通、商業、業務の西部地区拠点として、今後とも取り組んでまいる所存でございます。

次に、協働のまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、議員全員に対します説明が12月1日になったことにつきましては、10月28日の区長説明会の後、総務文教常任委員会協議会を11月6日に開催をさせていただきまして、報告説明をいたしております。区長と並行した形で議会に説明をしてきているところでございます。

次に、区長に対します委嘱は、昨年4月1日付で、5月8日の第1回定例区長会議において



行っております。

次に、廃止することになった経緯でございますけれども、第四次太宰府市総合計画後期基本計画におけます地域コミュニティづくりプロジェクトに基づきまして、プロジェクト会議を行いながら、昨年8月から9月にかけて、部長会議におきまして集中審議を行い、10月1日の臨時庁議におきまして最終的に方針決定したところでございます。

次に、従来からある自治会とはどうなのかということでございますけれども、現在の行政区の枠組みについては変更をせずに、区会や町会などの組織をそのまま区自治会と位置づけをしまして、従来の活動を行っていただくように考えておるところでございます。

合意形成に向けての経過につきましては、昨年10月7日に区長協議会三役に見直し方針を報告、説明後、担当から全区長に対しまして事前説明を行い、10月28日、区長協議会におきまして報告、説明、11月28日臨時区長会議、12月18日、19日に校区别区長会議、本年2月20日に定例区長会議を開催し、区長さん方のご意見、ご要望をお聞きし、合意形成を図ってきたところでございます。

なお、4月1日を基準といたしまして、前向きに進めていきますために、区長協議会より6項目から成る要望書が2月13日に提出をされました。市といたしましても、要望書を尊重いたしまして、事務局体制の充実を図りますとともに、皆様のご意見を聞きながら、これまで以上の支援をすることを2月16日に回答しておるところでございます。

最後に、利点につきましては、自治会活動の活性化及び校区でのネットワークによります地域力の向上並びに希薄になりつつあります相互扶助意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等の立場で協働して太宰府のまちづくりを推進していくという住民自治の確立につながるものと確信をいたしております。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見でありますとかご要望につきましては、これからの市政運営に当たりましても十分参考にさせていただき、一層の努力してまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目めについて再質問ありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） JR太宰府駅（仮称）の建設に向けては、今ご答弁がありましたように、議会で作っております特別委員会の中間報告と非常に歩調が合った中で進められていくということで、非常に期待をしておる多くの住民の皆さんたちもおられますので、仮称ではございますが、懇話会については、できるだけ早く立ち上げていただきたい。

構成については、今市長が述べられましたように、地元の方々あるいは見識者なども入れてこの懇話会をつくっていかうということでございますので、これ早急につくり上げて、地元の方々も期待もかなり大きいようでございますから、一定期間、大体どれぐらいでこの懇話会を、言うなら結論を求め、そして同時に、並行的には組合施行ということであれば、地権者の

方々の理解も得ていかなければならないというふうに思っておりますが、まだ中にはですね、行政が区画整理をするというかつての部分はまだ意識の中に持っておられる方もおられるようでございますので、今日の財政事情などなど、あるいはこの施工から完成までの期間、観世だとか佐野の、そういう非常に長くかかったということなどを見るのと、組合施行で行われました通古賀の区画整理、非常にスムーズにというか、進んできた経緯などを見ますと、やはりこの民間手法が時間的にも財政的にも効果的だろうというふうに思っております。そういう意味では、地権者の方々が、まずやろうということが第一義的になってこようかというふうに思いますのでですね、懇話会も早急に立ち上げていただきたいし、並行的に、地権者の方々の理解、あるいはまちづくりに対する熱意というかですね、そういうものも、市長は先ほどの答弁の中でも機運の盛り上がりを求めていくということでもありますけども、市側からもですね、やっぱりこういうまちづくりをつくっていこうという、西校区のですね、ぜひ地権者の皆さんたちも一緒にやっっていこうというアプローチといたしますか、積極的な働きかけも同時に必要だろうというふうに思います。

で、機運を盛り上げるためにも、市側からの地権者へのアプローチといたしますか、先ほど言いましたように、そういうものが重要になってこようかと思えますし、懇話会も立ち上げていこうとありますが、ですからちょっと今日、今代表質問ですから、詳細についてはまたと思いますが、大体懇話会の結論といたしますか、あるいは方向性、いつぐらいまでというのと、地権者の方々にも、懇話会とは別建てでも、まちづくりについての理解を求めていく、そういう行動的なことを大体どれぐらいからというふうに想定をされておられるのか。

といたしますのが、実は特別委員会を過日行いまして、協議会を行いまして、協議会の中でも、勉強会というか、意見交換会みたいなものを地権者の方たちとするのか、あるいは区長さんたちとするのか、まだ定かではありませんが、そういう地元の方々と特別委員会の意見交換をやっていこうと。これは、今市長が言われるように、西校区のまちづくりに向けて、議会も地元の方々との勉強会なり意見交換会をやっていって、行政と一緒にこの西校区のまちづくりというもの、議会も、地元の方々もやっていこうという、こういうスタンスで先日議論をしました経過がございますので、これ、ぜひ地元の方々に対する熱意というか、市側の熱意も同時に訴えていっていただきたいなというふうに思いますが、トータル的に大体どれぐらいの期間、あるいはどれぐらいでやっていこう、あるいは具体的には平成二十数年ぐらいからは大体ご理解ができて着手できるのではないかという、かなりアバウトになろうかと思えますが、そういうものがあればお聞かせ願いたいし、地権者の皆さん方に対するアプローチといたしますか、そういうものも具体的に今後進めていっていただきたいと思えますが、その点についてちょっとお伺いをしておきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このＪＲ太宰府駅（仮称）の新設の問題でございますけれども、これは私が市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会を開催しております中におきましても、幾つかの

意見が出てきております。ＪＲ太宰府駅（仮称）がどうなっているんですかというふうなご意見もございます。今村山議員のほうから代表して代表質問がありましたように、このＪＲ太宰府駅（仮称）については、私は早急に佐野東地区のまちづくり懇話会というふうな形で立ち上げまして、そしてあらゆる角度から市民の皆さん方のご意見を拝聴してまいろうというふうに思っております。

その中には、今は市街化調整区域でございます。田んぼがございます。その田んぼを、水田をどうするのかというふうなこと、今農業振興地域でない本市はそういった農業政策もございますけれども、本当にその地域全体が今のように市街化区域に開発していいのかどうかというふうなことも一つあるだろうというふうに思います。そういった段階別に、順次いろんな角度からくみ、緑を残す、あるいは水害等々からダムのな要素がございます、役割を果たしております、そういった御笠川の状態と、今以上にこの開発が必要であるかどうかというふうな大局からも十分検討する必要があるだろうというふうに思います。

あるいは、市民の中には、ＪＲ駅に対して否定的な考え方を持ってらっしゃる方もいらっしゃいます。しかしながら、私は、この施政方針、まちづくりについては、このＪＲ太宰府駅（仮称）は必要だというふうな判断に基づいて、今どうしたらそのことについて実現できていくかというふうなことを考えておるところでございまして、そういったあらゆる反対の意見の皆さん方についても、本来は、私はそういった手法が私の本来の手法でございます。誤解されている面もありますけれども、十分意見を聞きながら、そしてこの太宰府市の全体のまちづくりのために、ＪＲ太宰府駅（仮称）を、全国のＪＲのダイヤ、ＪＲ九州のダイヤに太宰府駅（仮称）というふうな形に載ることの経済効果というふうなこともありますんで、そういったところも含めて考えていきたい。

また、このＪＲ太宰府駅（仮称）については、そのＪＲ太宰府駅（仮称）までどうするのかというふうな、途中のアクセスの問題とかいろんな問題がございますんで、その懇話会の中におきまして、そういった問題等々も解決していきたいと。そして、いろんな障害等々を一つ一つ消しながら、市民の合意形成を図っていききたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

（16番村山弘行議員「なし」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 2項目について再質問ありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 少し、個人質問ではございませんので、大枠の質問をさせていただきたいと思いますが、まず、私の理解不足かと思いますが、今回市長が提起をされました自治会組織の構成図とございますか、どう言っているんですかね、自治会長さんが、各今区長さんと、兼ねておられる方が大半じゃなかろうかと思いますが、自治会長さんがおられて、その自治会長さんで構成する校区自治協議会とございますか、名称、その当初私どもがお伺いしたときには7校区というふうな聞いてったんですけども、広報で見たときには6校区になっておるようで

すから、多分これは想定して、西校区のほうが1つになったというふうに理解して、6校区の協議会。この6校区のそれぞれの代表者の方たちで、連合会といいますか、そういうものをつくっていきこうと、そういうふうな構成になっていくと。であれば、自治会長さんは、まさに任意の自治会ですから、団体ですから、そこで選出をされた方たちが校区自治協議会を構成をすると。で、校区自治協議会が連合会をつくっていきこうと。で、伝えられるところによりますと、この校区自治協議会なのか連合会なのかよくわかりませんが、ここをまたお尋ねしたいんですが、市からの委嘱になるのかどうか、いわゆる区長と同じような扱いがどの部分からなるのか、非常勤の特別公務員になるのか、ならないのかというのと、校区自治協議会の理事長というのか、会長というのか、あるいは連合会の会長になるのか、理事長になるのか、こういう人たちは自治会長さんの中から互選でされるのかどうなのかですね、そういう構成と位置づけ、身分といいますか、そういうものがまず1点お聞きしたいというふうに思います。

それから、現在区長というのは非常勤の特別公務員ですから、私たちと非常に似たような、議員と、と思いますが、自治会というのはまさに任意の団体でありますから、例えば公務員でも自治会長になれるのかどうなのか、私どもも含めて自治会長になれるのか。で、自治会長になって、その互選の中で、例えば校区自治協議会の会長になると。で、これに委嘱がもしなると、その身分的な部分がどうなるのか、そういうものをひとつお聞かせ願いたい。

それから、今区長さんたちには、平等割、ちょっと定かじゃないんですが、区長手当という部分が、平等割と、それから世帯数掛ける740円だったかなというふうに思っていますが、その部分が区長手当として出ております。で、これが今度はどういう形で、校区にその部分も含めて事務補助とかどういう形で、名称わかりませんが、校区に行くのか、自治会長に行くのか、その配分についてはどういうふうにされるのか、また市から校区に出すのか、自治会長に出すのかと、名目といいますかね、補助金なのか、交付金なのか、支援金なのか、それがどういふふうな名称で出されるのかというものもあわせてお伺いしたいと思います。

で、本来、この自治会と申しますのは、既にもう、例えば私どもがおるところでは自治会があるわけです。自治会がないところもあるようでありますけれども、これはまさに任意の団体でありますから、今ある自治会と市が今言わんとしておる自治会が同じなのか、違うのか。同じであれば、これはまさに自治会ですから、任意の団体でございますから、これは市がこうしなさい、これをしなさいとかというようなものではないと私は理解しているんです。区長さんは委嘱をされていますから、委嘱の業務内容として、例えば広報配ったりだとかいろんな業務が出てくるとは思いますが、自治会長になればその部分がどうなるのか。で、そういう部分も従来どおりしてくれというふうなのが、区長協議会の20日だったですか、11月にそういうものをして、そのためにこういうお金を渡すんだと、こういう見解も出されているようでありますけれども、それはまさに自治会の判断ではなかろうかというふうに思うんです。極論をすれば、極論をすればそういう金は要らんと、うちは。だから、そういう広報なんていうのはもうあなたたち市役所さんで配ってくださいよということも極論をすればあり得るのかどうなの

か、そういう部分を少しご説明願いたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま自治会制度について再度の質問がございました。幾つかの具体的な説明等については部長に任せたいと思いますけれども、2月13日付でもちまして、先ほど経緯でご説明しましたように、区長協議会のほうから要望書が参りました。その中の1項目めでございますけれども、校区自治協議会会長の選出については、平成21年をめぐり、平成22年度は各委員会を立ち上げながら地域課題解決に向けて活動を実施したいので、今まで以上に市のほうの支援をお願いいたしますと。2点目が、地区コミュニティセンターの早期実施についてお願いしますと。3点目が、地域運営支援補助金の配分は校区自治協議会の組織化ができ次第実施していただきたい。4点目が、全自治会長と市長との懇談会、情報交換会の場を設けていただきたいと。5点目が、校区自治協議会運営に当たっては市職員の支援をお願いしたい。6点目が、現在の区長協議会推薦の各種委員充て職については最小限度に絞り込んでいただくようお願いしたいというふうな要望書が参りました。

私ども、16日付で回答しておりますけれども、この自治会制度については、区長協議会で説明をいたしましたとおり、平成21年4月1日を基準といたしまして、平成21年度に基礎づくり、平成22年度から組織スタートさせたいと考えておりますというように改めております、回答いたしております。市といたしましては、皆様のご意見を拝聴しながら、これまで以上に支援をしていくということについても明確にしておるところでございます。

それから、地区コミュニティセンターについては必要と考えております。今後、具体的な整備方針を策定していくというふうなことも表明をいたしております。

それから、校区自治協議会を設立していただいた後、時期としては8月ごろに交付する予定ですよというふうにいたしておりましたけれども、直接的に、平成21年度の経過措置といたしましては、校区のそういった支援金、補助金については、直接平成21年度については、補完的経過措置でございますけれども、直接自治会、区のほうに支払うようにいたしておるところでございます。

4点目の市長と全自治会長との意見交換の場についても、これを設定していきたいというふうに考えておるところでございます。

あるいは、校区の自治協議会を支援していくために、各協議会には担当職員も位置づけをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

区長協議会推薦の各種充て職についても、必要最小限にとどめていきたいと。

この6項目について回答をし、区長協議会の中で一定程度のご理解をいただいておりますというふうな状況でございます。

今村山議員のほうから代表してご質問を受けた詳細については、これは事務的なものになりますので、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今回の制度変更に伴います構成のありようですけれども、それぞれの44行政区の区域並びにそこにあります区会、町会の組織を変更するということではなくて、そういう校区で情報交換をする中核的な組織として行政との連携協力をしていただくということで、まずは行政区の中で今現在あります区会、町会の、いわゆる総称して行政区自治会ということと呼ばせていただきますけれども、校区自治協議会の理事として、会長に就任をしていただきながら、校区の中の連携のありようをどうしていったらいいかというようなことを協議していただきながら組織をしていただきたいと思います。

理事会の中で、校区の代表者をどなたにするのかをその自治会長の中で互選していただいて、校区の自治会長を決めていただきたいと思います。

そして、校区ごとのやはり情報交換、ネットワークづくりも必要であるということ、それから協働のまちづくりの進むべき太宰府市のありようあたりの助言あるいは意見交換をもらう場ということで、自治協議会連合会という校区の会長さんに就任していただく組織をつくらうと思っています。で、校区に区の会長さんがお集まりいただくというのは、これは新たな業務といいますか、新たな役割になってくると思います。それで、後ほどお話ししますが、支援補助金の中で、そのような役割を担っていただくための補助負担をしたいということで考えておりますが、校区同士の連携につきましては、これは平成13年度から進めております地域コミュニティづくりの中の校区のネットワークづくりをやるという、この市の政策あるいはプロジェクトでございますので、自治協議会連合会については、市長が各それぞれの校区の会長を委嘱しまして、そして組織化を図りたいというのが構成であります。

2点目の、自治会は任意団体であるけれども、公務員が自治会長になってもいいのかということ、これはそれぞれの関係法令でいろいろな抵触をしますけれども、実は区長も特別非常勤公務員という形になっておりますけれども、その業務に、その方が公務員の職の業務に支障がない場合については、区長に推薦されて就任されるという事例もあります。あと、その方が、例えば公職選挙法とかそういう場合に抵触する場合については、いろいろな判例等が出ているというのが実態でありまして、自治会は任意団体だけでも、その会長に公務員がなってもいいのか悪いのかということであれば、それはその自治会の中で決められるということ、そのなられた方がどういう立場の中でいろいろな法律に抵触するのかということになるだろうと思います。

それから、3点目の区長報酬につきましては、今現在、個人報酬としてお支払いしている分が、報酬と、それと費用弁償というようなものがございます。その分については、今回の制度見直しは、当初からお話してありますように、区長報酬部分を廃止して、それを何らかの別の財源に充てようということではなくて、こういうコミュニティづくりのための支援という形で補助金としてお渡しをするということでお話しています。

それから、当初から行政区事務費補助金というものも、これは区のほうにお渡ししている分があります。それを統一しまして、校区を通じて各行政区のほうに配分をするという形になっ

ていますが、この間の報告の中で、校区を通じてお渡しする分については、2月に行いました区長会議の中で、平成21年度会長が集まって校区の中で理事会を開催するという時期がそれぞれずれる可能性もあるので、平成21年度については直接区のほうに払っていただけないかというようなご要望がございましたので、その際、市長のほうから各区の請求に基づきまして、平成21年度については、区に配分する額について直接配分をするということでご報告をいたしているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 先ほど言いましたように、代表質問ですから、詳細については余り詰めた話はしようとは思っておりませんが、1つだけ確認をしておきたいのは、校区自治協議会の理事長というんですかね、会長は、この各自治会の会長さんの、互選というか、そこで協議して、自治会長さんの中から、校区自治協議会の代表は決めていくと、こういうことに理解をされているのかという部分が1点。

いま一点は、この区長さんに今まで支払っておりました報酬と申しますか、区長手当というか、この部分を、当初は校区に出したかったけども、今いろんな事情があるのでというか、移行の経過措置として、今回は直接従来どおり自治会に直でお渡しをしますよというふうに今理解をしたんですが、その名目は補助金ということで理解をしておいていいのか、この2つについてお聞きしときたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 校区自治協議会の会長は、各区の会長さんに理事に就任してもらいまして、その中で互選して会長が決まりますので、校区の自治会長は当然44行政区の区会長にどなたかがなれるということになると思います。

それから、報酬につきましては、従来区のほうに直接お渡ししてました行政区事務費補助金、それからそれにプラスしまして、ご質問の個人報酬としてお支払いしています分については、その分の2割だけを校区に置いて、8割を区のほうにお渡しするというのでこの間進めております。で、平成21年度も、校区に一たんお渡しして、それから各区にということでお話ししてはしたけども、先ほどの経過をたどりまして、個人報酬の8割分と、それから行政区事務費補助金従来分の10割分については、平成21年度に限っては、区自治会からの請求に基づきましてお支払いすることになります。で、その予算科目ですけれども、補助金、19節でお支払いすることにいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 以上で、会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

3番長谷川公成議員。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、太宰府新政会を代表いたしまして、市長の施政方針の中から、通告しておりました3件質問をさせていただきます。

1件目は、子育て環境の整備と高齢者、障害者の福祉の充実より、次世代支援対策交付金の活用について伺います。

我が国は、第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化が急速に進行しています。現状は一段と深刻なものとなっています。この少子化の流れを変えるため、国では少子化対策推進基本方針を受け、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画として新エンゼルプランを策定したのに続き、平成14年には少子化プラスワンを発表し、従来の子育てと仕事の両立支援を中心とする施策に、男性を含めた働き方の見直しや地域における子育て支援などを加え、子育ての社会化の必要性を提起しています。

これを具体的に推進するため、平成15年7月に、国と地方公共団体に少子化対策実施の責務、企業に協力の責務を課す次世代育成支援対策推進法と、少子化対策を総合的に講じるためにその理念を定める少子化社会対策基本法が制定されました。次世代育成支援対策推進法では、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項の基本理念として、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他において子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないと定め、策定の目的、行動計画の策定、関係者の連携、次世代育成支援対策地域協議会の活用等から構成されています。

法を具体化するための行動計画策定は、市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項として、計画策定に当たっての基本的な視点など4項目があり、内容に関する事項として、地域における子育ての支援など7項目から構成されています。

このような行動計画策定指針をもとに各市町村が事業計画を策定し、交付金の対象となる事業が事業計画の中に記載されていれば助成対象となり、各自治体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定し、交付手続きができるようになっていきます。本市におきましても、にこにこプラン（次世代育成支援対策行動計画）があり、次世代育成支援対策交付金の対象となるファミリーサポートセンター事業を実施されています。平成21年度の市長の施政方針に目を通しますと、交付金対象とされる生後4カ月までの乳児に対する全戸訪問事業となります。こんには赤ちゃん事業が実施予定されております。

そこで、伺いますが、子育て支援に対する基本的な考え方、すなわち本市の子供たちを市としてどのように育てようとしているのか、この交付金の対象となる事業につきまして、その他地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援サービスの提供を行うための取り組みとしての各種事業を対象とするとありますが、本市ならではの事業計画があればお聞かせください。

2件目は、子供の安全と命を守るネットワークの確立について伺います。



近年マスコミでは、環境、福祉、IT、子供に関する事故、犯罪などがしばしば大きく報道されます。中でも多くの国民が心を痛めていることは、何といっても子供に関する事故、犯罪であることに間違いありません。あってはならない子供の事故や子供に対する犯罪を防ぎ、安全に安心して生活できる生活環境を大人が中心になって社会全体で創出することは課題と言えます。にもかかわらず、この課題に対して無関心層が多いため、一部の関係者だけが努力しても、到底解決できないところに問題があると思います。

近年、全国各地で自主防犯活動を行う地域住民ボランティア団体、防犯活動団体が結成されています。警察庁が行った都道府県警を通じた調査によると、平成18年における全国の防犯活動団体は3万1,931団体で、60歳以上の方が活動の中心になっているようですが、50歳以下の就労世代も積極的に参加しているそうです。本市におきましても、私の記憶では、平成18年10月から行政区単位で防犯委員が組織されました。特に太宰府西小校区、南小校区は活動が早く、毎月の防犯会議や防犯パトロールを積極的に行い、地域での防犯意識を高めてきました。しかし、私を感じますところ、防犯パトロールは夕方以降に開始されることが多く、子供たちと顔を合わすことがまずなく、果たしてこのパトロールが子供たちのためになるかと考えれば、全くその役目を果たしてないように感じます。近年少子化問題が深刻化し、ただでさえ少ない子供たちの安全のための取り組みが必要だと感じます。

それでは、伺いますが、今後このネットワークを確立していくに当たって、本市ではどのような取り組みがなされているのか。学校情報発信システムを活用した不審者情報の提供は、本市にある小・中合わせて11校すべてで行われているのか、また今後行政、学校、警察、保護者、地域が一体となったネットワークづくりをどのようにして行っていくのか伺います。

最後に、3件目の地域コミュニティづくりについてから、自治会制度移行について伺います。

市長は、施政方針の中で、「今現在あります行政区、自治会組織の拡充を図っていただき、自治会長を核とした校区自治協議会の組織化並びに協議会会長で組織します連合会を位置づけし、地域コミュニティ推進の組織づくりを進めてまいります。そして、市民と行政が連携し、地域防犯、地域防災、通学路の安全確保、高齢者の見守り活動など、地域が一体となって取り組む自治会活動へと結びつけ、地域力を高め、子供から高齢者までが住みなれた地域で安心・安全に暮らすことができ、市民との協働のまちづくりを進めてまいります」と言っておられますが、やはり各区長さんが危惧されているのは、時間がなさ過ぎる、区の総会できちんと説明、説得、納得させられるだろうかなど、不安視される声が聞かれます。

現在、本市におけます小学校区単位のコミュニティは、体育の日の行事や防犯委員の活動などがあり、うまくいっていると思われれます。がしかし、体育の日の行事に関しては、予算がカットされた状態のまま行事内容を縮小せざるを得ない校区が出てきたりしているのは事実としてあります。今後、自治会制度に移行されたときに、いろんな部会をつくられていくことでしょう。初めのころは予算がつき、活動もできるでしょうが、1年たち、2年たちしてきたこ

ろから予算カットが始まるのではないだろうかと懸念されます。今議会では、この問題に関する請願、要望書、陳情書等が出されております。同じような質問をするつもりはなかったのですが、私も気にしていたことがございますので、質問させていただきます。

- 1、校区自治協議会等を行うコミュニティ施設はいつ設置されるのか。
- 2、第1回校区自治協議会までに自治会長が決まらなかった自治会への対応策は。
- 3、今後予算の見直し、増額、減額予定はあるのか。

以上3件について質問させていただきます。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府新政会を代表されまして、長谷川公成議員よりご質問をいただきましたので、順を追ってご回答を申し上げます。

最初に、子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成15年の次世代育成支援対策推進法の成立などを受けまして、平成17年3月に策定をいたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画、いわゆるにこにこプランを軸に、本市の子育て支援を進めております。平成21年度が行動計画の見直し、後期計画書の策定期間でございますけれども、この間、平成18年4月には子育て支援センターを開設いたしまして、いきいき情報センタービガールームでの広場事業あるいは相談事業など各種事業を展開をいたしました。また、地域の共同利用施設でありますとか、あるいは公民館に出向きまして子育て支援事業等を実施しながら、子育て支援の拡充を図ってまいっておりますところでございます。

しかし、児童、家庭を取り巻きます状況は、家族の核家族化でありますとか、あるいはひとり親家庭の増加、あるいは育児におけますところの保護者の孤立化など新たな問題が発生しておりまして、子育てにおきますところの環境が大きく変わってきているのも事実でございます。

こうした中で、本年4月から、子育て支援の拡充を図る目的から児童福祉法が一部改正をされまして、乳児がいる家庭への全戸訪問でありますとか、あるいは養育支援のための訪問事業、地域子育て支援拠点事業などが制度化をされました。特に拠点事業では、乳幼児及び保護者が相互に交流を行う場所を開設し、そして子育ての援助事業などを行うこととされております。

本市では、既に子育て支援センターあるいは地域子育て支援センターなどが主体となりまして、地域での広場事業など実施しております。子育て支援につきましては、本市の重要施策あるいは課題でございました。次世代育成支援対策交付金などを活用しながら、子供の視点に立った子育て環境の整備あるいは充実に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、学校教育環境の充実について、ご質問にお答えを申し上げます。

現在、全国各地で子供が被害に遭う事件が頻発しておりまして、本市の教育委員会にも毎年学校から数件の不審者情報の報告がなされております。

この対応といたしましては、子供の安全確保に向けた取り組みの一環といたしまして、各学校で緊急時における学校情報通信システム、いわゆるeネットを活用した不審者情報等の提供を進めておるところでございますけれども、さらにこのeネットの活用を図っていきたいと考えております。また、登下校時の安全対策につきましては、通学路を通って帰ること、あるいはできるだけ友達と一緒に帰るように指導を行うとともに、5小学校区の集団下校を実施しております。

今後、学校でありますとか、PTA、警察、市の防犯専門官、そして地域の皆様とさらに連携を図りながら、子供の安全確保のために取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

次に、市民が参画できる市政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

コミュニティセンターにつきましては、太宰府南小学校区に設置をしているところでございまして、区長協議会からの要望事項に回答をいたしておりますけれども、私は他の校区につきましても、今後具体的に整備方針を策定していきたい、このように考えております。

地域運営支援補助金の交付につきましては、2月10日に開催をいたしました定例区長会議におきましても、区長さんのほうからご提案がございました、平成21年度に限って、校区自治協議会の設立途中であっても、区自治会からの請求によりまして直接区自治会へ交付するようにいたしております。

今後、予算の見直しについてでございますけれども、地域運営支援補助金を減額することは私は考えておりません。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきまして、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただき、一層の努力をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

1 項目めについて再質問ありませんか。

3 番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。私、この次世代支援対策交付金につきまして結構調査いたしたんですけど、非常に幅が狭いと申しますか、難しいというかですね、とりあ

えず何か使いにくいかなというふうに感じました。

市長は、子育て支援に対しまして非常に何か力を入れられていると聞き及んでおります。現在本市におきます未就学児童は約4,000人で、幼稚園、保育園に通ってます子供たちが大体約2,000人ということですね、この通っている子供たちは、友達もでき、やっぱりその親も孤立することは考えにくいと思われれます。では、残りの2,000人の子供たちや親のことを考えたときにですね、近くに歩いていける距離ぐらいに、週1回でもいいんで、気軽に遊びに行ける場所があれば、友達もでき、親たちも子育ての共通の悩みや話題などで友達になれ、孤立することがないのではと思います。月に1度、出前保育を6カ所で開催されているようですが、私の地域では、先日も行きましたけど、大体15人から20人ぐらい参加してます。子供たちは走り回ってですね、仲よく遊んだり、親は子供たちを見ながら談笑している姿が見られ、非常に和やかな雰囲気の中で行われています。この月1回の出前保育は、人口の多い小学校区単位で行われていると思われれますが、今後、週1回でもいいので、歩いていける、やはり地区公民館等を開放され、そのときに、地域の高齢者、地域の人たちとのですね、世代を超えた交流やつながりができたらいいんじゃないかなと考えております。

本市でも、4月より自治会制度に移行されますが、体育、文化、防犯、防災などのコミュニティづくりがなされることでしょうか。このコミュニティづくりに子育て支援を考えてみられてもいいんじゃないかなと思われれますが、市長の見解を伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 長谷川議員のご所見といいましょうか、考えに全く同感でございます。各地域の中で、こういった子育て支援のさまざまなサークル活動相互の支援といいましょうか、意見交換も含めた形で行われております。私は、自治会活動の中でそのことをより活発的に行われるようになることを期待しておるわけでございます。行政としても、そこに支援もしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。最後ですけど、質問はもういいんですけど、本市におきましてもですね、子供たちのやっぱり元気な笑顔や元気な声がですね、絶えないような施策に期待いたしまして、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目めについて再質問ありませんか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 2項目めなんですけど、先月、3月4日におきました小郡市でのですね、女子中学生の切りつけ事件におきましては虚報で安心いたしましたけど、私防犯会議の中でしつこく要望しておりました学校と地域の連携ですね、この3月4日のときは、防犯委員への連絡の対応が早く、おかげさまで集団下校の付き添い、学童保育児童への下校見守りができ、大変よかったと思います。このことに関しては非常に評価いたしております。欲を言えば切り

がないのですが、あえて言わせていただくとするならば、今後いつ何どきに、本市あるいはですね、近隣都市に不審者があらわれるかわかりません。そういう非常事態にですね、各公民館に備えつけられているコミュニティ無線での呼びかけがあれば、地域住民に周知され、個々の防犯意識が高まり、子供たちを見守る目も変わってくると思われませんが、そのコミュニティ無線の活用に関してはいかがお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、当初からこのコミュニティ無線の活用については、単なる防災の緊急時の連絡網だけではなくて、日常的なコミュニティ、まちづくりの中に生かしてもらいたいというようなことでしております。今、できれば私どもも、平成21年度の中で、さまざまな行政の伝達事項でありますとか催し、イベント等について、市民が触れ合うことができるような情報をそういったコミュニティ無線を通じて流していきたいというふうに思っております。

自治体の各コミュニティの中においても、各自治会の中においても、大いにこの無線を活用していただいて、そして一人一人が参画できるようなまちづくりにもっともっとその役割を果たしていけることができたらなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。最近、子どもの110番の家というのがあるんですけど、通学路で子供が危険を感じたときに逃げ込める子どもの110番の家があるんですけど、全国的にやはり増え続けているそうですね。全国的に見ても、実際にやっぱり子どもの110番の家に逃げ込んで救われたとされる件数が少なからずあるそうです。しかし、その標識を表示しているだけで、留守がちであったり、子供に対する対応がふなれであったりする家が少なくありません。所在を確認すると、ある地域に偏在して分布しており、通学路の要注意箇所など必要な場所に確保されていないという問題も見られます。

地域の子供たちに聞いてみますと、「知らない人の家には行ってはいけない」や、「入ってはいけないと言われているから入れない」という答えが返ってきました。これでは、せっかく子ども110番の家の標識を表示しても全く意味がありません。

全国で先駆けとなった、岐阜県可児市の今渡北小学校区では、PTA会長と学校長が毎年子ども110番の家協力者を表敬訪問しているそうです。子ども110番の家は、子供たちの避難場所の確保だけでなく、子供を見守る人の輪を広げる手段、地域と学校、PTAの連携のツールでもあります。そうした2次的な機能を生かす必要があるのではないのでしょうか。今後、学校、保護者、地域が連携していく上におきまして、標識表示をされている方と児童・生徒、その保護者との顔合わせや定期的な交流などが必要だと私は考えます。

最後になりますが、もし事件、事故が起こったときには、せっかく防犯委員が組織されたので、今後も防犯委員の皆さんを中心として、地域の隅々まで行き渡るように早急な情報提供をされて、地域住民の皆さんが迅速に対応できるようなネットワークづくりを進めていって

いただきますようお願いいたしまして、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 3項目めについて再質問ありますか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） コミュニティ施設なんですけど、コミュニティ施設が、やはりできればさまざまな行事、会合等ができてですね、コミュニティづくりが一気に加速すると思われまして、早期にできることを期待しております。

2番目の自治協議会までに決まらなかったときの対応なんですけど、各行政区におきましては、やっぱり総会の時期もまちまちで、今回の自治会制度導入や区長自身の任期切れと報酬の面も考えられますが、なかなか決まらない行政区も出てくると思われます。やはり小学校区単位が主になりますので、足並みがそろわないと先に進むことができなくなるのではないかと心配しております。

やはり区長制度が廃止になるということですね、自治会の仕事は今までどおりで、報酬というか、手当は8割、減らされるというわけではないでしょうけど、これではやはりなり手が無いという声を聞きました。確かに今までの区長報酬は高過ぎるという人も中にはいるそうです。今まで区長報酬は、やはり区民の皆さんに周知されなかったという区もあるようで、自治会制度移行されるに当たっては、例えばこの小学校区には、言葉はちょっと、支援金か交付金か補助金かわかりませんが、大体どのぐらい出ているというのを周知されてはいいかなと思います。市長、お考えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、コミュニティづくり関連でございますけれども、この、私は平成21年4月を基準日として自治会制度を発足させますけれども、今ご指摘のように、各行政区の状態、一様でないというようなことがございます。したがって、平成21年度から平成22年度にかけて、その状況に応じて、各行政区の区長でありますとか、あるいはその他市民の皆さんと協力しながら、弾力的かつ計画的に制度の構築に努めていきたい、このように考えておるところでございます。

それから、配分金でございますけれども、今回の自治制度の一つとして、総予算主義を考えておるわけでございます。今までの、ある区では、予算を通じぬトンネル予算的な、通帳から通帳で、その各自治会、行政区の予算に必ずしも載ってないというような部分等々もありました。私は、今回の自治会制度の中で、やはり情報公開と言いましょか、やはりきれいにガラス張りの自治会運営を期待しておりますし、市のほうから交付します補助金あるいはそれに相当するものについては、まず自治会の収入に上げ、そして支出の中で項目ごとに、どんな予算であっても支出をするという形を指導していきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。最後になりますけども、今回の区長制度廃止、自治会制度移行に対しまして、やはり多くの市民の方々から、広報を読んだだけじゃわからないから説明してくれと言われ、説明してきました。やはりこの3月議会でもですね、さまざまな意見を求める声が上がっています。しかし、この制度移行に関しましては、思ったよりも反対の意見はないんです。で、時間とともに解決していくのではなかろうかなというのが私の思うところでございます。

ただ、やっぱり今回は、この時間というのがですね、市長のお言葉にもありますように、現場主義を徹底していかれる市長らしさがなかったように感じます。今後、井上市長、今申されてますとおり、市民の声を聞いて、市民の目線に立った“仁”のぬくもりでですね、市政運営に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

次に、会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から代表質問の許可をいただきました日本共産党太宰府市議団を代表いたしまして、通告しております市長の施政方針に関して8項目、施政方針以外について1点、合計9点にわたって代表質問をさせていただきます。

妊婦健診についてお伺いいたします。

妊婦健診の無料化の拡大については、国の少子化対策会議において決定された子どもと家族を応援する日本重点戦略を踏まえ、地方公共団体が地域実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について地方財政措置を講ずると述べられています。その2点目に、妊婦健診の無料化について、妊婦が健診費用の心配をせず、必要な回数14回程度の健診を受けられるよう、健診費用の助成に係る地方負担について地方交付税措置を講ずるとして、5回分については地方交付税措置で、9回分については国庫補助2分の1、地方交付税2分の1を……。

○議長（不老光幸議員） 議場では帽子をとってください。

○2番（藤井雅之議員） 9回分については国庫補助2分の1、地方交付税措置2分の1で、平成22年度までの2年分については14回までの財源が保障されています。舛添厚生労働大臣は、この2カ年の各自治体の実施の状況を見て、今後の妊婦健診無料化の回数を検討していくということを述べています。これまでも、14回実施については、市長もさまざまな場所で直接市民の方から耳にされていると思いますが、国に14回実施を今後確実に行わせていく上でも、太宰府市が率先して14回無料化を実施すべきであったと考えますが、見解を求めます。

2点目に、国民健康保険税についてお伺いいたします。

国民健康保険税については、アメリカ発の金融危機の勃発で、麻生首相も「100年に一度の不況」と言うなど、経済情勢は深刻な状況です。市長も、施政方針の冒頭で、国の予算編成の

方針に当面は景気対策ということを述べられたと思います。3月には、派遣労働者の契約満了による失業など2009年3月危機が起こるといわれるなど、予断を許さない状況となっています。自治体としても、社会的なセーフティーネットの構築が必要とされていますが、今後そういった方々が国民健康保険に加入してくることも予想されますが、失業などで保険税の支払いが困難な場合、柔軟な対応が必要で、今通常の納期8期を10期にして1回当たりの負担を軽くするべきであると考えますが、見解を求めます。

あわせて、国民健康保険税の引き下げを求めますが、見解をお願いいたします。

3点目に、後期高齢者医療制度について伺います。

昨年12月に福岡県保険協会が9月納期分の保険料の滞納者数を発表しましたが、県内49市町村で1万6,000人を超え、滞納率が14.5%となっています。今後、資格証明書の発行、大量の無保険者が生まれる懸念がありますが、太宰府市としてどのように対応策を考えておられるのか伺います。

2点目に、市長の福岡県後期高齢者医療広域連合議員としての認識について伺います。

後期高齢者医療制度では、厚生労働省の説明では、75歳以上の方々の医療が制限されるのではないかという質問に対して、今までと同じように、また今まで以上に多様な医療が受けれますと述べていますが、昨年の診療報酬の改定で、一般病棟入院基本料の算定が、75歳以上の後期高齢者の場合、入院91日目から一律に9,280円に引き下げられています。後期高齢者を3カ月以上入院させない制度になっていると感じますが、市長は広域連合の議員として、この問題についてどのように認識されているのか、見解を求めます。

4点目に、教育環境について伺います。

教育環境について2点伺います。

1点目は、30人学級の実現についてです。これまで、代表質問や一般質問においても再三にわたってこの問題については質問してきました。また、市民団体などからも、市議会の各会派にも同様の申し入れが行われています。教育長は、過去の質問の答弁の際に、学級が決まるのは2年生以上は始業式の日、新1年生については入学式の子供の数によって決まるという旨の答弁をされていますが、差し当たって平成21年度4月はどのような状況を見込んでおられるのか、そして今後の対応として、太宰府市独自の小・中学校で30人学級を実現に向けて対応していただきたいと思いますが、見解を求めます。

2点目は、学校耐震化の問題です。井上市長は、施政方針の中で、平成21年度は太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校の耐震補強工事の実施と太宰府南小学校と学業院中学校については耐震評価を行い、計画的に学校の耐震補強工事を進めていくということを表明されております。

国におきましても、2008年6月の通常国会で地域防災対策措置法の一部を改正する法律が全会一致で成立し、大規模地震の際に倒壊のおそれが高い校舎の補強工事の国庫負担を従来の2

分の1から3分の2に引き上げました。そういった法律の活用も当然された上で事業を進められると思いますが、耐震化を進める上で、地域経済浮揚の観点から、その工事を極力地元の業者に優先的に発注していただきたいと思いますが、認識をお伺いします。

同時に、地元の業者が下請などで参入する場合、元請企業から違法な下請単価の切り下げなどが行われないような監視体制及び苦情、相談の受け付けといった対応をしていただきたいと思いますが、あわせて見解を求めます。

5点目に、中学校給食についてお伺いします。

現行の配達サービスを活用した中学校給食の状況について、利用している保護者の方からもさまざまな要望が上げられています。利用しにくい理由の中で圧倒的に多くを占めているのが、現在の月単位での注文をとるというやり方で、せめて週単位で対応してほしいという声を聞いておりますが、実施されるお考えがあるのか伺います。

6点目に、火葬場問題について2点お伺いいたします。

火葬場については、平成21年4月1日より筑慈苑施設組合に加入してその業務が行われます。市長は、施政方針の中で、役割を終えることになった北寿苑について、地元の皆さんの長年の理解と協力に感謝を表明されています。今後、北寿苑の跡地利用の問題があると思いますが、解体に際しては、工事の際にダイオキシンなど有害物質の発生など懸念されることありますが、どのように進めていくお考えなのかお聞かせください。

2点目に、筑慈苑の加入負担金についてお伺いいたします。

筑慈苑加入の際に、条件として駐車場の整備など上げられていたと思いますが、大野城市と合わせて負担額がどれくらいになるのか、その支払い方法は一括で払うのか、それとも分割なのか、お聞かせいただきたいと思います。

7点目に、南保育所問題についてお伺いいたします。

市立南保育所の民間委託の問題について、職員組合との合意に関してお伺いいたします。

4月1日から民間委託がスタートすることになっていますが、引受先との事務引き継ぎを名目に、4名の保育士の方を引き続き期間限定で配置すると説明されているようですが、労働者派遣法との関係で問題があるのではないかと思います。認識をお伺いいたします。

8点目に、住宅リフォーム制度創設についてお伺いいたします。

住宅リフォームについては、近年築年数を経過した住宅だけでなく、耐震強化の改修工事やライフスタイルの変化、またメンテナンスにより住宅の寿命を延ばす目的など、さまざまな住み手側の要求があります。新築より既存の古民家を、外見を残し、内装だけ現代風にリフォームする事例なども注目されています。住宅リフォームは、まさにこれからの注目の産業と言えるのではないのでしょうか。

国会でも、我が党の仁比参議院議員の質問に対して、当時の北側国土交通大臣は、これからの高齢化社会において、住宅のリフォームの重要性はますます高まってくる、地方公共団体においては、地域住宅交付金やまちづくり交付金を活用してリフォームプラス耐震改修の支援を

していただければと思うと、非常に前向きな回答をされています。

これからの時代のニーズにも合い、住民や関連企業、商店にも経済波及効果や生産誘発効果の高いこの住宅リフォーム助成制度の創設をぜひ実行していただきたいと考えますが、見解を求めます。

9点目に、地上デジタル放送への対応についてお伺いいたします。

昨年3月議会で武藤議員の一般質問で、2011年から始まるテレビ放送の地上デジタル化の対応策について、生活保護世帯には専用のチューナーの費用を保護加算する旨が回答されました。生活保護世帯への対応策については方向が見えてきていますが、今後は、学校や市役所庁舎など公共施設でのテレビの買い換え、チューナーの設置など、どのように進めていかれるお考えなのか、認識をお伺いします。

再質問につきましては自席で行うことを述べて、本壇での質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針等に関しまして、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして藤井雅之議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、妊婦健診についてのご質問にお答えを申し上げます。

国は、昨年11月に出産・子育て支援を充実するため、平成20年度第2次補正予算で、妊婦健診に必要な回数である14回程度を受けることができるよう公費負担を拡充することといたしました。1月中旬になりまして福岡県の説明会が開催されたことを受けまして、その後筑紫地区市町長で協議を重ねました。10回実施することで筑紫地区足並みをそろえることで今現在予算提案をしておるところでございます。

今回の国の財政措置は、平成22年度までというのがございました。平成23年度以降の対応は明らかにされておりません。安心して出産できる手だてといたしましては、14回の健診の必要性は私は理解しておりますけれども、平成23年度には大幅な一般財源の確保が必要になることも視野に入れまして、平成21年度は現在の5回の公費負担を10回にするというふうなことを決断したところでございます。

市町村の財政力で公費負担の回数が異なるのは好ましいものではないと思っております。安心して子供を産み育てることができるように環境を整えることに関しまして、国の将来にわたって、その確固とした施策が必要と私も考えております。そこで、来月4月に福岡県市長会が開催をされますことから、議案といたしまして、平成23年度以降の妊婦健診の公費負担の財源拡充を提出をいたしております。

今後、国の動向や財政状況を見ながら、公費負担の回数を充実していく所存でございます。

次に、国民健康保険税についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目でございますけれども、太宰府市の国民健康保険税の納期は、6月から翌年1月までの8期でお願いをしております。最終納期を1月に設定することで、年度内の収納に大変効果を上げております。おかげをもちまして、福岡県下でもトップクラスの収入率を維持

しておりますことから、基本的な納期については、現状のままとさせていただき、8期での納付が困難な方につきましては、納税相談の中で個別に柔軟な対応をしてみたいと考えております。

次に、2点目の保険税の引き下げについてでございますが、国民健康保険事業特別会計では、ご承知のように、赤字決算が続いております、平成19年度では約1億4,000万円の累積赤字を計上をいたしております。現在も、医療費の増加と税収の伸び悩みによりまして、厳しい財政事情に変わりはありません。保険税を引き下げる状況には今ないというのが実情でございます。

今後とも、制度的に脆弱な国民健康保険へのさらなる財政支援の強化を国に要望しますとともに、収納率の向上はもちろん、良好な自然環境を活用した歩こう運動の推進でありますとか、あるいは地域と連携をした健康づくりの取り組みを私は積極的に進めていきたいと、そうしたことによりまして、医療費の削減によって保険税の抑制が図られるように私は努力していきたいというふうに思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問についてご回答申し上げます。

まず、1点目の保険料滞納者からの保険証の取り上げについてでございますけれども、後期高齢者医療制度におきます資格証明書の交付は、広域連合のほうで最終的な判断をすることとなっております。政府の運用方針は、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限り適用となっております、納税者についても、機械的に交付することにはならないものと思っております。

次に、2点目の福岡県後期高齢者医療広域連合議員としての認識についてでございますけれども、本来、緊急あるいは重症の患者さんに対する入院医療を提供するための病棟でございます一般病棟に長期に入院されている後期高齢者の方のうち、医療の必要性が低い患者さんについては、90日を超えると病院が受け取る診療報酬が減額となる後期高齢者特定入院基本料の算定の対象となります。しかし、これは、一般病棟に長期に入院している医療ニーズの低い患者さんで、本来医療療養病床や介護施設等での対応が適当である場合でございます。したがって、入院治療が必要にもかかわらず、機械的に減額の対象とされ、退院を迫られるようなことはないものと考えております。

また、減額対象となる方でも、一定条件で減額の対象としない経過措置を設けられるなどの、そういった配慮が行われております。

続きまして、教育環境についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の30人学級の実施についてでございますが、法律により小・中学校の1学級の人数は40人と定められておりますので、太宰府市ではこれに基づき、学級編制を行っております。

平成21年3月1日現在の小学校の児童数から30人学級の学級編制を行った場合は二十数学級の増となりまして、教員数も二十数名必要になってまいります。そこで、各学校と教育委員会

とで十分協議を行い、少人数学級を実施するために指導方法を工夫改善、教員による少人数学級指定でありますとか、あるいは各学校の教員定数の範囲内で学級編制の弾力的運用を行っている学校もございます。また、学校支援員でありますとか、あるいは学校支援サポート制度等の活用を図りながら、各少人数指導を実質行っていきたいというふうに思っておるところでございます。実質そういった機能を持たせるというふうなことでの学校支援のあり方等々を考えていきたいというふうに思っております。

なお、少人数学級の早期実現につきましては、福岡県市町村教育委員会連絡協議会や全国都市教育長協議会を通しまして、県や文部科学省、国会に要望書の提出や陳情を行っております。今後とも継続して要望や陳情を行っていききたいと、このように考えております。

次に、2点目の学校耐震化についてでございますが、地元業者への優先的発注につきましては、太宰府市指名競争入札参加業者指名基準要綱に基づきまして、建設工事等の請負契約に係ります指名競争入札に参加する者の指名基準の定めによりまして、地元業者を優先して指名しております。このことについては、今も、これから先もそういった姿勢で臨んでおりますので、変わりません。

下請取引の適正化につきましては、国土交通省、経済産業省等によりまして、下請代金の減額、支払い遅延等がないように、建設業者団体を指導するとともに、相談窓口も設置されております。

本市におきましては、下請業者より相談があったときには、専門相談員がいる国、県等の機関と連携し、元請業者の指導をしていきたいと考えております。

次に、中学校給食についてのご質問にお答えを申し上げます。

中学校ランチサービスにつきましては、平成18年12月から実施いたしております。2年3カ月が経過をいたしております。発育期の生徒に必要な栄養でありますとか、あるいはバランスのとれた内容となるように、献立に工夫をしながら、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく届けております。

現在は申し込みを1カ月単位としておりますけれども、これは利用料金を校納金として一緒に引き落としを行っているためでございます。週単位の申し込みにつきましては、学校事務の補助員の事務量の増加でありますとか、あるいは委託業者の食材発注の問題等の課題もありますけれども、今後申し込みの方法については検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、火葬場問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の北寿苑の跡地利用問題につきましては、北寿苑の建物、施設解体をなるべく早く、平成21年度に予定をしたいと考えております。

ご指摘の解体工事での有害物質の飛散防止など安全対策全般につきましては、設計監理を行う中で十分配慮をいたしまして、工事にも万全を期してまいりたいと考えております。

跡地利用につきましては、大野城太宰府環境施設組合でありますとか、あるいは地元北谷区

との意見も伺いながら検討をしてみたいと思っております。

次に、2点目の筑慈苑施設組合への加入時負担金については、太宰府市が5億4,829万2,000円、大野城市が7億139万7,000円、合計で12億4,968万9,000円でございます。この加入時の負担金につきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間で支払うこととなっております。

次に、南保育所についてのご質問にお答えを申し上げます。

職員団体との合意につきましては、保育所の業務を民間委託とするかどうかは管理運営事項ではございますけれども、勤務労働条件の変更は職員団体との合意を原則とするものと考えておりまして、現在職員団体と積極的に協議を行い、理解を得るべく努力を続けておるところでございます。

4月以降は、基本的には受託先の社会福祉法人が南保育所の保育業務を行いますけれども、保育児童への影響を最少にいたしますために、及びこれまでの保育業務の継続性から、子育て支援課に配置する保育士のうち4名を引き継ぎに当たらせることといたしておりまして、労働者派遣法の問題はないと思っております。

次に、住宅リフォーム制度創設についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府市におきましては、要介護高齢者及び身体障害者の世帯が太宰府すみよか事業に基づきまして、住宅の一部を改造される場合におけます助成制度は実施いたしておりますけれども、全市民、世帯に向けての助成制度については、現在本市の財政状況から、その計画は持っておりません。

最後に、地上デジタル放送への対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

アナログテレビ放送が平成23年7月24日で停止されることから、基本的には当日までに地上放送のデジタル化対応を完了する必要があるかと思っております。しかしながら、国や福岡県が推進いたしますデジタル放送推進のための行動計画の中で、国や地方公共団体の施設、公共施設におきましては、平成22年12月末までにデジタル化改修あるいは対応が完了することを目標として取り組むことが求められておりますことから、太宰府市内の学校でありますとか図書館などの公共施設につきましても、平成22年12月までには完了させるように対応していきたいというふうに思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をしてみましたが、ただいま承りました貴重なご意見あるいはご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただき、一層努力してまいります所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目めについて再質問ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今市長の答弁、1項目めについてもいただきましたけれども、今度市長会のほうでも、その14回求めて議案を国に対して出すということを言われておりますけれども、壇上でも述べましたけれども、舛添厚生労働大臣の認識としては、今後の2カ年の実施の状況を見

てですね、その平成23年度以降については判断していくというふうに見解を述べておられるようですけども、そうなりますと、逆に14回、全国の自治体がですね、多く14回ということをしてあげればですね、国もその部分について14回実施を平成23年度以降も行うのではないかなというふうには逆に認識しているんですね。で、そのところを、あえて筑紫地区そろえて10回でとどめられたというところですね、ちょっと疑問に思うところではありまして、過去の一般質問の際にもこれ議論されているときに、筑紫地区でこの妊婦健診の回数をそもそも統一する必要があるのかということも議論されたことが過去ありましたけども。

今後、区画整理事業も終わって、そこに新しく若い世代の住民の方々がどんどん入ってこられるというふうに思いますけども、そういったときに、この妊婦健診等の子育て支援策が福岡県下でも、今回のこの制度に合わせて14回実施を行うというところも出てきておるようですけども、そういった福岡市の近隣のところでもそういったふうな動向が出てくるというふうに聞いておりますけども、そういったときにですね、そういった部分を含めて、住むところを比較したときに、太宰府よりもこっちのほうが進んでるからこっちに行きましようとかそういったことを選択されるということも当然起こってくるのではないかなというふうに思うんですけども。昨年も、たしか10月から3回から5回にとかそういった形で対応していただいた、年度の途中で回数が増えたというふうに記憶しておりますけども、仮に今年度あるいは今年度の途中、また10月とかそういった形からでも、本市だけでも、あるいは筑紫地区だけでも、筑紫地区という形でも結構ですけども、14回実施される可能性については今どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 筑紫地区で協議はいたしておりますけれども、太宰府市は、これまで、ご承知のように、筑紫地区で劣っておるというようなご指摘がございました。実際、そういった面が目立っております。私は、平成19年の市長就任時から、福祉、教育の分野に軸足を置いてやると、少なくとも筑紫地区には足並みをそろえたいと、背伸びしてでも筑紫地区並みの恩恵、行政サービス、福祉サービスを市民には提供していきたい、これが私の考え方でございます。

1回当たり、この14回、今の10回もそうですけども、費用がどれだけ要るのかと。もともと国の財源負担もありますけれども、5,000万円ほどかかっております。したがって、そういった部分をどこから平成23年以降も捻出するのかというふうなこと、これが私どもの一番頭を痛めておるところです。財源措置が来るときはいいんですけども、それから以降の問題、あるいは新たな福祉サービスを行う場合であっても、単価は変わりません。しかしながら、年々対象者数が増えてきております。全体の予算で見てもおわかりのように、福祉に関します、福祉施策に関します給付額については予算が増えております。こういった部分をどのような財源を充ててやるかというふうなことを絶えず考えておるわけでございます。

14回やるというのは優しゅうございます。財源をどこから求めてくるかと、将来にわたって

また保障するののかというようなめどがやはり立たないとできないというふうに思います。私は、せめて私は14回やりたいというふうな考え方を持っております。そのために、今の事務事業でありますとか、いろんな全体的な行政のあり方を見直しながら、そういった市民の負託にこたえていきたいと、努力していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 再々質問というか、もうこれは要望にしますけども、やはり今の市長のその私に対する答弁の熱意というのは、当然もう迫力も伝わってきましたので、その迫力をですね、ぜひその市長会で発揮していただくのとあわせて、それを国に対して言っていたきたいなというふうに思うわけですよ。国のその平成21年度と平成22年度と2カ年に限定してやるというやり方は、私はこれはちょっと、なぜその2カ年なのかという疑問も当然私も思うわけですけども、まずはその2カ年、整備されている以上は、時限的なものかもしれませんが、それを14回活用していただいた上でですね、その思いをですね、ぜひ今後も国にあわせて伝えていっていただきたいなというふうに思います。これはもう要望にとどめます。

○議長（不老光幸議員） 2項目めについて再質問ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 国民健康保険税についてですけども、今8期の納入にすることで、年度内に収納ができて助かっているという旨の答弁だったですけども、やはり今日々の生活の中で、健康保険税の1期当たりの負担というのが、市民の方は重たく感じておられる方も多いと思うんですよ。それで、言葉は悪いかもしれませんが、その年度内に収納ができる、その利点があるから8期にしているというのは、言ってしまうえばそれはあくまでも行政の都合なんじゃないかなというふうにちょっと感じてしまうわけですね。生活の、その1期当たりの保険料が高くてどうしても、もうちょっと負担が軽ければ何とか払えるんだけど、払わなかったら保険証取り上げられてしまうし、何とか払うけど、今度それ、国民健康保険税払ったから今月お米が買えないとか、そういったところに直面しておられる方もおられるわけですから、ぜひそこは個別の相談に来て、柔軟に対応するということは言われてますけども、多くの方に対象となるように、ぜひこの引き下げの部分検討していただきたいのと。

納税の相談に来ていただくための来やすさといいますかね、入り口の部分の開放ですね、国保税の支払いで困っておられる方はいつでも市役所にいらしてください、相談に応じますとか、そういったことの対応策というのも私は必要になってくるのではないかと思いますけども、そこら辺についての所見はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的な考え方については答弁したとおりでございます。福岡県下の市町の中で、この研修会の中でもこのあり方について議論をいたしております。その中でも、やはり

ここでも申し上げましたけれども、福岡県下でやはり1位、2位なんです、この収納率関係。職員に本当に努力してもらっているというふうに思っております。

この納期の問題等々についても、10期にいたしますと直前までというふうなことになってまいります。で、今話しとったんですが、即滞納になるとかそういった形になってまいります。で、多くの皆さん方は今の九十五、六%の収納率を上げておるわけでございます。で、特異な、そのときに失業なさったり、いろんな事情があられる方等々については、その納税相談の中で、8期を10期に分けるとか、それは今も行っておりますんで、そういった配慮のもとにこれは実行していきたいと。そういった意味から、そういった前提で従来の8期を踏襲させていただきますというふうなことを申し上げているわけでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そうですね。それと、それで私が懸念しておりますのは、その派遣労働者の方ですね、一斉にこの3月で派遣労働の契約が切れる関係で失業するのではないかということも、もう新聞、テレビ等でも報道されておりますけれども、何人その方が役所に来て、国保の加入、そういった相談されるかはわかりませんが、そういった窓口での、そういった方が来られた場合にもきちんと対応する手段の整備とですね、あわせてその引き下げということもお願いしたいんですけども、今市長の壇上での答弁では、引き下げというのは、赤字等の関係があつて難しいということを言われましたけれども、では逆に、昨年国民健康保険税引き上げがされましたけれども、今後その引き上げを行わないためにですね、今の保険税の現状を維持していくための対応策というのは、市長の中で何か認識としてお持ちでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、医療費の削減が急務とは思いますが、その前に、その行く前の総合行政といいましょうか、これが必要だと。この答弁の中でも申し上げましたように、いかに総合行政として市民の皆さん方が健康になっていただくか、あるいは65歳以上、75歳以上の方々も、かつて、私はこのごろ体験した部分があるんですけども、平成13年からスタートしました第四次の総合計画時において、まちづくり百人委員会にかかわってらっしゃった方々が、環境の問題でありますとか、まちづくりの問題でありますとか、今いろんなところで活躍なさってきておる。そういった話を聞いて、私は十数年前に百人委員会に、そもそもはスタートはそこなんですと言われました。そういった方々が増えてきておると。高齢者であれ、この佐野川の清掃活動に、そのことからNPOとして参画されていった。あるいは、御笠川の美化清掃もそうでございます。高齢者といえども、いろんな形で参画していただいております。そういった施策を今後も組んでいきたい。

まちぐるみ歴史公園というふうに申し上げておりますのは、外に出ていただく機会を多くし、そして市民の方々に健康になっていただきたい、そういった総合施策の中でそういった施策を組み、それが結果としてその医療費削減につながるというふうな形に持っていけないと、

医療費削減でかかるなかかるなというふうな形だけでは私は問題解決にならないと。そこに、やはり健康になる手だてを政策の中に総合行政として打ち込んでいくことが大事であると、そういう意味から、平成21年度予算等についても、総合行政で、あらゆる切り口を市民の健康と、増進というふうなところに焦点合わせて、今施策を組み上げておるところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その3項目めのところ、後期高齢者の1点目の保険証の取り上げの問題については先ほどの市長の答弁でわかったんですけども、特に私が気になりましたのは、2点目に質問いたしました入院基本料の問題ですね。私も、この入院基本料の問題につきましては、今市長が言われたような療養病床の関係ですとか、特養の施設等で対応していただかないといけないというのは、病院に勤めておりましたので、そういった事情というものはある程度は理解しておるつもりです。入院の調整等も、療養病床等の入院の調整等も仕事の中でありましたけども、ただ75歳以上の後期高齢者の方になりますと、どうしても病名がつく、その病気の名前が1つではなくて、2つ、3つといろいろな複合的な病気といいますかね、そういったものを持っておられますので、どうしてもその入院が長期に及んでしまうということもですね、実際に、私が病院に勤めておりました当時は、まだこの後期高齢者医療制度導入される前でしたけども、そういったところがありましたので、ぜひともですね、市長もその点、まず太宰府市内の実態どうなのかというのを調査していただいでですね、その広域連合の中で、その太宰府市のその問題点を広域連合の中で発言できるのはもう市長しかおられないわけですから、ぜひその点は実施していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そういった、私は市なりに、市民がそこに、75歳以上の方がおられるわけですから、今の制度とどうなっておるのかというようなことについて、再度調査研究っていいまいしょうかね、それはいたしたい。現場主義をとっておりますので、そういった状況がどう影響が出ておるのかというふうなことについては学習していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

○2番（藤井雅之議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） 4項目について再質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 少人数学級の実施ということですけども、これはもう再三代表質問あるいは一般質問、それとか前任議員の山路議員のほうからもいろいろ質問されていると思えますけども、子供たちに行き届いた教育環境を整備するということで、今いろいろ対応策、本壇で示していただいで、実質のところ、実質上のいろいろ対応策というのはされているというふうに伺いましたけども、ぜひその、国にもそういったところの働きかけになってくると思いま

すけども、あわせて行っていただきたいなというふうに思います。

それと、学校耐震化の問題についても、地元発注ということは今も行っているということを市長言われて、いろいろ相談体制の問題、窓口等の案内も行っているということを言われましたけども、実際に私もその建設業の関係の方に、それぞれにお話を伺いました。1つは発注する側の元請企業に勤められる方、もう1つはその発注を受ける業者の方と伺いますか、一人親方の方にもお話を伺いましたけども、元請の方にお話を伺うと、発注を受けて下請に流すときには、大体受注金額の今7割で出すことはまずないと言われました。多くて6割、それぐらいの金額が今相場じゃないかということをやられております。実際に、それでその仕事を受ける一人親方から伺いますと、やはり大体6割あるか5割、もしくは赤字になるような、その建築資材の高騰等もあって、今1回の工事で黒字が出るような状況というのはまずないということをやられたんですね。それで、どうしてもこの関係で言いますと、元請企業が強い立場と伺いますか、なっておりますので、おたくが受けられないならほかの業者にかえるというふうなそういうふうな形でですね、対応もされているのが今の実情だと思うんですけども、特に私が問題だと思うのは、学校耐震化というのは、公契約と伺いますか、市役所がその元請業者に対する契約の部分で、元請から下請の部分は企業と企業の契約のところですけども、その大もとにあるその公の契約のところですね、そういった違法な下請いじめと伺いますか、そういった問題点が発生しないようにですね、対応していただきたいのと、1956年に施行された下請代金法ですとか、いろいろ市長も、市長も今本壇で言われました、経済産業省の窓口のほうの案内とかですね、そういったところへの対応とかですね、していただきたいのと、あわせてその発注するに当たってですね、その発注元に対してきちんとそういったことを指導と伺いますか、対応策等をとっていただきたいなというふうに思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 積算をします中に、そういった保険の部分、あるいはいろんな側面から安全にその施工ができるような、そういったことが全体網羅して設計額になっておりますので、そういったことを配慮して今現在発注をしておるといふような状況です。

それから、下請等々についても、元請もさることながら、そこを含めて私は市内の業者にと言っているわけです。大きなところから下請でもらって云々というふうなことは考えておりません。太宰府市内にあって、逆の、大手を下請するぐらいの気持ちでやってもらいたいというふうな考え方で今仕事をしておるところです。

問題は、この住宅リフォーム、一人親方とおっしゃいました、そこの方々について、今までも要請をいろんな面から受けてきております。その小さな工事等については、極力営繕工事とかそういったものはそういった一人親方等々に回すようにというふうな、そういった方針も変わりございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

○2番（藤井雅之議員） いや、ありません。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

5項目について再質問ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 中学校給食についてですけども、今私の手元のほうにですね、今度行われます予算特別委員会の追加資料が今日届きましたけども、その13ページに各学校での利用実績のものをまとめたものを出していただきましたけども、平成20年度の4月だけ見ても、学院中学校で31人ですとか、太宰府中学校で39人、太宰府西中学校で37人、太宰府東中学校で21人とかですね、全体の生徒の数から見て、決して利用実績が多いとは数字見る限り言えない状況ではあるなというふうに思うんですけども。

今市長言われました、一月単位でその注文をとって、その料金の、あるいは支払い等があったりする関係で一月単位というふうに言われておりますけども、例えばですね、その週単位にして、一月単位という、その料金の支払いですとかそういった形は変えないにしてもですよ、せめて、例えば週単位で注文はとって、食べなかった分は、その料金については返すとかじゃなくて、翌月の弁当給食のお金から相殺するとかですね、そういった形ですね、対応策も、可能であれば教育委員会と協議していただきたいなというふうに思うんですけども、その点についてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 中学校給食につきましては、市長が最初に申しましたように、今現在1カ月単位ということにしておりますけども、今後、いろんな形でご意見、提案がございますので、そういうものを含めながら、今後アンケートをやったり、あるいは試食会等も含めながら、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

○2番（藤井雅之議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） 6項目について再質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 再質問ではなくて要望という形でお願いいたしますけども、特に安全対策の面ですね、1点目にお伺いしました安全対策の部分では、有害物質等がですね、近隣の住民の方々のところに飛散するようなことがないようにですね、対応策等を検討していただきますようお願いしておきます。

○議長（不老光幸議員） 7項目について再質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 南保育所のその民間委託の問題についてですけれども、組合との合意というところについて、いろいろ太宰府市の職員組合の機関誌等を間接的に見ておりますと、まだその交渉の経過にあるなというのはつかんでいるつもりですけれども、特に4名の方を引き続き配置するけれども、それはあくまでも引き継ぎであって、保育業務では配置はしないということですが、その南保育所に通っている子供から見ればですね、これまでと同じようにいた先生が、引き継ぎといえども保育所におられるわけですよ。ですけど、そういった子供たちがその先生と話したりしたら、これはもう労働者派遣法等の問題が出てくるので、そういったことも許されなくなるのかとか、そういった問題を私はちょっと感じたりしているんですけども、その点でのやはり組合の合意というのは絶対必要であるというふうに思います。

また、今南保育所に勤めておられる、その保育業務以外のですね、交流研修という形の職場への配置等も説明されているようなんですけれども、今までのその保育士としての仕事の内容から、保育士とは全く違うようなそういった業務につくことによって、業務内容が大きく変化することによって、メンタルヘルスを発症するとかですね、そういった精神疾患、新たな発症とかそういったことも懸念されるんですけども、そういった点からもですね、ぜひその組合との合意については進めていただきたいなというふうに思いますけれども、その点について再度答弁お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今副市長を中心といたしまして、職員団体との交渉に当たっております。努めて勤務労働条件等については、合意を基本とするというふうに、原則とするというふうにしたしておりますので、そこに向かって今懸命に努力しておりますところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

○2番（藤井雅之議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） 8項目について再質問はありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 住宅リフォーム制度のところなんですけれども、今市長の答弁では考えておられないということだったんですけども、今その住宅リフォーム制度についてはですね、いろいろな形で全国の自治体で実施されておる事例等もあります。特に環境対策の部分では、その住宅リフォーム的な事業を、いろいろ国の事業ともあわせてですけども、行っているというふうな事例もありまして、昨年10月に環境厚生常任委員会のほうで行政視察に伺いました東京の福生市では、福生スクラム・マイナス50%ということで、CO<sub>2</sub>の排出50%削減を目標とする事業の中で、その環境に適した住居、二酸化炭素削減をする、そういった構造の住居に対する助成制度と申しますか、そういった、これは全世帯対象の事業ではありませんけれども、そういった事業に参加する住居を募集して、助成制度等も整備されて行っているというようなですね、そ

ういった事例もありますし、ぜひそういったことも検討していただいでですね、いろいろな、住宅のリフォームといっても、いろいろな制度等を使ってやれば、可能性は私あるのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういったことも検討していただきたいなと思いますし、国の緊急経済対策の中でも、いろいろ今対策が実施されておりますけども、ふるさと雇用再生特別交付金ですとか、これも平成23年度までの時限的な交付金ですけども、その中でも、環境分野ということでは、住宅のリフォーム等の、そういった環境の部分で認められるような内容が含まれておるようですので、ぜひ再度その点は内部で検討していただきたいなというふうに思うんですけども、その点についていかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 住宅リフォーム制度の創設も私は大事だと思います。地球温暖化の中においての、やはり何て言いましょうか、ソーラーシステムを完備するとか、そのことによって地球環境に寄与するというふうなそういったところ、そういった部分については、住宅リフォームというようなこと等については、国策でありますけれども、補助制度にするというふうなことですから、そういった形として、使用する場合、活用する場合は、この今ご指摘の点についてはできるのではないかなというふうに思っております。

私は、常日ごろ考えておりますのは、大きい企業は企業なりに、あるいは今ご指摘されました一人親方の零細企業は企業なりに、太宰府市においての営繕、市民の方の、ここで言うておりますすみよか事業でありますとかそういった中、手すり一つとってみても、あるいは段差をなくす、そういった改良事業に一人親方の皆さん方、活躍する場があると、そういった視点の中で、今もそういった一人親方の皆さん方に優先してあっせんをしておるというふうな状況がございます。

基本の考え方は、今も、今からも変わりません。その言われました、ご指摘があつておりますような精神でもって運用していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

○2番（藤井雅之議員） いえ、ありません。

○議長（不老光幸議員） 9項目について再質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 9項目ですけども、この質問、代表質問通告した際にですね、図書館のほうについては、テレビはテレビ放送を受信するためのものではなくて、あくまでもモニターとして使っているからということ、図書館の館長のほうからはその点が説明があつたんですけども、やはり市長言われました、公共施設全体で見ても、図書館は問題なく、そういった形だったんですけども、市役所の庁舎であるとか、学校とかですね、そういったところのテレビの買いかえないしチューナーの設置というのは、もう平成22年度までには国が進めろというふうなことを示しておられるようですけども、今現在のですね、その予算といいますか、どのくらいかかるかなというのを見込み等を持っておられるのかということとですね、あと生活保護世帯

への対応については、もう既にチューナーの設置ですとかそういったところが始まっている自治体もあるようですけども、本市でのその取り組みの状況についてはどのように進めていかれるお考えがあるのかというところをですね、あわせて伺いできればと思うんですけども。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答の中で申し上げておりますように、デジタル放送への対応については、平成22年12月までに対応を完了させたいというふうに思っております。大体かかる予算等々については、チューナーも含めて今積算しておりますのが700万円程度ぐらいでございます、あと全公共施設の方です。

（「8,000万」と呼ぶ者あり）

○市長（井上保廣） 失礼しました。それにゼロのあと1つついております、8,000万円ほどです。失礼しました。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それと、ちょっともう一点、答弁で伺いました、その生活保護世帯への対応の見込みについてはいかがでしょうか。これ最後伺って、質問終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 一般質問であったと思いますが、専門のチューナーなどの費用として保護加算するというところでございます。

（2番藤井雅之議員「大体いつごろからというのをそれ伺いたかったんですけど」と呼ぶ）

○健康福祉部長（松永栄人） 3月12日に説明会があるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派宰光の代表質問を許可します。

6番力丸義行議員。

〔6番 力丸義行議員 登壇〕

○6番（力丸義行議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、会派宰光を代表し、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、健やかで安心して暮らせるまちづくりについてであります。

今日の子供をめぐる環境につきましては、少年犯罪の低年齢化を初め児童虐待や不登校の問題など悪化の一途をたどり、誠に憂慮すべき事態であります。このような状況の中、行政が果たすべき役割は大変大きいと言わざるを得ません。子供たちの健全な子育てや子育て支援の環境整備がさらに求められており、子供たちの対人関係のあり方を初めとした人間形成に資することが大切であると考え、会派宰光結成以来6年間、子育て支援の充実を求めてまいりました。

この間、子育て支援センター設置など子育て支援に対する施策の充実が図られ、また重点施策として進められてきたことと思います。

その中で、平成16年4月の都府楼保育所民間移譲に伴い、平成16年3月議会で五条保育所移設と子育て支援充実の提言を行いました。今回、南保育所が民間の社会福祉法人に委託されようとしています。南保育所が公設民営になった後、公設直営の保育所は五条保育所のみになります。今後、公立保育所として五条保育所が果たしていかなければならない役割と、提言を行ったような五条保育所の施設の充実をどう考えているのか、五条保育所だけは直営の公立保育所として存続していくのか、そして太宰府市の子育て支援の充実をどのように図っていくのか、お伺いいたします。

次に、文化の香り高いまちづくりについてであります。

九州国立博物館開館以来、太宰府市への来訪者が増え、最近では、観世音寺、戒壇院、大宰府政庁跡周辺で、レンタルサイクルでの移動、散策を楽しんでいる観光客や市民をよく見かけます。学業院中学校を過ぎ、観世音寺までの県道左側の史跡地の風景は本物であり、また誇れる太宰府ならではの風景だと思います。全体で455haあるこの史跡地も、昭和39年以来公有化が進められ、現在では指定地の約50%が公有地となっています。当然のことながら、広くなればなるほど整備及び維持管理費がかかっていくものだと思っております。今回の施政方針の中で、以前から一般質問されています水城跡環境整備と四王寺山周辺遊歩道調査整備事業が示されています。

そこで、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりについての2点についてお伺いいたします。

1点目は、水城堤防伐採土塁保存修理事業についてです。

平成19年度より、東門跡周辺の整備、また市民ボランティアの方々による樹木等調査が着実に進行しているとのところ見聞きしています。しかし、長さ1.2km、15.2haある水城跡は、一朝一夕に整備できるものではありません。長期的視点からの展望が必要と考えています。

平成21年度予算には計上してありますが、その内容と平成22年度以降の計画はどうなっているのかお伺いいたします。

また、平成19年、平成20年度に樹木調査を行った際、市民より調査ボランティアを募集されましたが、その方々は今後どのようにされるのでしょうか。

2点目は、他の史跡地の今後の整備と維持管理についてお伺いいたします。

四王寺山周辺遊歩道調査整備事業は、維持管理的側面が強いと考えられますが、その内容はどのようなのでしょうか。

また、国立博物館開館3年を経て、史跡にも来訪者が増えているようです。それに伴い、傷みが出てきている状況、いわゆるオーバーユースの問題が出てきているのではないのでしょうか。特に太宰府の顔と言える大宰府政庁跡は、昭和40年代に整備されて以来三十数年がたち、各所での老朽化があらわれてきていると思います。国宝に等しい特別史跡大宰府跡、水城跡、

大野城跡を初めとした史跡群に対してどのような整備と維持管理を施行されているのでしょうか、大局的見地からご答弁をお願いいたします。

最後に、人を大切に豊かな心を育むまちづくりについてであります。

施政方針の安全・安心な教育環境の整備にありますように、現在各小・中学校の耐震補強工事や学校施設の改修工事が計画的に実行されています。このことは、私自身も3人の子供が小・中学校に通っており、保護者もようやく学校施設に対して安心できる状況になってまいりました。

私は、太宰府小学校の保護者として、太宰府小学校おやじの会に参加させていただいております。この会は、父親同士や先生との親睦を初め、小学校の樹木の剪定や草刈り、また学校行事の手伝いなど、学校とのかかわり、つながりを持っていくことが子供たちのためになる、そういう思いで活動している会であります。その活動の樹木の剪定は、会員の中に造園業をしている方がいるので剪定ができ、草刈りについては、自宅から草刈り機を持ってこられる方がいるからこそできるものであります。確かに学校から依頼を受けて剪定、草刈りを行っているものではありません。会員同士で話し合い、自発的にこの作業を行っていますが、本来は施設管理の中で行うべきことではないでしょうか。本市においても、依然厳しい財政状況ではあると思いますが、学校施設の危険箇所の対応や樹木剪定など施設管理について、現在どのような予算配分や状況なのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派宰光を代表されまして力丸義行議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答を申し上げます。

最初に、健やかで安心して暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

子育て環境の整備についてでございますが、平成18年4月に子育て支援センターを開設するなど、子育て支援の充実に努めてまいりました。五条保育所の今後のあり方、役割につきましては、今日まで五条保育所が公立保育所として担ってまいりました子育てと保護者の就労支援の役割は非常に大きく、特に支援を要する児童の受け入れや本市の保育の質の確保など、本市の保育施設の中核となってきたと思っております。今後とも、本市の子育て支援の中核施設として、地域に開かれた公立保育所として存続を考えております。

しかし、施設が、昭和46年の開設後、やがて40年を経過しようとしておりますことから、昨今の保育需要の増大でありますとか保育所の機能の拡大に伴いまして、現在の施設規模では手狭になっておりまして、また施設設備の老朽化も進んでおりますことから、今後そのありようについて検討してまいりたいと考えております。

子育て支援の充実ににつきましては、平成21年度が本市の子育てプラン、太宰府市次世代育成支援対策行動計画、いわゆるここにこのプランの見直し時期となっております。今後の子育て支援、施策につきましては、後期計画に織り込んでまいりたいと考えております。



子育て支援の充実につきましては、本市の重要課題の一つとしてとらえておりますことから、今後とも施策の推進を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、文化の香り高いまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の水城堤防伐採土塁保存修理事業についてでございますが、この事業は、水城跡整備の一環といたしまして、国、県の補助事業で整備を行っておるものでございまして、大野城市と歩調を合わせ、福岡県の指導を受けながら進めてまいります。

平成21年度の整備内容でございますが、平成19年、平成20年度の樹木調査の結果を踏まえまして、樹木の伐採と一部土塁の破損箇所への保存、修理を計画をいたしております。また、平成22年度以降の整備計画についてでございますが、引き続き三、四年をかけまして、同様に樹木の伐採と土塁の保存、修理を行っていきたくと考えております。なお、期間中に水城跡を多くの方々へ親しんでいただけるような散策路や施設整備の基本設計にも取りかかってまいりたいと思っております。また、平成19年、平成20年度に樹木調査にご協力をいただきましたボランティアの方々につきましては、今後さらに多くの市民の方々に参画を呼びかけ、一緒になって水城跡を守り、活用していただけるようなボランティアの組織づくりを進めたいと考えておりまして、その具体的な内容を現在検討しております。

次に、2点目の四王寺山周辺遊歩道調査整備事業の内容についてでございますが、四王寺山の遊歩道を中心に、古くなったり、あるいは壊れかかった道標の修理でありますとか、あるいは遊歩道の修繕を実施しますとともに、将来的な大野城跡整備計画の基礎的な資料を作成していきたいというふうに考えております。また、他の史跡地の今後の整備と管理につきましては、平成17年に策定いたしました文化財保存活用計画におきまして、7つの指定史跡によりまして構成される大宰府関連遺跡に関しまして、基本的な考え方を示す保存活用方針を定めております。今後は、関連いたします文化財群とその周辺の環境を一体的にとらえまして、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」でありますとか、あるいは歴史と文化の環境税の有効活用を図りながら、大宰府らしい歴史と文化を生かしたまちづくりに向けまして取り組んでまいりたいと思っております。

最後でございますが、人を大切に豊かな心を育むまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

小・中学校の施設管理についてでございますが、学校施設の整備等につきましては、毎年校長会あるいはPTA連合会等から施設の改修などの要望をいただいておりますので、学校と協議を行い優先順位を決め、営繕工事として実施してまいります。また、危険箇所につきましては緊急度を勘案しながら、その対応をいたしていきたいと考えております。なお、剪定でありますとか、草刈り等につきましては限られた予算の中で実施しておりますことから、保護者の方々でありますとか、あるいはおやじの会の皆様方には大変なご尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げたいと思います。今後とも、年次計画によりましてさらなる学校施設の環境整備に努めてまいりたいと思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見あるいはご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問ありませんか。

6番力丸義行議員。

○6番（力丸義行議員） 今回お配りさせていただきました資料は、先ほども申し上げましたが、平成16年の3月議会で提案資料として配らせていただきました。この資料につきましては、当時職員労働組合とほぼ同じ内容で、労働組合は労働組合として執行部のほうに提案をされていると思います。私は私で議会のほうに提案をさせていただきました。この5年間の間に、この中身についてはかなり子育て支援センターの設置を初め、いろんな事業がもう既に展開をされて現在に至っておると思います。しかしながら、5年前に五条保育所の件を提案をさせていただきました。市長も老朽化の件は言われましたが、それはもう既に5年前もひどい傷みぐあいであり、ましてや施設も狭い、そして保護者の送り迎えについても前の道路上でやらなければならないという、非常に子供にとっての環境的には余りよくない環境だということで、5年前に提案をさせていただきました。先ほどの回答の中で今後検討いただけるということではあるんですが、南保育所を民間のほうに委託されて、公立の保育所が今後果たしていかなければならない役割というのは、本当に大切で大きなものになるろうかと思えます。そういった意味でも、私はこの五条保育所の施設整備の充実については、一日も早く行っていただきたい、そのように考えております。この件について、再度市長のほうにお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、回答はいたしましたけれども、五条保育所が担ってきた公的な保育所の役割は非常に大きいと思います。そして、今現在の状況を見てみますと、やはり老朽化しておる。今ご指摘のように、送迎関係の車もそこに駐車できないというふうな立地的なものもございます。したがって、その場所も含めた形の中で、改築するとすればどういった形がいいのかと。老朽化の改修作業を進める際におきましては、いろんな多方面からの意見を聞きながら、この公的保育所としては私は存続をしていくというふうな今表明をしたわけでございますので、この公的施設のありよう等について今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

6番力丸義行議員。

○6番（力丸義行議員） ぜひ早急に五条保育所の件、よろしくお願いいたします。

先日、私も次世代育成支援に関するニーズ調査提出をさせていただきました。今後、「にこにこプラン」後期計画が策定されると思います。いろんな子育て支援に対するニーズも新たなものが出てくるのではなかろうかと思えます。引き続き、市長におかれましては子育て支援策

の充実をお願い申し上げまして、1項目めの質問はこれで終わりにいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目めについて再質問はありませんか。

6番力丸義行議員。

○6番（力丸義行議員） 先ほど藤井議員の回答の中で、まちぐるみ歴史公園についての市長の考えが述べられました。私も全くもって同じ考えでありまして、今回の水城跡の整備につきまして四、五年をかけて行っていかれる。そういった中で、樹木調査をしていただいたボランティアの方にも大いに参加をして、もっともっと市民の方の参加を促していく、そういうご回答だったと思います。私が思うには、市民の方が史跡にかかわるということは、やはりこの町に対する愛着や誇り、それと外での活動が健康につながる。それともう一つは、結果的にはそういった太宰府の風景を多くの観光客の方が車の中やバスの中から見られるというところが、これができるということが太宰府の本当に素晴らしいところではなかろうかと、そのように思っております。

そういったところで、水城跡の整備をようやく進められていくということではありますが、あとは以前から一般質問に出ておりますが、蔵司跡、それと平成20年の3月議会で幸光の代表の小柳議員のほうから質問がありました通称観世キャンプ場、こういったところの今後整備を、財源の問題がありますが、どうやっていかれようとしておるのか、またどう考えられているのか。先ほどちょっと時間がなくて、市長のほうには資料をちょっと1部差し上げたんですが、三重県のいつきのみや歴史体験館という施設があります。この施設は特別史跡の中にある施設でありまして、当然国の文化庁の補助も受け、歴史の体験型の施設としてなかなか素晴らしい施設のようであります。なかなかハードルは高いと思います。高いと思いますが、現実的には日本の中を探せばこういった特別史跡の中でこういう施設ができるという意味では、やはり本市においてもそういった調査研究をもっともっと積極的に私は進めていくべきではなかろうかと思っております。特に、前回の小柳議員の質問でもありましたように、四王寺山の今後の展開によっては、やはり新たな拠点施設というのが必要になってくるんじゃないかならうかと思っております。その位置的にもいろんな意味でいろんなことがあったときの避難場所的なところもあろうし、いろんな使い方ができる観世のキャンプ場跡というのは、歴史と自然を体験できる研修施設としては最高の場所ではなかろうかと思っております。また、蔵司跡については多くの観光客が大宰府政庁跡に見えるということで、それもやはりこういう体験型の、そこに行けば太宰府の歴史がすべてわかるような、そういった体験ができる、そういった施設を今後検討されていかなければいけないと私は思います。そのところで、もう一度市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今お話を聞いておりまして、私も楽しくなったような次第です。私はまちぐるみ歴史公園、「まるごと博物館」のまちづくりを歴代市長に続きましてずっと追い求めております。私も蔵司等々今文化財の史跡地の買い上げとして行っております。あれが100%買い上げが終わりますと、あそこに行かれますとわかると思っておりますけれども、平地、もと館が建っ

ておりました。そういった部分のいわゆる今ご提起されております歴史体験館でも、ネーミングはいいんですけども、そういった形の館を私も欲しいなというように思っているところがございます。そういったアプローチを文化庁のほうにも働きかけていきたいというふうに思っております。

それから、私は今ご提言ございました四王寺山一帯を歴史的な緑が残っておるところでございます。あるいは、1,300年の悠久の歴史の風景があるところがございますけれども、こういったところをやはりきちっとした整備をし、だれでもが気軽にそこに登り、そして太宰府を発見していただく。そして、市民の皆さん方がやはり元気になっていただくというような、そういった仕掛けをします。歩きながら何か学ぶというふうなこと、そして自分の健康につながるというような、そういった一石二鳥の施策を組んでいきたいなというふうに思っておるところでございます。そういった意味におきまして、私は平成21年度の事業といたしまして、遊歩道あるいは標識でありますとか、そういった歩道の整備、あるいは遊歩道の整備等々を行い、市民の森も含めてでございます。そういった中で長期的な展望といたしましうか、計画も含めて鳥瞰図を描いていきたいと。今行っておりますのは、それでも何かできるもの、今できるものから一つずつ、平成19年度、平成20年度事業も水城跡の周辺整備事業を行いましたけれども、そういったところとあわせながら大きな仕事等についても計画、鳥瞰図をつくっていききたいというふうに思っておるところでございます。一緒になってつくっていききたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

6 番力丸義行議員。

○6 番（力丸義行議員） いずれにしましても、財源がこれは伴うわけございまして、この史跡を我々が守っていかなければならないということは、これはもう未来永劫に続いていくことだと思います。先日の質疑の中で歴史と文化の環境税は未来永劫なのか、果たして3年で終わりののか、そういう質疑がございました。私はぜひこの事業にですね、市長として税制審議会もございましょう、運営協議会もあると思いますが、積極的にこの事業に歴史と文化の環境税を資本投下されることが一番の歴史と文化の環境税の趣旨に合うことではなからうかと。これ我々太宰府市民の税金で史跡を守っていくのは、到底不可能な話でございます。そういった意味で、この「文化の香り高いまちづくり」、いわゆるまちぐるみ歴史公園、この事業については積極的に歴史と文化の環境税を充てていかれることを要望いたしまして、2項目については終わります。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問はありませんか。

6 番力丸義行議員。

○6 番（力丸義行議員） 中身については、今後そういったことで計画的にですね、学校施設のほうの管理をお願いしたい、それに尽きるわけですが、いずれにしましても今回質問させていただきましては、すべて関連をしているのではなからうかと私は思っております。第五次総

合計画のキーワードが「協働のまちづくり」ということを掲げられておられます。この子育て支援の充実は、やはり若い世代の方が働きやすく、そして子育てがやりやすい、そういう環境をつくるのが、またそういった若い人たちが協働のまちづくりに参画できる機会を多くつくれるものだと思います。そして、先ほど史跡の中でも市が税を使ってやる事業と、市民みずからが自発的に自分たちがやりたいメニューを選んでやっていくことが協働であろうし、この学校の我々がやっていることも協働のまちづくりの一環だと思います。大事なことは、行政がやられるところをきっちりやられて、我々はあくまでも補完、補てん的な立場ではなくしてですね、それから先行政がやることのその次にもっと磨きをかける、そういった部分を我々市民がやっていくことが、これが一番の協働のまちづくりへの近道ではなかろうかと思っております。区長制が自治会制へと移ります。このこともやはり、当然のことながら協働のまちづくりに近づいていくものだと思います。

最後に、市長の太宰府の今後の協働のまちづくりに対する考えをお尋ね申し上げまして、会派の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 「協働のまちづくり」、「地域コミュニティづくり」、これは今からの太宰府のまちづくりの本当にキーワードっていいでしょうか、中心的なテーマでもありますし、今現在このコミュニティ関係、協働のまちづくりはほとんど着手しておる、進んでおるといように言ってもいいかと思えます。ご指摘のいろんな小学校の清掃の問題等々についても、吉松の例でございますけれども、ボランティアで高齢者の方が既に何ていいでしょうか、学校の花壇の清掃を子供たちと一緒にする。また、そういった指導を行うというふうなことを月に1回行かれてあります。やはり、高齢者の生きがい対策と、それから今まで培われたそういったノウハウを学校のほうに子供たちと一緒にまねながらといいましようかね、触れ合いながらそういったひとときを過ごされておるといようなこと等もござります。いわゆる協働のまちづくり、あるいは自治会活動の最たるものではないかなと。やはり、幼児から高齢者までが安全・安心のまちづくりのためになるように、それぞれの市民として、あるいはそれぞれの各種団体として、NPOとして、あるいは市としてどういったかかわり合いを持ちながら、協力し合いながら、横の関係によってまちづくりができるかと、そういった構築を日々積み重ねていくことが大事だというふうに思っております。それに邁進していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派幸光の代表質問は終わりました。

次に、会派新風の代表質問を許可します。

5 番後藤邦晴議員。

〔5 番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5 番（後藤邦晴議員） ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、通告に従い会派新風を代表いたしまして、市長の施政方針について質問をさせていただきます。

まず、第1項目として学校支援人材バンク等の構築について。

市長の施政方針では、市内の4大学に協力をいただき、平成20年11月に「太宰府市小中学校サポート制度」へのサポーター派遣協定を締結し、本市で学んでおられる大学生に小・中学校の授業支援を行っていただくものであり、制度の有効な運用を進め、また他大学へも支援の輪を広げていくとありますが、この事業は以前から太宰府市が推し進めている「いろいろ端学習まほろばネット」事業そのものだと理解されますが、それとは別になぜ新たに人材バンクをつくらなければならないのかがよくわかりません。私たちも文化やスポーツの振興から見て、発足当時からいろいろ端学習に注目し、期待を寄せており、全市民からはもちろん小・中学校からも依頼があればバンク登録者を紹介し、学校支援にも一翼を担っていたことを記憶しています。もちろん、市内の学生さんにも指導者としての登録の協力をいただき、たしか学生さんは1年ごとに更新をしていただいていたと思います。また、太宰府キャンパスネット事業とも連携し、当時の生涯学習課が各大学を回り、学生さんや先生へ登録を依頼されていたことも知っています。そんな中で今回の新しいバンクを構築されることは、「いろいろ端学習まほろばネット」事業にかわるものとして行うおつもりでしょうか。いずれにしても、その理由とサポート制度の事業内容を含めてご説明ください。

次に、第2項目として道路整備についてお伺いします。

「まるごと博物館」の基盤を整備するものとして、地域再生計画の認定のもと、平成23年までの5年間にわたり交通の円滑化、交通混雑の緩和のための道路整備や障害者等の安全を考慮したバリアフリー化などを総合的に展開されていることにつきましては、利用する市民は非常にありがたいものがあると思います。新設や大規模改修の道路に付随する歩道には、しっかりとバリアフリー対策が施されていますが、以前から懸念されている比較的小さな道路ではまだまだ多くの課題が残っています。一例を挙げさせていただきますと、太宰府市内でも特に高齢化が進んでいる湯の谷区などの人々は、買い物に出かけるときはほとんどの方が学園通りを利用されます。あの道路は危険の塊だというお声をたびたび聞いておりますが、状況をご存じでしょうか。平日は学生さんが横に並んで歩いており、車道を歩かなければならないことや、お年寄りの中では手押し車に頼って歩かれている人をよく見かけます。ここは車道と歩道の段差が激しく、道路に面した住宅や駐車場への進入、切り込みが急勾配のため、手押し車を押したお年寄りが切り込みの勾配に負けて、車道側へ押し流されるようになっているのを見ると、怖さと反面申しわけなさでいっぱいになります。バリアフリーを実現しなければならないところは市内にはたくさんありますが、せめて高齢化が進んでいるところを最優先にさせていただきたいと思います。ひいては、障害者の方々の課題解決の一つにつながりますが、いかがお考えでしょうか。また、太宰府市が今後総合的に進めていこうとするバリアフリー化などの計画を具体的にお聞かせください。

次に、第3項目として安全なまちづくりについてお伺いします。

市内各地域住民への緊急連絡には太宰府コミュニティ無線が最も早く伝達できる機能を持つ

ていますが、果たして確実に伝達できているのでしょうか。風向きが悪いと聞こえない世帯、雨戸を閉めると聞こえない世帯、立地的に全く聞こえない世帯、ましてや雨が降ると最悪の状態になっている世帯があることをお聞きしています。施政方針では設備改善を行い、有効活用を促進するとありますが、どのように改善されて、どのような有効活用を促進されるのでしょうか、お聞かせください。

また、地域防災計画の点検、見直しを行い、計画に基づく危機管理体制や地域自主防災組織等の充実に継続して取り組み、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めるとありますが、以前から課題になっている災害弱者の情報を地域へ提供され、個人情報のある方を遵守するシステムづくりと、全地域に自主防災組織を設置し、地域における避難支援活動がスムーズに行えるようになることが重要だと思います。また、万一災害が起きたとき、避難場所へ向かうには災害箇所によって異なるようなケースが考えられますが、複数の避難場所や想定されるケースごとに避難経路の確立を図る必要があると思われませんが、どのような見直しを考えているのかお伺いします。

以上、3項目の質問をさせていただきますが、市長は日ごろから現場主義と市民の立場に立った仁のぬくもりのお言葉をよく出されておいでです。さらなる市政発展を見据えてのご回答をよろしくお願いいたします。

なお、回答は項目ごとにお願ひし、あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派新風を代表されまして後藤邦晴議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、学校支援人材バンク等の構築についてのご質問にお答えを申し上げます。

この制度は、市内の小・中学校のニーズに応じて、市内の大学等からサポーターを派遣することによりまして教職員の補助を行い、児童・生徒の学力向上、安全確保等の総合的な支援を行うものでございます。現在、市内の大学の理解と協力を得まして、5大学とこのサポーター派遣に関します協定を締結しておりまして、大学生にとっては教育経験の貴重な場でもあり、あるいはボランティアの実践の場ともなっているところでございます。

なお、「いろり端学習まほろばネット」事業につきましては、学習をしたい人が自宅や公民館などの身近な場所におきまして、自主的、自発的に学習のできるように指導者と学習者との仲介と情報提供を行うものでございます。この指導者には文学、語学、工芸などの指導を主体的に行い、生涯学習の振興を図ることを目的といたしております。したがって、まほろばネットは生涯学習の支援を主体にかかわっていただく制度でございます。学校支援サポートにつきましては、教員の補助員として学校支援にかかわっていただく制度となっているところでございます。

次に、道路整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

道路等のバリアフリー化につきましては、平成19年3月に見直しを行いました太宰府市障害

者プランに基づきまして、障害者が安全で快適に外出、移動できる整備を進めております。手法といたしましては、平成19年度から平成23年度までの5カ年、約15億円の事業費で実施しております地域再生基盤強化事業と、生活道路整備を中心といたしました市営土木での整備を行っております。議員ご指摘のとおり、学園通りに見られます状況は十分に承知をいたしております。歩道部分と車道との段差の解消等を含めまして市内道路整備の優先度を検討いたしました。今後の計画として平成24年度からの新たな地域再生基盤強化事業を引き続き国に強く要望していくことといたしております。

最後に、安全なまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府コミュニティ無線につきましては、地形などの諸条件からも聞こえにくい区域が残っておりますことから、今回子局の増設を行い、改善を図ることといたしております。平成21年度におきましては、土砂災害防止法によります警戒区域等の区域指定が予定されておりますので、総合的に優先順位を決めながら設置場所を選定してまいりたいと考えております。また、地域防災計画につきましては、平成13年3月に全面的な見直しを行い、その後機構体制の変更に伴う見直しなどを行ってきているところでございます。

今回の点検、見直しについてでございますが、関係法令、制度の改正、新規法令等の施行に伴うもの、社会環境、災害の変化等による新たな課題に関するものなどの視点で見直し検討に入っております。現在庁内組織の職員で構成します地域防災計画策定協議会におきまして各部門に係る業務などについて検討を指示をしておるところでございます。また、ご質問でございます避難経路の確立を図ることなど、地域でないとうからない場合につきましては、地域の皆さんのご意見などをお聞きしながら進めてまいりたいと、このように考えております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見やご要望等につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層努力してまいる所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問はありませんか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 1項目についてご回答いただきましたけど、私前回は質問させていただきましたけど、このいろいろ端学習というものはちょっと前から興味があったものですから、再度質問をさせていただきました。

このいろいろ端学習というものがあるのに、今の市長の説明で少しはわかりましたけど、このいろいろ端学習があるのに、なぜまた違う人材バンクをつくらなければいけないのかと。もっと発展的に連携、それと一つでまとめて発展できないのかというものが私の考えでございます。どのような考えがあっても、いろいろ端学習メンバーと一緒にしていいと思います。私の考えでございますけど。

それと、いろいろ端学習というものは、今市長もおっしゃいましたけど、学習者は3人以上5人程度が基本で進行してございましたけど、ケースによっては小学校、学級、学年、全校でもう



指導者の意向を確認して紹介されていまして。人数は関係ないんじゃないかなと私は思います。

また、学習場所は先ほどもおっしゃいましたけど、場所はどこでもいいということがいろいろ端学習だということも認識しておりますけど、学校等での学習指導、先ほど私壇上でも言いましたように、大学生との提携も結んでおりましたので、それを一つにしてもっと大きな規模にしていくほうがいいんじゃないかなというのが、私の考えでございます。大学との派遣協定をしながら、いろいろ端学習もできるはずだと私は思います。2つのバンクをつくる必要はないんじゃないかなと思います。

そして、小・中学校のサポート制度だということになれば、やはりそのいろいろ端学習、しつこいですけど、いろいろ端学習に当てはめれば済むのではないかなと私は思います。といいますのは、やはり今までいろいろ端学習にかかわってこられた方々の気持ち、心が、ああ実際自分たちが今までやってきたことは何もならなかったのかなと、もう全く無視されるのかなというお考えがあるんじゃないかなというのが、私の一番の考えでございます。市長の仁のぬくもり、いつもおっしゃいます仁のぬくもりがあれば、今までいろいろ端学習をされてきた方々の気持ちを酌んでいただければ、今までやってこられたやる気を失わせてしまうというようなことになるんじゃないかなと。どうすることになるかわかりませんが、せめて今までやられたいろいろ端学習の方々、この方たちに担当者の方は説明していただき、そして話し合いをしていただき、こういうことだから違う制度を一つ考えたんだということの説明はちゃんとやってほしいと思います。その考えをちょっと市長のほうから。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、いろいろ端学習のまほろばネットと今説明しました学校支援のサポートとの違いについて説明をしたところです。学校支援そのもの等については、専ら今の学校の現場そのものが、ご存じのように担任教師が生徒と向き合う時間というようなものが少ないと。いろんな雑用であるとか、いろんな仕事に追われるというようなことを避けてやろうと。やはり、そういったことを本来の生徒と向き合う時間を多くしてもらうために、それが本来の教育だと思いますから、そのほかの以外の部分等については学校支援というような形の中で、今回は大学生を中心とした形での支援、そこの教室に入り、そしていわば今40人学級、30人学級の要望もあっております。実質そういった形になるんですよというような説明もいたしました。そういった学校現場の教育に対する学校支援でございます。

そして、いろいろ端まほろばネットというふうなものについては、生涯学習の場、したいというふうな方が講師を求めたり、5人サークルのところ講師に来てくれませんかという場合には、そういった講師を登録をしておくというふうな形。その登録されておることが今からの、今は大学生だけでございますけれども、いろんな専門的な学校をリタイアされた教師の方であるとか、大学をおやめになった大学教授の方であるとか、いろんな多方面にそういった方々が学校支援のほうにもしてやろうというふうな形があれば、そういった登録されてある方がなお

かつ学校支援員としてまた支援をしていただくというふうなことも可能だというふうに思います。

今後ともそういった方向で、一方のことはここではだめだと、二元的な形の中でずっと行くというふうなことを言っているわけではありません。基本的には性格が違うから、今のところはまほろばネットはまほろばネットの中で、学校支援等については本来の学校で、その人がたびたびかわったりというようなことも学校の教育の場が、詳しいことはわかりませんが、そういう状況があり、ある一定程度長続きするような状況というものも必要ではないかなというように思っております。

そういったところでの私は為政者としての立場で、まほろばネット、学校支援人材バンクというような形を支援策をとっておるというようなことでございます。詳細的な技術的なものがありましたら、教育委員会のほうでまた説明をしてみたいというふうに思います。私は可能な限りそういうふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに市長が説明されましたように、いろいろ端学習のほうはどちらかというと専門的な内容を持ってあるような方で、先生にかわって指導される、そういう力のある方が多いように感じます。ですから、現在例えばいろいろな歴史的なものとか、それから下水道とか、そういうふうな事柄で大分参加していただいております。今回お願いしようとしているのは、先生方がいろいろな面でばたばたしていると。その手助けをしていただきたいというふうなことで、お願いをしているというわけでございます。学校はそのことに限らず、先ほど話題になりました環境っていいでしょうか、剪定の問題とか、また安全に伴う学校への援助の問題とか、そのほかのいろんなところでいろんな方々からのご支援をいただいているところで。現在のところ、それを継ぎ足し継ぎ足しといいますか、そういうふうな形で来ているというところに、一つの私自身問題点もあると思いますので、その辺を例えばもうちょっと大きい支援の何かサークルみたいなもので全体的に、構造的にやれるような方法はないかなということも今後教育委員会としても整理しながら、先ほど言われましたように先生の指導の、本当に手助けするのと、先生にかわって指導していただいている方とか、また環境についてのとか、登下校についての安全とか、そういうふうなことにいろいろご援助いただきますと、大変ありがたいと思っております。そういうものの一環として、今回市長の肝入りでもありましたし、こうやって整備させていただいているところでございます。どうぞよろしくご理解ください。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 要望です。先ほど言いましたように、いろいろ端学習のその担当の方、かわってこられた方、この方たちによくご説明のほどをよろしく願います。

終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目について再質問はありませんか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 随分以前から取り組まれております。ご回答がいただけると思いますけど、バリアフリーが手つかずのところ、そしていわゆる未着手で課題が大きいと思われるところ、それがどのくらいあるか、何カ所くらいあるか、わかればご回答ください。

その中で、高齢者や障害者の方々の利用頻度が高い場所はどういうところであるか。そして、直近の事務事業で統計的に調査をされていると思いますけど、市内全体の総延長道路、歩道でバリアフリー化されている率は大体何%くらいであるか、わかれば教えてください。

それと、バリアフリーの対象者は高齢者や障害者だけではなく、小さな子供さんやけがをされた方、おなかの大きな女性などすべての人が対象であります。ユニバーサルデザインが叫ばれる昨今ですが、計画の中に取り入れられておるか。また、行政区や身体障害者福祉協会などからの要望はどのくらいあるか。また、そのような要望に対してどのような取り扱いをされているか、また回答されているかをお知らせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 歩道関係の整備の本市の状況でございますが、現在道路整備を行っています道路、地域再生事業等を利用しての道路整備を行っています事業、また拡幅を現在行っています道路等につきましては、このバリアフリーの考え方、平成19年3月に太宰府市障害者プランを策定をしております。これらのプラン、それからまた福岡県の福祉のまちづくり条例という条例が、県の条例でございます。こういった条例に基づきます手引、こういったものに基づきまして現在は整備を進めておりますが、それ以前の道路につきましては整備が整っていないという箇所が非常に多くございます。具体的な数字につきましては、市内全域を調査したという資料がございませんので、具体的な数字としてはございませんけども、かなり多くのそういうふうな箇所があるという認識は持っております。

また、それぞれの道路整備につきましての要望等ということですが、道路整備につきましては特に市内の各行政区のほうから市営土木の要望、こういったもので道路整備については上がるという分がやはりございます。それからまた、それぞれの、特に福祉団体、障害者の団体とか、また個人の方から、そういうことでそれぞれのご相談、要望がありますので、そういったものは市営土木の中で順次計画的に整備を行っているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） これは要望で回答は要りませんが、バリアフリー事業を進めるためには、それを担当する職員の使命感的意識が大きく影響すると思います。職員の知識アップを図る研修などの取り組みをされているか、その成果は見えるか。そして、前回はよく道路等で研修されているのを見かけておりました。そして、毎年障害者プランを更新されておりますが、その中で道路、歩道に関するバリアフリー化は計画どおり進んでおるか、また特筆する場所がありましたら回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 全体的な道路のバリアフリー化等については、ご指摘のとおり大事な視点だというふうに思っております。当初等については職員の採用時、あるいは途中の中においても体験研修というふうな形の中で行っておりました。絶えずその視点といたしましうか、それは考え方は今も生きております。道がどなたでもスムーズに自分の行きたいところに行けるような、そういった点字ブロックも含めた形の中での、段差含めて市内での市道と、あるいはそういった不備なところ等について、あるいは道路のひび割れもあります。段差がついておるところ等もありますので、全体的な把握をしながら、そして順次改善、改修に努めていきたいと。その中においては、職員のそういった視点というようなものを絶えず訓練を、仕事を通して学んでいくことが一番と思っておりますから、それを通して現場に出て、そして自分が体験をして、あるいは高齢者の立場で見て、あるいは子供の立場で見てどうかというような形の中で、改修の必要なところは気づいてくるはずでございますので、そういうふうに仕向けていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問はありますか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 随分以前から課題になっております独居老人、また自分で避難ができない障害者の方々の情報を行政区並びに民生委員の方々へ提供ができないかどうか。

命にかかわる災害時などに間髪を入れず素早く動ける地域の力が必要でございます。正しく取り扱えば、個人情報との抵触には当たらないと私は思いますけど、いかがでしょうか。

そして、避難場所は地域の公民館や校区の学校とは限らず、最も安全な市域全体の避難所へ行くことができると聞いておりますけど、地域の方々には浸透していないのではないかと思います。やはり、地域の公民館や校区の学校へ行かなければならないと思込んでおられる方がほとんどだと思います。この点の住民の周知を考えていらっしゃるかどうか。

そして、指定の避難場所になっているところ、そういうところで裏山があったり、川のそばであったりしている危険な場所が見受けられます。そういうところは指定を外し、別の場所を指定するなどの研究をされているかどうか。進んでいないような気がしますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 災害要援護者の把握、これはこの間いろいろ議論がなさ

れていますように、個人情報保護の観点からなかなか難しいものがございますけれども、自治体によりましては登録制を持ってあったり、あるいは地域の方の中で、コミュニティの中でそういう把握をされたりとかいろいろな工夫もされております。

それとあわせまして、2点目の避難所の関係ですけれども、今現在ご存じのように第1次避難所と広域避難所という形にしております。それで、この間いろいろな災害が発生した自治体の反省点を見ますと、いろんな地域の避難しやすいところ、緊急避難が第一優先ですので、避難するといったときに、じゃあその災害が起こった後にどのような形で避難されている、どのような復旧をすればいいのかという、そういうふうなことで情報把握もなかなか難しいということも反省として出ているようでございますので、先ほど市長が答弁いたしましたように、今回の地域防災計画の中では社会情勢の変化、あるいは法的な制度の変化、そういうものを見きわめながら関係部署から職員に出してもらって、今検討作業に入っているところでございますので、今後とも地域ニーズに合ったような地域防災計画、あるいは避難経路、避難場所、そういうものの選定に当たってどう見直せばいいのかを検討して、皆さんに役立つような地域防災計画にしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） 施政方針では計画の見直しがなされるとありますので、地域内における個人情報の提供システムや安全であるべき避難所となるよう、市民のみんなが安全で安心してできる地域体制へと見直しされることをご期待申し上げまして、会派新風の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派新風の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） ただいま質問の許可を得ましたので、平成の会を代表し、質問をいたします。

新年度の重点施策について。

井上市政発足からはや2年、折り返し点にかかりました。この間寝食を忘れ、精力的に市民の安心・安全、また暮らしをよくするため、今までに20行政区との懇談会を行うなど奔走されましたことに対し感謝申し上げます。

さて、平成21年度の施政方針は、第四次総合計画とマニフェスト実現のため多岐にわたり網羅されており、どの項目も重要であると思います。私は施政方針を聞きまして、私なりに次の4点ほどに絞りまして重要施策についてお伺いいたします。

まず、財源確保についてであります。

市長自身給料10%の削減、副市長及び教育長の給料につきましても5%減額を初め、退職者

不補充による人件費の減、あるいは環境施設組合への負担金減、水道事業会計補助金の減、経常経費の減など効率的運営の結果、経常収支比率は3.1ポイント改善し、97.8%となっております。平成21年度につきましても、97%以下をめどに財政運営を行いたいと意気込んであります。が、余りにも緊縮財政を遂行する余り、市民の暮らしに影を落とすような結果になってはなりません。

サブプライム住宅ローン問題に端を発した米国金融危機の発生によるマイナス影響を受け、全世界の景気の不況は今後十分注意しなければなりません。このような観点から、今後は税収の減、地方交付税の削減など一般財源の大幅な増は期待できません。他方、歳出面におきましては、福祉面における扶助費等の義務的経費の増加は否めず、財源不足が予測されます。このため、さらに経常的な事務事業の見直しや統廃合行財政改革等を進め、収支均衡を前提とした健全な財政運営を図ることが経営課題と論じてあります。

私は機会あるごとに、本市を訪れられる700万人の観光客に目を配り、温かく迎え、喜んで本市で消費をしていただき、財政が潤う政策が必要ではないかと提案してまいりました。現在、水城堤防を整備されております。この政策は本当に歴史を勉強される方は見学に行かれると思いますが、私はお子様から高齢者までの多くの方が足を運ばれる対策を重点的に考えるべきだと思います。私ども平成の会では、常に本市の財政問題についてどのような政策が財政を潤すかを考え、大宰府政庁跡の南門の再現、あるいは西鉄太宰府駅を移転し、交通渋滞解消と商業施設の充実に向けた再開発、参拝客の交通渋滞の解消対策のための道路問題など提言してきたところであります。

本市の財政予算は小さいので、しり込みの感もありますが、国、県、財界を動かす知恵を絞られ、いかにして政庁跡の南門の再現、あるいは商業施設の充実などについて国、県に対し、本市の施策を説明し、行動をとるべきと思いますが、これらの点の考えをお伺いいたします。

次に、今回職員人材育成のため、「しなやか研修制度」を設けて、信頼・納得・やる気のある職員育成に努めるとのことですが、前市長時代から勤務成績評定を行うべきと提案してまいりましたが、いまだ人事異動に関する個人希望調書のみで、本人の能力、責任感、企画力、交渉力など監督者、管理者の第三者的評価が行われておりません。能力のある人材発掘や優秀な職員の発掘ができていない感があります。

2月24日の日本経済新聞によりますと、人事院は4月にも幹部国家公務員の仕事の成果に応じて、期末特別手当に差を設けるよう国会と内閣に勧告する方針を固めたと報じられております。地方分権の時代です。独自に勤務評定はできるはずですが、したがって、本当に太宰府市を愛し、市民のために働く職員発掘のため、ぜひとも優秀な職員発掘のため勤務評定を採用すべきと思料いたしますが、新年度から行われるのか伺います。

次に、福祉関係について伺います。

福祉といっても、幼児から高齢者まで幅広くどの地点をとっても重要な施策です。健やかで安心して暮らせるまちづくりで、こんにちは赤ちゃん事業、介護予防プロジェクト事業が新た

に新設されました。退職者も余り補充されず、事業は膨らんでおります。これらの対策としてどのような人事の配置を考えてあるのか伺います。

今回、南保育所の民間委託が行われようとしております。委託先あるいは職員の配置など大変だと思いますが、今後の予算を比較いたしますと、約5,000万円の経費減となるようであります。次世代事業に役立てられると思います。円滑な移行をお願いいたします。

私が今回注目いたしましたのが、専門的な知識を持つ九州大学健康科学センターとの連携による介護予防であります。国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、これらはすべて医療と健康に対する予算であります。今回の事業をきっかけに、各公民館を主体に病気にならない、寝たきりにならない、健康づくりを考えていただき、医療費削減に努めていただき、1割でもよいので子育てに予算が回されるように努力していただきたいと思いますが、そのような考えができないか、1割削減でどのくらいの金額になるのか、あわせて伺います。

「福祉でまちづくり」、「地域コミュニティづくり」で区長制度の問題でいろいろと問題があるようです。いろいろと区長さんの意見を聞いておりますと、各小学校単位で新自治会制度ができないと予算が出ないということで困っておられるようであります。この3月で地域によっては隣組長、子ども会、老人クラブ、区長交代など一連の役員交代が行われます。しかしながら、自治会制度発足までいろいろな支出も考えられます。したがって、今まで同様に活動費、役員手当等を含めた予算を例年同様各行政区に新算出に基づく金額を各行政区あてに振り込まれ、その中で新自治会制度を確立されるのがベターではないかと思いますが、各区での安心運営のためこのような方法ができないか伺います。

再質問は自席にて伺います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することについて、市議会会派平成の会を代表されて安部陽議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、財源確保の方策についてのご質問にお答えを申し上げます。

財源確保のために、大宰府政庁跡南門の再現、商業施設等の充実についての考え方でございますが、大宰府政庁跡南門の復元につきましては、建物の実態解明の関係でありますとか、あるいは原風景の眺望を強く願う声など賛否両論がございまして、また仮に南門の復元ともなれば、国家的プロジェクトとしての取り組みが求められます。このことから、市民を初めとする国、県関係者等におきまして十分な議論を尽くす必要がありますので、これは若干時間を要するものではないかなというふうに思っております。

なお、今後におきましても関連いたします文化財群とその周辺の環境を一体的にとらえまして、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる「歴史まちづくり法」の補助メニューを活用しながら、「まるごと博物館」構想、すなわちまちぐるみ歴史公園の実現に向けて関係機関への働きかけなどを行いながら、多くの文化財を活用した活性化事業

を積極的に展開していきたいというふうに思っております。

次に、商業施設等の充実についてでございますけれども、本市の商業を取り巻きます問題は、年間に約700万人を超える観光客の入り込みがもたらします効果の一方では、事業経営者の高齢化及び後継者育成あるいは空き店舗対策等さまざまなことが考えられ、その解決が大きな課題にもなっております。商工業の活性化につきましては、今までも幾度となくご提言をいただいたところでございますけれども、現在太宰府市においでいただいておりますたくさんの来訪者の方が魅力を感じていただけるような店舗、あるいは商業施設づくりに向けまして、商工会と連携をとりながら支援をしてみたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、商工業が活性化いたしますことは、太宰府市にとりましても大変重要なことだと認識いたしております。

次に、人材育成についてのご質問にお答えをいたします。

勤務評定のことについてでございますが、平成17年8月に出されました人事院の給与勧告によりまして、50年ぶりとなる大幅な公務員給与制度の改革が進められることになりましたけれども、その中に「年功的な給与上昇の抑制と勤務実績の給与への反映」が明記されまして、これまでの勤務評定制度にかわる新たな人事評価制度を早急に構築していく必要があるとされております。また、この改革は段階的に導入し、平成22年度までの5年間で完成するものとなっております。

本市におきましても、これまで人事評価制度の構築に向けて調査研究を進めてきておりまして、平成21年度には評価制度の職員研修を実施の上、まず管理職から順次試行を行っていききたいというふうに思っております。

次に、介護予防と健康づくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、九州大学健康科学センターとの介護予防事業につきましては、平成21年度から3年間にわたり本市の高齢者の実態と病気の発症にかかわる社会環境要因に関する調査を行い、介護予防に関する知識や情報の提供をしながらモデル地区の指定、2,000人規模での介入研究を行うものでございます。その研究をもとに、太宰府市におきますところの介護予防の取り組みを検討していきたいと、このように考えております。

次に、健康づくりによります医療費の削減につきましては、これからの予防意識が大変重要になっておりますので、地域の方々と協力、連携をしながら健康づくりに取り組み、そして医療費の削減に向けて努力をしてみたいと思っております。

また、1割医療費削減でどれくらいの金額になるのかというふうなお尋ねでございますけれども、平成19年度の決算の給付費の額で申し上げますと、国民健康保険が約4億円、老人保健が約6億円、介護保険が約3億円、合わせますと13億円になります。そのうちの市の負担分でございますけれども、約8,500万円でございます。

最後に、自治会制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

区長からご意見、ご要望を受け、本年4月1日を基準日といたしますけれども、平成21年度

につきましてはまず基盤づくりとして1年をかけて区自治会の充実を図っていただくとともに、平成22年度から校区自治協議会の組織づくりにご協力をお願いしているところでございます。また、本年の2月20日に開催いたしました定例区長会議におきまして、平成21年度に限って校区自治協議会の設立途中でありましても、区自治会からの請求によりまして直接補助金を交付してほしいという区長のほうからのご提案があり、協議の結果、そのようなことで実施することといたしました。その後以降に関するご意見もございませんでした。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 1項目めについて「歴史まちづくり法」に基づいて一応ある程度してあると思うんですが、私も国等に行きまして聞くところはですね、やはり行政と市民が一体となって一生懸命にならんと予算はつけられないとはっきり申しております。やはり、専門的にね、今回の場合は国際交流とも一緒になっておりますので、少しこれが軸がぶれたら困りますので、観光面は喜んでいただいて金を消費するほうですよ。何も皆さんの給料を、ある市においては職員まで給料カットがあつたりもしております。そういうふうにならないために、私はこれをもう10年近く田川議員と一緒にやってきているわけですけどね。そういうふうで、やはり皆さんが喜んで使っていただいて、それが財源になる。その方法を早く、私は提言型からこれぐらいでいいんじゃないかというような回答が多いと思いますけど、私はこの市民を犠牲にしないで、また職員の人も犠牲にさせないで、財源確保に取り組んでもらいたいというのが一番大きな問題ですよ。したがってですね、優秀な職員を観光交流課にやって、今度は先ほど清水議員の質問でも200万円かそういうふうな旅費がついたようでございますけど、やはり優秀な職員を国、県にどんどん送り込んでいただいてですね、そういう補助金、交付金等をいただいできていただきたいと思うんです。したがって、これは早くそういうシステム、懇談会方式でも何でもとっていただいて、そういうようなチームをつくっていただきたいと思いますが、そういう方向で市長どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 財源確保については、いろんなことが考えられます。私どもは広告収入でありますとか、その辺のところの財政的な金額は少額であっても、根っこの部分が大事だというふうに思っております。今、安部議員からご指摘いただいておりますこの観光産業といたしましゅうか、史跡地を核とした流入人口といたしましゅうか、訪問者によって経済効果を上げていく。そのことによって市を潤していくというふうなこと、これは私も必要だというふうに思っております。南門の復元もその一つであろうし、あるいは力丸議員も提起されました蔵司に歴史的な体験的なそういった館をつくるということ、そのことによって観光者が横流れを起こす

ということ、市内を回遊していくというふうな形によって経済効果を上げていくと。このこと
によって間接的な形、直接的あるいは間接的に市の財源を潤していくというようなことが大事
だというように思っております。

私は今、それぞれの観光部門に指示をいたしまして、これが間もなく上がってくれば、議員
の皆さん方にも開示していきたいというふうに思っておりますけれども、この九州国立博物館
を核として、平成17年10月に開館して以降どのような経済効果があったかというようなこと
について今調査をし、ほぼ50億円以上のやはり経済効果が上がっておるといふのが、これは
88店舗を調査した段階からそういったデータが出てきております。こういったことをベースと
して、私どもは直接的なもの、間接的なものがございますので、経済効果がそういうふうにな
ってきておるといふようなことは間違いございません。直接的なものも、今後ともいろんなア
ンテナを張りめぐらしながら、収入増になるような取り組みは行っていきたく思いますけれ
ども、太宰府市の行くべきコンセプトについては、歴史文化遺産を活用した観光資源だろうと
いうように思いますので、そのところ等について市民の皆さん方と一緒にになりながら、知恵を
働かせながら、収入に結びつくような施策を取り組んでいきたいというふうに思っておりま
す。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） これはですね、政府が出したパンフレットです。太宰府では、今市長
言われました博物館しか載っていません。京都あたりは、これがたくさん載っておりますね。
やはりそういうふうで、政府も観光客に目をつけて財源を潤すために頑張っているんですよ。
私はここの政庁跡にそういうものができれば、お年寄りの方はまほろば号を使われてね、まほ
ろば号の黒字化ができると思うんです。それから、若い人は今度は自転車なんかで行かれます
から、途中で商店を設けられる、いろいろ。そしたら、ここに商業ができてくるんですよ。太
宰府が、旧太宰府といたらおかしいですけど、あの参道ばかりがもうかって、こちらのほう
はもう指くわえて待っているというような商業地域じゃだめですからね。こちらもどんどんも
うかってもらいたい。そういうことを頑張ってもらいたいということをまず肝に据えていただ
いて、この1問目は終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 回答は要らないですか。

（14番安部 陽議員「はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 2項目について再質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど清水議員も研修の費用が200万円今年度から組まれたというこ
とに対して、私も本当に賛意を送りたいと思っております。やはり、今まではどこにも職員は
行けないから、井の中のカワズやったんですね。今度はあちらこちらの情報をとれる、あそこ
に行ったならこういうようなものがあると。帰ってきて、それを横の職員の人にもこういうこ

とだったと、そういうことが仕事に対する生きがい等になって出てくると思うんですね。それで、私はこのせっかく研修制度、「しなやか研修制度」ですか、これはしなやかではなくてハードにしてください。もう少ししっかりと頑張ってもらわないかん。そういうふうでね、職員が喜んで調査もし、それから企画もすると。それで、その人を中心に今度はディスカッションもやると。そういうやはり盛り上がりをするれば、幹部ばかりが一生懸命働かせたってだめです。若い人は若い人なりにまた新しい考えを持っていますから。幹部が行くよりも、職員のほうが行ってもらって、どんどんそういうのを提言制度にしたほうがいいと思うんです。もう私はそういうふうで、この研修制度評価いたしますので、ぜひとも今後そういうふうで、それとあわせてやっぱり評価をする勤務評定というのは幹部だけではなくて、職員はどういうことを考えておるかというのをね、400人近くの職員を一人一人見るためには、そういうような制度がよかったと。係長が職員を知り、課長も職員の特徴を聞いてやったりして、そしてやっぱりいい職員をどんどんどんどん早く引き上げていただきたいと思いますので。これも必ず勤務評定も平成22年度には恐らく、これはもう今の副市長の時代には、私が質問した10月ごろにはもうやりますというような回答を得とったんですけど、これがまだされてないから、これはちょっと嫌味のごとあるですけど、はっきりと言っておきますけど、副市長も頑張ってやはりそういうことをやっていたら、やっぱり職員に希望を持たせてください。今希望がないんですよ、早く言うと。どれだけ勉強し、仕事をしたって評価されないから。ああ、あれはよう頑張るとるよと。ほんなら、今度は係長候補に入れろと。課長が、係長やらが出して、そしてまた課長もそれを信認すりやそれをすつと係長にすると。そういう喜ぶ職場にしてもらいたい。これ必ずやっていたらいいと思いますので。もう時間の関係で要望にとどめます。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） これ健康づくりですね。国もですね、医療費抑制の8つの指標、これを未達成なら交付金に差をつけますよと、そういう厳しいあれをつくっておるんですね。そういうふうで、やはり太宰府市はやりますやりますと言いたいけどなかなかその、机上作戦はやってあるかもわからんけれど、現場におりてきてないんです。私に言わせれば、各行政区の公民館でどんどん週に2回は必ず軽やかな体操、今いろんな音楽に合わせて軽い体操あったりしてますからね。そういうのをね、指導者を早くつくって、二班か三班かつくって、ぐるぐるぐるぐる回ってやる。健康づくりすれば医療費要らないですよ。やっとなら厚生労働省も気づいてから、医療費抑制8つの指標と出しているんですね。そういうふうで、私は今度南保育所も民営化されますから、そういう職員の人たちによって割り当てがあつたりすると思いますけど、そういうね、職員を何班かつくってもらいたいと思いますが。現場主義だったら現場に行つて、そういう体操を教える職員の養成をしてもらいたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 介護予防が私も大事だというように思っております。いろんなそれぞれの自治会、行政区の中でその取り組みをしていただいております。行政はその支援をしていくというような立場にあらうかと思えます。私が見る限り、今の高齢者支援課含めて福祉部等については努力しておるなあというふうに思っております。それは直接私は市民の皆さん方からそういった評価を聞くからであります。例えば、吉松の例を挙げて申しわけございませんが、高齢者福祉の関係では、私はどの行政区よりも進んでおるのではないかなというふうに思っております。くすの会あるいは花の会、あるいは松寿会、それぞれの皆さん方が触れ合い、あるいは一緒に食事をしたり、サロン、あるいは絵手紙であるとか、これは毎月私の母も92歳になりますけれども、絵手紙が毎月参ります。そういった取り組みでありますとか、あるいは世代交換の交流でありますとか、そういったボランティアを中心として行われております。ちょっとおたすけ会のそういった活動でありますとか、隣がどういふふうな形をしているんだというふうなこと等も含めて、それから一品を届ける日というふうな触れ合いの日に一品だけつくって、独居老人のところにお届けされておるといふふうな取り組み等々がございます。そういったところに職員が出向いとるわけですから、だから、そういった評価を区民の皆さん方から聞きまして、今日市役所の高齢者支援課の皆さん方が来てくれたと、一緒になって食事をしたというふうなことが言われて報告を聞きます上において、私も地元で聞くにつれてうれしいといいましようかね、本当に現場に目を向けてやってくれているなというふうな思いで評価をしておるような状況です。こういった状況をどの行政区にあっても、同様の視点の中でいくと。1つできているんですから、その視点の中でどの行政区においてもいっていると思っておりますので、これを伸ばしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） これ福祉のほうには大変一生懸命やっておりますね。余り項目が多うて、やはり幼児から高齢者までいろいろ面倒見なければならぬから、これはもう一生懸命やっております。職員がここは足りないと思うんです、私は。福祉のほうに、今度4月から職員配置がえあると思いますけど、福祉をもう少し優遇してください。これ要望しておきます。

○議長（不老光幸議員） 4項目について再質問はありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 「福祉でまちづくり」のことでいろいろ区長会とも問題あつておったようでございますけれども、かなりの行政区はこの問題については譲歩されております。しかしながら、私のところには最終的にこういう電話があつたんですね。いつごろ校区に交付されるんですか、今までどおり区長さんの口座に入るんですかねというような電話もあつたんですね。そんで、そういうところが問題じゃなかったのかなあというような、最後にわかつてきたのはそういうことですが、私に再度、市役所からだまされたらいかんけん、確認してく

ださいというようなことで電話があったから、これ出したんですね。ほんで、校区の体制までできないでも、今までどおり行政区には先ほどの説明であれば、請求があれば自治会のほうの会計に渡しますということですね。ほんで、請求をされないでも今まではもう区長さんあてにぽっと出してあったから、8月なら8月に出ていきよったんですね。ほんで、やはり区としては交通安全の電気代とかいろいろ払わなくちゃいけないという問題もありますので、早目に請求があったら必ずうそを言わんで出してもらいたい。これだけちょっと再確認です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 再度お話をしておきたいと思います。自治会制度については、基準を4月1日にしますよということが1点。そして、1年かけて組織づくりをしていきたいと思います。そして、平成22年から正式に自治会制度を発足をさせます。その間の、じゃあ今年度予定しておいた自治会の交付金とかそういったものはどうなるんだというふうなこと、また各地域によってはさまざまありますから、8月に、あるいは12月までかかるところもあるというふうなことも聞きました。それであれば、今年平成21年度に限り、そういった補助金等々については経過的な措置として直接的に請求に基づいて、各自治会の請求に基づいて従来どおりといたしましょうか、新規として今年に限り直接交付しますというようなこと。この一つの目的は、この前もお話ししましたように、透明性を高めることも一つあるんです。予算を区から区じゃなくて、自治会の予算に収入として入れて、そして支出としてそのことが女性部に行こうと、高齢者のほうに行こうと、トンネル予算であったとしても、予算を通して支出をしていただくというふうな、あわせてそういったことをお願いをし、そして透明性を確保していきたいというふうなのが自治会制度の機能としてお願いをしているものもございませう。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 最後に、このマニフェストと今回の施政方針で17項目ぐらいにわたるとるんじゃないかと思えますけれども、そういういろんな重要施策を掲げておられます。特に、平成21年度について市長はこれは大事なことから、これだけはやりたいという三、四点到に絞ってちょっとお聞きしまして、平成の会の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いろいろと全部、予算2項目はすべて私の重要なところでございますけれども、特に「協働のまちづくり」、あるいは「地域コミュニティづくり」等々については心血を注いで今日まで来ておりますので、これをなし遂げたいと。1年かけてでも、市民の皆さんと一緒になしてあげていきたいというふうな強い願望を持っております。

それから、まちぐるみ歴史公園、まるごと博物館、あるいは歴史、史跡を活用した資源の確保、あるいは有効活用を行っていききたいと。太宰府市のあるべき姿はその辺だというふうに思っていますので、そのことによって経済効果が出てくれば、私は望むところでありまして、そ

った方向に誘導をかけていきたいというふうに思っております。

それから、高齢者の皆さん方、あるいは弱者と言われる障害を持った皆さん方、あるいは子供たち、幼児、いろんな階層の皆さん方がやはり外に外に出ていただいて、やっぱり安全・安心のまちづくり、住みなれた地域の中で安心して暮らせるようなそういったまちづくりに一つ一つできることからやっていきたいなど。そのためにも、「まほろば号」コミュニティバスの充実強化を図っていききたいと。今スーパーと提携しましてやっておりますけれども、あらゆる可能性を探っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派平成の会の代表質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日3月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

[平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成21年3月10日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名 (議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 武藤哲志 (19) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道料金の引き下げを要求する 市長は、料金改定時に見直しを約束しているが、どのように考えているのか。 2. 市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求める 大変な不況で国県も中小企業に対して融資制度を充実させようとしているが、市民生活も大変な状況である。最高50万円までの貸付制度を市内の銀行に預託を行ない実施してほしい。 3. 就学援助の充実について リストラ、合理化、所得減による生活困窮に対して支給基準の見直し、子供たちが安心して教育が受けられるよう要求する。 |
| 2 | 村山弘行 (16) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 区長制度の廃止に伴う諸問題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 区長制度の廃止の経過について (2) 区長有志の請願提出に対する執行部の対応について (3) 新しい組織の具体的な中味について 2. 南保育所の民間委託について <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者会との合意について (2) 対応する労働組合との合意について (3) 保育士の今後の職場について (4) 都府楼保育園の経過と南保育所民間委託の整合性について 3. 太宰府西小学校付近の交差点の改良について <ol style="list-style-type: none"> (1) 西小入口信号付近の車両の停止線及び横断歩道の位置の変更について (2) 長浦台変則五差路への信号機の設置について |
| 3 | 原田久美子 (1) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者福祉サービスについて 高齢者の在宅生活支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報サービス及び給食サービス事業について (2) 介護保険サービス外の高齢者福祉サービスについて |

| | | |
|---|----------------|--|
| 4 | 渡 邊 美 穂 (4) | <p>1. 市の制度変更に係る問題点に対する市の責任と市民への説明について</p> <p>(1) 都府楼保育所の民間移譲の条件に対する市の対応について</p> <p>(2) 南保育所の民間委託について</p> <p>(3) 地域包括支援センターの直営について</p> |
| 5 | 橋 本 健 (7) | <p>1. コミュニティバス「まほろば号」について</p> <p>(1) 運行の問題点と対応策について</p> <p>昨年、西鉄都府楼前駅をターミナルとし、独立路線としてダイヤを全面改正されたが、市役所への直行便がなく不便である。</p> <p>また、乗り継ぎの待ち時間が長く特に冬場はつらいなどの不満が出ているが、この問題点に対しての対応策について伺う。</p> <p>(2) バス広告収入の積極策について</p> <p>今年4月から高雄地区の運行開始により、まほろば号がほぼ市内全域に拡充され、喜ばしい限りである。今後は運行経費を少しでも補うためバス広告収入の積極策が必要と思うが、市の見解について伺う。</p> <p>(3) マミーズ・まほろば号について</p> <p>昨年12月の建設経済常任委員会において、一企業に対する市からの運行補助金は理解し難く公平性を欠くという意見があった。検討課題として問題提起をしたが、その後執行部ではどのような整理をされたのか伺う。</p> |
| 6 | 中 林 宗 樹 (8) | <p>1. 行財政の運営について</p> <p>「身の丈にあった行財政」とは、その考えについて伺う。</p> <p>2. 定額給付金地域還流事業について</p> <p>商工会では、この度の定額給付金を地域へ還流させる事業を考えておられるが、市はどのような支援を考えているのか伺う。</p> <p>3. 区長制度の廃止について</p> <p>3月31日で区長制度を廃止すると言うが、地元民への説明等の時間がないので、実施を1年延ばして欲しいとの声があるが、どのように考えているのか伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員 | 2番 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 長谷川 公 成 議員 | 4番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 橋 本 健 議員 | 8番 中 林 宗 樹 議員 |
| 10番 小 柳 道 枝 議員 | 11番 安 部 啓 治 議員 |

12番 大田勝義 議員
14番 安部陽 議員
16番 村山弘行 議員
18番 福廣和美 議員
20番 不老光幸 議員

13番 清水章一 議員
15番 佐伯修 議員
17番 田川武茂 議員
19番 武藤哲志 議員

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 門田直樹 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

| | | | |
|------------------|------|---------------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 木村洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松田幸夫 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 協働のまち 推進課長 | 大藪勝一 | 市民課長 | 木村和美 |
| 税務課長 | 新納照文 | 人権政策課長兼 人権センター所長 | 津田秀司 |
| 福祉課長 | 宮原仁 | 高齢者支援課長 | 古野洋敏 |
| 子育て支援課長 | 花田正信 | 都市計画課長 | 神原稔 |
| 建設課長 | 大内田博 | 観光・産業課長 | 山田純裕 |
| 上下水道課長 | 宮原勝美 | 教務課長 | 井上和雄 |
| 学校教育課長 | 松島健二 | 中央公民館長 | 木村努 |
| 市民図書館長 | 吉鹿豊重 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 浅井武 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 茂田和紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 質問の1項目は、上下水道料金の引き下げを要求いたします。

この質問項目については、請願を初め、代表質問、個人質問と、何度も見直しと引き下げを要求してまいりました。市民の間から、太宰府市の水道・下水道料金は高い、事業用、家庭用も同一料金であり、メーター使用料も含め、使用すれば使用するほど高い料金形態になっていること、市当局も水道事業経営で認めておられます。特にこの不況状況、市民負担を軽減させるためにも、水道・下水道料金の引き下げを行う必要がありますが、以前の質問でも見直しを約束しておりました。ところが、今回市長の施政方針で一般家庭水道料金の引き下げを含む料金体系の見直しを進めてまいりますと公約しておりますが、どのように実行されるのか明らかにしていただくよう回答を求めます。

質問の2項目めは、市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求めます。

大変な不況で、大企業の非正規雇用労働者の解雇を初め中小企業の倒産等により、市民、労働者の生活実態は大変な状況にあります。国も雇用対策に力を入れておりますが、解決に至っておりません。リストラ、合理化がまかり通り、日常生活は大変であります。ところが、大企業には減税、中小企業には緊急融資制度がありますが、解雇された労働者や市民に対して貸付制度は太宰府市にはありません。銀行も貸してくれません。ノンバンクなどの融資を受けることによって多重債務に陥ることも明らかです。各地の自治体では実施されている市民の日常生活に関する要望として、医療費、入学準備、納税、家賃の支払い、出産費用、葬儀代、物品購入等の苦難解決のために貸付制度が実施されておりますが、太宰府市も、市民を対象にした最高50万円までの貸付制度条例を太宰府市も制度化し、貸付運営については銀行に預託を行って実施をしていただきたいが、市長の回答を求めます。

最後の質問については、就学援助の充実について行います。

教育委員会としては、子供たちが安心して教育が受けられる機会均等を図るために、要・準

要保護児童関係費予算については、平成20年度当初予算と比較すると、平成21年度予算として、小学校473万6,000円、中学校326万8,000円増額予算を計上いただいておりますが、市民税の所得基準、平均5万5,000円以下になっており、均等割、平等割を含めているのか、家族構成によっては各家庭でさまざまな状況が考えられます。祖父、祖母の年金所得も含めて所得基準を検討しているのか、それとも両親の所得を就学援助支給の対象にしているのかを報告いただきたい。

特に4月以降、失業や年度中の倒産、無収入などの生活困窮などに対して、前年度の所得基準で判断すべきでないと思います。実情に合った制度充実の対応を求めたいと思いますが、教育委員会としては、今後にどのように対応いただけるのか、補正予算を組む考え方があるのか、またこの制度、学校長、教職員を初め市民にわかりやすく広報で知らせていただきたいので、教育長の回答を求めます。

回答について、質疑は自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

昨日の代表質問、皆様方からさまざまなご意見を賜りました。誠にありがとうございます。本日は一般質問でございます。順次回答をしていきたいと思っております。

1番目の上下水道料金の引き下げに関するご質問に対しましてご回答を申し上げます。

まず、水道料金につきましては、平成19年6月議会及び平成20年の3月議会でのご質問に対しまして、今後も一層の経費節減に努め、現行料金を据え置く努力を続けながら、料金体系の見直しを含めて、引き続き可能性について模索していきたいと、このように答弁をいたしておりました。水道料金につきましては、本市の市長選挙期間中でも、多くの市民の方々でありますとか、あるいは市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中でも、他市よりも水道料金が低いという、そういったご意見等々を数多く伺って帰ってきております。

水道事業でございますけれども、給水収益によりましてその経営が成り立っておりまして、近年の社会経済情勢の悪化でありますとか、あるいは節水の機器の普及等によりまして、営業収益の根幹をなします給水収益の伸びが鈍化してきているのも昨今の状況でございます。

また、平成25年度以降でございますけれども、大山ダムからの供給が開始されることに伴いまして、需要拡大の必要性など赤字損失幅をいかに改善できるか、さまざまな経営課題がございます。しかし、現行料金体系におきまして、近隣団体と比較してみますと、必ずしもすべての使用水量におきまして高いというわけではございませんので、料金水準格差を少しでも縮められないか、その可能性について、現在担当部局のほうに検討指示を出しておるところでございます。

本市の場合におきましては、一般家庭に一定の負担をお願いしなければならないという顧客層の問題もございまして、給水収益が減収にならない範囲内での見直しを考えておるわけでございます。施策方針の中でも述べてまいりましたように、家庭用料金の一部引き下げを含む料

金体系の見直しを進めてまいり、今年度中に一定の方向を出していきたいと、このように考えております。

次に、下水道事業の経営状況におきましては、昭和52年事業着手から、企業債を活用し、事業を推進してきておりまして、多額の企業債償還残高を抱えております。平成21年度は、減債積立金を取り崩しまして、13億円近くの繰上償還を予定をいたしております。現金預金が大きく減少しますことや、また総務省指導では、一般会計の財政負担の軽減を図る必要性から、受益者負担の原則として20㎡当たり3,000円以上の料金指導がっております。本市の場合、20㎡当たり3,100円という状況等がございますので、今のところ下水道の現行料金を見直す考えはございません。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

あと、細部につきましては、担当部長等から以下の質問については回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今市長が言いましたように、まず今年中ということは、今年は引き下げをしないで来年からやるということのような感じをするんですが、この問題、何年も質問してきておましてね、水道事業にしても、下水道事業にしても、昭和48年に水道事業が軌道に乗りまして、その間値上げをしてきました。36年、値上げはしたけど、値下げをしたことは一度もないんですが、このことは認めますか。担当部で構いませんが。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、定期的に財政状況等を見ながら、値下げできるのかという判断をした中で現在に至っております。そのことにつきましては、当然水道事業につきましては企業会計でやっておりますので、給水収益が基本になってくると思いますので、その辺が大事と思いますし、それから実際経営していく中で、いろんな事業も当然ございますので、そういうことも含めまして検討して、最終的には値下げをしなくて現在に至っているということは理解をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 後で市長には回答いただきますが、水道・下水道事業で、過去ずっと、平成16、17、18、19年の水道事業の経営分析を見ておりました。ところが、この太宰府市は、今まで水道・下水道については赤字になったことがない。この現金比率については、はっきり言って、大変な毎年現金比率が向上しておりますし、企業債についても年々下がってきております、借金の返済についてもですね。で、過去の私のほうにあります資料をずっと分析しておりまして、大変太宰府市の水道・下水道事業は健全財政をとっております。そりゃ、あなた方も努力もしていただいた結果と思うんですが、まず赤字になったことがない、安定している。それから、今市長からありましたように、今まで多額の水源確保のために投資をしてきました。その投資もうある一定めどがつかしました。先ほど市長が言いましたように、大山ダムの問題があと大きな課題が残っておりますが。海水淡水化の事業にも参加をしました。一滴も

海水淡水化が太宰府市に入ってきておりません。その権利を買ったために、福岡地区水道企業団の水を受けているという状況、こういう状況で来ておりますが、まず太宰府市の水道・下水道事業は黒字財政を、あなた方の努力、市民の協力を得て、努力をして黒字になっているという事は認めますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 企業会計につきましては、一般会計からの補助金をいただいておった時期もございます。それから、実際事業をやっていくのは、今現在やっている分ですが、大山ダムのほうからの受水を受けるための施設投資とかですね、そういうものも当然大きな財政を伴うわけでございますが、企業を運営していく中で、加入負担金等、水道加入負担金ですね、そういうものの収入がございますので、企業会計につきましては、3条予算と、それから4条予算がございます。それで、3条予算の中で経営的なものを、黒字か赤字かという判断をしていく中で、そういう加入負担金を4条に繰り入れたり、それから3条の中に繰り入れるようにできることが可能になりましたので、そういうものも調整をしたことはございます。そういう調整をしながら黒字財政を保ってきたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 以前は、この太宰府市の水道料金が大変高くてですね、高料金対策として国から補助金も受けたことがあります。高いから、この高料金対策として国の補助金も出るような状況もあった。ただし、それもはっきり言って、水道料金が黒字になったために高料金の補助金がなくなったという経過があります。だから、今までの経過を見まして、松川ダムをつくったのが昭和48年、それから大佐野ダムをつくり、福岡地区水道企業団、山神水道企業団、さまざまな形で水源確保をしてきた、過去の説明では、他の自治体と違って、太宰府市がこの歴史と文化が関係するために、建築規制もやり、高層マンションの建設も抑え、自然を守るという形で、私の質問も何回、これはもう何回したかわかりませんが、水道利用が一戸建てが平均であって、枝線というか、マンションで1棟に20戸、30戸の部分がないからというような説明もあって、値下げをずっと抑えてきた経過があるわけですが、この太宰府市は、本当にこの福岡市の水道料金の2カ月分がはっきり言ってこの1カ月分に相当するというような状況もあって、市長も市民との懇談の中で質問があっていると思うんですが。

こういう高い料金は、私が再三指摘しているように、一般家庭は一切経費に入れられない、使わなくても基本料金は払わなきゃならない。ところが、事業所は、全額経費に入る、こういう矛盾点もありますよという指摘もしてきました。だから、やはり経費に算入される水道・下水道料金、経費に入らない一般家庭の水道・下水道料金も見直すべきじゃないかという指摘もしてきました。だれが聞いても、これは本当におかしいなと思うんですよ。だから、そこを見直しもしながら、市民に少しでも、やはり水道・下水道料金の負担を軽くする、そういう施策をやるのがやはり行政の責任じゃないでしょうかという、私は何回も質問もしてきましたが、やっと今市長が今年の施政方針の中で見直すと言った。ところが、事業用と家庭用と料金を見

直して、担当部ではどのくらいぐらいの引き下げをしようとしているのか、この問題がまだ明らかにならないんですが、この辺はどのくらい引き下げようというふうに考えられているかを担当部で報告をいただきたいと思うんですが、市長がもうずうっと下げろと言ったのか、ちょっと下げろと言ったのか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、以前から武藤議員さんのほうから質問があつておつたということも存じておりますし、事業用と家庭用の、要するに料金を払った場合の経費的なものもですね、そういうことも質問を受けたということは私も存じております。

それで、一番私ども担当部としましては、水道事業の経営がどうかなということがまず頭の中に浮かんでくるわけでございます。それで、財政収支見込みをまず立てなければいけないということがございますので、平成30年までの財政計画を立ててみました。その中で、今のご質問の中では、幾ら下げると、具体的な質問があつたんですが、そういう財政計画を見ながら、それから事業所につきましては、大体パーセントでいきますと5.4%なんですね、事業所が。それで、それ以外につきましては一般家庭でございまして、一般家庭を下げることによってかなりの収益が落ちていきますので、その辺をどうするかということもございまして。それで、金額的なことは今現在で申し上げるわけにはいかないんですが、そういうことを検討しながら、私どもは指示を受けておりますので、何とか一般家庭の料金を下げたいということで今努力をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかあなた方は、下げる努力はしているけど、金額は言えないと。春日市なんかも、あれだけ論議をされて、この基本料を下げましたしね。市長から施政方針の中に出ている、どのくらい下げるかというけど、それでは部長さん、今水道事業と下水道事業の現金預金、それから将来の減価償却、この水道事業というのは企業会計なんですが、事業をやっていく資本投下をする、それを、やはり企業会計ですから、資本投下したものは25年で減価償却をしていく、こういう減価償却というものも経営の大きな役割を果たすわけですが、今水道事業の現金預金、それから下水道事業の現金預金、国債含めて、まず、私のほうも手元にありますが、確認したいと思うんですが、水道事業は今預金残高が幾らなのか、下水道事業が、やはり預金残高や国債、そういうものが今幾らありますか。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 水道料金につきましては、減価償却も経費の中で算入されますし、企業会計の予算の中でも数字としてあらわれてきます。水道事業につきましては16億7,116万2,000円で、平成20年度末でございます。それから、下水道事業につきましては、平成20年度で19億5,268万5,000円でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そのずうっと見ておましてね、お金がないと言いながらも、未収金もあります、水道事業で今16億円、端数は切り捨てましょう、16億7,116万円とこうありますが、はっきり言って、ここの経営分析を見まして、太宰府市はこの水道事業の経営状況というのはこの近隣の中で最高なんです。下水道事業についてもそうなんです、16億円の現金と19億円の現金が水道・下水道事業であると。今後も、減価償却、これだけ投資をしてきました。そして、借金払いに繰上償還もしてきました。毎年黒字の分を繰上償還をしてきて、借金を減らした上に、もう今後は余り借金する必要がない。その上に16億円と19億円の現金があると。

これを、この今不況の中で、今日の新聞にも載ってましたが、外食を減らしたい、教育費を減らしたい、衣服費を減らしたいというのは今日の新聞にも載っておりましたが、市民がずうっと耐えているんですが、日常生活に水はどうしても必要です。水を使う、そしてそれを流す、その料金は当然払わなきゃならない、こういう状況の中で、16億円、19億円のお金があるわけですから、しかもこの太宰府市は水道・下水道を使わないで日常生活はできないわけですが、その負担を減らすために、市民全体に、水道・下水道を使っている方々に少しでも負担を軽くすることは経済効果がやはりあるということなんです。だから、ぜひ引き下げてくださいというのを何回もしました。ところが、大変市長がそのことを市民とやはり懇談する中で、市長としてもやはり引き下げをしなきゃいかんと思った。だから、今担当部長から説明を受けましたが、市長、この水道・下水道料金について、下水道料金は下げないと言いましたが、やはり私は、下水道料金も事業用はやはりそれなりの見直しをするべきじゃないか、そしてやはりこの基本料金でも少しでも下げる必要があるんじゃないかと思うんですが、この、市長、今の担当部長から聞きましたように、今から先借金払いも少なくなる、繰上償還もしてきた、お金も16億円と19億円ある、だからもう少し、1年後になるんじゃないかと、年度内にどのように引き下げを行うかをですね、市長として、あなたが一番の責任者ですから、あなたが努力をなさい、今後の経営を安定させるために努力をして、少しでも市民の負担を軽くするように、あなたの公約です。私ども議員として、市民の要望があって、あなたにお願いをしているんですから、その辺を、まず水道・下水道料金の問題について明確に方針を出していただいて、この問題を終わりたいと思いますが、回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、水道料金については、料金の見直しの減額といたしまししょうかね、を行っていききたいと、今年度中に一定の方向を出していききたいと、いわゆる引き下げを行うというふうなことの中で表明をしておきたいと思います。

このこと等につきましては、今もご指摘がっておりますように、現行料金の、太宰府市の特徴でございますけれども、一般家庭料金の引き下げ、その部分を事業用の大口使用者の料金に補てんをしていくというふうな、そういった考え方を基本に据えての部分でございます。

福岡県下で見ますと一番高いほうに位置しているのは事実ですけれども、55市の企業団も含

めてでございますが、今のところ13位でございます、水道料金については、そういったこともありますし、私ども、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中においても、水道料金をどうかなりませんかというふうなことでありますので、今の総合的な部分からいきますと、施設のいろいろな維持管理の部分は、改修工事等々やっておりますけれども、水道料金については引き下げを行っていきたくと。下水道料金については、ご指摘のとおり、料金の引き下げをしたいんですけれども、昭和52年度以降事業着手しております下水道事業がまだ完了してありません。今北谷、内山地区も行ってありますし、それに相当する企業債償還残高がまだございますので、その辺のところ等について、推移を見ながら行っていきたく。

本市の場合にありましては、人口規模といいましようか、人口が、水道においても下水道にしてもそうです、他市町村のように密集度があればその一つの下水道管当たり、水道管当たりの効率がいいましようか、ぶら下がりが多ければ多いほど効率的なんですけれども、例えば北谷、内山に見ても、あるいは今ひいております下水道・水道等についても、人口約6万8,000人というふうな形でまだ空地があるというふうなところがございます。そういったところで、まだまだ水道料金あるいは下水道料金等についても効率性がないというふうな部分があります。

それからもう一つ、太宰府市の水道料金が高い一つの要因等については、やはり高い山を切り開いて団地がありますもんですから、そこまで水を上げておると、上げてまた自然配水がいいましようか、そういった形をしておりますので、高目についていることは事実でございます。

それから、真水といいましようか、を購入しておるということ。原水から、自分のダムの中で水をつくっていけば安く済むんですけれども、そういった原水がないために、いろいろな方面で水を買って行っておりますもんですから、その部分が高くておると。

しかしながら、一定程度めどがついております。今までは水道が渇水、何かありますと渇水というような形になりましたけれども、今1日当たり1万3,000 m^3 ほど、最大においても1万5,000 m^3 、今確保しておりますのは、最大でいきますと、もう1日当たり1万8,000 m^3 から2万3,000 m^3 までは十分確保をいたしております。これを人口に直しますと、9万人から10万人の規模になったとしても今の水道の中で十分やっていけるというふうな状況まで達しておりますので、市民の皆さん方に、高い料金にはなっておりますけれども、渇水等でご迷惑かけるようなことはないというふうなことを思っております。

料金等につきましては、平成21年の9月議会でありますとか、あるいは平成21年10月から12月にかけて、これも審議会等々がありますので、手順を踏みながら、早急に平成22年度の早い時期から料金の引き下げができるように努力していきたくというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 次から次にね、年度が、私が質問したのは、早く料金の見直しをというのは大体昨年だったんですよ。それがまた1年延長になりましたね、またまた1年延長にな

って。市長、できるだけあなたの公約を実現させるためにも、今年じゅうにめどをつけていただきたい。

水道施設は、はっきり言って松川、大佐野浄水場の業務も民間委託しました。民間委託したこの人件費だけでも相当安くなったわけですね。だから、あなたが経営努力をしていること、それを、経営努力をしたことを市民に返すこと、これがやはり市のトップの責任だと思うんですよ。そういう民間委託をし、経費を削減し、今言いましたように、水道の水も確保もできたというならば、来年の4月実施よりもね、年度途中ででも実施ができるように、やはり担当部に指示をいただくことをお願いして、1点目は終わります。

2点目の回答をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民を対象とした貸付制度の条例の制定を求めることについてご回答を申し上げます。

ご提案の制度につきましては、福岡県の社会福祉協議会におきまして生活福祉資金貸付制度が確立をされておりまして、それぞれの目的に応じて貸し付けがなされております。貸し付けの種類といたしましては、厚生資金でありますとか、あるいは福祉資金、緊急小口資金を初め数々の支援資金がございます。また、九州労働金庫に毎年1,000万円の預託をいたしまして、市内居住の労働者の方々へ、生活の向上でありますとか、あるいは福祉の増進を期するために貸し付けを行っておるところでございます。このことから、福岡県社会福祉協議会が実施しております事業と九州労働金庫への預託金の融資事業で対応はできておるものと判断をいたしております。

詳細については担当部長のほうから答えさせます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この問題はですね、平成19年9月14日に質問をいたしました。そのときと回答がまた市長さん、ちょっと変わってきたのは、労働金庫に預託とありますが、私も労金に行きました。ところが、組合のある方だけしか労働金庫は貸してくれないんですよ。だから、社会福祉協議会のははっきり言って5万円で最高、しかも社協の場合は、そういう小口の5万円ぐらいであってですね、また県社協については、寡婦とか、いろんなそういう福祉事業としての内容なんですね。

ところが、今私が言いましたように、この、もう本当に切実な問題がありまして、今高校入試で太宰府天満宮のほうに、入学できましたとか、入学前についての祈願も来ますが、私のほうに寄せられるのは、まず私学の入試があります。で、私学が通りましたっていったら、まず保証金みたいなものを入れなきゃいけないんですね。そして、私学を通っていても、できるだけ負担を軽くするために公立を受けたいと。公立に通ると、やはり私学は、お金払ったものは返ってこないんですよ。本当に親は子供のことを考えて、やはりそのたびにお金に悩んで。それから、今病院に入院すると、保険のきかない金額で3割負担ですが、部屋代だとか、食事代

とかそういうもので、はっきり言って10万円を保険のきかない金額が出ます。入院すると、その家族が往復する交通費や、本当大変なんですよ。で、高額療養になっても、高額療養の立てかえ払い制度もありますけど、本当にお医者代の支払いがないと困る、支払いがないと、早よ言えば退院を迫られるという状況があります。それから、やはりさまざまな状況があって、家賃の滞納、年金が入ってくるまでどうしても待つてほしいと言われながらも、そういう状況の中で家賃の支払いができなくて、はっきり言って退去を迫られるですね。先日も、葬式ですが、本当に葬式をするのにも今大変なお金がかかるんですが、葬式の費用もですね、当面の費用的に一番安い金額でも、今葬式は100万円近くかかるわけですよ。で、親族が集めて50万円しか集まらない、あとの50万円どうするかという、こういう切実な問題があるわけですね。

ところが、先ほど市長が言いましたように、労働金庫は労働組合があるところ、社会福祉協議会や県社協の場合は福祉資金として、この寡婦だとか、そういういろんな部分の人たちが該当するもの、そういう状況の中で、なかなか一市民が借りられない。税を滞納して、やはり税金も払いたいけど、先ほども私どもの同じ会派の藤井議員が質問しましたが、なかなかそういう税金の問題でもですね、やはり払いたいけど、8期を10期という問題がありましたけど、国民健康保険、市民税、それからまた年金ですね、それから自動車税から固定資産税からですね、365日税金ばかりなんですよ。こんな状況の中で、やはり何とかそういう市民のためにといい形で、私が言っているのは、はっきり言って、この太宰府市で銀行に預託をしてですよ、実務については銀行に任せると。最高50万円ぐらいで、少なくとも10カ月から30カ月ぐらいの返済でして、利息もいただくと。市がやはり預託をして銀行に任せればね、そういう制度ができるわけですよ。太宰府市だって、この基金もあるわけですが、そういう市民を対象とした、労働組合もない、寡婦とかそういう福祉、母子家庭でない人たちを、一市民を対象とした貸付制度をやはり設けるべきじゃないかと。

こういう制度を全国各地でもやはり設けているわけですから、この内容を検討してね、やはり子供たちが入学のためにどうするかとか、本当に出産、病院に、昨日も質疑ありましたが、市長が、10回ほど妊婦健診ということで、将来は、2年の特例ですが、今後延長になれば14回になるかもわかりませんが、1回産婦人科に行くと、病気じゃありませんから、1回にかかるお金、交通費含めて1万円を超えるわけですよ。それをやはり負担を軽くするとかですね、出産するためには、いずれ出産手当が返ってくるけど、その間のお金をどうするかとか、本当に安心して子供が産めるような問題、納税相談に来て、分割して払えるような、この資格証明書の問題もあっても、約束しても払えない状況の中に、貸してもらって、少ない金額で払うような制度。市民の税金を有効に市民に、やはりその制度として有効にさせるような施策も必要じゃないでしょうか。市長が言うように、労働金庫だとか社協の5万円、最高で10万円なんていうのはですね、なかなか難しいし、しかも私は、保証人も設けてそういう制度をやればいいんじゃないかと思うんですが、こういうことはできないんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答したとおりでございますけれども、今お話を伺っておりますと、労働者だけではなくて一般市民の皆さん方が一時的に困る場合等について、私も相談を受け、体験をいたしております。何かほかの金融機関では借りれないと、どうにかならないかというふうなこと等が直近の相談中でもございました。所得制限であるとかいろんな形の中で、財産をお持ちであるとか、そういった形で、市中銀行の場合については貸し付けなかなか困難であるというふうな等々で持ち込まれましたけれども、そういった困っていらっしゃる方もおられることについても承知をいたしております。私も、できるならば、そういった形での研究、方策といましようか、はしていきたいというふうには思いますけれども、当面の部分といたしまして、既存の制度を活用し、そして私どもが、やはり借りられるような、そういった幅を考えてほしいとか、そういったこと等を伝えながら、その辺の事情にこたえられるように努力はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、福祉予算そのものが、昨日もお話し申し上げましたように、年々この部分だけは上がって、増加がございます。平成21年度の予算につきましても、5.4%、2億8,000万円ほど、じつとしっかりと対象者が上がるために増えてくるというふうな部分がございます。私は、福祉と教育の分野に軸足を置いて市民のために頑張るというふうなこと等についても施政方針の中でも伝えておりますので、あらゆる研究は行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 検討してみてください。利息もいただくということと、それから実務を皆さんにのきなさいというんじゃなくて、銀行に任せると。それで、各銀行に500万円ずつ7行ぐらいにしたってですね、3,500万円の預託をしておれば、その少なくとも3倍から5倍ぐらい、今も中小企業の預託制度で調べてみましたら、預託してますけど、中小企業には30件ぐらいしか、貸付制度は保証協会つきで30件程度ですけど、金額的に大きな金額じゃありませんからね。銀行に、太宰府市に、こういう銀行に預託をしますから銀行と相談をしてくださいと言え、市は出資をする、そしてその回収も銀行にお願いをするという、そんな難しい問題じゃありませんし、やはりこの制度をですね、内部検討していただくように、市長も今前向きな回答がありました。まず市民全体としてのやはり対応をですね、まず、こういう提案がなされたけど、市長が下の担当職員に指示をすること、その下の職員が、昨日も議員から説明がありましたが、やはり市民が、そういう問題を職員としてどうするかは真剣に職員も考えてくれば、そしてその内容を市長に報告されますから、そういう状況の中で検討をいただくということで、また改めてこの問題については質問をいたします。

最後に就学援助の問題でですね、教育長さん、教育委員会として市長部局に増額をいただいたこと、感謝申し上げます。

ところが、やはりこれだけ不況でですね、前年の所得でいくわけですが、やはりこの制度についてですが、できるだけ年度途中で首切り、合理化、福岡県は九州の中で、リストラ、合理

化にあって所得が一番やはり不安定な状況がありますが、この問題について、教育委員会、教育長、それから教育部長の回答を求めたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようにですね、昨今の社会状況を反映いたしまして、就学援助の対象児童・生徒数はやや増加ぎみにあるというのが現状でございます。こういう状況でございますので、この制度を多くの方に利用していただくような今後のPRにつきましても行ってきたいと考えております。対象その他につきましては、詳細について教育部長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご質問の1点目についてでございますけれども、就学援助の算定基準となります市民税所得割額には均等割は含めておりません。また、祖父母等の、住民登録上同一世帯となっておれば、祖父母等の市民税所得割額も合算をして算定をいたしております。

次に、平成21年度の認定に当たりましては、平成20年度の市民税所得割額で判定をいたしておりますけれども、税額が基準をオーバーして該当しない場合でも、6月に出されます平成21年度の市民税所得割額により認定を行っております。

なお、4月以降の失業あるいは年度途中から無収入になったというような場合につきましても、雇用保険の受給状況あるいは家族の収入の状況等について個別に確認を行いまして、それぞれ判断をするようにいたしておりますし、経済的な状況が変化した場合でも、可能な限り対応をできるようにしていきたいというふうに考えております。

次に、補正予算につきましてですけれども、今後の状況を見ながら対応をさせていただきたいというふうに考えております。

また、PR等につきましては、市の広報、これは毎年3月号と5月号、年2回広報に掲載をいたしておりますし、また市のホームページあるいは市民べんり帳、そしてそれぞれ学校の入学説明会等々におきましても周知をしておりますし、継続の相談があった場合につきましても、学校を通しまして該当世帯等に案内をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） なかなかですね、おじいちゃん、おばあちゃんの年金が高かったらいいんですけど、年齢的にも、今の80歳ぐらいの方は、福祉年金で4万円とか5万円の収入なんです。どの辺までが、この市民税がかかる祖父母の場合は当然就学援助の対象になるんですが、福祉年金の場合については対象にならないと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご承知のとおり、いわゆる判断をする場合については、先ほど申しました市民税の所得割額、いわゆる税金を計算する場合の税額で判断をいたします。現時点では、本市の場合、これは筑紫地区同じレベルですけれども、5万5,000円を基準として判断をいたしま

す。つまり祖父母等と一緒にした場合の合算につきましては、普通の家庭で家族4人、子供2人と夫婦で生活した場合の所得で逆算をしますと、年収にして400万円前後の方がその基準に該当するというふうな判断をいたしておりますので、それぞれ祖父母の方の年金収入につきましても所得に換算をして合算をいたしますので、その時点で判断をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そこが一つの部分になるんですが、おじいちゃん、おばあちゃんも、そんな今まで苦労されてしてきたわけですが、80万円、夫婦で160万円あると、そういう部分まで含めると、やはり該当しないような状況になる可能性があるんですね。だから、おじいちゃん、おばあちゃんも生活するのも、はっきり言って、今百二、三十万ぐらいじゃ生活できない状況なんですけど、そこはやはりこの臨機応変に対応できるような状況も考えていただきたいなど。就学援助の申請すると、おじいちゃんとおばあちゃんと住んでおられて、おじいちゃん、おばあちゃんの収入が少なくとも市民税がかかったという、もうこれははっきり言って全体的に該当しない。ほんのわずかな金額で就学援助が受けられるか受けられないかという問題が出てきております。だから、そこは臨機応変にやっぱり対応すべきじゃないかなというふうに思います。

それから、これだけリストラ、合理化がどんどん進んでおまして、昨年の所得の該当があるんですが、失業保険がもらえるといっても、失業保険が全額もらえるわけじゃないんですね。6割給付、しかも3カ月待たせるとか、3カ月で打ち切られるとかという状況がありますし、そういうものについてもですね、やはり失業保険は課税の対象になってないんですよ。だから、そういう失業した、本当に学校の教職員、教諭あたりは、生徒がどんな状況かというのは見ておればわかると思うんですよ。だから、給食費が滞納になっているとか、学級費がとか、いろんな部分が滞納になっているときには、まず教職員に、やはりそこを子供が安心して、給食費や学用品、学級費が滞納になっているような状況の中では、教職員みずからやはり就学援助の制度がありますよというのも配慮するような状況も指導していただきたいと思うんですね。

それから、やはり就学援助というのは、以前は国の補助金がありましたが、今交付税の算定基礎になっておって、国会でも、私どももとに戻せという要求をしておりますが、そういう状況で、まず学校の先生が子供とのやはり接する中での事情がよくわかると思うんですが、こういう状況も、教育委員会として学校長や教諭に指導もいただけるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しましたように、それぞれ各学校のほうにも、先生を通して入学時等々でも保護者に説明をいたしております。そのときには、きちっとしたいいわゆる説明資料を、先生、担任を通して、それぞれ子供あるいは保護者のほうに通知をいたしておりますので、その辺は、各校長を含めて学校の先生あたりも熟知はしてあるという判断です。

今後、そういうことで、学校の先生等も含めて、さらに詳しい説明をしながら、この申請に対して対応していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 早く、今入学の時期で、4月1日とか5月16日までにした場合は入学準備金について出しますよという、あなた方は配慮をいただいていることには感謝をいたしますが、今後、年度途中でも、そういう実情に合った就学援助、いつも言うように、少子・高齢化、今からの子供を大事にしていくためにですね、子供たちが安心して教育を受けられるように、心配なしにいくように。それから、やはり就学援助についても以前はいろいろありましたけど、振り込み制度にもうしていただきました。さまざまな問題点をあなた方がクリアをしていただいたことには感謝をいたします。ただし、この不況状況の中で、子供たちに何の不安もないように、こういう制度があるわけですから、ぜひ充実をしていただくようお願いをいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問を行います。

まず、区長制度の廃止についてであります。私は昨日代表質問を行い、その中で明らかになった部分もありますので、より詳細な点についてお伺いをいたします。

さて、市は、昨年5月8日の定例区長会において、新任、再任を含め24名と思いますが、4月1日付で辞令を交付しておられると思います。昨日の代表質問で、交付から今回の区長制度の廃止の提案までどれぐらいの時間を要したのかを伺いましたが、具体的な回答は明確にされていなかったように思います。つまり、2年間の委嘱辞令を交付し区長制度を廃止する提案までに5カ月しかなかったわけであります。昨日の回答では、内部では既にその当時から区長制度の廃止についての検討は行われていたのではないかと思います。委嘱辞令交付、区長制度の廃止、新組織への移行という流れが1年以内に強行をされようとしているわけであります。余りにも性急過ぎると指摘をせざるを得ません。執行部は、今回の急激な移行について、区長さん方のご理解を得られておるとおられるのか、まずお伺いをするものであります。

次に、区長制度の廃止に関して、市が求めている新自治会制度あるいは校区自治協議会制度

への移行に対し、区長会では相当の意見が出されたやに聞き及んでおります。市が求めております新しい自治会組織に移行するにしても、区長さん方は、地元で説明をしたり、区民の皆様方に理解を求めたり、あるいは校区内で協議をしたりと、一定の諸作業あるいは事務作業が発生するし、4月1日以降に区の総会なども行わなくてはならないので、この実施については1年程度の猶予を持ってくれという意見も多数出たのではないかと思います。

しかし、市長は、基準日についてはあくまでも平成21年4月1日にこだわり、強行をされようとしております。区長会の中でも、市長は為政者は一定の判断はしなくてはならないと発言をされておりますし、昨年12月の議会の中でも、その答弁の中で同じような発言をされ、軸足はぶれないとも言っておられます。しかし、大多数の区長さん方は、自治会組織への移行については理解はしつつも、その実施日について1年程度延ばしてくれということの声ではあると思います。それでも基準日は平成21年4月1日ということにこだわるのはなぜなのか、理解ができません。

今議会の冒頭、施政方針の演説の中で市長は、「“仁”のぬくもり、すなわち温かな目配りを行い、私はもとより職員が現場に出向き、課題を現場で発掘する、さらにまちづくりに市民の力や地域の力を引き出せるような現場主義を徹底してまいります」と述べられておられます。さらにまた、「市民の声をお聞きし市政に反映する、市民の目線に立った市政運営にまさに誠心誠意取り組む」と明確にされておられます。

自治会組織に移行するには、その具体的な諸作業はまさに今の区長さんたちや自治会の役員さんたちが行わなくてはならないわけであります。現場は、市役所の総務ではなく、まさに各区長、各自治会が現場なのであります。現場主義というならば、この区長さんたちの声を真摯に市政に反映しなければ、市長の言う市民の目線とはほど遠いものと言わざるを得ませんし、一体市長の言う誠心誠意とは何なのかと思います。訂正することにはばかることなかり、ここでこそ市長の言う為政者たる者判断をすべきであると思いますが、ご見解を求めます。

さて、今回の区長制度廃止、自治会制度への移行について、時間的なものが必要である、その趣旨は理解できるものの、やはり急であり、1年程度の猶予が欲しいということで、市議会に区長有志で請願が出されております。当初は30名程度の区長さんたちの連名でありましたが、途中何名かの区長さんは取り下げられました。それはそれぞれの区長さんの判断でありますから、とやかく言うものではありませんが、請願が議会に上がってきているのは事実であります。

そこで、この請願について、市当局は少し誤解というか、間違った認識を持っておられるのではないかと思います。請願書は太宰府市議会議長に出されたものであります。これの審査をするのは専ら議会、そして議員の専任事項であります。ここには執行部は一切介入するものではないと思います。請願は何人でも提出する権利を有しているものであります。これは、先日私が県の市町村支援課に伺った際の県の見解でもございます。中身が市政運営だろうが、予算に関係しようが、執行部は関知すべきものではありません。執行部の執行権に対して議会が

介在できないと同じであります。逆に、区長会より市長に要望が出ているようではありますが、これは全く議会に関係するものでなく、すなわち何の団体であろうとも、市長への要望は議会とは関係するものではありません。これと同じように、これまで私が今申し上げていることは、大方のことは見当がつくと思いますが、執行部におかれましては、今回の請願者に対して何らかの行動をとっていないか、そういうことでもあります。明確な回答を求めるものであります。

次に、新しい組織の具体的な中身についてお尋ねをいたします。

特に自治会長手当などの財政面についてでございますが、これは昨日の回答でもありました。平成21年度は平成20年度の実績に合わせて各自治会に補助金、19節として、前年の区長手当など80%を出すと明らかにされました。それでは、平成22年度はどうか。また、補助金の算定基準というものがどうなっているのかわかりません。今後、各自治会が予算を立てる際にその保証があるのかどうなのか不安な面が指摘をされています。

また、本来補助金というものは何らかの事業に対して支払うべきものではないでしょうか。自治会長手当と申しまして、各自治会が各自治会で、市が思っておる金額にならないことも出てくるのではなかろうかと思えます。仮に、例えば自治会長の手当を市が100万円と仮に見ましても、自治会の中で50万円というふうに自治会長手当がなれば、自治会で余った50万円は何に使うかは自治会の自由になる、つまり不明になるのでありますから、これはまさに補助金のばらまきになると指摘せざるを得ません。科目は補助金と昨日も言われました。補助金というものの見解と、今私が述べたような財政支給に係るものについて、その中身について何うものであります。

次に、第2点目の南保育所の民間委託についてお伺いいたします。

今回の民間委託について、保護者の方々との協議はどうなっているのかお伺いいたします。

都府楼保育所の民間委託の際、保護者からの指摘や、あるいは市の対応のまずさから、結局1年間延期した経緯があります。今回はどうなっているのか、その経過を伺うものであります。

次に、対応する労働組合との交渉はどうなっているのか。先日の全員協議会の中で説明は、この民間委託に関して、市は労働条件の変更には当たらないと説明をされておりました。ところが、昨日の藤井議員への回答では、労働条件の変更について副市長と交渉していると述べられました。一体いつ労働条件の変更となったのか、労働条件の変更ではないと言っていたのは認識の不足からなのか、変わった中身を問うものであります。

労働条件の変更であれば、労使が合意してから初めて議会に議案として上程されるべきであると思いますが、このことは私は数年前の地域給の導入の際にも指摘をしておりました。労使合意になっていないものを議会に上程した場合、労使対等という原則が崩れる危険性があるのではなかろうかというふうに思います。つまり議会で可決されたからという暗黙の圧力にならないかと危惧するものであります。経過と、今私が述べたことに対する所見をお伺いいたしま



す。

次に、保育所の保育士さんたちの今後の職場についてお伺いします。

現在の保育士さんの今後の職場について伺いますが、配置がえなどが発生すると思います  
が、いかがになるでしょうか。

また、民間になった場合、全員協議会の中での説明で引き継ぎ期間を設けると説明されましたが、所属はどこなのか、引き継ぎ期間はどうなったのか、引き継ぎの後はどうなったのかについてご見解をお伺いをするものであります。

さらに、都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてお伺いいたします。

このことについては、後で同僚の渡邊議員も質問事項になっておりますから重複は避けたい  
と思いますが、都府楼保育所の民間移譲の際に保護者や関係団体との約束事があったと思いま  
すが、その中身とその履行状況、あるいは都府楼保育所の民間移譲は当初の計画より1年間延  
期されましたが、この経緯が今回生かされていないのではないかと、どう理解しておられるのか  
お伺いをいたします。

最後に、太宰府西小学校付近の交差点の改良についてお伺いいたします。

太宰府西小学校入り口信号付近の車両停止線及び横断歩道の変更についてでございますが、  
これは平成19年の12月議会でも質問をいたしました。太宰府西小学校の一たん停止線と横断  
歩道の変更については、青葉台方面への時間帯における進入禁止をお願いをしておりましたけ  
れども、地元の意見などもあり困難であるということで、今回一たん停止線の移動と横断歩道  
の変更により、子供たちの通学時の安全確保のため、関係機関への働きかけを求めていきたく  
と思います。

また、長浦台変則五差路への信号機の設置につきましても、かなり長く要望が上がっていた  
と思いますが、いまだ少し強く関係機関に働きかけてほしいというふうに思います。

以上、数点について質問をいたしました。再質問については自席にて行わせていただきま  
す。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 村山議員のほうから区長制度の廃止に伴う諸問題についてご質問がございま  
した。

まず、経過についてでございますけれども、このことにつきましては、第四次総合計画後期  
基本計画におけますところの地域コミュニティづくり推進プロジェクトに基づきまして、内部  
検討を行いながら、昨年8月から9月にかけて部長会議におきまして審議を行い、そして  
10月1日の臨時庁議におきまして最終的な意思決定をしたところでございます。

次に、10月28日の区長協議会におきまして区長の皆様方にご提案を申し上げ、区長さんのほ  
うからは、新しい制度について理解も協力もするけれども、区住民に説明する時間が必要なの  
で、1年延期してほしいとのご意見がございましたので、弾力的に、平成21年度は基礎づくり  
から始め、平成22年度から組織づくりを図っていただくように修正を加えました。そのことに

よって現在に至っておるところでございます。

2月13日でございますけれども、区長協議会から、今後の方針に前向きに協力するに当たって6項目の要望書が提出をされまして、同月の16日に、今まで以上の支援などについてご回答を申し上げたところでございます。

2月13日の要望書でございますけれども、昨日もお話を申し上げましたけれども、6項目についてございました。1項目めが、校区自治協議会会長の選出については平成21年度をめぐり、平成22年度は各委員会を立ち上げながら地域課題解決に向けて活動を実施したいので、今まで以上の市の支援をお願いを申し上げたいというふうなことでございました。それに対しまして、2月16日に回答をいたしております。1点目でございますけれども、区長協議会でご説明をしまして、平成21年4月1日を基準とし、平成21年度に基礎づくり、平成22年度から組織をスタートさせたいと考えております。市といたしましては、市民の皆様、ご意見を拝聴しながら、これまで以上に支援してまいりますと回答をいたしました。

このこと等については、先ほどもお話がございましたように、各行政区によって総会がまちまちでありますので、その1年間の猶予といいたしでしょうか、基礎づくりに充てると、そして平成22年度から組織を再スタートさせるというふうなことで考え方を修正したところでございます。これも明確に文書でもって回答をしておるところでございます。

2点目の校区コミュニティセンターの早期設置についてのお願いもございました。このこと等につきましても、地域校区コミュニティセンターについては私は必要と考えておりまして、今後具体的な整備方針を策定していきますというふうなことでご回答を申し上げました。

3点目でございますけれども、地域運営支援補助金の配分は校区自治協議会の組織化ができ次第実施していただきたいというふうなことでございました。校区自治協議会を設立していただいた後に、時期としては8月ごろに交付したいというふうな市の考え方を述べましたけれども、直近の区長協議会、区長会の中で再度このことが要望がございましたので、8月ごろ交付すると、校区自治協議会を通じてというふうにしてございましたけれども、平成21年度に限り、経過措置といたしまして、それぞれの行政区のありようがまちまちでありますので、平成21年の経過措置といたしまして、直接市のほうから行政区のほうにこの補助金等々については今年に限り配付をするというふうな回答を改めて行ったところでございます。

それから、4点目でございますけれども、全自治会長との市長との懇談会を、情報の交換の場を今後も設けていただきたいというふうな要望がございました。このことにつきましても、市といたしましては、やはり市長と全自治会長との意見交換の場を設定していく場は必要だろうというふうなことで、このことにつきましても、設定していく方向で検討を加えると、実施していきたいというふうにご検討いただいております。

それから、5点目でございますけれども、校区自治協議会運営に当たりましては、市職員の支援をお願いしたいというふうな要望がございました。この5点目の要望等についても、担当職員を位置づけを行い、可能な限り支援をしていくと、あくまでも後方支援をしていくという

ふうな回答をいたしております。

6点目等については、現在の区長協議会推薦の各種委員会の充て職が非常に多いと、必要最小限に絞り込んでほしいというふうな要望でございましたので、必要最小限に今後については行っていききたいと、このように回答をしたところでございます。

そういった内容が、2月16日に回答した内容でございます。

現在、規約の見直しでありますとか、あるいは予算編成、役員等への説明など、新しい制度に向けて取り組んでいただいている区も多数あります。完了しておる区もでございます。

次に、請願につきましては、1月10日の臨時区長協議会役員会におきまして、区長協議会としては請願をしないことが決定をされたと報告を受けておるところでございます。

次に、新しい制度の具体的中身についてでございますけれども、市広報2月号、3月号にも掲載しておりますけれども、今あります行政区の枠組みは変更せず、区会や町会などの組織をそのまま区自治会と位置づけ、そして従来の事業でありますとか、あるいは行事を行っていただくものでございます。区長さん方には、区自治会の代表といたしまして、対等の立場で市との協働を進めていただきたいと思っております。

市は、地域を支援していきますために、あるいは地域運営支援補助金を交付いたしまして、積極的にバックアップしていくことといたしております。このこと背景には、やはり幼児から高齢者までが住みなれた地域で安心して暮らせることができるような、そういった協働のまちづくり、あるいは地域力を高めるというふうなこと、それには、今こういった制度を将来に向かってやはり確立するというふうなことが私は必要だというふうに思っております。区長の皆さん方、いろいろなご意見あるいはご要望、ご意見はあるでしょう。しかしながら、まず発足し、走り始めるということも大事ではないでしょうか。今からの先を考えます場合については、私は勇気を持って、この区長制度等については、自治会のあり方については進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 市長、市長の気持ちを聞いているわけじゃないんですよ。市長がね、今言われたのは、要望書に対する回答のような気がしたんですよ。僕は、冒頭演壇で言いましたように、要望書は区長協議会から市長さんに出されたことでありますから、議会が関知するものではありませんと言ったから、これは区長会の皆さん方で、市長さんが区長会の方々に回答されたり、今自分の方針を述べられたことは、どうぞ今後とも区長会の中でやってください。

私は、そのことは聞いていないんですよ。多くの区長さんたちから1年待ってくれと、いいですか、待ってくれと。そのために、市長が言うことについて理解はしますと、そういうコミュニティに移行ということはわかるけれども、いま少しこの中で整理をしたいから1年待ってくれという要望があったでしょうと。それでも、なおかつ4月1日にしなければならないとい

うのは、市長の言う“仁”のぬくもりだとか、市民の声を聞くとか、市政に反映するという施政方針演説とどうなのでしょうかとこのことを聞いただけで、私は何も区長会の会長さんが出された要望書の回答なんて求めていません。もう一回回答してください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 4月1日に基準を置き、そして1年を、何ていんでしょうか、準備期間として置き、組織化を図り、そして平成22年度から再スタートというふうなことでございませう。このことについては、区長協議会の中でお話をしておりますし、ここにおいでの方等についてもご承知だと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 重ねてお伺いいたしますが、市長におかれては、今回の移行ですね、区長制度を廃止して新自治会に移行するための区長さんたちのご理解はできたというご認識でしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 認識の違いはそれぞれあるかと思えますけれども、大多数等については理解を得ておるといふふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは、考え方というか、見解の違いというふうに思いますが、私は、中身については理解はしたとしましても、もう一年はぜひとも準備期間として延ばしてくれという声が私の認識では大多数というふうに思います。

そこで、中身について少しお尋ねいたしますが、先ほどちょっと一例として申し上げましたが、区長の事務補助だとかという部分を校区から経由して渡すというものを直接自治会に平成21年度に限っては渡すというのは昨日もご回答でありました。で、例えば、そりゃ平成20年度の実績をもとに各区長さんたちに渡すと言われましたが、今度はそれを受け取った側の自治会ですね、自治会が、例えば冒頭、先ほど例えば例で言いましたが、100万円もらったと、事務手当と自治会長手当で。で、区の中で、そりゃ100万円は多過ぎると、自治会長、30万円にしてくれとか50万円にしてくれと言うたら、このお金はもう市に返さんでいいと思うんですよ、そしたら50万円余るでしょう。そのお金は自治会が使っているのかどうか、ちょっとそこを。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成21年度の交付額については、区長会の中で早い時期に知らせていただかないと、区のほうで予算化等の準備が要るのでということで、12月18日、19日の定例区長会議の中で全区長さんに平成21年度の交付額を内示をいたしております。

この地域運営支援補助金を創設しますそもそもの目的につきましては、従来区長を通じまして、区長業務としていろんな業務を、区、自治会の中でやっていただいております。いわゆる広報の配付活動あるいは各種委員の推薦あるいは調査物、そういうものを区、自治会の中で

活動しながら、区長を通じて出していただきました。当然区の中の要望というのも区会の中で話され、区長名で要望が出されていた経過もございます。今回、区長制度の見直しを行いますので、区長委嘱がなくなりますと区長の業務がなくなりますけども、従来から区の中で活動していただいた分については、これからも行政と一緒にやっていただきたい、については区長報酬相当額については交付ができないので、その分を各行政区のほうに地域運営支援補助金としてお渡しをします。で、これまでと同じように区の活動支援をやっていきたいので、ぜひご協力をお願いしたいということ、10月28日の区長会以降、お話をできております。そのことについては、区長会の中で何の異議もございませんでしたので、そのとおりに進んでいただくということで、補助金の交付規定についても整理をしながら進んでおります。

区の中でどのように使われるかについては、先ほど申しましたそういう区の活動支援としてお出しますので、例えば区の会長手当あるいは役員の手当あるいは新たな区の事業、今の事業の拡大、そういうものに各区の活動支援として交付しますので、ぜひ有効に活用していただきたいということをお話をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 区長さんは市の非常勤特別職として手当を出しているんですね、僕らと同じように、昨日も言ったと思いますが。これは、個人、区長さんの、例えば口座かなんか知らんけど、振り込まれていたんだろうというふうに思うんですよ、私たちが特別職としてもらうように。僕がさっき聞いたのは、今部長言われたように、補助金としてお金が来て、その、平成21年度ですよ、20%は校区自治協議会で引いて、80%程度お金は来ると。その部分で、これは換算で、この辺が自治会長手当ですよと来ても、自治会の中で、いや、それはもう少し、あなたは30万円にしてくれとか50万円にしてくれということはあるでしょうって、それを聞いているんですよ。あり得るならば、50万円だったら、100万円の目安でやっとなら50万円余るでしょうって。その分は副区長さんにやろうが、何に使おうが自治会の判断でいいんでしょうと聞いている、だからいいかどうかだけ答えてくれりゃいいんですよ。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） そのように有効に活用していただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 補助金というのはどういう位置づけですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 補助金は、市長が職務執行する中で、公共の福祉あるいは行政の有効な部分について補助を出すということで、当然一定の基準を定めながら交付するものであらうと思います。で、その予算化については、当然議会の中で予算審議をされながら承認をしていただくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 何かの事業をする、こういう事業をする、こういう催し物をやる、そのために自治会としてこれぐらいお金が不足するから、これに対して補助金をお願いすると。何に使うかわからんお金をね、この財政が厳しいときに、自治会にやるということ、つまり基準、例えば区長さんには平等割と世帯割があるでしょう、そういう基準が。で、平成21年度は平成20年度の実績で渡すというけれども、平成22年度、平成23年度というのがわからんから、将来について予算が立てにくくなりやせんかというのも一つは心配としてあるんですね。だから、その補助金というものは、交付するに当たっては、基準というか、基礎というか、そういうものが明確になっていないといけないのではないかと。補助金というものは、何かをすることに対する補助として出すお金、19節ですからね、何に使ってもいいですよというようなお金をね、自治会にやるということは、これは問題がありやせんかというふうに僕は言っているわけですよ。どうですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私以前財政をしておりましたので、地方自治法の中では、公益上必要なものについては財政補助ができるという考えのもとでございまして。今回は、自治会の制度に移行します。移行しますというと、何か非常に新しいものをつくるというふうに考えのようでございますけれども、今区長さんは自治会のほうから推薦されて、その方を区長として任命して、任命したら、市長が指揮監督してその人にあれこれさせるというような意味合いでございまして、今の時代にはそれはそぐわないんじゃないかなということで、従来の自治会の制度で、協働でこのまちづくりをしていこうという意味でございまして。

で、この自治会の運営については、それ相当のやはり支援をすることは大切だろうということでございまして、それに公益性があるということで注目いたしまして、補助金を出すということでございまして。ですから、ある一定の、何でも使ってもいいという形でなくて、交付基準の中には、こういうものに使ってほしい、ですから、今大ざっぱに言ってますが、有効に使ってほしいというのは、やはり公共の福祉のためになるような形で、皆さんそれぞれ自治会のほうで考えられて使ってほしいと、そういうメッセージを込めて補助として出すものでございまして。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 交付金というものは、当然公益的なものに対する交付をされるというのはわかりますよ、交付金というのはね。ただ、今言いよるの、任意の団体でしょう、自治会は。任意の団体です、自治会は。今回は特に、今もあるところは自治会あるけども、その使い道について、お金を渡すと。その使い道が公益か公益でないかというのは、市がその使い道を全部チェックするわけじゃないでしょう。もちろん破廉恥なことに使うということは思いませんが、思いませんが、この財政事情が厳しいときに、ずっと、補助金やら何やらずっとカットしてきているんですね、今まで。市は財政が厳しいというときに、基準が明確でないよう

な交付金というものを、補助金というものを渡すべきではないのではないかと。厳密に、だから区長さんたちには世帯割と平等割という、そういう根拠で渡しているわけだから、これは平成21年度は平成20年度の実績ですから渡しますよと言っても、言ってもですよ、じゃあもう、さっき言ったように50万円ためようと、ずっとためていくということだって、次の何かの事業のときにということであれば、そんなお金がたまるなら、もう来年からは半額にしますよということも当然発生してくるでしょう。そういうのがあるから、私は、明確に補助金を出すならば、その算定基準あるいは裏づけられた根拠というものを出していかないといけないというふうに言っているわけです。

余り時間がないから、こればっかしかかわっとくわけにはいけないんですが、ちょっと市長さんの施政方針演説とどうもやっていることが違うような気がするんですが、2番目に言いました、今回請願が出てますね、請願が。これは、僕は先ほど申し上げたように、要望書、いろんな団体から市長に陳情だとか要望が出ますね、執行部に対してですよ。で、これは、この要望書はどうだこうだというのは議会が関知することやないでしょう。要望書、団体が、例えば婦人会だとか、PTAだとか、いろんな団体から市長さんに要望が出ます。これについては議会が関知するところじゃないことはもう言うまでもないです。請願は、専ら議会に出されて、議会で議論するわけです。審議し、可とする、否とするというのは議会の問題です。今回二十数名出されましたけれども、これに対して執行部は何か動いてません、請願者に対して。どうですか。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私どもとしては、たしか1月に区長の役員会、臨時役員会がございまして、会長から、請願の動きがあったけれども、今回は市長のほうの意向に沿った形で協議を、協力をしていきたいと思いますという報告を受けておりました。そして、間もなくしますと、請願が出たというお話でございまして、我々役員さんとの話の中ではスムーズにいつているというふうな認識で持っておりましたけれども、それが違うような形で、もちろん請願ですから、請願を侵すことできませんが、どういう形で請願が出たのかなと、また区長会が2月にございまして、その説明も十分できてなかったのかなと、今まで。だから、どこにどういう問題があるのかなということ、二、三人、どういうことでこういう請願が上がってきたのかということをお話したことはございます。決して請願をするなとか、取り消せとか、そういう形ではございませんで、情報の収集はしたことはございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 余り言いませんがね、どういう経過で請願を出そうと、区長協議会で出されようと出されまいと、それは区長協議会の判断です。で、そういう情報が執行部のほうに入ったとしても、出さないととなつたのに有志の方々が請願が出されたというのは、情報として収集することについてまでは言わないけれども、二十数名の区長さんたちが連名されておる人たちに対して何らかの圧力をかけておるのではないかとというのが私の言うことでありま

す。これはね、常々市長が言っておられます、「天知る、地知る、おのれ知る」ということを言っておられますから、執行部の思い当たる方についてはですね、こんなことは絶対やってはいけないということをごすね、申し述べておきます。もういいかげんな話を議会の本会議で言っているわけではありませんからですね、こういうことは厳に慎んでほしい、このことをはっきり申し上げときます。いわんや、車でどうだこうだという話も耳にしておりますが、請願は議会の問題であります。執行部の問題ではありません。私どもが、先ほどいいましたように、執行権に介入できないのと同じでありますから、ここはちゃんと執行部の領域、議会の領域はしっかり踏まえておいていただきたい、そう苦言を申し上げたいというふうに思います。

それから、少し時間ありませんけども、一、二。自治会長というのは非常勤の特別公務員じゃないので、守秘義務が発生するのかなどなのかが1点ですね。

それから、何ていいますか、校区自治協議会、昨日もお尋ねしたんですけども、校区自治協議会に出る、当初は6名、今6名ですか、連合会というのは、連合会の6名の人たちが、6校区ですからね、6名の理事というんですか、どういう、名称はちょっとわかりませんが、6名の方たちあるいはそのトップになる方、理事長というのか、この部分、あるいは6名の方々は、いわゆる従来の区長さんたちに出しておった非常勤特別公務員と同じ扱いになるのかなのか、これをちょっとお聞きしておきたいと。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自治会長の守秘義務の件ですけども、自治会そのものに何か守秘義務の規定があれば、それはその自治会の中での守秘義務が発生する分はあるだろうと思います。公的なものについては、その質問ですけども、先ほど言われましたように、区長については、区長業務として委嘱した分については当然守秘義務が発生する分については発生があったらと思うと思います。

それから、校区自治協議会の会長さんに、いわゆる各44行政区の自治会長さんに校区に集まってもらいながら、それぞれの校区で代表者を互選していただく、会長さんですけども、その方々を自治協議会連合会という形で市長が委嘱をするということで昨日もご報告をいたしました。これについては、市長の委嘱行為になりますから、身分的に非常勤特別公務員という身分になるという思いはあります。ただ、その業務については、今までの区長業務ではございませんので、いわゆる各校区での取り組み状況がどうなのかという委員さん同士の情報交換あるいは市長とそういう協議をするという分ですので、そこにどのような守秘義務が発生するかというのは、もうちょっと整理しないと、この場では回答できないだろうと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） この場で回答できないで、4月1日に間に合うのかという心配もしますがね。じゃあ、委嘱される。報酬は出るんですか、出ないんですか、その部分に対して。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。



○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 報酬を支払う予定にしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 昨日の私の質問の中で、自治会長さんが校区の自治会の役員になると。これが6人できると。そしたら、連合会の会長さんもどっかの自治会長さんという前提ですね。そしたら、自治会長さんとしての手当をもらって、市からの委嘱をもらって報酬ももらうと、こういうふうに理解していいんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） それぞれの役割の中で役割に見合う費用弁償なり手当なり、あるいは自治協議会連合会で市長が委嘱する部分については、その業務の中で当然費用弁償なり報酬は支払うべきものだろうと思っております。ただ現在、もうこれ新たにというよりも、今それぞれの小学校区で、この間、議会でも報告をしますように、それぞれ準備会が設立されてまして、あるいは防犯委員あたりの活動もされてます。その中では、今現在そういう仕組みを持っておりませんので、ボランティアという形で出ていただいておりますので、やはりそういう制度設計をきちっとやりたいという思いはございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） どうもすっきりしません。自治会長さんが上がってきて、そこで校区自治協議会をつくる、そして連合会をつくる。で、6名の方たちには市長が委嘱するというのは、非常勤の特別公務員となって報酬を渡す。ところが、自治会長さんは、自治会長として、市から別に校区を通じてお金がおりてくると、こういうことになれば、二重の支給になりはしないかということで、非常におかしいなという感じがします。まだ、担当部長も明確に答えがまだ今日ではできていないというふうに言われましたので、そういう意味では、まだ執行部においても整理がされていないと、明確な方針が出てないのじゃないかという意味では、私は多くの方たちのご意見にあるように、本件につきましてはぜひとも1年間程度の延期をし、そしてお互い、44行政区の区長さん、自治会長さんが理解をしてスタートをしていくという基礎づくりをこの1年間して、基準日も含めて平成22年4月から実施することが望ましいということを申し述べて、この項について終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目め、市長。

○市長（井上保廣） 今回の南保育所の民間委託につきましては、昭和63年策定の第1次行政改革大綱、その後におけますところの行革大綱の推進項目でもあります。また、最少の経費で最大

の効果を上げますことは行政の責務でもございます。このことは子育て支援につきましても例外ではございませんで、従来から行っております在宅児の広場事業でありますとか、あるいは母子支援、あるいは相談体制など、子育て支援の充実をさらに図りますために人材確保の必要性が出てまいったところでございます。さらには、4月から予定しております乳児家庭訪問、いわゆる生後4カ月までの乳児がいる家庭への全戸訪問事業でありますとか、あるいは特に支援を必要といたします児童あるいは保護者への訪問事業など、児童福祉法の改正に伴いまして、支援体制の充実を図る必要性が出てまいったことにもよります。

これらのことから、今般南保育所の保育業務につきまして、民間に委託を行うものでございます。こうしたことから、保護者の多種多様な保育ニーズや、あるいは在宅で養育をしておられます保護者への対応をこのことによって図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、今回の南保育所の民間委託につきましては、開放保育所としての事業目的、設置目的でありますとか、あるいは意義などを今後とも堅持いたしますために、保育所の保育業務につきまして民間に委託いたします公設民営による方法で今後の保育所運営を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の保護者会との合意、3点目の保育士の今後の職場について及び4点目の都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてご回答を申し上げます。

1点目の保護者会との合意につきましては、昨年10月17日の1回目の保護者説明会から5回の説明会を開催をしまして、ご理解をいただいたと考えております。

3点目の保育士の今後の職場につきましては、現在職員組合と協議中でございますが、保護者の負担や児童への影響を最小限とするため、所長及び保育士3名を子育て支援課付とし、子育て支援課長の命を受けて、南保育所の引き継ぎに1年を限度として従事をさせます。

次に、現在嘱託、臨時保育士で対応しています部分の解消を図るために、五条保育所に3名、子育て支援センターに、在宅児等の支援、家庭支援、母子支援などの充実を図るために2名、保育士のスキルアップなどを目的に市の交流研修として2名、合計11名を異動させる予定としております。

次に、4点目の都府楼保育所の経過と南保育所民間委託の整合性についてでございますが、現在の都府楼保育所の運営につきましては、日常保育は支障なく運営されているものと思っております。しかし、都府楼保育所の管理運営のすべてを民間に移譲し、民間移譲時の応募条件であり、積極的に進めるとありました一時保育や休日保育、保育の継承などが法人の事情で必ずしも行われていない状況がありました。今回の南保育所は、保育所の管理運営等すべてを民間に移譲する民間移譲ではなく、保育所の保育業務の部分について民間に委託する、いわゆる

公設民営で南保育所の運営を行うものでございます。このことで、今までの南保育所の開放保育所としての保育目標や保育方針などを保ちながら運営を行うことといたしております。委託後、関係者によります協議会を設置し、定期的を開催することで、現在の南保育所の保育内容が継承できますよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 2点目について回答させていただきます。

これまで職員組合との部長交渉あるいは副市長交渉を行ってまいりました。議会全員協議会後の3月2日には、職員組合の上部団体のメンバー3名を加えまして交渉を行い、保育所の業務を民間委託するかどうかは管理運営事項であること、勤務労働条件は労働環境全般に及ぶものであることで当局と職員組合とで確認をいたしまして、互いに合意に向け、精力的に協議していくことでその日の交渉を終了いたしております。

その後、職員組合からの引き継ぎ等に関する具体的課題が出されておまして、そのことについての解決策を話し合うなど、合意に向けまして、現在努力中でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 保育士さんたちの配置等々につきましては、関係組合とも協議をされているようでありますので、これはこの推移を見定めていこうというふうに思いますが、時間も余りありませんので、あと中身については推移を見守っていきたいというふうに思っておりますが。

この間の全協では、たしか労働条件の変更じゃないというふうに説明があったと思うんですね。今回、昨日の藤井議員に対しては労働条件の変更であるから市長を初め交渉しておるということですから、これ冒頭申し上げましたように、やはり労使間で合意をして、そして私はやっぱり議会に上程するべきじゃなかろうかと。市長、先ほど答弁の中でも、行革の答申は、これは議会でも行革自体答申を認めてきております。だから、それに沿った形の一環として、民間委託は学校給食も含めてされているというふうに思いますが、であるならば、4月1日へ向けて、もっと事前に、前広に、例えばこの労働条件の問題だとかというものを交渉を事前にしていけば、ぎりぎりになってするということもないんじゃないかというふうに思いますので、これ労使については紳士的に、近代的労使関係という意味では、お互い胸襟を開いて、前広にですね、労働条件の変更ということで交渉を精力的に行って、合意形成ができるように、労使ともに誠意を持って交渉していただきたいというふうに思っております。できるだけ今後合意されるように、その中で議会には諮っていただきたいというふうに思います。

本件につきましては、渡邊議員に中身については引き続き質問をしていただきたいというふうに思いますので、この項については終わらせていただきます。

最後の件について、担当部長からのご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 太宰府西小学校付近の交差点の改良等につきましてお答え申し上げます。

1点目の太宰府西小学校入り口信号付近の車両の停止線及び横断歩道の位置の変更についてでございますが、この分につきましては、先日も筑紫野警察署にも、この状況が今はどうなつとるかということについても確認をいたしております。その中で、この停止線、横断歩道、位置を変更することについては、地元の方々の協力が必要になる部分があるというようなことで提案をされております。そういうようなことから、再度地元の区長さんを通じましてですね、その状況を説明していきたい。

それからまた、もう一点の、長浦台の変則五差路、長浦台1号公園横の交差点になっております。ここにつきましては、バス路線、青葉台から長浦台に通じます路線ということで、両地区の幹線道路というふうになっておりまして、ここは変則の五差路になっております。この五差路への信号機の設置につきましても、筑紫野警察署とも協議をいたしておりますが、ここにつきましても、一部の道路の通行の状況、変更が必要になる場合も出てくるというようなことも筑紫野警察署のほうから、さきの交差点と同じように、そういうふうな提案がされております。それにつきましても、地元の協力がまた両方とも要るというようなことでございますので、あわせて両地区の区長さん方と、地元のほうともよく協議をして、それが可能かどうか検討しながら、再度筑紫野警察署と検討していきたいというふうに今現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 1号公園の近くの変則五差路につきましては、もう随分長くお願いをしてきていることでありまして、特にバスも通りますしですね、朝晩の車の台数も最近増えておりますので、ぜひ地元の区長さんたちとも協議していただいて、できるだけ早く信号機の設置もお願いをしていただくように、引き続きご努力をお願いをしておきたい。

それから、小学校からの停止線の移動、それから横断歩道につきましても、これ過日青葉台と長浦台の区長さんのほうからも合同で要望書が市のほうに上がってきているというふうに思います。で、一方通行は、どうしても青葉台のほうはなかなかご理解していただけなくて、一方通行はやむを得んということで、停止線、あれが今申し上げているところに来ますと、大佐野から上がってきて青葉台に行く部分が子供たちの横断歩道を突っ切らなくていいということで、子供の登校の安全性も確保できるということから、そのような要望が青葉台、長浦台の区長さんから出ているというふうに思いますので、地元の方々のご意見もしんしゃくされまして、ご意見が通るように、関係機関に引き続きご努力をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております高齢者の福祉サービスについて質問いたします。

まず、高齢者福祉事業の運営に日々ご尽力されていることに対して感謝申し上げます。

市長の施政方針に、高齢者の福祉の充実というのがあります。

1点目は、平成19年度決算の老人福祉費3款1項2目の在宅老人対策費の緊急通報システム委託料と給食サービス事業委託料についてであります。

この緊急通報システムの利用対象者及び設置件数などの状況を説明してください。

また、この緊急通報システムは、介護予防型のペンダントと送信機通報装置本体の2つを現在お使いの電話につなげて利用をします。自宅での急な発作や事故などとっさのときに、ボタンを押すだけで自動的に通報し、助けを求めることができます。

また、このシステムと同じ役目をする火災警報器は火災発生をいち早く知らせるためのものです。この火災警報器は、家の中に素早く知らせるものですが、火災が発生すると、自動的に直接緊急通報システムにつながる装置や火災発生を戸外や周りに伝達する仕組みの装置がありますか。将来的に避難をサポートできるシステムの可能性があるかお尋ねします。

筑紫野太宰府消防組合消防本部の消防広報「警鐘」65にも記載されていましたが、死傷者ゼロを目指して住宅用火災警報器の設置をお願いする広報紙や住宅用火災警報器普及促進活動で、本市でも広報紙や消防団によって広報活動をされています。その中に、筑紫野市及び太宰府市の住民を無作為に抽出して実施したアンケート調査の結果が報告されておりました。「住宅用火災警報器を知っていますか」に対して、「知っている」65%、「知らない」35%、「設置していますか」に対しては、「設置済み」15.9%、「未設置」84.1%です。認知度が低い結果になっております。

また、総務省消防庁によると、建物火災による死者は、住宅火災で約9割、2007年には1,148人、放火自殺者を除くその約6割を65歳以上の高齢者が占めています。その理由として、夜間に就寝中で出火に気がつかないなど、逃げ遅れが最も多い死亡原因で、60.7%を占めております。この数からでもわかるように、平成16年の消防法改正により、火災警報器設置が平成21年5月31日までの義務になりました。

私は、平成20年3月に一般質問をさせていただきました。平成17年に日常生活給付事業の火災警報器が廃止になったことです。廃止になった理由は、平成13年度から平成17年度までに3件の利用件数しかなかったこと、介護保険法改正の国庫補助金対象外になったために廃止されましたとご答弁でした。私は、国庫補助金対象外であろうが、なかろうが、この事業は支援してほしいと考えますが、いかがでしょうか。

参考までに、福岡市では、日常生活用具として火災警報器が保険外サービスとして支援されています。住宅用火災警報器設置も、平成16年の消防法改正により、平成21年5月31日までの義務づけになっています。高齢者の安心・安全のための対策としてこの緊急通報システムが設

置されている対象者宅に火災警報器が設置されているか調査をしていただき、設置されてなければ設置の要望を提案しますが、いかがでしょうか。

次に、給食サービス事業であります。

平成21年度予算には委託料がなくなり、給食発送手数料だけになっています。どのような形で給食サービスを実施されるのか、その内容についてご説明をください。

2点目は、介護保険サービス外の高齢者福祉サービスです。

太宰府市の市民べんり帳に、介護保険サービス外の高齢者が利用できる紙おむつ給付、すみよか事業、給食サービス、緊急通報サービス、徘徊高齢者等家族支援サービスがあります。この事業は、要介護認定の人や介護サービスを利用していない高齢者も利用できるという事業と認識していますが、よろしいでしょうか。

また、おひとり暮らしの高齢者の方に緊急事態が発生した場合に、助けを求める連絡方法がありますでしょうか。介護保険を使っていない元気な高齢者に対し、継続して元気で暮らせるための介護予防事業として対策があればお尋ねいたします。

以上、1項目2点について、積極的に実効性のある答弁をお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 高齢者福祉サービスについてお尋ねでございます。回答を申し上げたいと思います。

高齢者の皆様方がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるように、高齢者福祉サービスを行っております。

その中に、今回ご質問いただきました緊急通報装置給付事業でありますとか、あるいは給食サービス事業等がございます。これは、主におひとり暮らしの高齢者を対象としたサービスでございます。また、介護保険をご利用されていないお元気な高齢者の方に対する介護予防事業といたしましては、いろいろな教室や相談事業を実施しております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に答弁させます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の緊急通報装置給付事業につきましてご説明いたします。

1月末現在の利用者は264件でございます。この事業は、装置の設置時に、介護保険料の段階に応じてご本人に機械の代金をご負担いただき、毎月の使用料を市が負担しているものでございます。機械代金は、負担額のかからない方から5万5,650円まで4段階になっており、毎月の使用料は、1件につき1,995円となっております。

安全センターへのボタンを押すという利用状況のうち緊急を要するものは毎月1件から2件程度で、それ以外はうっかり押しやちょっとした相談などとなっております。

また、安全センターのほうから登録者に月2回程度の状況の伺い電話をかけ、利用者がいつでも気兼ねなくボタンを押せるようコミュニケーションを図っております。

また、現在販売されている住宅用火災警報器は、電気工事が必要なものと普及を目的とする安価な乾電池式のものがありますが、緊急通報システムと連動する装置については、今後検討していきたいと考えております。

火災警報器を日常生活用具として給付していますのは、ご質問の中にありました福岡市のほか、筑紫地区で実施しているのは大野城市のみで、他の2市1町は、本市と同じく、利用件数がほとんどなく、また県の補助がなくなったため、廃止している状況でございます。

続きまして、給食サービスについてご説明を申し上げます。

平成20年度現在は、社会福祉協議会が安否確認をかねて配達員による手渡し配達を行っております。一月当たり140世帯の利用で3,100食、1食当たり640円程度の経費がかかっております。ご本人の負担額は、1食につき450円となっております。

平成21年度からは、これまでのサービスを継続しつつ、調理と配達を1業者に依頼する方向で経費節減を検討しているところでございます。利用者の負担額を当面は変更することなく、事務の軽減もあわせて図ることといたしております。

続きまして、2点目の介護保険外の高齢者福祉サービスについてご説明申し上げます。

所得額や条件に応じて受けられるサービスに、紙おむつ給付サービスや住宅改造工事費の助成がございます。紙おむつ給付サービスは、寝たきりまたは認知症高齢者でおむつが必要な方に、介護保険の所得段階に応じて一定の金額を給付するものです。また、すみよか事業は、在宅の高齢者や身体障害者等の住宅改造費を、非課税世帯に対して30万円を限度として助成するものです。そのほかに、徘徊高齢者を支える家族のための位置探知システムなどがあります。

介護保険を利用されていないお元気な高齢者へは、介護予防地域支援事業を実施いたしております。自治会からの要請による地域公民館での出前健康教室などを行っております。また、要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にある高齢者を対象としました栄養指導、口腔指導、運動指導のための介護予防教室も15コースで年2回実施をいたしております。予約や申し込みが必要なものもございますが、参加費は無料となっておりますので、お気軽にご参加いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のご答弁の中に、火災警報器が緊急通報システムに連動する装置を今後検討していただけるということで、心からうれしく思っております。ぜひ、この警報器が緊急通報システムに連動するということは、利用者が一々ボタンを押さなくても、自動的に安全センターのほうにつながるということで、意味にしてみれば、もう本当に早急に安全センターに通報できるということについては、この警報器、緊急通報システムが生きるものと考えておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それと、利用者の設置件数などは、264件ということで説明がありましたけれども、この利用対象者というのは、この今のご答弁では対象者についてはご答弁がなかったんですけれど

も、要介護認定を受けられた方のみしか受けられないのかということによろしいですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 要介護認定の方と要支援認定の方でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この認定者の中には認知症の方は含まれているかどうかお聞きしたい
と思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 含まれております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 認知症の方にとっては、この機材があることすら、やはり今のことが
わからないのが認知症の方だと思います。また、体がですね、すぐに動かないのが高齢者、寝
たっきりとかを防ぐ緊急通報システムだと思いますので、ぜひ前向きに、この緊急通報システ
ムの内容をもう一度考えていただいて、高齢者による逃げ遅れ、私先ほども65%の方が、全国
平均で逃げ遅れの方がいらっしゃるということを言いましたけれども、この逃げ遅れの方、太
宰府市では何か対策を考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者の火災時の逃げ遅れについて何か対策を考えておるかとい
う
ご質問でございますが、今のところ具体的に考えてはおりません。特に地域との連携が必要で
はないかと考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 火災警報器が作動することで緊急通報システムにつながるというこ
は、早い通報と救命率につながると思っております。それと、火災警報器も、今は部屋だけし
か、部屋でしかわかることができませんけれども、これが玄関の外や屋外に光やベルのような
もので知らせる火災報知機ができています。それを線をつなぐだけで、そのベルと
か、そういうふうな電気で知らせるものを外に置くだけでも、アパートとかマンション、共同
住宅のあるところでは、近所の人逃げ遅れが防げると思うんですよ。それで二次災害も防げ
るのではないかと考えておりますので、この警報器自体も含めまして、外につながる、線をつ
ないで外にベルとか光とかで、センサーでつながるようなものを、地元の業者とのタイアップ
をしていただいて、見直しをしていただいて、太宰府市からそういうふうな発想とか、利用
を、妙案とかを出してもらって、県のほうに補助をしていただけるようによろしくお願いた
いと思っております。

それで、あつてはいけないことなんですけれども、太宰府市でそういうふうな緊急通報シ
テムによって、火災警報器によって命が助かったというような報道があると、またこのつけた
意味がまた増してくるのではないかと考えておりますので、火災警報器の日常生活の給付につ
いては、先ほど廃止されたということですけども、もう一度そこは考えていただきたいと思っ

ております。

それと、私は、その義務づけが平成21年5月31日までに設けてあるだけだと思うんですよ。義務づけというのと支援とは別の意味だと私は解釈したいと思います。それで、先ほど太宰府市の配慮として、義務の継続をしていただいた、支援をしていただいたことに対して、安全・安心のまちの、安全・安心のまちという言葉が生きてくるものだと私は思っております。

それで、ひとり暮らしの方の火災警報器を設置されているかどうかの調査をしていただきたいということで、私先ほど言わせていただいたんですけども、それに対しての調査はしていただけるものか、していただけないということか、ちょっと返事をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 先ほどの火災警報器の屋外でわかる照明かなんか、発光できるようなもの、またベルにつなげないか、線をつなぐだけでどうか、センサーでどうかなどというお話がございましたが、こういった火災警報器、それ自体に関することは、これは消防行政の分野ではないか、私ども高齢者福祉の分野ではないような気がいたしますので、そちらのほうにまたご要望等をお願いしたいと考えております。

ひとり暮らしの方の火災警報器を設置されているか調査したかということでございますが、今のところ把握はしていない状況でございます。女性消防団員の皆さんが高齢者宅を訪問されて、お話しなんか、注意事項なんか話し合いをされておりますけれども、そういったあらゆる角度から把握できる方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ありがとうございます。また、その件につきましては、別の機会に質問させていただきたいと思います。

次に、給食サービスです。このサービスは、利用者が安心して暮らせる一つの事業としてつくられたものだと私は認識しておりますけれども、今回の予算書には、給食配達手数料だけの225万円で給食サービス事業委託の調理業務として中屋フーズ株式会社に委託されていたと思います。また、配達業務としては、太宰府市社会福祉協議議会に委託がされておられました。この給食配達手数料を1業者だけに依頼する方向で経費削減を検討していくという先ほどの答弁なんですけれども、1業者に今までの調理業務と配食業務を一緒にするということですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1業者という、最終的には1業者になるわけでございますが、5業者から提案方式で市の仕様書に基づいて提案をしていただいた中から、価格、安否の確認、配食の日時等を審査をした結果ですね、中屋フーズ株式会社に決定したものでございまして、最初からある業者がおって、そこに話を持っていったということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そしたら、今入札みたいな、配達業者の入札という、選定については
どういうふうにされましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 提案方式でございまして、市が、私どものほうで仕様書をつくりま
して、その仕様書の中身は、価格はどうか、安否確認はできるのか、配食の日時はいつするの
か、そういった仕様書をつくりまして、5業者に提示しまして、入札を行ったということでご
ざいます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） わかりました。利用者に対してですね、気を配る見守り支援をこれか
らも続けていっていただきたいと思っております。

それから次に、2点目の介護保険サービス外の件について質問させていただきます。

今先ほど言われた分は、すみよか事業、紙おむつ給付、それと徘徊高齢者家族支援サービ
スの3つだけしかお答えになってなかったんですけど、そのほかに緊急サービスというのと給食
サービスというのがサービス外のサービスとして利用されると思いますけれども、この緊急通
報サービスはどういうふうに申し込みを窓口に行けばいいか、ちょっとそこを教えて
ください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 緊急通報サービスの申込方法でございまして、地域包括支援センタ
ーのほうに申し込んでいただきまして、地域包括支援センターの職員が申込者宅を訪問をしま
して、必要な書類を作成することとなっております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） そのときの費用は幾らぐらいになって、負担はどういうふうになって
いるかお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 介護保険の所得段階によりまして、現在は6段階で費用の区分をい
たしております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 私、太宰府市のべんり帳で、そういう高齢者支援として、介護保険サ
ービス以外の高齢者福祉サービスというところを見させていただいたんですけども、窓口
に、ちょっとこれは市内の60世帯のマンションにお住まいの人からちょっと相談があったん
ですけども、太宰府市に長年2人で住んでおられまして、ご主人が7年前に他界されておられ
ます。それで、この方が1人で今住んでおられてですね、そのマンションには管理人というの
が、9時から17時まで管理人が対応できるようになっておりますけれども、しかし17時から9
時までの間に1人でいることが物すごく不安になられて、高齢者支援課のほうに相談に行かれ
たそうです。そしたら、窓口でですね、その場で、今までそのような相談ケース等がないの

で、ちょっとこちらのほうでは返答できませんので、地域包括支援センターのほうに行かれてくださいということで、地域包括支援センターのほうに行かれたそうです。ただ、その地域包括支援センターのほうに行かれても同じようなことを言われたという方がちょっと私のほうに相談をされたので、こういうふうな介護サービス外のサービスが受けられるものと私は思っていましたので、それ、おかしいですねと言いました。それで、その方が、今部長さんが言われたように、地域包括支援センターのほうからそういうふうに、こんなふうで使えるんですよということをなぜ言われなかったのかがちょっと私はわからないんですよ。今ここで部長にそんなふうにしてもそのことはわからないと思いますけど、そんなことがございました。

それで、このマンションに住まれている方はですね、やっぱり自分は1人で暮らしたいと、今からでも1人で暮らしたいと。息子は東京にいるんだけど、やはり違う町、住みなれてない町には行く気持ちはないと。もう75歳以上になっておられますので、今後許す限りですね、このマンション等に住みたいと。非常時のときにですね、連絡、安全等の案があったら教えてくださいということですね、今この自治理事会のほう、マンションの自治会のほうに相談をされているんですよ。で、この相談をされた自治会の返答は、本当にそういうふうに審議会というのを設けられて、9時から17時までには管理人と同じ携帯を持って、ベルで知らせるようにしましょうかねという、9時から17時までには見守りができるわけです、ここの自治会マンションでは。でも、17時から朝の、管理人さんが来る朝の9時までにはもうだれもいらっしやらないんですよ。高齢者のひとり暮らしが、1人で住んで、夜寝るときに、何かこういうな緊急通報サービスみたいなものがあつたら安心して寝られるのになというその気持ちを、私は、窓口に行かれたり地域包括支援センターに行かれたときにその言葉がなかったことに私は残念だったんです。今日はそれを言いたかったんですよ。それで、朝の9時から17時までには携帯電話をお互いに持とうかということなんなんですけども、これもやはりお金がかかることなんです、利用者にとってみても、その自治会の中においてもですね。だから、その費用をどこから出すかなという、やっぱりそういうふうな問題にかかってくると思うんですよ。それで、今度その自治会でも、もう難問のことが、やっぱりひとり暮らしの独居老人に対してこういうふうな問題が出ているわけですね。

それで、市長が先ほども言われたように、ひとり暮らしの高齢者サービスと窓口も一緒にしていきたいということを言われてますので、4月1日から、今これが私が果たして言うべきかどうかわかりませんが、4月1日からの区長制度が自治会制度に変わっていきます。そして、この自治会制度の役割、この自治会制度、マンションも自治会という組織があるんだけど、自治会組織とは認められてない、そういうふうな問題とかが、やはりこういうふうな高齢者を対象とした悩みとかそういう問題が結局今度数多く出てくるに違いないと思っております。だから、弱者とか高齢者、地域で安心して生活ができるように支援できるのかが、もう私は今心配でございます、そういった面から。

それで、地域包括支援センターも直営に変わっていきます。それで、地域包括支援センター

の時間も、今までの民間とは違って、開館時間も8時半から17時までということになります。その時間の問題に対しても、結局相談に行く時間が、昼間働きに行かされている家族とか、本人もなただけ、しっかりしている本人だったら相談に行くと思います。それが夜の17時からもうあいてないんですよ、今までみたいにサービスがないんですよ。土曜日、日曜日、祭日も休みなんです。そういうふうな時間のこととかも考えるとですね、やはり各関係機関の連携というのがやっぱり一番大事なことだと思いますので、そういうふうなことも含めて、私先ほど一つの例を出しましたけれども、そういうふうにして、ひとり暮らしの方がどういうふうな形で生活を、太宰府市で住んでいきたいという、一人でもおられるということのですね、住民の気持ちをわかってほしいと、今ここで私は言いたいと思います。

それと、最後になりましたけれども、介護保険を利用されていない元気な高齢者の介護予防地域支援を実施されて、先ほど幾つも言われました。これは、果たして市役所とかそういうふうなところ、公民館とかそういうふうなところに行ってから支援されるものであって、やはり参加型というか、そういうふうな事業だと思うんですよ。そのほかにですね、毎日高齢者等がですね、自発的に健康でですね、従事していただくという意味から、健康維持賞というんですかね、昔健康優良児とかという賞があったと思うんですけども、そういうふうな健康を維持してこられた高齢者に対してですね、1枚でもいいです、はがきを出していただけるということではできませんでしょうか。1年間介護保険も使わなくて、よく健康でいられたねというはがき1枚で結構だと思うんです。高齢者にとってみれば、そういうふうな1枚のはがきがどれだけのと思いますので、はがき一枚でも送っていただきたいと提案するものでございます。

それとですね、欲を言えばですね、バスカードとかタクシー券の補助金とかのサービスもされると、まだまだ生きがいを持って介護保険を使わなくてもできるような高齢者がたくさん太宰府市に増えるんじゃないかならうかと思っております。

それと、これちょっと例えばですね、太宰府市には遊歩道がたくさんあると思うんですよ。遊歩道の中でも、太宰府市の岩屋城によく登ってある方がよく目を私するときがございまして、その方に、何かやっぱり上までただ登るだけじゃなくて、岩屋城の上のほうにポスト、ほこらみたいのをつくっていただいて、それに小さなスタンプ台を設けていただいて、それを登ったら1回自分で押す、名刺サイズで結構ですので、そういうふうなものを置いていただければ、それに印鑑を押す楽しみが増えて、毎日の散歩も、元気だから山に登れるんだ、そういうふうな外に出かけられるんだという達成感や目的になると思いますので、介護保険を使われない方が一人でも多くなることを願って、今を大事に、今以上に悪くならないために、いつしか支援が必要なきが来ると思います、それで安心して自立して暮らせる高齢者が増えることを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、1項目3点についてお伺いいたします。

まず、第1点目は、12月議会においてお伺いしておりました都府楼保育所の民間移譲の際、皆さん大変お忙しい中、保護者と移譲先、行政の3者で1年という時間をかけて移譲の条件について話し合いをされました。その条件について、現在どのような状況になっているのかご説明をお願いいたします。

今回この質問を行うのは、今年4月から民間に委託される南保育所について、解放保育所という位置づけを守るということや、保護者が要望する保育内容が実際に守られていくのか、都府楼保育所では1年間かけて移譲の条件整備を行った経緯があるため、それを検証することによって、行政が約束したことをどのように履行しているのか明らかにするためです。

次の2点目は、その南保育所の民間委託についてお伺いします。

まず、財政の面についてですが、市長は施政方針で、財政を立て直すためにも民間委託を推進するとおっしゃっていましたが、市の職員である保育士の方の人数が減少するわけではなく、委託先は年間8,000万円以上の委託料で新たに保育士を雇用することになります。市の保育士の多くは10年、20年という経験を持っておられるわけですから、人材を有効に使うという視点からも、私は今の保育士の方の一部が定年を迎えられるのを待って民間委託に踏み切ることのほうが、保護者にとっても、市の財政にとっても有効な方法と考えます。

今回、引き継ぎのために、所長以下4名の職員を残されるということでしたが、満額の保育に対する委託料を支払った上に4名分の給料を市は保育所のためだけに使うことになります。高齢者のための地域包括支援センターでは、引き継ぎ期間は実質1カ月程度しかありませんが、南保育所ではどれくらいの時間をかけて引き継ぎをされるのか、引き継ぎの業務内容とその期間をお示してください。

3点目は、地域包括支援センターの直営についてお伺いします。

12月議会でも申し上げましたが、私は直営にすることについては賛成しております。しかし、その体制づくりや引き継ぎに関して多くの疑問点があるため、今回質問させていただきます。

まずは、法律で定められた保健師、社会福祉士、主任介護専門員など資格を持つ方を含め、それぞれ何人募集を行い、現在までに何名採用されたのか、及び太宰府市内の介護保険第1号被保険者数をお教えてください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市の制度変更に係る問題点に対する市の責任と市民への説明についてでございますけれども、1点目の平成18年4月からの都府楼保育所の民間移譲に伴う日常の保育所運営につきましては、私は特段支障なく運営されておるものと思っております。

しかし、移譲の際の条件について、積極的に行われていない内容もありましたことについて

のご指摘については、市の対応でございますけれども、詳細については後ほど担当部長のほうから説明をさせます。

次に、2点目の南保育所の民間委託につきましては、行政改革大綱の推進項目でありましたことなどから、昨年の9月に南保育所を民間に委託する方針を出しまして、本年4月1日から公設民営によります保育業務の運営につきまして、現在準備を進めておるところでございます。

次に、3点目の地域包括支援センターの直営化につきましては、4月からの実施に伴います事前の準備を現在行っているところでございます。2法人に対しましての委託期間が3月3日で満了することなどから、旧県立看護専門学校跡地「社会福祉施設」に事務室を設置し、順次引き継ぎを行っておるところでございます。

2点目、3点目につきましても、詳細につきましては、それぞれ担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の都府楼保育所の民間移譲の条件に対する市の対応についてでございます。

都府楼保育所の移譲の際の保護者会、移譲先法人、行政の3者協議につきましては、平成16年10月から平成17年2月にかけて計8回、また平成17年度におきましても3回にわたり実施をいたしております。

なお、3者協議におきましては、平成17年3月に保護者会から12の項目が協議のまとめとして出されております。昨年の12月議会一般質問におきまして、移譲の際の約束が実現されていない項目があるのご質問がございました行政内部での検証を行うとともに、2月に移譲先法人、保護者会の協議を個別に行いました。

この中で、こぐま学園との交流の継続は、都府楼保育所が長い間交流を続けてきた経過があり、幼児期に障害を持つ子供と交流をすることは、人格の形成において有意義と考えられますので、市としましても交流はぜひとも続けていただきたいとの思いでございます。

法人からは、大佐野にございますすみれ園との交流を進めていきたいとの考えを聞いておりますので、今後保護者の意向を十分にお聞きしながら、市の考えを伝えていきたいと考えております。

次に、五条、南、都府楼保育所3園の年長児の交流についてでございますが、従前は年6回であった交流が現在は3回になっているとのことございました。保護者会からは、子供の交流だけではなく、保育士の交流を望む意見も出されておりますので、1カ月に1回開催しております所園長会において交流のあり方、拡大について議論を行ってまいりたいと考えております。

このほか、一時保育、休日保育の実施などの課題がありますが、法人の事情、保護者の考えや思いもありますので、市が中心となりまして保護者会と法人との協議を重ねてまいりたいと

考えております。

2点目の南保育所の民間委託についてでございます。

今回の民間委託は、行革大綱の趣旨や民間が持ちます柔軟性、専門性、効率性を生かしながら今後の南保育所の運営を行うため、保育業務の部分について民間に委託を行うものでございます。今後は、さらに在宅児への支援事業、家庭訪問事業、相談事業や4月からの実施を予定しております乳児家庭訪問、生後4カ月までの乳児がいる家庭への全戸訪問事業、いわゆるこんには赤ちゃん訪問事業などを推進する必要がありますので、今回の民間委託にて生じます保育士11名を今後の事業展開のための人材とするものでございます。

引き継ぎにつきましては、職員組合に提案をしておりますが、現在南保育所に入所しています児童への影響、保護者のご心配などを最小限とするため、また今後の南保育所の運営のために、所長以下主任、保育士合計4名を引き継ぎに充てることといたしております。

引き継ぎにつきましては、入所児童についての引き継ぎ、南保育所の保育方針、保育目標に沿った保育内容、年間を通しての行事、取り組み等について、1年を限度に引き継ぎを行うことといたしております。

3点目についてでございます。地域包括支援センターの直営に伴い、引き継ぎを順次行ってまいりたいとの回答を12月議会で申し上げましたが、その進捗状況についてご報告をさせていただきます。

引き継ぎに当たっての介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーにつきましては、予定人員を上回る13名から応募がありましたので、面接、試験を行い、2月1日から主任を含め3名嘱託、現在の両包括支援センター職員との事務引き継ぎを順次行っております。3月には7名となり、4月からは予定の12名体制で包括業務を実施していく予定でございます。その中に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の有資格者をそれぞれ1名を採用しております。事務補助員につきましても、市内居住の障害者雇用という観点から、1名を臨時職員として雇用をいたしております。

また、市の介護保険の第1号被保険者は、2月末で1万3,836人でございます。そのうち要介護認定を受けておられる方は1,463人、要支援認定を受けておられる方は599人となっております。

また、事業所や市民、利用者への周知につきましては、市広報への掲載や利用者、事業所への文書の送付、説明会の開催、訪問による説明を行っております。

当初は、新設される包括支援センター係だけが社会福祉施設の事務所に入る予定でございましたけれども、高齢者支援係との業務内容との関連もあり、4月からは新しい事務室に2つの係が入り、連携を図っていくことにいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、第1点目のですね、都府楼保育所の民間移譲に関する市の指導責任についてちょっと質問しますけども、今確かに部長がお答えになりましたことは、私12月議会でおおよそ概略を申し上げまして12月議会の議事録にもありますが、その件について指導がなされていないようですから、3月議会までに指導をしてくださいというようなことをお願いをしていました。そして、今聞きました回数、これは去年私が12月議会の段階で把握していた数字なんですね。ということは、その12月からこの3月までに2月にその調査に当たったということなんですけど、これが要するに改善をされていないということは、調査をされただけということなんですか。それとも何らかの形で指導が行われたんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 2月に理事長、理事、所長、主任に来ていただきまして、障害児の受け入れ、あるいは3園交流、保育士の継続雇用、それから特別保育などについてですね、申し上げました。理事長と理事と所長と主任、4人来てもらって、ご指摘いただいたようなことについて直接指導を行っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今、1項目ちょっと私が前回言った中で抜けていたんですが、同和教育推進協議会への研修参加、これも回数が減っております。確かに研修というか、加入はされておりますけども、実際の研修会への参加の回数が減ってます。

あと障害児の受け入れなんですけども、これは12月議会で原田議員の質問に対しまして、2名在籍しているというふうに部長がご答弁されていますが、これは答弁の中にもあるように、入所後に保育士がADHDなりの障害があるというふうに認めた児童だということで、つまり入所する前に障害が明らかになっていた児童についてはですね、明らかに入所を拒否されたという、これは私は報告を受けております。したがって、今回その指導をされたということであればですね、4月以降、既にもう入所等の締め切りは終わっているんでしょうけれども、今後につきましてきちんと今申し上げました回数の減少、それからあと障害児の受け入れ等、これらについて旧来どおりに戻すように指導をきちんと行っていただけますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の市同研への加入につきましては、法人が申されますには、あくまでも任意加入であるということをお知らせしますので、大もとが任意加入になっておりますので、それ以上は言うておりませんが、障害児保育あるいは人権保育の観点からは必要ですということは申し上げております。

平成21年度の障害児の受け入れについてでございますが、星ヶ丘保育園以外は受け入れがあ



るようでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それは喜ばしいことなんですけども、いろんな保育園で受け入れいただくことは。ただ、今私が申し上げたのは、都府楼保育園というのは地域の子供たちをもともと公立だった時代に、障害があろうがなかろうが、地域で育てましょうという保育方針を持って保育園を運営されていたわけですから、都府楼保育園についてのみお聞きしているんですが、今後入園以前に手帳なり何なりで障害があるということが明らかにわかっているけども、可能な範囲できちんと受け入れをしていただけるのかどうか、その点について指導していただけるかどうかということなんです。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 障害児の受け入れについては、引き継ぎの中で言われておりますので、ちょっと時間をいただきたいと思いますが、引き継ぎの中では、こぐま学園との交流については障害があろうがなかろうが、それぞれの違いを認め合える子供の集団づくりに取り組むと、発達の遅れのある子、心身に障害のある子供、生活環境に重い課題を持つ子供など、今日の保育の教育の中で現実に阻害状況に置かれている子供たちの姿から学び合うというようなことが基本として示されておりますので、そういったことを先ほど申しました理事長以下が来られたときに話をしております。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 各保育所を見ますとですね、障害者の入所が非常に増えてまいっております。これもやはり親の希望で、一般の子供さんと一緒に生活体験をさせたいと、そういう希望が非常に強うございます。で、これは保育所だけでは引き受けできませんので、やはり市内の保育所全般にわたって全体で引き受けてもらうというのが今からの時代の流れだと思っておりますので、これに限らず各保育所に対しても指導を強めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。そのように市のほうではっきりとした姿勢を出していただいて、障害児を受け入れる方向で指導していくというふうに確認をさせていただいておきたいと思っております。

次にですね、ここにありますのが1年間、3者で協議をされた会議の議事録です。で、資料請求をして出していただきました。この中でやはり見ておりますとですね、こういった協議内容について、次世代の保護者会にもきちんとこういった協議をしましたよということを伝えておいてくださいと、これは最初のほうの基本的な確認事項で保護会と行政の間に確認されているんですね。また、これは市長も12月議会でもはっきりご答弁されましたけども、管理監督指導責任は市にあるんだと、引き続き行っていきますというふうに市長も言明されておられますので、ぜひこれはやはり確認事項として1年間もかけて皆さんが一生懸命やられてきた内容が

ありますから、引き続きこれは指導を続けていっていただきたいと思います。

それでは次に、南保育所のほうに入りますけども、4名の職員についてですね、1年間を限度として業務を行うということで、ちょっと私は聞き漏らしたのかもしれませんが、これは保育業務も行うというふうにはっきりおっしゃっておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この引き継ぎに当たります4名の保育士でございますが、引き継ぎ業務に当たる。保育業務ではありません。引き継ぎ業務に当たります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その引き継ぎ業務というのは、例えば児童のそれぞれの特性ですとか、あるいは家庭環境ですとか、そういったことを個々に新しい保育士の先生に伝えていくということで、一切その保育業務にはかかわらない。所長を含め、業務には全くタッチをしないというふうに考えていてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 保護者会の説明会をこれまで5回行っておるわけでございますが、その中で保護者の方から、先生がかわったときに新しい先生になれるまで非常に大変で大泣きする、そういう心配があるというような保護者の要望がございましたので、この4名については、そこで大泣きしよる子供をほったらかしてというわけにはなかなかいかんだろうということで、個々に対応をせざるを得ないかなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そのご意見、保護者会でも出ましたし、また今から言う意見も保護者会のほうで出たというふうに聞いておりますけれども、昨日藤井議員がおっしゃったようにですね、これは労働者派遣法に抵触をしないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 労働者派遣法に触れないという確認を弁護士のほうでいたしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それはですね、どのような内容で弁護士にお伝えになったのかはわかりませんが、先ほどの答弁にもあったように、子育て支援課に籍を置いて引き継ぎ業務として南保育所のほうに行くと。しかしながら、その引き継ぎの期間がですね、1年間あるわけですね。1年間あって、しかもやはり子供がなれない間、まあなれても恐らくなし崩し的に保育業務に携わっていくようになると思うんですけれども、そういったかわり方をすればですね、1年間、例えばこれは今後市がどういった場合においてもですね、市の判断で所管課に籍を置いて民間企業のほうに職員を派遣できるというふうな解釈も可能になるのではないかと私は思います。

これは総務部長にお伺いをしたいと思いますが、労働者派遣法の中にはですね、やは

り市のほうから民間に職員を派遣する場合には、派遣条例を制定することということが義務づけられていますよね。そんなできちんと派遣先をうたい込んで派遣条例を制定をしなさいというふうになっているわけですが、太宰府市、まあ近隣の自治体はですね、既に派遣条例を制定して民間のほうに職員を派遣されているんですけども、太宰府市では実質ですね、職員を派遣しながらいまだにこの条例の制定が行われていません。今回さらに1年という枠がついておりますけども、それを広げようとしているというふうに私は感じておりますが、総務部長はこの派遣条例の制定についてはどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 派遣条例の制定につきましては、常々準備はいたしております、その必要性が生じたときには条例を制定していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 準備が進んでいるようでしたらですね、もう既に実績、実績と言うとおかしいですけども、もう既にいつてあるところもありますので、早急にこれは条例を制定して、やはり働く人がですね、法律に抵触するかどうかというような状況での環境での労働ではなくて、きちんと条例に保護された形で安心して働けるような環境づくりをしていただきたいと思えます。

やはり組合との協議がつかないというふうなところもありますけども、これはやはりですね、その労働者の立場に立った条例できちんと守る、あるいは市がこういった姿勢でこの部分に臨んでいくんだということが明らかにされない限り、やはり組合としてもなかなか納得ができないというところがあるのではないかと思います。

それでは次に、地域包括支援センターのほうの直営化について質問をさせていただきます。

ここでもですね、スムーズに直営化にするためには、まず利用者である高齢者、それから介護をされているご家族、そして介護施設を運営されている事業者への引き継ぎというのがこれは大変重要になります。居宅介護をされている方へのケアプランや事業者への意見書は、これは定期的に更新しなければなりません。3月にケアプランを更新される方については、2月の段階で同行訪問という形で新しいスタッフの方と、それから以前の委託先のスタッフの方が一緒にご家庭に訪問されているようですけども、4月以降というのはですね、いきなり新しいスタッフの方がご家族に訪問されてケアプランを作成されるということになるのではないかと思います。私も看護をしておりましたのでわかりますけども、いきなり知らない人が家に来てプランを作成すると言われても、人間関係がなかなかできてないと、やはり安心してその方にそのプランを立てることを任せることはできないというふうに私自身は感じています。

先日、私のところでですね、ある事業者の方々からご質問が来まして、一体どうなってるのかと。先日、事業者向けの多分説明会をされたと思うんですが、その中でやはり今介護施設が非常に忙しい。ケアマネジャーというのは、お一人で大体20人から30人の高齢者を抱えていらっしゃる。そのケアプランに基づいてスタッフの方々が本当に寸暇を惜しんで働いていらっし

やる状況で、今回その引き継ぎが非常にごたごたするというところで、事業所向けの事務が遅滞する可能性が非常に高いということを通告されたと。事業所としては、本当に仕事を増やしてくれるなど、そういうふうな部分で感情的になっておられるところがあると思います。

そういった中でですね、居宅介護の人は家族の不安、事業所のほうとしては仕事量が増えたり、あるいは遅滞する不安、そういった中で新しい4月からのスタッフの方が行って人間関係を構築して仕事を進めていくというのはね、大変に難しいことだと思います。新しいスタッフの方に対する重圧というのも私は非常に大きいんじゃないかと思います。これは12月議会でも申しあげましたけれども、南保育所は1年間もかけて、市から職員が行って引き継ぎをされるんです。だったら、せめて地域包括支援センターも高齢者がたくさんいらっしゃるわけですから、ここもせめて半年ぐらい時間をかけてですね、今までの委託先のスタッフの方と新しいスタッフの方が一緒に引き継ぎを行っていくというようなことはもう既に考えられないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 現在、今言われたように利用者への説明につきましては、同行しながら利用者の了解を得ております。私も数軒、ケアマネージャーと一緒に行って利用者の反応といいますか、状況も把握している状況でございます。

基本的には、3月中にぜひ現在の包括支援センターの職員と一緒にすべて回りたいという基本的考え方は持っております。ただし、2法人がやはりちょっと病気とかですね、そういう関係もありますし、また現在の業務の関係で一緒に行けない部分も発生してくるかもしれません。だから、その部分については新しい太宰府市包括支援センターのほうでご説明にお伺いしたいというふうに考えております。基本的は、両方で3月中に回りたいというのが基本です。物理的にできるできんは今本当大変です。ただし、これはプランの前に契約書が要りますので、基本は一緒に回るという形で考えております。

事業者説明会につきましてはですね、確かにいろいろなご意見ございました。その中でご理解求めまして、再度質問の内容を回答書に書いて、太宰府市内部分につきましては一軒一軒市の職員とケアマネージャーが再度訪問いたしましてご説明申し上げております。

事業所につきましても、それぞれ行けるところは行って、あとは基本的な部分の文書で趣旨のお願いといいますか、状況の報告はさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。それはもう3月中に本当に、課長も大変だと思いますけれども、また新しいスタッフの方も非常に大変だと思いますけど、これはぜひやっていただいでですね、利用者の方の不安をできるだけ取り除いていただきたいと思います。

それでは、直営後の体制について3点お伺いします。

先ほど原田議員のほうからも若干触れられましたが、これまでの委託先では土曜日と日

曜日は営業されていました。あ、土曜日と済みません、祝日は営業されていたんですが、これまでの委託先は来所件数、センターに来られる件数は土曜日が一番多かったそうです。しかし、今後その方たち、あるいは土曜日と祝日の対応は一体どのようにされるのか。

それからですね、次に厚生労働省では、虐待や認知症の方の徘徊への対応も含めて、24時間体制で当たることを指導しています。これは一体今後どのようにされるのか。

現在2カ所のセンターの利用件数は、合計で1カ月で約400件程度あるそうですが、その6割以上が家庭訪問ということで、日中は家を訪問して残業して、やっとセンター事業を回すことができているという状況だそうです。さらに、家庭訪問についても、ご家族のご都合などもありまして、夕方の訪問をご希望される家庭も非常に多いということですが、嘱託とか臨時の方は基本的に残業ができませんので、今後一体どのように対応されるか。

3点についてお答えください。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） 土、日、祝日の対応につきましてはですね、基本的には太宰府、あそこ今職員いませんので、県内の市町村も全部一緒です。県内の直営のところも土日は休みですので、対応といたしましては、今それもPRしております。太宰府市の夜間警備、太宰府市役所の直通電話にかけていただいて、その中で内容によってケアマネージャーに連絡することも、2点目の徘徊とかという形になれば、ケアマネージャーだけではこれは対応できません。問題行動多いです。徘徊もある、ね。それから、親子の虐待の問題、夫婦の虐待の問題、もう毎月ぐらい出てくる問題がございます。この部分については、高齢者支援課の支援係のほうで対応するという形で、緊急連絡網を夜間警備員室に置いて、そこから連絡をとるという形で今対応を考えております。

2点目もそういう形ですね、こっち側の徘徊、問題行動、これも土日、ここ1年だけでも数件、土日、私も出てきて対応しております。そういう形で、土日の部分も基本的に警備員室から連絡網をとって、係長なり状況に応じては担当課長で対応するような形で考えております。

3点目のですね、夕方の関係とかございます。これはですね、基本的に当面は、地域包括支援センターにつきましてはよその市町村もありますけど、基本的に一般的な臨時職員は時間外がありませんけど、ここはどうしても特殊な部分がございますので、時間外での対応は考えております。

ただ、やはりよその市町村、市に聞いても、やはり基本的には5時という部分の中ですね、その中で利用者の理解を深めながらですね、その中で対応できるようにできる部分は対応していきたいと思っておりますし、どうしても家庭の事情で特殊な部分があればですね、やはり夕方、土日、現在でも2月、3月に入っても土曜日の対応をしております。そういう形で、既存の利用者には迷惑かからない程度ではですね、考えている状況です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） それでは、そのスタッフ体制についてちょっとお伺いしますけども、先ほどスタッフの数をそれぞれ言っていただきましたけども、私が介護保険の第1号被保険者の数をお伺いしたのが、これはやはり厚生労働省からきちんとした基準が出ておりまして、第1号被保険者数が3,000人から6,000人で保健師、社会福祉士、主任介護専門員がそれぞれ1名ずつ必要であるというふうな一定の基準が出ているわけですね。小規模の市町村は別というふうに書いてありますけれど、決して太宰府市が小規模の市町村とは思えませんので、一応この基準で考えますと、先ほどおっしゃいました第1号被保険者数が1万3,836人ということで約1万4,000人近くいらっしゃる。そうすると、この厚生労働省の基準からいくと、最低でもそれぞれの有資格者は2名ずつ必要になってくるわけなんですけども、今後ですね、今はとりあえず第一義的にその募集をされたのかもしれませんが、今後この有資格者を含めてスタッフの充実というのは考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） スタッフの充実は大事というふうに考えております。で、主任ケアマネージャー、それから介護保健師、そして社会福祉士、たしか免許も十分大事な部分があるんですけど、やはり一番大事なのは利用者とのコミュニケーションといたしますか、そこら辺が一番大事だと思います。

主任ケアマネージャーにつきましては、近隣、今までの国のシステム上、主任ケアマネージャーの免許が取れる確率が少ないです。今度の法改正によって主任ケアマネージャーが多く募集されるようになってきますので、主任ケアマネージャーについては今後拡大の余地が出てくると思います。

保健師、社会福祉士についてもですね、これは最終的に面接、それから作文を見た上で、やはり一番大事なのは利用者とのコミュニケーション能力が高くないと、なかなかこちらの説明もできませんし、また向こうの話が理解できないという形の中で、今ご指摘の部分も踏まえながら今後採用については充実していきたいと検討していきます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もともと人口2万人に1カ所この地域包括支援センターは必要だということで、最初にこのセンターができるときに太宰府市に2カ所委託先ということで、私はその時点でももう一カ所必要じゃないですかというお話をしましたけども、今回それをさらに統合して一カ所にまとめ上げてしまうということですね、やはり事業所の方とか、あるいは民生委員の方、センターによく来られることがあるんですけども、こういった方々にご不便をおかけするようなことも発生すると思います。したがって、やはり1カ所にするからにはですね、その1カ所できちんと対応できるようなスタッフの増強を図っていただきたいと思います。

これ最後に、ちょっと利用者からのご意見なんですけども、ご回答いただきたいんですけど

ど、先ほど原田議員の質問にもあったようにですね、市役所にまず皆さん地域包括支援センターのをご存じないので、最初の相談はやはり市役所にお見えになる方が圧倒的に多いわけです。先ほどおっしゃったみたいに、今までは民間に委託していたこともあったから、地域包括支援センターに行ってくださいというふうに言われて行かされていたと。しかし、今回直営になったわけですね。市の直営になったわけですから、最初に皆さんやはり市役所にお見えになるんですから、そしたら市の職員が、市にも保健師とかいらっしゃるわけですから、きちんとお話をお伺いをして、次回からは地域包括支援センターに行ってくださいというご案内をして、そのご相談内容については、きちんと市のほうでそれを引き継ぎを行うというような体制づくりは可能ですか。

○議長（不老光幸議員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（古野洋敏） その件についてはですね、一応課内会議でもう事前に、今後予測されますし、今引き継ぎやっていますので、市役所に地域包括支援センター関連の部分で来た場合には話を十分聞くと、その中で、だからあくまでも地域包括支援センターに行ってくださいという形はしません。あくまでも市役所の中で概略を聞いて、最終的にはケアマネージャーしかわからん部分がございますので、こちらから電話するように、一応課内では課内会議を諮って統一している状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。

私は、先ほども最初も申し上げましたように、直営には反対ではありません。市が責任を持って高齢者の支援を行うということには賛成をしておりますけれども、やはりこの引き継ぎ期間がどうしても短いということは、これはもう事実として否めないと思います。したがって、今までの委託先にしても事業者にしても居宅で介護をされている方にしてもですね、やはり拙速過ぎるためにそういった不安とか、あるいは市に対する信頼感をなくすとか、そういったことが起こらないようにですね、先ほど課長もおっしゃいました、3月もう時間は余りありませんけども、今日お伺いした点につきましては、ぜひ3月いっぱい頑張ってください、皆さんに安心して今後使っていただけるように対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載のコミュニティバスまほろば号の1項目、3点について質問させていただきます。

コミュニティバスは、北は北海道から南は沖縄まで今や全国の数多くの市町村で運行され、利便向上による地域の方々の足として大変歓迎されているバス運行サービスであります。本市の場合、平成10年4月から運行開始されましたが、当時九州初のコミュニティバスとして、また公営バスや福祉バスを除き福岡県内で初めてバス運行を導入されました太宰府市は、コミュ

ニティバスの先進自治体であります。今年の4月から高雄回り線も運行開始になり、3月号の市報にも掲載されておりますが、今年一番の朗報だと言っても過言ではありません。今日に至るまでの地域の方々や、あるいは西鉄との協議、調整など一口では語れないものがあり、市の事業としてごく当然の仕事ではありますが、担当されました職員の方々には、そのご苦勞に対し敬意を表したいと存じます。

また、高雄地区や梅ヶ丘地区の皆様にとりましても、これまで市役所や市内の各公共施設などに出向く際、費用と時間がかかり、とても不便だっただけに、その喜びはひとしおならぬものがあるのではないのでしょうか。高雄線のコース計画につきましては、先般全員協議会で説明を受けました。運行していく中でさまざまな課題も出てくるでしょうが、今後は軌道修正しながら市民の方々の要望や意見に耳に傾け、よりよいサービス向上に努めていただきますようお願いをしておきます。

さて、話題を変えまして、既存路線の質問に入らせていただきます。

昨年4月1日から、西鉄都府楼前駅をターミナルとし、従来路線を独立する路線として全面改正されました。

1点目の質問ですが、この改正により市役所への直通便がなく不便になった、また乗り継ぎの待ち時間が長く、特に冬場はつらいなどの不満をよく耳にします。こういった問題点に対しての対応策をお聞かせください。

2点目は、4月から高雄地区の運行開始により、まほろば号がほぼ市内全域に拡充され、喜ばしいことでもあります。しかし、今後は運行経費を少しでも補うために、バスの広告収入の積極策が必要と思いますが、本市ではこの件に関し、どういった見解をお持ちでしょうか。

3点目は、マミーズ・まほろば号についてお尋ねをいたします。

昨年12月の建設経済常任委員会において、民間企業に対する市からの運行補助金は理解しがたく、公平性を欠いております。検討課題として問題提起させていただきましたが、その後執行部ではどのような整理をされたのか、お伺いいたします。

以上、1項目、3点につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） コミュニティバスまほろば号につきましてご回答申し上げます。

平成10年の運行開始以降、水城・国分回り、北谷回り、都府楼回り等、路線拡張、ダイヤ改正を実施してまいりましたが、昨年の改正では1路線が1時間以上を要し、そのために渋滞交差点でありますとか、あるいは踏切運行によりまして30分以上の遅延がございまして、乗務員の休息時間を削ってでもダイヤの遅れを修正するというふうなことがございましたけども、そういった困難性がございました。

このために、昨年4月1日から西鉄都府楼前駅をターミナル化をいたしまして、各路線を独立させることによりまして定時制を確保いたしますとともに、市役所前を通過する時刻をおお



よそ20分間隔とすることでダイヤの偏りをなくし、運行の効率化を図ることを目的として全面改正を行いました。

しかしながら、バスの遅延によりまして乗り継ぎがうまくいかないところがあったことなどから、皆様には大変ご迷惑をおかけをしたところでございます。本年4月1日の高雄回り線の開業に合わせまして改正を行い、直行便の表示でありますとか、あるいは乗り継ぎの時間短縮を図ったダイヤの修正を行っておりますので、このことによりまして、私もその路線を利用しておりますけれども、今以上に改善できるのではないかとこのように思っております。

次に、バスの有料広告の積極策についてでございますけれども、車内枠で申し上げますと、一月1枠が8,000円で募集を行っております。広報での周知でありますとか、あるいは車内の周知、また太宰府市商工会への要請等を行っておりますけれども、限られた域内での運行のために広告効果が薄いという、そういった判断されておるようでございます、希望者がいまいち少ない現状のようでございます。

また、車外広告につきましては、車体を全面シールで覆うフルラッピングで仕上げておりますことから、車体のラッピング広告は困難であるというふうに思っております。

今後も車内広告につきましては、引き続きさまざまな機会をとらえまして募集を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから次に、マミーズ・まほろば号についてでございますけれども、11月19日の運行開始以来、平成21年2月27日現在で実働が43日間でございます。累計が1,002人乗られております。1日の平均が23.3人の方がこのマミーズ・まほろば号を利用いただいております。

また、利用者の多くにつきましては、マミーズだけの買い物だけではなくて、いきいき情報センターの利用でありますとか、あるいは五条周辺への通院のために及び市役所へとあわせて利用されておまして、極めて公共性と地域貢献度が高いものと認識をいたしております。

さらには、高齢者の外出の支援策の一つとしてモデルケースとして考えておりますことから、公益性が高い、公共性が高いというふうなことから、補助をしているところでございます。

今後も、もっと便利なコミュニティバスとなるように、皆様方の声を傾聴しながら工夫あるいは改善をしてまいりたいというふうに思っております。ご利用をぜひともこのまほろば号、マミーズ・まほろば号も含めまして、市民の皆様方が利用していただくことによって、その効率、回転率等々も増えてきますし、その一部負担というようなものも軽減していくというふうに思っています。

どうか市民の皆様方、このコミュニティバスまほろば号、高齢者の外出支援としても位置付けておりますので、多くの皆さん方にご利用いただきますよう、この場をかりましてお願いをしておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の運行の問題点と対応策ということで、この点について質問させ

ていただきますけども、何点かですね、これまでの従来路線が非常に1時間かかるとかですね、非常に不便をかけていたと、そのダイヤ遅れを修正するために今回定時制を確立するために20分間隔にしたいということでございますけれども、まだまだ問題点がたくさん出てきているようでございます。

西鉄都府楼前駅をターミナル化した、つまり発着点にされたわけですね。そして、6路線の充実を図られたという関係で、この市役所ですね、直通便、これを設けることは大変厳しいとは思いますが、しかしながらその直通の市役所行きが大変少ないというのが利用者の声としても多いのも事実でありますし、この直通便の増便をお考えになっているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほど市長が申しましたように、4月1日に高雄回り線を開通いたすように予定をいたしております。それに合わせまして、先ほどご指摘ありました乗り継ぎの時間帯の見直し、それからまた結果的に直通というふうになりますけれども、そういうふうな便を乗り継ぎの、バスをおりらずにですね、そのまま引き続き直通というふうなことでバスが利用できるというようなことで、直通ということの形の分のバス、そういうふうなダイヤを4月から1日から工夫をいたしまして、乗り継ぎの不便の解消に努めるということで、そういう直通を含めての便を増やすということを検討いたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済みません。市長の答弁余り聞いていなかったものですから申しわけございません。

重複する点多々あるかと思っておりますけれどもね、その乗り継ぎの際にですね、西鉄都府楼駅前に到着して乗りかえようと思ったけれどもバスが通過したとかですね、待ってくれなかったと、目の前を通り過ぎたと、こういった不満があるわけで、不愉快な思いをされた方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。こういった場合に、バス同士の連携を図るといふことはできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今お話がありました分につきましては、私どものほうにもやはりバス停に到着する前に乗るつもりだったバスが目の前を行っただというようなことの苦情、それは確かに受けております。そういうようなことから、委託先の西鉄ともそういった問題も含めてまして連絡会の中でお話をしております。そういうふうにおいでになる方がおられたら、できる範囲でお乗せするようにというようなこととお話をしております。

一方では、やはりバスのダイヤ、時間での発着、こういったものが非常に原則として大事になってきております。そのあたりのやはり兼ね合いといいたしでしょうか、間近においでになる場合についてはわかりますけれども、多少離れたところにおられますと、乗られる方なのかどう

かという判断も難しいということもございまして、そのあたりは非常に運転手そのものもその判断に困るというような場合もあるようでございますが、できるだけそういうふうな対応ができる場合には柔軟に対応するようというふうなことで、西鉄とも協議をいたしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いしておきます。

4月1日からですね、高雄路線開通ということで、また既存路線も見直すということでございますが、その時刻表ですね、もうあと1カ月半ですか、ぐらいしかないんですが、新しいダイヤの編集ですね、こういう印刷から、これ間に合いますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましては、4月1日で高雄の路線を開通しますし、それに合わせてのダイヤの周知、これは非常に大事なことになります。それから、バス停の表示のつけかえ、これも当然出てきますので、これにつきましては4月1日に間に合うように準備を進めておるところでございます。

それから、先ほどのバス停の関係の分ですが、今回の見直しに合わせまして西鉄都府楼前駅前にバスの到着ですね、運行状況をやはり皆さん方に乗りかえの拠点になりますので、そういうふうな表示ができるようなモニターといいたまうかね、そういったものをモニターでの表示ができるようなシステムも検討いたしております。4月1日ということが、このあたりがシステムの関係もございまして、できるだけ早い時期に、そういうふうなことも表示をしていきたいというふうな今検討して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひご努力よろしく願いしておきます。

それから、1度私委員会でも申し上げたんですが、乗り継ぎの車内放送が徹底されていないと。観光客を初めですね、常にやっぱり初めて乗る人がいるということを前提に、乗り継ぎ券がありますよという、100円乗車できるということをですね、再徹底していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） この分につきましても、やはり運転手の教育といいたまうか、この徹底というのがやはり十分でないというのが見受けられるということのようであります。特に、乗り継ぎについてのアナウンス、サービスといいたまうか、説明がやはり十分に行き渡らないという部分が見受けられるということでございますので、この分につきましても再度西鉄のほうに、運転手の教育も含めてサービスの徹底を打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 1点目の最後にですね、提案させていただきたいと思うんですが、乗務員、つまり運転手の方もですね、丁寧な方とそうでない方とばらつきがあるというふうに聞いております。利用者の苦情や要望、また乗務員の方にも言い分があることでしょうし、より質の高いですね、まほろば号にするためにも、行政と乗務員、それから責任者が一堂に会してですね、二、三カ月に一回でもですね、ミーティング、こういったものを実施していただきたいなというふうに考えておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在、まほろば号につきましては、西鉄原営業所、ここを拠点といたしまして、ここが実際的には運行をとり行っているということです。この原営業所と常に連絡をとっておるところですが、市役所の窓口といたしましては、この営業所の所長、それから関係の課長、それからそれぞれの主任、担当部署、そういう方と日ごろから連絡調整を行っておるということでございます。

全体的にまほろば号のみの運転手の方ということでは限定をされていないということございまして、全体的には50人からの運転手の方が原営業所においでになるという現実がございます。そういうことで、皆さん方とすべての方と一緒に市のほうが話をすることにつきましては、非常に勤務時間の問題とかいろんな問題で難しいようでございます。

ただ一方では、営業所として定期的にこの方々全員でミーティングを行ってあるということも聞いておりますので、その中に直接委託をしております私どもが入りまして具体的にお話しするということがどうなのかという問題もございますけれども、そういう機会をとらえていろんなサービスの不徹底、こういったことについての周知、そういったことは日ごろからも行っていただいておりますので、なお一層ここでしていただけますように、また市がそういう中に入ることができるかどうか、これも含め、それはまた社長さんあたりとも検討、協議をさせていただきたいと、そういう機会ができるのならばつくっていただくような方向で相談をしていくということは可能であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

じゃあ、2点目のですね、バス広告収入の積極策について質問させていただきます。

現在ですね、バス広告、この社内広告だけだということございまして、ご答弁にもありましたボディー広告ですか、車体ラッピング、これはちょっと難しいというお話でございました。1枠が8,000円で今広告8台ですかね、まほろば号に今掲示されているわけですけども、年間の広告収入ですね、現在の広告収入は幾らぐらいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 先ほどバスの営業所は「原（はら）営業所」と申し上げましたが、

「原（はる）営業所」でございまして、どうも失礼いたしました。

ここの営業所のほうにこの広告収入も確認をいたしておりますが、平成20年度、本年度ですね、本年度の広告収入は10万1,334円ということになっております。

ちなみに、件数でいきますと19件の有料広告を現在車内に掲げておると、そのほかに無料の広告というのがございます。これは役所の連絡とか行事のイベントとか、こういうことのお知らせの分と、こういうのは53件ということで車内の広告、その枠を利用して行っているというのが現在の状況になっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ちょっと少ないんで愕然としましたんですが、またこの件についてはちょっとまた質問させていただきましても、平成14年度からですね、100円バスになりました。利用者が20万7,000人から38万7,000人と倍近くに増加したわけですね。平成19年度は47万4,000人の利用者があったというふうに報告がっておりますが、順調にこれまで伸びてきておるわけですね。また、県内でも一番利用者が多いというふうにも伺っております。さらに、4月1日から高雄回り線が運行開始になりますけれども、年間乗客数も増加することは確実であります。当然その運行経費も増えると思うんですね。本市の持ち出しも膨らみますけれども、どれぐらいの増額を見込まれているのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 今回4月1日から高雄回り線を増設開通をします関係での分ですが、バス本体を1台増やす必要がございます。こういったものから車両購入費は約1,800万円でございます。それから、運行経費、それ以外の運行にかかわる経費でございますが、これにつきましては約1,800万円程度増加になるだろうというふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そういうことですね、本市の場合は経費と運行収入の差額を西鉄に支払うという契約方法でありますけれども、高雄路線が開通するようにですね、これからエリア拡大すればするほど市のもので、補てん額というのも増えてくるわけですね。そうやって財政を少しずつ圧迫していくことになっていきますけれども、運賃改定をせざるを得ない状況になってきますが、こういう料金をですね、200円にしようというお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 現在の100円ですが、この分につきましては以前の当初の額を引き下げたという経緯がございます。そういう効果がやはり利用増にもつながったという効果がございます。また、一方では路線が増えることでの経費が増えてきているということは、これは確かにそのとおりでございます。そういうことから、やはり市からの負担、こういったものを

軽減するためにも方策をいろいろ考えておるところでございますが、一方では運賃の値上げという事は、当然考えられると思っております。

いつの時点でこの値上げをするかというようなこと、具体的な考えは今現在では持っておりません。現行の100円をこのまま継続するというのが今現在では基本として考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 市長とちょっと見解が違ったみたいですけど、私はやっぱり1億円近くですね、やっぱり補てんされて予算計上されているわけですね。大変厳しいだろうと思っていて、時期が来ればですね、200円をせざるを得ない、その見通しとしてあるかどうかをちょっとお尋ねしたわけなんですけど、今のところないということでございますね。

広告募集の件に戻らせていただきますけれども、創意工夫のもとですね、少しでも収入を得るという道をやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。その現在の車内広告はどのような方法で募集されているのか、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 車内広告の状況につきましては、先ほど件数、金額を説明したところでございますが、この分につきましては、現在のこの営業活動といいましょうか、これにつきましては商工会に依頼をいたしております。この分が大きな一つの方法でございます。

現在は、この方法は時間的な問題がありまして、とることが今現在はできておりませんが、以前は担当の職員が個別に新規開店をされた事業所とか、そういったところを個別に当たっていたということで、件数も増えたというような実績も聞いております。これらの部分につきましても、商工会、そういったこととあわせまして時間的なものですね、こういったのができましたら、商工会と一緒に協力をいただきながら開拓といいましょうか、そういうふうな営業も必要というふうに考えておりますので、できるだけこの広告収入が増えるように努力していきたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やはり広告収入が約10万1,000円という報告がありました、19件ね。やはり私はですね、ここで申し上げたいのは、やはり職員の方が積極的に事業所とか大学、病院、こういったのを回っていただいてですね、やっぱり汗をかくと、やはり営業も必要じゃないだろうかということをお願いしたい。やはり少しでもですね、自分たちで汗をかいて広告収入を少しでもとってくると、こういうお気持ちを持ってほしいと思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

収入を得る方法としましてはですね、バス停の広告、それからバス停広告つきすの設置、あるいは病院や店舗などをPRする車内放送、こういった方法もいろいろあります。ひとついろんな方法があると思っておりますので、模索して研究していただきたいと思っておりますので、よろしくアイデアを出し合ってください、検討していただきたいと思っております。

では、3点目のマミーズ・まほろば号について質問をさせていただきます。

この件につきましてはですね、12月議会におきまして安部啓治議員も質問されております。今年度のコミュニティバス運行補助金は1億2,464万2,000円というふうに計上されております。昨日の予算審査資料を見ましたけれども、マミーズ・まほろば号の90万円もその中に含まれているというふうに思っておりますが、今回その運送法抵触云々よりもですね、私は一企業単位の経費の4割とはいえ、90万円の運行補助金を税金という公金を使って出すということは、少し道義的に納得いかないなというふうに思っております。

また、なぜ東観世地区だけなのかと、こういう不公平感もあるという疑問がありまして、そこで実は私運輸局に行ってまいりまして確認をしてまいりました。その結果、そのマミーズさんが地域内の自家用バスを運行された地域の足として貢献し、市役所を通過することを条件に、ガソリン代を初め運行経費の一部を補助金として市が補てんするということは別に問題ないという結論でございまして、少しがっかりといたしますかね、意気消沈して帰ってまいりました。ですから、この補助金についての追及はできなくなりましたので、質問を変えます。

高齢者支援策としての買い物、通院、市役所行きなど10人乗りのワンボックスカーでサポートされるという、これは内容は非常にすばらしいと思うんですね。マミーズ・まほろば号が昨年11月、東観世地区で運行開始されているわけですが、月、水、金の週3日ですね、はい、これまでの1,002人で1日平均23.3人ですか、の利用者があると、これは大変喜ばれていることだろうと思います。

それですね、1つ気になるのは、市民の方々がですね、なぜ料金が無料なのかと、こういった点、クレームも出ているかとは思いますがね、これは再確認ですけれども、市民の方からなぜ無料なのと聞かれた場合、私たち議員はどのようにですね、整理し説明をしたらいいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 東観世区に運行をされておりますマミーズ・まほろば号の基本的な私どもの考え方でございますが、これにつきましては先ほど九州運輸局での考え方もお聞きになっておるということで、基本的にはマミーズ、会社、スーパーですが、そこがお客様の送迎に対して無料バスを行っておると、そういうふうなことでございます。

一方で、マミーズのほうで考えられましたのは、せっかくそういうふうにするのであれば、その通行する路線上市役所、それからまた到着場所がいきいき情報センター、公共施設でもありますので、お客様だけに限らず、そういうところを利用される方にも乗っていただくということも可能ではないかというふうなことでいろいろ検討されて協議された結果、運輸局の理解を得られたところで、そういうふうなことで利用されるというのは十分できますということになっております。

また一方で、市のほうが行政がそういう事業に対して補助金という形で支援するということが可能かということも、私どもも九州運輸局のほうに確認をいたしております。これにつま

しては、例がないというふうなことで、非常に運輸局も検討していただきました。その結果は、市役所、いきいき情報センター、公共施設、そういうところを公共施設を回るということ、それから高齢者の方の通院、そういうふうな外出支援という考え方、こういうふうな公共性が非常にここでは高いと、それからそれらのことが太宰府市のこの地域に大きく貢献をしていると、営業活動だけじゃなくて、そういう地域の貢献度が非常に高いというようなことから、この分につきまして公共団体が補助をするということは営業収入というような見方には当たらないということで、問題ありませんという結論をいただきました。

そういうふうなことから、市のほうもこの公共性、地域貢献ということに着目をいたしまして、この事業に対して補助を行っている。マミーズの営業に対しての補助ではないというふうな考え方、またこの東観世につきましては、一方では基本的にはまほろば号を運行するというふうな基本的な方針をこの以前に持っておりました。そういうふうなことで、現在まほろば号の運行がいろんな条件から現在まだ実現できておりません。そういう一方で、マミーズのほうで買い物客のバスを利用した送迎、公共施設への先ほど言いましたような状況がありましたので、公共性が高いということで市の方針にも合致するというので補助を行っている。

それで、無料ということにつきましては、これは先ほど言いましたように、マミーズが行ってあるお客様の送迎というようなことで、これは無料なんだということでの基本的な理解ということを私どもは市のほうは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そんなに長く市民の方には説明できません。マミーズが運営をしていると、マミーズさんが運営を主体でやって、お客様の送迎をされているから無料なんですよと、これでいいわけですね。

はい。

高齢化社会になってきておりますが、高齢化と向き合いですね、運行空白地帯は市内随所に何カ所かあると思うんですね。うちもサポートカーをぜひ欲しいと、こういうお願い、要望に対して今後市としてはどのように対応されていきますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 東観世区以外のところでもこういう同様なことがあった分についてということですが、現在太宰府市内にやはり高台といいたましようか、坂道が多い団地も幾つかございます。そういうふうなところもございますので、今のようなことも考えておるところでございますが、今現在といたしましては、まほろば号の状況、それからマミーズ・まほろば号、この状況も推移を見ながらですね、どういうふうな方法、ほかに方法が考えられるかどうかも含めまして、こういう状況を整理しながら検討していきたいというふうなことを考えております。

今現在具体的にどこというふうな、次にはこの場所だというようなこととか、そういった



ことは今現在は具体的にはございませんけどもですね、一つのマミーズは先ほど言いましたようにテストケースというふうにとらえておりますので、いろんな方面の分に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

最後になりますけれども、市長に最後お尋ねをいたします。

昨年11月19日に、マミーズ・まほろば号の出発式ですか、運行式がありましたけれども、我々議員にはですね、数日前にファクスが入って、その案内のみで事前説明がなかったわけなんです。いきなりの運行でした。ここで苦言を呈するようですが、議員よりもですね、市民が先に知っているという、こういう弊害も出てまいりますので、全員協議会を開くなりなどのそれなりの手順を踏んでいただきたいというふうに考えますけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このことについては、私は言いわけはいたしません。皆様方に先に話すべきであったというふうに今思っております。その考え方については今も変わりません。指導を徹底したいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今後もですね、議会に対する十分な配慮をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

世界的大不況の中、景気も先が見えず、税収も大幅な減収になる見込みと言われております。このような状況のもと、財政も厳しさを増す中、予算編成には大変ご苦労なされたことと思っております。そのご苦労に対し敬意を表します。

さて、市長は施政方針の中で、経常収支比率は97%以下を目標とし、身の丈に合った行財政運営に向けて、引き続き事務事業の見直し、経常経費の徹底した削減を行うとともに、民間委託の推進、市債発行の抑制による公債費の減少並びに公債費の繰上償還など、限られた資源を

有効活用することを基本に、財政の柔軟性の回復への取り組みを継続していくとおっしゃって
おられます。この身の丈に合った行財政とはどのようなことなのでしょう。

財政規模からいえば、一般会計の当初予算で見ますと、平成21年度原案では約183億円、平
成20年度が約182億円、平成19年度が約182.2億円、平成18年度が約186億円、平成17年度が約
200億円、平成16年度が約230億円、平成15年度が約207億円と過去6年間の当初予算の推移を
見ますと以上のようになっております。この中には、平成15年7月の大災害の復旧関係の予算
もありますので、一概に比較にはなりません、本市の人口、市域の面積等から考えると、財
政規模としてはどのくらいが適正と考えられておられるのか。あれもしたい、これもしたいと
しなければならぬけれども、予算がないということで先送りされているものもたくさんあり
ます。

例えば、道路舗装の改修、現在市が管理している道路の総延長は何kmぐらいありますか。市
内には多くの団地があります。これらの団地内の道路は、団地ができたときに開発業者がつく
ったもので、できてから40年、30年とたっています。相当傷んできています。この道路の補修
が今やってきています。これらも予算がないということで先送りされています。これもある程
度計画を立て、1年に何kmするとかエンドレスで取り組まなければなりません。

また、将来の課題としては、今度の予算でも基本構想作成費として50万円計上されています
が、総合体育館、総合運動公園の建設、福祉関係なども膨らんでまいります。行政需要は切り
がありません。中・長期の計画が必要ということで総合計画を立て、10年というスパンで取り
組みがなされようとしておられるのだと思います。

その総合計画ですが、目標としてやりますと言っているだけで、その実現のための具体策が
見えません。それは具体的な数字がないからです。総合計画でうたい上げた事業を実現するに
は、その裏づけとなる財政計画、予算を一緒に立てないと実現しないと思います。総合計画の
予算は、大まかでいいと思います。具体的な数字を入れることで方向性が出てくるとしま
す。総合計画は、ただ計画といって書いてあるのか、本当にやろうと思っておられるのかわか
りません。計画の中に予算的な数字を入れ、枠組みをしっかりと持っておくべきではないでし
ょうか。財政も厳しさを増してまいります。今までは何でも行政がしてきたようですが、これ
からの行政は市民の皆様の満足度を高めるという考え方ではなく、少し不満だけでも、そんな
ふうを考えるなら自分たちも納得できるから自分たちも一緒にやろうという方向へ向かってい
くのではないのでしょうか。

協働のまちづくりも言われます。市民の皆さんが納得して一緒にまちづくりをしようという
考え方になっていく時代になったと思います。市民の皆さんに納得していただくためには、行
政は情報の開示を積極的に行い、オープンな行政で納得されて、それなら自分たちも一緒にや
らなければという気持ちになっていただくことが大事ではないかと思います。

また、行政は執行部と議会との合議体であります。執行部、市長も市民から選ばれていま
す。議会の議員も市民から選ばれて出ていっています。市民の皆さんは、双方が意見を出し合

い、お互いに緊張関係を保ちつつ協力し合い、よりよい方向へ進めてほしいということで、二元代表制をとっているのではないのでしょうか。民主主義には時間がかかります。行政の体制も、職員の定数、将来はどのくらいが適当か、協働のまちづくりがどのように展開するか、未知数のところもあります。

また、本市の特徴としては、もちろん観光もありますが、もう一つ市民にとって生活しやすいということで、「子育てのしやすいまち」をキャッチフレーズに政策を進めていくべきではないかと思います。本市の人口も、ここしばらくは微増していきますが、いずれ人口の減少が始まります。人口の減少を食いとめるためにも町の活性化のためにも、子育てのしやすいまちを目指すべきだと思います。昨年視察に行きました佐久市は、子育て支援では日本でトップクラスの政策がとられています。子育てのしやすいまちということで、企業誘致も企業のほうから自主的に申し込みがあるという話でした。

このように行政需要を考えると切りがありません。また、財源はといえば、三位一体の改革で交付税は削減されるなど厳しくなる中、本市の財政規模、行政としての体制、職員数は一体どのくらいがいるのか。また、経常収支比率など経営指標、財政健全化判断比率を見て萎縮し縮小した行政でも、市民生活への影響も出てくるかと思います。非常に厳しい行政運営を強いられるところではありますが、以上のようなことにかんがみ、以下の点についてお尋ねします。

1、市債の発行を抑制して公債費の減少をと言われますが、起債残高は何年までにどのくらいにしようと考えておられるのか、お尋ねします。

2、財政規模は一般会計でどのくらいが身の丈であると考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

次に、商工会より定額給付金の事業実施に伴う地域還流事業についてお伺いいたします。

商工会では、このたび不況で消費が低迷する中、政府が実施します定額給付金を地域活性化のため地域に還元する仕組みづくりとして、定額給付金地域還流事業を実施するよう準備されておられます。このことについて支援の要望書を出されておられます。聞くところによりますと、プレミアムつき商品券の発行事業を考えておられるようですので、本市の商工業活性化のためにも成功するようにぜひともご協力いただきたいと思います。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

プレミアム分として補助されるのか。されるのであれば、どのくらいされるのか。

2、商品券の印刷やPR費用等、必要な経費について補助されるのか。

以上、お伺いします。

3、区長制度の廃止について。

3月31日をもって区長制度を廃止すると言われますが、区長さん方の中には地元の皆さんに説明し理解してもらう時間が必要で、時間が足りないので実施を1年延期してほしいとの声があるが、どのように考えておられるのか、お伺いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最初に、行財政の運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在の財政硬直化の主な要因でございますけれども、将来のまちづくりに必要な都市基盤整備事業、そういった事業に投資を行ってまいりましたために、一時的に増加しておる公債費が大きく影響しておりまして、現在は市債の発行を抑制をし、公債費の削減を図っておるところでございます。

平成19年度から行っております公的資金補償金の免除繰上償還金などによりまして、ここ数年31億円ほどの償還公債費がございましたけれども、平成21年度につきましては約28億円になりました。現在は、毎年借入額を20億円以下に設定をすることによりまして、公債費償還シミュレーションでは平成25年度には26億円台、そして平成27年度には24億円台になりまして、また平成18年度末に237億円ございました一般会計の起債の残高も平成22年度末には200億円以下になると試算をいたしております。

そういったところから、本市の財政状況は今以上によくなってくると思っております。身の丈の行政運営というようなことを心がけておりますけれども、経常収支の収入関係が110億円から120億円でございます。そういったところに補助金でありますとか交付金でありますとか、それを加えまして183億円から200億円、決算で200億円になっておるような現下の状況でございます。そういった身の丈については、太宰府市の経常一般財源があらわしております数字、類似団体もそうでございますけれども、110億円から120億円というふうに私は考えております。

また、毎年借り入れを行っておりますけれども、その主なものは後年度に100%近くの財源措置がございます臨時財政対策債でありますとか、あるいは史跡地の公有化事業債でございます。この200億円が平成22年度末には200億円に起債残高になると見通しを申し上げます。その中には、この優良起債が約半分ございます。その中には、46億円ほどの史跡地の買い上げが95%、ほぼ100%のバックで入ってくる収入等々がございます。そういった意味においては、本市の借り入れ等については極めて先輩たちの手法もそうございましたし、今からもそういった借り入れを優良起債になるような借り入れを行っていくと、そういった意味におきまして、本市の財政状況等については好転してくるというふうに思っております。そういった後年度に100%近くの財源措置があります、そういった財源をつかんでの事業債を組んでおるところでございます。

身の丈に合った財政運営とは、税金などみずから確保できる歳入の規模に見合った予算で運営することだというふうに思っております。そのためにも、事務事業の見直しでありますとか、あるいは経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託でできるものは民間委託でやるというふうな、やはり推進していくというようなことも大事だと思いますし、限られた財源でいかに有効に活用していくかというふうなこと、このことが基本であろうというふうに思っております。そのことを基本に、私は行財政運営を今後におきましても行ってまいりたい

というふうに思っております。ご協力をお願い申し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 財政規模においてはですね、大体経常収支関係で100億円から120億円と
いうことでございます。それで、やはりどうしても市の単独事業をやるとなれば、やはり経常
収支比率をですね、下げなければやはりこの原資は出てこないと思いますので、やはりこの経
常収支比率をですね、下げるように努力していただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたけども、行政需要についてはですね、非常に厳しいところ
ありまして、これからいろんな面です、出てくると思います。先ほども言いました体育館
の建設、それから今度の議会で市長が表明されました仮称JR太宰府駅の設置、その他です
ね、いろんなところで出てくるかと思いますが、今後ですね、ごみ処理費用がですね、非常に
大きく出てくるんじゃないかと思いますが、このごみ処理費用のですね、増大についてです
ね、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ処理の費用につきましては、皆さんご案内のとおり多くの費用
を使いまして処分をさせていただいております。もうご案内のとおり、可燃ごみにつきましては
は大野城市と太宰府市がベンチャーを組みまして共同処理をさせていただいております。不燃
物につきましては、太宰府市単独で処理をさせていただいております。

この可燃ごみにつきましては、現在福岡都市圏南部環境事業組合というのが立ち上がりまし
て、構成団体は福岡市、春日市、大野城市、那珂川町、太宰府市の4市1町から成ります構成
団体で可燃ごみの処理をする形になっております。

中間処理につきましては、春日市が担当いたしまして、最終処分場といたしましては大野城
市が担当をしているわけでございます。

平成28年4月から、この先ほど申し上げました福岡都市圏南部環境事業組合のほうで処理を
するという形になっておりますので、その条件といたしまして、ごみの減量をどう図っていく
のかというのが4市1町の大きな課題になっておるわけでございます。本市が持っております
ごみ処理計画の中で、年次的に計画的に減量を図ることが、ひいては処理費用の縮小に
つながっていきまして、またあるいは大きく言いますと地球温暖化防止につながるのではない
かというふうに考えております。市民の参画を得ながら、さらなるごみの減量を目指し、この
ことがひいては歴史と緑豊かな文化のまちの創造に努めていきたいと願っておるものでござい
ます。今後の皆様のご理解とご協力をぜひお願い申し上げて、回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

ごみについてはですね、私も若干委員会のほうで関係しておりますので理解いたしておりま
すが、それでやはり財政事情は非常に厳しいということで、これからの市の行財政の運営につ

いてはですね、やはり今市長がおっしゃいましたように、やはり事務事業の見直しとか、やっぱり経費節減にはですね、頑張っていたきたいと思います。その中で行政需要の増大というのはありますけども、やはり余り欲張らずに背伸びを余りしないようにしてですね、やっぱり足元を固めながらやっていただくということで、先ほども言いましたけども、やはり満足度を高める行政ではなくて、やはりこれからは納得をしてもらう財政運営が求められる時代ということでございますので、これについてはですね、市民の皆様になんか納得をしていただくためには、やはりどうしてもその説明責任というのがですね、非常に大きくなってくるとは思いますけども、これについてはですね、説明責任を果たしていただきたいということで、これまでですね、やはり今回も区長制度の問題、南保育所の問題、いろんなところでですね、拙速ということで非常に問題が出てきておりますけども、やはりこれについても説明責任は少し、説明をする時間が足りなかったんじゃないかなということでですね、感じておりますが、この説明責任を果たしていくということについてはですね、市長のお考えをお聞かせいただきたいとします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 本来、どの事象でもそうですけれども、やはり計画立案からその影響がある諸団体あるいは市民の皆さん方には事前にお話をし、そして構築していくというのが基本でございます。いろいろな事象がございますけれども、その基本の考え方については根底に据えて行政執行しております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことですね、やはり納得してもらうためにですね、やっぱり説明と、それと議会に対する説明、それと議会との協議もですね、やっぱりしっかりとさせていただきたいとします。そういうことで、時間がかかるとは思いますけども、やはり合議体であるということをお忘れにならないようにですね、これからは拙速だと言われないような行政運営をお願いしまして、1項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金地域還流事業につきましてご回答申し上げます。

この定額給付金につきましては、本市では約10億4,000万円が支給される予定でございます。地域の経済に大きく効果を生むものと期待をしておるものでございます。このために、太宰府市の商工会におきまして連携をしまして、地域還流事業といたしましてプレミアムつきの商品券発行事業を計画をされておりますし、市といたしましてもプレミアム商品券につきまして、500万円の補助支援を行いたいと考えておるところでございます。

また、現在商工会で実施に伴う特別委員会が立ち上げられておまして検討されておりますし、市といたしましても協議を重ねている段階でございます。

次に、印刷でありますとかPR等の事務経費につきましても、県補助金が受けられることから、商品券割り増し分についてをこの市補助として考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 定額給付金に関しての商工会で現在検討されておりますプレミアムつき商品券発行事業でございますが、先ほど市長が回答いたしましたとおり、現在特別委員会をつくらせまして検討をなさっております。それで、近日中に理事会でこれを決定されるというふうなことで聞いておまして、まだ現在は案の段階であるというふうなことになっております。

今の現段階での計画でございますが、10%のプレミアムをつけました地域限定の商品券、これを6,000セット、6,600万円相当になるということのこの分を発行を予定をされておまして、この事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

そういうふうなことで、この商品券は現在のところ、先ほど限定というふうに言いましたように、太宰府市内の当該事業の参加店のみで使用できるようにしたいというふうな商工会のお考えでございます。

割り増し分の600万円のうちの500万円を市が補助したいというふうに考えておるところでございますが、このプレミアムつきの地域限定の商品券、これを一人でも多くの方に購入をいただいて、これを参加店で買い物をしていただくということで、この地域、太宰府市内の産業の活性化、これに大きくつなげていけるんじゃないかというふうに現在期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このプレミアム商品券ですけれども、これをですね、市のほうである程度買い取るということはできないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） 市のほうでということでございますが、市のほうとしましたら、この事業に対して500万円の補助を行おうというふうに考えておりますので、その上にこの券を購入するというふうなことにつきましては、また市が購入するものについてもまた限定をされるということでございますので、これは広く市民の方、多くの方に購入していただくということが本来の目的につながるんじゃないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 市のほうでもですね、いろんなことでお金出されておりますので、その中に少額の分ですね、これを買っていただいてご利用いただければですね、助かるかなということちょっとご質問させていただきました。

それで、この定額給付金の還流事業のもとになります定額給付金についてちょっとお尋ねいたします。

市ではですね、この定額給付金の交付については大体いつごろ給付できるか、予定をちょっ

とお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、鋭意申請書の台帳を作成をしております、4月の中旬に申請書を皆さんのところに送付したいというふうに考えてまして、金融機関とも打ち合わせ等を行いまして、指定金融機関が筑紫農協でございますので、1回の振り込みに5,000件という限定がされているようですので、5月の初めに5,000件については振り込みをしたいと、順次5,000件ずつ、今計算しますと大体6週間程度順次かかっていくというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 5月の初旬ということでございますけども、5月の初旬ですとですね、ちょうど連休が入ってきますですね。連休にですね、お使いいただけるようにですね、何とか連休前にですね、給付ができるように段取りを、ちょっと事務的には厳しいかと思っておりますけど、何とか4月いっぱい給付ができるようにしていただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この定額給付金は、私も大変欲しいお金ですので、4月下旬を目指して頑張っていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それではですね、できるだけ4月中にですね、給付いただきますようにご努力いただきたいと思っております。

これで2項目めを終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 最後でございますが、区長制度の廃止についてご回答申し上げます。

私は10月の区長協議会への提案以来、地域コミュニティの組織づくりでありますとか、あるいは地域支援補助につきまして、要望等をお聞きしながら修正等々を行い、協議を重ねてまいりました。この間の経過につきましては、担当部長のほうから報告をさせますけれども、2月13日には既に議会のほうへ報告をいたしておりますとおり、区長協議会会長から前向きに進めるための要望書をいただいておりますので、これまで以上に支援等について行っていくというふうな回答を申し上げたところでございます。

その内容の一つが平成21年4月1日を基準日として、平成21年度の1年間をかけて基礎づくり、いわば準備期間でございます。そして、平成22年度から組織づくりの拡充を図っていくと、このように弾力的、計画的な制度構築をしていくというふうなことでの考え方を表明しておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 市長が先ほど申しましたように、この間の経過について私のほうから報告させていただきます。

よろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 経過等についてはですね、先ほど村山議員のほうからの質問で聞いておりますので、部長には申しわけないんですけども、ちょっと省略させていただきます。

それで、ちょっと私がですね、これは確認ですけど、今市長のほうからもご答弁ありましたけども、まず平成21年4月1日の基準日ということですね、これについての確認をさせていただきたいと思います。

これは基準日ということですね、やはりスタートということでございますけど、これは今区長へ委嘱状を出しておられますけども、この委嘱についての解任をするということが1つ。

それと、新年度、今度今予算を上げておられますけども、この新年度の予算で次の区長制度をスタートさせるということで、このように基準日ということは、この2点が基準になるかと思っておりますけど、こういうことでよろしゅうございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 具体的に申しますと、そのとおりでございます。何をやるにしましても、基準日が必要でございます。今回の基準日として私が申し上げておりますのは、いわゆる1つは新年度予算によります執行の基準日でございます。それから、今申し上げております区長制度の廃止、委嘱すなわち委嘱の解除といいたいまいしょうか、そういったところが基準日になるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それからもう一点ですね、これから1年間かけて組織を再スタートさせるということで、平成22年4月1日より組織を再スタートさせるということでございますけど、これは今から1年間かけて各区の自治会でそれなりに自治会というか、区といえますかですね、自治会への移行準備、それから体制を整え、それから各区の自治会ができて、それから校区自治会ができ、そして校区自治会ができたところで自治協議会連合会をつくと、これで体制ができ上がるわけですけども、この体制を1年間かけて平成22年4月1日より実施スタートするということがよろしいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは今までも何度も申し上げておりますように、区長協議会からの要望書等がその後に出てきております。実は、この区長の皆さん方から出ております請願のその前からの部分でございます。そういったことによりまして、私は各区の行政区において、自治会への移行準備期間がやはり指摘も区長協議会のほうからされました。必要だというふうに判断をいたしましたので、1年、平成21年度については、そういった準備期間として、そういった組織を積み上げるため、行政区としてさまざまな状況等がございますので、それを酌んだ形で1年間準備期間を置きたいと、そして平成22年度から再スタートといいたいまいしょうか、一斉に自治会制度を発足させていきたいというふうに思っておるところでございます。

ただし、既に自治会制度に4月から移行万端整えてある行政区もございます。それはそれとして、準備期間として早く形が固まる自治会、あるいは遅くなる場所も1年かけて平成22年度までにはスタートをさせていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

最後までお付き合いいただきありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月19日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後4時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（5日目）

〔平成21年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成21年3月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第2号 上水道の給水協定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第3号 下水道の排水協定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第5号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第6号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第7号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第11号 太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第12号 太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第13号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第14号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第15号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第16号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第17号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第18号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第19号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第20号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第21号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第18 議案第23号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

(環境厚生常任委員会)

- 日程第19 議案第24号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第20 議案第25号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第21 議案第26号 平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第22 議案第27号 平成21年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第23 議案第28号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第24 議案第29号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第25 議案第30号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 議案第31号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第27 議案第32号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第28 議案第33号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第29 議案第34号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第30 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第31 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第32 議案第38号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第33 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第34 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書(環境厚生常任委員会)
- 日程第35 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について
- 日程第36 選挙第2号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について
- 日程第37 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 発議第2号 特別委員会(議会広報特別委員会)の設置について
- 日程第39 議会運営委員会委員長の交代について
- 日程第40 議員の派遣について
- 日程第41 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |

7番 橋本 健 議員
9番 門田 直樹 議員
11番 安部 啓治 議員
13番 清水 章一 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 田川 武茂 議員
19番 武藤 哲志 議員

8番 中林 宗樹 議員
10番 小柳 道枝 議員
12番 大田 勝義 議員
14番 安部 陽 議員
16番 村山 弘行 議員
18番 福廣 和美 議員
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|------------------|--------|---------------------|--------|
| 市長 | 井上 保 廣 | 副市長 | 平島 鉄 信 |
| 教育長 | 關 敏 治 | 総務部長 | 石橋 正直 |
| 協働のまち 推進担当部長 | 三笠 哲 生 | 市民生活部長 | 関岡 勉 |
| 健康福祉部長 | 松永 栄 人 | 建設経済部長 | 木村 洋 |
| 会計管理者併 上下水道部長 | 古川 泰 博 | 教育部長 | 松田 幸 夫 |
| 総務・情報課長 | 木村 甚 治 | 経営企画課長 | 今泉 憲 治 |
| 市民課長 | 木村 和 美 | 人権政策課長兼 人権センター所長 | 津田 秀 司 |
| 福祉課長 | 宮原 仁 | 子育て支援課長 | 花田 正 信 |
| 都市計画課長 | 神原 稔 | 上下水道課長 | 宮原 勝 美 |
| 中央公民館長 | 木村 努 | 市民図書館長 | 吉鹿 豊 重 |
| 監査委員事務局長 | 井上 義 昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 白石 純 一 | 議事課長 | 田中 利 雄 |
| 書記 | 浅井 武 | 書記 | 花田 敏 浩 |
| 書記 | 茂田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第2号「上水道の給水協定について」から日程第4、議案第6号「市道路線の認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第2号「上水道の給水協定について」及び議案第3号「下水道の排水協定について」、議案第5号「市道路線の廃止について」及び議案第6号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第2号について報告いたします。

本協定は、市民の生活用水確保及び水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互に給水を行う給水協定を締結しており、この協定が3月31日で失効するため更新するもので、今回新たに締結する期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とのことです。

質疑では、筑紫野市から太宰府市への給水している戸数が40戸、太宰府市から筑紫野市へ給水している戸数が53戸あり、その水道料金は給水している市が徴収していることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第2号については委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号について報告をいたします。

本協定は、市民の生活環境改善及び下水道事業の円滑な運営のため、隣接する筑紫野市と相互の排水管を活用し、排水を行う排水協定を締結しており、この協定が3月31日で失効するため更新するもので、今回新たに締結する期間は平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とのことです。

委員から質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号については委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号について報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。今回提案されました市道路線の廃止は4路線で、前田道第1支線は路線の廃止をしていなかったため今回廃止するもの、前田線、向佐野・前田2号線は佐野土地区画整理事業での廃止路線から漏れていたため今回廃止するもの、芝原・般若寺1号線は道路計画を予定していたが実施しないので廃止するものと補足説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第5号は委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第6号について報告をいたします。

今回認定される路線は合計5路線で、吉ヶ浦9号線、吉ヶ浦10号線は開発により帰属を受けるもの、松川2号線は寄附を受けるもの、関屋3号線、関屋4号線は通古賀土地区画整理事業に伴い帰属を受けるものとの補足説明がありました。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第6号は委員全員一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第3号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第5号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第2号「上水道の給水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第3号「下水道の排水協定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第5号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉



○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」及び日程第6、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」及び議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第7号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましては、実施区域は大字通古賀及び大字国分のそれぞれの一部で御笠川と西鉄天神大牟田線に囲まれた区域で、面積は両地区合わせて約13ha、対象世帯は約200世帯、実施基準日は本年11月中旬ごろを予定しており、実施方法は街区方式で行うということで、議会の議決を求められたものです。

また、本件につきましては、住居表示に伴う町の区域の設定についてとして字の区域及び名称変更案を次回6月定例会において提案する予定で進行しているとのことでした。

質疑におきましては、町名の決定に当たっては慎重に地元と協議するよう要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号につきましては委員全員一致で可決すべ

きものと決定しました。

次に、議案第11号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために交付される国庫補助金の受け入れに伴い、基金条例を制定するというものです。

この条例の主なものは、基金の額は介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とすること、最も確実かつ有利な方法により保管すること、運用益や介護保険事業特別会計の計上し基金に編入すること、第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てること等であります。

また、附則におきまして、この条例は平成21年3月31日から施行し、平成24年3月31日までの時限的なものと定めております。

本議案に対する質疑では、平成21年度の介護報酬の改定に伴い、この基金が介護従事者にきちんと反映されているかという監視体制を考えているかという質問に対しまして、今後県とも協議しながら市として何らかの形でチェックをし、反映されているか調査していきたいとの回答を得ています。

さらに、この基金に積み立てられる特例交付金については永続的に交付されるのかという質問に対しましては、国の決定で3年間の計画の中の最初の1年半分しか交付金として繰り出されず、あとは市の単独費用になるか介護保険料に上乗せになると考えているとの回答でありました。

また、執行部より、市内の介護従事者の数については県が登録指定しているので市では具体的に把握してないという説明を受けたことに対し、委員から、見込みと実際では上乗せ額が大きく違ってくることも考えられるので、県と相談して実態調査をしておいてもらいたいとの要望がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第11号「太宰府市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第14まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第7、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」から日程第14、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第12号から議案第19号

について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」、本議案は、平成13年の太宰府市開発行為等整備要綱の改正により、開発行為に伴う学校施設等の建築及び取得資金に充てるための事業主負担の規定が削除され、要綱改正以降、新たに積み立てられる金額が少なくなった。本年度までは、要綱改正までに積み立てられた金額及びその利子で運用していたところ、その残高が少額となったことから条例を廃止するものであるとの補足説明がありました。

委員からは、残高及び繰り出し先について質疑があり、平成20年12月22日現在の残高は約10万8,000円で、本年3月31日をもって一般会計に繰り入れるとの回答がありました。

これについての討論はなく、採決の結果、議案第12号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、本議案は、引用していた法の廃止、全部改正により、条例第2章の規定を適用しない個人情報の定義について整理するものであるとの補足説明がありました。

これに対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は、国家公務員の例に準じ、職員の1日当たりの勤務時間の範囲を8時間から7時間45分に改めるものや、育児または介護に従事する職員の時間外勤務の制限など規定の整備を行うもの、また年次休暇の付与を暦年単位から年度単位に改めるものであるとの補足説明がありました。

これに対して委員から、午後3時の休息時間の有無、昼の休憩時間が45分になったことに対する職員組合の意見などについて質疑があり、執行部からは、休息時間としては現在は特に設けていないこと、賛否はあるものの当面は休憩時間を45分とし、今後も協議は続けていくなど回答がありました。

なお、近隣の飲食店の影響について検証してほしい、また休憩時間が1時間となるよう検討してほしいとの要望がなされております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して報告をいたします。

本議案は、厳しい財政状況にかんがみ、平成20年度に引き続き、市長の給与を10%、副市長及び教育長の給与を5%カットするものであるとの補足説明がありました。

議案第15号についての質疑はありませんでしたが、議案第16号について委員から、カットす

ることによって総支給額が一般職員と逆転しないか質疑があり、執行部から、現在のところそういう状況にはないが今後も検証していくとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号及び議案第16号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、本議案は、職員の勤務時間を8時間から7時間45分とすることに伴い、これに合わせ時間外勤務の範囲を改めるものであるとの補足説明がありました。

これに対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」、本議案は、昨年12月の税制審議会答申を尊重し、適用期間を3年間延長、平成24年5月22日までとするものである、との補足説明がありました。

委員からは、みらい基金が創設された場合、歴史と文化の環境税と並行していく形になるのか、適用期間の改正は可能かについて質疑があり、執行部からは、税制審議会、みらい基金創設特別委員会等の意見を聞きながらどういった形が一番いいのか判断をしていきたい、適用期間の改正は可能であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本議案は、国のガイドラインである1学童保育所の入所児童数70人を超える水城西学童保育所、入所児童数が多い太宰府西学童保育所及び国分学童保育所の定員を増やすものであるとの補足説明がありました。

委員からは、改正後の定員に対して施設の広さは適正なのか、指導員の資格及び配置などについて質疑があり、執行部からは、施設の広さを勘案した上での定員増であること、資格について教員や保育士の資格を持っている方が優先して雇用しているが、中には資格を持っていない指導員もいること、また配置について、基本的に1学童保育所につき嘱託指導員2名、その他臨時職員とし、入所する児童の数によって判断していくことなど回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第19号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第12号から議案第19号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「太宰府市学校施設等整備資金積立金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第13号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第14号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第16号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第17号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分〉

○議長(不老光幸議員) 議案第19号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第20号及び第21号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、第1号被保険者の介護保険料基準額改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容は、保険料の所得段階を現在の6段階方式から8段階方式にし、保険料を改正することです。

保険料につきましては、第1段階の「生活保護受給者」から第3段階の「住民税世帯非課税で合計所得金額が80万円以上」までの低所得者につきましては上昇額を0に、また第4段階を「住民税本人非課税で課税世帯に属しており合計所得金額が80万円未満と以上」の2つに分け、80万円未満世帯を第4段階弾力化として月額マイナス280円、また80万円以上の世帯を第4段階とし、月額プラス160円、第5段階の「住民税本人課税で所得が200万円未満」では月額マイナス460円、改正前ですと第6段階の「住民税本人課税で所得が200万円以上」で上限であったところを、さらに3段階に分け、新第6段階では「住民税本人課税で所得が200万円以上300万円未満」で月額マイナス650円、第7段階では「住民税本人課税で所得が300万円以上

500万円未満」で月額プラス240円、そして、第8段階が上限となり、「住民税本人課税で所得が500万円以上」で月額プラス1,280円という設定にするとの説明でした。

なお、執行部として保険料を改正しなくて済む方向でもいろいろ検討したそうですが、今回改正しない場合は平成21年度から平成23年度までで約5億円から9億円の赤字が発生することがデータの的に予想されることから、今回の条例改正の提案となったとの補足説明がありました。

本議案に対する質疑においては、第8段階に移行される方は保険料が年間9万2,400円になり、1万5,360円の増額になる。上げ幅が大きいのではないかと。もう少し準備基金を取り崩して上げ幅を抑えられなかったのかとの問いに、財政安定化基金償還金が平成23年度までであるので、その部分の一定の担保ということで全額は取り崩していない。償還金がなかったならば、今回準備基金の全額を取り崩したが、今回はしていないとの回答を得ました。

また、団塊の世代の大量退職も始まり、その方々が第1号被保険者になることになるが、3年に1度の保険料改定で、今回の8段階ではなく、さらに段階が増えて引き上げられることが予想されるが、それを未然に防ぐ対策は考えているのかとの問いには、このままではどんどん保険料が上がっていく、市では現在特定高齢者、一般高齢者を含んだ中で、介護予防事業を6事業実施している。今後、さらに事業を充実させ、介護保険料の抑制に努めたいとの回答を得ています。

そして、委員からは、近隣の介護保険料設定が低い市は何か特別な事業により抑制効果となっているのかもしれないので、今後調査し、参考にできる部分は実行してほしいと要望がありました。

質疑を終え、討論では、改正案では現行の6段階から8段階に改正され、改正前後で第1段階から第3段階までの低所得者層では保険料が据え置かれていることは評価でき、さらに第5段階、第6段階でも改正後一部引き下げになるのも事実である。しかし、改正後の新設される第7段階及び第8段階はこれまでよりも負担が重くなっている。さらに、第4段階について、被保険者本人は非課税でも世帯に課税されているところでは改正後負担増になるということは見過ごすことができないとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第20号につきましては大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、平成17年3月に策定しました太宰府市地域福祉計画が5年間の計画期間を迎えたことから、平成21年度に見直しを行い、平成22年度からの計画書策定に向け調査審議する附属機関として地域福祉計画策定委員会を設置することに伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

本議案に対する質疑におきましては、この委員会のメンバーの構成、一般市民の公募、男女

の比率はどう考えているのかという質問に対し、構成委員は、民生委員、児童委員、福祉ボランティア活動をされている人、見識を有する人、その他市長が適当と認める人を15人以内でということで選任していきたい、また市民公募については考えていないということ、そして男女の比率は女性委員40%を目指したいという回答を得ました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

改正案では、保険料の段階が現行の6段階から8段階に改定されます。改正前も改正後も1段階から3段階までの保険料は据え置かれていますが、この段階に当てはまるのは非課税の方で、もともと所得が少ない方で、収入によっては最低限の1段階の保険料も重たく感じておられる方も多いと思います。改正前の5段階から6段階におられた方で、一部引き下げられる方もおられるのは事実ですが、改正後に新設される7段階及び8段階にある方は、これまでよりも負担が重くなります。そして、第4段階については、保険者本人は非課税でも世帯が課税されているところに改正後負担増になることは見過ごすことはできません。大もとは、国の国庫負担のあり方もあると思います。介護保険制度発足当初は国が公費負担を2分の1行っておりましたが、今では4分の1に減っています。このことについては、全国市長会や町村長会などからももともと戻せと声が上がっており、本市でも同様に国に対して制度改善の働きかけ、そして今後3年に1度の介護保険制度の見直しのたびに保険料の負担増の改定を行わないでいいように対応策を講じていただくことを重ねて要望いたしまして、本会議採決に当たっての反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 所管の環境厚生常任委員会、藤井議員が委員会で述べたとおり、反対討論を行っておりまして、同じ会派ですので私も反対をいたします。

皆さんも新聞でご存じだと思うんですが、この介護保険、保険料を払い、介護を受けるという状況の中で、介護の認定基準が大幅に見直されて、いざ介護を受けようとするとなかなかその介護の度数が低くなるような仕組みになってしまっているというのが国会で大きな問題になりました。舛添厚生労働大臣としてもそのことを認め、ある一定見直しをしなければならないという回答を昨日国会で行っているように、介護保険料は払っていざ介護を受けようとする、より一層また介護保険料を払わなければならない、こういう仕組みになっておりまして、ただいま藤井議員が反対討論いたしました内容について、同じような状況ですので、私も反対といたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時04分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第21号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第22号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 議案第22号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、2款1項7目財産管理費の庁舎維持管理費、機構改革に伴う庁舎営繕工事費として142万円の増、2款2項1目企画総務費のまちづくり推進費、歴史と文化の環境税整備事業基金積立金として、歴史と文化の環境税の増収分と利子、合わせて478万2,000円の増、9款1項5目災害対策費の災害対策関係費、防災ハザードマップ作成に係る委託料として500万円の増などが計上されております。

次に、歳入の主なものといたしましては、1款8項1目歴史と文化の環境税、増収分として460万円の増、16款2項1目不動産売払収入、2件の市有財産を売却したことによる3,069万5,000円の増などが計上されております。

また、繰越明許費補正について、防災ハザードマップの作成事業、小学校施設整備事業が計上されております。

委員からは、まほろばの里づくり事業基金及び財政調整資金積立金の今年度末の見込み額について質疑があり、まほろばの里づくり事業基金については約5,300万円、財政調整資金積立金については10億円弱を見込んでいるとの回答がありました。

また、繰越明許費補正されている小学校施設整備事業について、耐震補強工事の設計及び工事の進捗状況について質疑があり、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府西小学校を対象として既に設計を発注しており、工事については平成21年7月、8月に完了する予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第22号の総務文教常任委員会所管分について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

まず、歳入の主なものとしては、16款2項1目の市有地売払収入のうち、所管分として446万1,900円が計上されております。これは、国分区の公園の整備が完了し、周辺道路の残地を隣接者に処分したことにより増額補正されるもの。そのほか、20款6項1目の佐野土地区画整理事業保留地処分金の1,181万9,000円は、保留地の売却による収入が今年度になったことで計上されているものと説明がありました。

歳出の主なものとしては、2款2項6目コミュニティバス関係費の停留所設置工事費として200万円が増額補正されております。これは、4月1日から運行開始する高雄回り線のバス停19カ所分の設置工事費で、埋め込み式を13本、置き型を6本設置、バス停の標識は西鉄の既製品を使用し、設置工事は西鉄の関連会社が行うという説明がありました。また、このコミュニティバス運行補助金が1,775万2,000円増額補正されております。これは、燃料費の高騰が主な要因で、さらに通学割引制、乗り継ぎ制を実行したことによる収入減により、前年度以上に不足額が生じたことから増額補正するものと補足説明がありました。

次に、繰越明許費の当委員会所管分は4事業で、このうち道路拡幅事業はセットバックに伴う用地協議に時間を要したこと、都市計画関連事業については、県の都市計画道路見直し方針に沿って進めている事業において、県の方針が来年度にずれ込むことから繰り越しすることです。

委員からは、歳出補正予算、バス停留所の設置工事について、専門性がある場合は仕方がないが、地元の業者にできるものは地元の業者を使ってもらいたいという要望があり、さらにコミュニティバス運行補助金の負担が増えた要因の説明を求める質疑がありました。

執行部からは、燃料費の高騰による負担増、学割制度、乗り継ぎ制の導入による減収、全体的な乗客の減等、また人件費削減を図ったものの、昨年と比較して約390万円増えているとの説明がありました。

その他、所管分の項目について質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告が終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第22号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、歳出3款民生費、3項生活保護費では、1目生活保護総務費の生活保護認定支給事務関係費のシステム導入委託料及びパソコン等購入費の計上で、これは10割の国庫補助となりますので歳入も同額を計上しております。また、システム保守委託契約の関係で、5カ年の債務負担行為となっております。

2目扶助費では、被保護者世帯の増加及び医療受診の増による追加補正で、これも国庫負担金として4分の3が歳入補正されています。

次に、歳出4款衛生費、2項清掃費では、2目塵芥処理費の美化センター関係費、工事請負費の計上となっております。これは、浸出水処理施設を中心とします施設の改修工事で、地域活性化・生活対策臨時交付金事業により認定される見通しとなりましたので、計上されています。国の第2次補正予算が今回の補正には間に合いませんでしたので、財源は全額一般財源となっておりますが、本日提案の一般会計補正予算第5号にて、一部財源の更正をされるということです。

また、これにつきましては、平成21年、平成22年度で行うということとなり、繰越明許費として同時に補正されています。

続きまして、歳出11款1項の墓地のり面災害復旧事業の繰越明許費の計上ですが、これは、本年度、速やかな工事完了を予定されていましたが、工法の調整作業が生じまして、年度内に完了ができないため計上されております。

以上、審査においてさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第22号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 議案第22号について賛成討論いたします。

総務文教常任委員会に付託されていましたが9款1項消防費、5項災害対策費委託料、ハザードマップ作成委託料の500万円についてであります。

どのようなマップの作成を考えておられているのか分かりませんが、お金をかけられる分、いざというときに役立つハザードマップであること、また広報だざいふ2009年3月1日号にありますように福岡県では土砂災害警戒区域等の指定をなされる予定ですので、地域の危険箇所把握の視点から、土砂災害警戒区域の地域実態に即した避難場所、災害時要援護者に配慮した避難誘導等の対応策や地域内の消火栓、防火水槽等地域の災害履歴や災害に関する伝承等、予防応急手当ての説明、地震、風水害の知識、備え、発生時の行動マニュアル、非常時持ち出し品、避難場所の防災倉庫の備蓄品、火災であれば、自主防災組織がどの地域においても同様な取り組みができるようなハザードマップを作成していただくことを要望して賛成討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長長の報告は原案可決です。本案を各委員長長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時18分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18と日程第19を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第18、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」及び日程第19、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。



環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第23号及び第24号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、議案第11号の介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定にありましてとおり、交付されます国庫補助金を歳入で受け入れ、基金積立金として全額歳出するという額を計上し、今回歳入歳出それぞれ3,419万2,000円の増額補正となっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第23号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ3万8,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第24号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第23号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第23号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時33分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第24号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第20、議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」及び日程第21、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」を一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第4号)について」及び議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、収益的収入において給水収益を平成19年度決算見込み額の1.4%増で予定して計上していたが、有収水量の伸びの鈍化に伴い昨年4月から今年1月までの実績をもとにして今回1,503万円減額するもの。また加入負担金についてはアパートやマンション等集合住宅の開発が多かったこと。また高雄二丁目の開発分の収入が今年度の収入とな

ったことにより7,781万5,000円を増額補正するもの。収益的支出の委託料の減額補正については競争入札の契約落差によるものや処理量の減によるものと説明がありました。

以上、予算書3ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けました。

委員からは、水を使う量が減ったから収入が減ったという説明であったが昨年一昨年と比べてどうなのか、渇水時や節水呼びかけた年と比較してどうなのかとの質疑があり、執行部から、平成18年度から平成19年度への伸びは1.4%ほどあったが、平成19年度から平成20年度の伸びはほとんどなく、横ばいである。平成20年度の水道利用量が伸びない理由としては社会経済情勢の悪化により利用者が節約をしていること、また節水機器の普及も要因と考えており、近隣市でも同様の傾向が出ているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第25号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、まず収益的収入の営業収益の下水道使用料について、平成19年度決算見込み額の1.5%増とホテルグランティアの温泉汚水分を見込んでいたが、水道事業会計と同様の理由から1,958万4,000円減額するもの。特別利益、その他の特別利益について御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の平成17年度までの剰余金を年度ごとに特別利益として会計処理していたが、県と協議の結果再精算があり、本市分としては1億1,776万4,000円の追加還付があったため今回補正するもの。また収益的支出の営業費用の資産減耗費908万5,000円の増額補正については、五条雨水幹線整備工事に伴い、汚水管除去のための費用であるとの説明がありました。

そのほか全般にわたって水道事業会計と同様、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたことなど、執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第26号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第25号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「平成20年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第22から日程第29まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第22、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」から日程第29、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」から議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月25日、第1日目の予算特別委員会で執行部から概要の説明を受け、3月12日、16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

まず、平成21年度の予算編成に当たっては、市長のマニフェストの早期実現及び総合計画に掲げた各種施策・事業を推進するため、限られた財源の重点配分と効率的、効果的な事務事業の推進を前提に、継続事業の見直し、新規事業の抑制、経費の節減、市債発行の抑制など徹底した節減合理化を図り、予算配分を行ったということでした。

審査に当たりましては、平成21年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により、平成21年度の施策に対してできるだけ明らかにするよう審査をいたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼を申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全委員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思っております。

初めに、議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いをいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告を申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第28号の国民健康保険事業特別会計予算は委員全員一致で、議案第29号の老人保健特別会計予算は委員全員一致で、議案第30号の後期高齢者医療特別会計予算は大多数をもって、議案第31号の介護保険事業特別会計は大多数を

もって、議案第32号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致で、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第33号の水道事業会計及び議案第34号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会では審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がおりますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

**○2番（藤井雅之議員）** 議案第27号「平成21年度太宰府市一般会計予算について」反対の立場で討論いたします。

まず、年度末のお忙しい中、予算審査資料への対応をしていただきましたことを改めてお礼申し上げます。

平成21年度の予算は182億8,562万9,000円となっており、前年より0.5%増の内容です。アメリカ発の金融危機の勃発で世界規模の不況が襲う中、政府の緊急経済対策の各交付金を活用した事業なども含まれております。しかし、三位一体の改革以降、地方への交付税を削減する基本方針は維持されたまま、自治体に借金を押しつけ、福祉や教育に対する補助金の削減の結果、市民負担が強まっています。平成21年の予算執行に当たっては、福祉の分野で前進している部分もありますが、しかし歳出の一部にこれまで再三にわたって廃止を要求してきた解放運動団体への補助金、扶助費などが継続されようとしており、認めることはできませんので、本会議採決に当たっての反対討論といたします。

**○議長（不老光幸議員）** 賛成討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

**○16番（村山弘行議員）** 賛成討論をいたしますが、賛成に当たっては1つ指摘をしておきたいと思いますが、市民生活に直結する予算でありますから、これは中身の部分で問題があるとしても基本的に賛成せざるを得ないということで賛成をいたしますが、特に申し上げておきたいと思っておりますのは、南保育所の民間委託につきまして、現状、本日19日ではありますが、まだ関係する団体との協議が調っていないと、こういう状況にあります。あと11日間で今月が終わろうと

し、予定でいきますと4月1日からの民間委託というのはどうしても時間的に間に合わない、そういう気がいたします。民間委託をする際には、もう市長の説明の中にもありましたように、行政改革の中のこれを進めていこうと、こういうことは、これはもう議会も理解をしておりますが、事前に前広に関係団体と協議なり理解を得るということで委託については執行していかなくやいけないというふうに思っておりますが、保護者の理解、あるいは対応する労働組合の理解、合意形成が今日できていないということについては、もっともっと早くから協議なり理解を得る必要があったらというふうに思いますので、この部分については厳しく指摘をし、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、平成21年度予算編成に対しまして、執行部、大変苦勞されながら予算編成されたことについては、予算審査の中でよくわかりました。私は、この長い議員活動の中で感じることは、当然国が出さなければならないこの補助金、交付金、これが年々カットされてきているという現状です。決算を見てもそうですが、当初予算でもそうです。また、市の平成21年度経営方針、また市長の施政方針の中にもそのことがはっきりとあらわれております。当然、市は直接市民に責任を持つ予算を編成するわけですが、財政が少ないためにどうしても市民負担を強める結果になっておりますし、その結果、やはり指定管理者や民間委託、こういう状況につながってくるわけでありまして、本来、直営ですべきところまで国の方針に基づいて指定管理者や委託、こういう状況に虐げられておる、これが今年度の予算編成の中にもあらわれておりまして、私は国の間違った国策が地方自治体に押しつけられ、それによって市民の負担になる予算が本年度も同じように編成されておりますので、この予算について、全面的反対ではありませんが、一部ありますので反対を表明をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時54分〉

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 動議の提出をお願いいたします。

ただいま可決いたしました平成21年度太宰府市一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま4番渡邊美穂議員から議案第27号に対する附帯決議の動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。

したがって、直ちにただいまの動議を議題といたします。

動議提出者の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 南保育所の予算執行に係る附帯決議について、その内容を説明をいたします。

まず、議員の皆様にご理解をいただきたいのは、予算については可決されており、この附帯決議は南保育所の民間委託に関する予算の執行期日についての意見であるということです。

私は、一般質問でも予算委員会でも申し上げましたが、現在、南保育所の保護者のほとんどは4月1日に民間委託され、延長保育や休日保育が新しいサービスとして実施され、引き継ぎについても子供たちの混乱ができるだけ軽減されるよう4名の市の職員が1年間残るものだと考えておられます。しかし、新しいサービスを行うことは、市と委託業者との間にかわされた契約違反に当たるため、当面実施することはできません。また、市の職員が1年間残って保育業務に当たりながら引き継ぎを行うことは、労働者派遣法に抵触する可能性があり、難しい状況であるため、先日の予算委員会において副市長は、引き継ぎが終了次第、職員は引き揚げさせると答弁されました。

このように変更されていることを当事者である保護者はご存じありません。今回のようなケースの場合、引き継ぎは通常、市の直営で運営している間に委託される業者から保育士を派遣して行われます。子供たちは、生まれたときから1日のほとんどの時間を保育士と過ごしており、保育士は、いわば親がわりであるため、その顔ぶれがいきなり変わってしまうと非常に混乱することが一番懸念されます。ですから、その引き継ぎや保育内容の変更は慎重に行われなければなりません。当然、保護者の方も制度変更にあたってそれが一番大きな問題だという認識をお持ちだと思います。

平成21年度予算については、市民生活に直結するさまざまな施策にかかわることがあり賛成はしておりますが、南保育所の民間委託については、まず何よりも保護者の理解が優先されると思います。しかし、あと残り10日の間に法律に抵触せず、どのように引き継ぎを行うのか、委託先や組合と協議を調えた上で保護者へ説明し、理解を得ることは、実質不可能に近いと言

わざるを得ません。

したがって、予算については認めることはできても、4月1日にその予算を執行することについては、議会として意見を表明しておくことが必要であると考えたため、今回附帯決議を提案させていただいたものです。

以上、趣旨をご理解いただき、賛同していただきますようお願いして趣旨説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する附帯決議について賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

したがって、ただいまの附帯決議は否決されました。

〈否決 賛成6名、反対13名 午後1時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第28号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時01分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第29号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時01分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第30号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」は、反対の立場で討論いたします。

同制度につきましては、いまだに差別医療と根強い不満の声もあり、保険料の引き落としが行われるたびに不服審査請求をされる件数が増加傾向にあることなどからも、同制度廃止を求める声は大きいと思います。

以上の理由から本会議の採決に当たり反対を表明いたします。

○議長(不老光幸議員) 賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 同じ会派で予算委員会でも藤井委員が反対討論をいたしております。

また、国会でもこの前期高齢者、後期高齢者、こういう制度や後期高齢者医療制度の問題が大変に論議になりまして、最終的には与党の中からもこういう後期高齢者医療制度は早過ぎた

と、やはり老人保健制度のほうがよかったというような声も出てきている状況であります。本当に今日の世の中をつくっていただき、豊かな、私どもこういう生活が送れるのは戦前戦後築いて苦労いただいた方々を新たに国民健康保険、この制度から外して後期高齢者医療制度に組み込んだことについて、私は早く廃止をすべきだという立場で、この特別会計予算については反対をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時04分)

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第31号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」反対の立場で討論いたします。

先ほど反対いたしました議案第20号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」で、これまでの6段階から8段階に新たに介護保険料の段階が改正されますが、今回提案されております特別会計の歳入において第1号被保険者の保険料収入は前年よりもマイナスになっておりますが、委員会の中でも答弁でありました新たな議案第20号を反映した保険料については、今後補正予算で対応するということを言われておりますので、議案第20号に反対しております立場から、関連のあります第31号についても同様に反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 同じ会派ですし、反対討論も委員会でもしておりますが、本当にこの介護制度が発足から今日まで次から次に制度が後退をしています。予算の中に介護審査会もありますが、いざ本当に介護を受けようと思ってもなかなか介護の要支援から要介護までが実態に即してないという面もありますし、本当にまた介護にも大変なお金が必要という状況があり

ます。そういう状況で、私はこの議案第31号については反対をいたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第32号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第33号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時08分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第34号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第36号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第30、議案第36号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求め
ることについて」を議題とします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま
す。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第37号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第31、議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求め  
ることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、武藤哲志議員の退場を求めます。

(19番 武藤哲志議員 退場)

○議長(不老光幸議員) 提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) ただいま平成21年度太宰府市一般会計外7会計予算の可決承認をいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

平成21年の第1回太宰府市議会定例会最終日を迎えて、本日ご提案申し上げます案件は、監査委員の選任に関する人事案件1件と補正予算1件の合わせて2件の議案のご審議をお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、早速提案の理由を説明を申し上げます。

議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本年、4月30日付をもって議員選任の監査委員安部啓治氏が一身上の都合により辞任されることになりましたので、その後任といたしまして武藤哲志氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

武藤哲志氏は、昭和50年4月、当時の太宰府町議会議員選挙において初当選以来、今期で通算9期目を迎えられておりまして、これまで34年間の長きにわたり太宰府市政発展のためにご活躍をされたところでございます。

私は、人格、識見にもすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えておりますので、略歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託、質疑及び討論を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託、質疑及び討論は省略します。

採決を行います。

議案第37号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第37号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午後1時12分〉

○議長(不老光幸議員) ここで武藤哲志議員の入場を求めます。

(19番 武藤哲志議員 入場)

○議長(不老光幸議員) 武藤哲志議員に申し上げます。

ただいまの議案第37号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意

されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 議案第38号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第32、議案第38号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第38号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年3月4日、国の第2次補正予算の関連法案が成立したことによりまして、急遽歳入歳出にそれぞれ11億8,640万8,000円を追加し、予算総額を209億9,310万2,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、定額給付金及び子育て応援特別手当の給付費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業での緊急雇用対策としての事務補助員雇用のための費用、4号補正で計上いたしておりました地域活性化・生活対策臨時交付金事業、3事業の財源である交付金でございます。

その他、地元商工会が定額給付金地域還流事業といたしまして、プレミアム商品券発行に対する補助金及び地域再生基盤強化事業などの補助金と起債の充当、充当残でございます一般会計に対し、財源対策債の調整分が急遽上乘せされることが決定したための財源更正を追加計上させていただきます。

なお、この財源対策債は、後年度に50%の交付税措置がございます。また、緊急雇用対策事業の繰越明許費などの追加4件、繰越明許費の変更2件、財源対策債の調整分により地方債の変更2件を補正をさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時16分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 請願第1号 区長制度の廃止延期を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第33、請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、紹介議員となっている委員から、任意の団体に対して使途を限定しない補助金を交付すること、個人情報取り扱いなど問題があるので、まずきちんと制度を構築して、平成22年度から実施すべきである。請願者は、制度そのものに対して反対をしているわけではないが、行政の説明にまだ不明な点があり、現場である自治会の総会などで混乱が予想されるため、区長制度の廃止延期を求めるものであるとの補足説明がありました。

紹介議員である委員に対して、区の総会、役員会等正式な手続を経て請願書に署名をされているのか、事務的な部分を調整すればこの問題は解決できるものなのか、請願者は役員等区民に対して制度の説明は行っているのかとの質疑に対し、区長とは記入されているものの個人として提出されたものであること、請願者に直接聞かなければわからない点はあるものの条例など制度設計がきちんとされない限り事務的な問題は解決しない、22行政区すべては把握できていないものの一部の行政区では役員会等で説明を行ったが、混乱があったとの回答がなされました。

また、執行部に対しては、区長協議会三役に対して説明を行った昨年10月7日以前に各区長に事前説明していたのか、執行部として各行政区の役員等区民に対する説明をしたのかについて質疑があり、執行部からは、10月7日以前の動きはなかったこと、都府楼区、五条区及び五条西区で説明を行ったことが回答されました。



質疑を終え、討論では、制度変更には多少の痛みは伴うものの新しい自治会制度のもとで行うべきこと、自治会に担ってもらうことを整理し、住民との協働を進めていくべきとの反対討論、1年の猶予期間を設けて当事者である区長の理解をしっかりと得た上で実施すべきとの賛成討論、請願は一部の方から提出されたものであり、4月1日実施に向けて既に自治会としてスタートした区もあるためこのまま実施すべきであるとの反対討論がありました。

討論を終え、採決では可否同数となりましたので、委員会条例の規定により委員長が採決を行い、請願第1号については不採択とすべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託された請願第1号について報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今の請願に対する総務文教常任委員会での反対のご意見、賛成のご意見などについては、今委員長のご報告でわかりました。大変重要な問題でありますので、可否同数であったので、委員長の判断で会議規則によって否決をされたということではありますが、委員長の否決された、ほかの委員さんの中身はわかりましたが、委員長の否決の理由が私どもにはわかりませんので、委員長の否決の理由についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 総務文教常任委員長 清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 委員長として意見は差し控えておりますので、この委員会について委員長としての意見は述べておりません。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会でも今質疑がありましたように、私が採決をするような立場にありました。あえて意見は表明しませんでした。本会議において、そういう意味において区長制度の廃止延期を求める請願について、私の立場で反対の立場で討論をさせていただきます。

まずは、第1点目でございますが、市長が進めようとしております協働のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくりに関しましては、大部分の区長さん方が理解をされている、ということが平成20年11月28日の臨時区長会での議事録を読むとそのように理解をいたします。

また、今回の一般質問等でも、この請願の紹介議員も議会での代表質問で大方の区長さんたちは理解をされていると、このように質問でも述べておられます。問題は、その時期の問題であります。すなわち、今回の請願の願目は、1年延期せよということであります。その理由として、今回の請願書は5点にわたって理由が述べてあります。私も、この5点にわたって精査をしてみました。

まず、1点目でございますが、まずこの1点目のこの理由について述べてありまして、1点目は2つあります。一つは、自治会長や校区協議会会長の業務負担が増えるのではないかと。もう一つは、地域要望について校区協議会ができることにより、現在よりもその要望が遅くなるのではないかと懸念が示されております。

このことについて、市長は次のような見解を示しております。これは、臨時区長協議会の会議録でございます。区長制度の発足から現在までの社会情勢の変化や個人情報保護の観点から、区長さんへの委嘱業務を縮小してきている。反面、地域住民の代表である自治会長の役割はますます増えてきている、と臨時区長協議会で区長制度の廃止の説明をされています。ですので、今回の規定見直しは、自治活動の活性化が必要不可欠であるから、地域住民の代表者である自治会長として行政と協働のまちづくりを進めていきたいとの見解を述べておられます。ですので、この区長さんや校区協議会の会長さんの業務が増えるということは、この区長協議会の中でもそのことは認めておられます。しかし、区長さんそのもの自体の委嘱の仕事は減っているということございまして、その分、自治会長としての役割が重くなるということじゃないかなと思います。そういうことの中で、この地域要望につきましては、しばらくは各自治会長の名前で上げていただいて、従来と変わりはない。また、校区協議会でたくさん仕事をやると、当然仕事が増えます。しかし、そのときは各委員会の委員さんに出ていただいて、自治会長さんばかりが仕事が増えないようにしたいと、このように述べておられますので、私は、第1点目に関してはクリアをされているのではないかなと認識をいたしております。

2点目は、区民に対する説明の期間が必要であるということでございます。私も、当然でございますが、組織が変わりますので、自治会員さんに説明することは当然必要だと思います。そのため市長は、平成21年度は経過措置として各自治会への状況を見て、平成22年から本格的スタートをしたい。あくまでも平成21年度は、何回も何回も準備期間と答弁をされております。私は、基準日を平成21年4月1日にするからこそ、改めて地域コミュニティとは何か、また協働のまちづくりとは何か、市民の中で議論が起きてくるのじゃないかということを期待をいたしております。

3点目です。③補助金の受け入れ態勢をつくるのが先決であるということが、この1年延期を求める理由の一つに入っております。執行部とこの区長さんとのやりとりの中で、自治会から請求されて指定された口座に振り込むと明らかにされておりますので、この問題は自治会で早急に受け入れ態勢の口座をつくればいいのかと思っておりますので、この3項目についても、私は執行部は一生懸命努力をされているのではないかなと思っております。

4点目でございますが、これは、先ほど2点目で述べたものと同じ内容になるかと思っておりますので、この分に関しては省略をさせていただきたいと思っております。

最後に、5点目に議会に十分な説明がなされていないということでもあります。これは、議員さんたちの受けとめ方によってどう受けとめるかということでもあります。10月のたしか10日だったと思っておりますが、10月8日にこの区長制度見直しについて区長の役員さんかな、に執行部として説明をしたということで、私のところ、所管である総務文教常任委員長のところ、とりあえず区長さんたちにこういう区長制度の見直しを説明したので総務文教常任委員会で説明をしたいけどどうであるかということに関して、議会に関してもすぐ報告をされました。私のほうとしては、それなら総務文教常任委員会を開くかということで、執行部と話をしたんですが、区長さん全体にはまだ説明をしてない、そういうことで、役員の方には説明したけども区長さんのほうに先に説明するのが先で、その後委員会で協議するかどうかということに関しては、またご連絡をさせていただきたいということで、その後区長会で説明をしたということで、総務文教常任委員会でも説明をさせてほしいということでしたので、私のほうとしては、これは全市にかかわる話でございますので、総務文教常任委員会で説明を受けるのがどうかかなということがありましたので、小柳副委員長とも話して、全員協議会でやっぱり説明を受けるべきではないかなと、こういう思いをいたしておりました。たまたま10月28日に区長協議会があったんですか、区長協議会か何かあって、29日だったと思っておりますけども、私のもとに電話がありました。ちょうどこのときは議会運営委員会の視察でございましたので、昨日区長協議会で説明をしたので、議会のほうとしても早急に説明をしたいのでどうだろうかということがありましたので、たまたま議運の視察でございましたので、議運の委員さんたちにこういう話があるけども議会としてどうするかということをやったら、総務文教常任委員会でまずは聞こうということで、総務文教常任委員会で説明を受けました。これが11月9日だったと思っておりますけども、その後、11月28日に臨時区長協議会が終わって、その後12月1日に全員協議会で説明を受けたと。だから、執行部としては、区長さんたちの立場、区長協議会の立場、どちらを先に言うかということもあろうかと思っておりますが、その辺の順序を経ながら、私は今日まで来たんじゃないかな、このように理解をいたしております。

そういうことで、どこまで十分な説明かどうかということは、私もよくわかりませんが、しかし、今経過を申すとそういうような経過になっておりますので、その中で、特にこの区長さんの請願の中身とは違う内容で、紹介議員の話の中に、自治会はやはり任意団体であると、やっぱり制度設計あるいは条例等きちっとして位置づけをしてからやるべきではないかなというご意見もございまして。私も、その補助金が丸投げされるということはないとは思いますが、やはりその辺のことにしましては、制度設計もあわせてきちっとした形で、補助金、市民の税金でございますので、任意団体とはいえ何でも使っていいという話にはならないと思っておりますので、その辺は交付するに当たっては十分注意をさせていただきたい、そういう指摘もあつてますので、私はそのことに関しては異存はありません。ただ、そのために制度設計ができてから

協働のまちづくりをするようになってくると、またこの1年という話で終わるかどうかという問題もございますので、まずは走りながらその辺のことも考えていっていただきたいと思っております。

それから、当然この請願を採択された場合は、区長制度は1年間そのまま残すということになります。最終的に市長が区長への委嘱をするかどうかということは判断することになります。採択されれば、当然市長は議会の意思を尊重しなくちゃなりません、これから採決あるわけですけど。しかし一方、区長さんたちの組織である区長協議会では、平成21年度を基準日とすることについては了解をされているということをお聞きいたしております。

そういうことで、この区長制度の廃止については、市としては区長協議会を通じて協議をなされ、そして2月13日に要望を受け、回答をして、2月20日の区長協議会では異論はなかったとの報告を私たちは受けました。そういうことから考えると、手続上に瑕疵はなかったと考えております。私は、ここで、この請願の採択を賛成することになりますと、当然予算との絡みが出てまいります。採択をすることによって、私はかえって混乱をするのではないかと予測をいたしております。

しかし、最後にですが、そういう意味において、なるべく混乱をしないように、私は最後に、これだけ22名の区長さんが個人レベルとはいえ請願に署名をされております、そこについては執行部もしっかりと受けとめて、本当の意味の協働のまちづくり、地域コミュニティづくりがスムーズにいくことを心からお願いいたしまして、反対の討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 反対の討論はいただきましたが、私は、やはりこの長く続いた区長制度、これは本当に太宰府に根づいております。やはり区長というのは、特別職の職責があります。また、職務もあります。それから、守秘義務を守らなければならない責任もありますし、やはりさまざまな行政区の中でも公正中立を保つ責任があるわけでありまして。区長会を延期してほしいという請願がありますが、私は、本来は長く実績や経験や長い歴史の中で築いてきたこの区長制度は、私は残すべきだと考えております。

コミュニティの問題についても、それは必要です。コミュニティはコミュニティとして充実させていけばいいということでもあります。これは、区長制度を1年延期していただきたいということで、行政側もそういうふうに対応されているようですが、私は、この請願はやはり賛成すべきだという形で態度を表明しておきます。

○議長（不老光幸議員） 反対討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私も、反対の立場からいたします。

この請願を見まして、要旨の中で井上市長が突然って書いてありますね。これは、井上市長

は突然言っておるんじゃないんですよね。もう前佐藤市長時代の第四次総合計画でうたわれ、そしてそのときに世話人代表の人は特にその職にあったというような方もあって、これは突然というよりも、本人が逆に区長さんたちに説明せんならん立場におられたんじゃないかなろうかと思えますけども、これはそういうようなことで、突然ということはないと。前佐藤市長時代にこれがもう出てきておったと。それから、それにつれて2年前にこのようなダイジェスト版が各家庭に配られたと。それで、市民の方も、ああ、こういうような社会の変遷になってきておるんじゃないかなろうかというようなことで、ご存じの方もかなり出てきておるんじゃないかなろうかと思えます。

先ほど清水議員が各項目ごとに言われましたので略しますけれども、なぜ4月1日がいけないかというようなことで、1年延期される理由をひもといてみますと、私は、各区長さんはこの制度そのものについては絶対反対ということじゃなくって、おいおいやっっていこうというような気持ちの方が多いと。ただ、4月1日実施を決めなくちゃいけないということは、新年度予算、4月1日から予算がこれに伴ってくるわけです。これをやはり新年度の予算を各行政区でも組まれなくちゃいけないというような問題があります。ほんで、見ておりますと、区長報酬をなくしてというような言葉もあるわけですが、この区長報酬をなくしてやなくって、区長報酬はこれを区長という言葉で自治会長と読みかえればこれが出てくるわけでございまして、そういう自治会長さん、あるいは役員の手当、それから運営費等を含めて予算が組まれておるわけでございしますので、4月1日というのは、予算に伴うての実施というふうに私は読みかえております。

したがいまして、先ほど清水議員も言いましたように、各区の運営というものは今までどおりに区長さん、あるいは自治会長さんが中心となってやっっていければいいと、その間に新制度の役員等を決めていただければいいというようなことでございます。それで、今までの区長制度を自治会長と読みかえれば、これはスムーズに各行政区でのいろんな規約等も、その部分だけを変えれば大体出てくるんじゃないかなろうかと私は思っております。

それから、こういう新制度になるので、幾らかでもやはり新制度発足当時は予算が伴うものですから、予算審議の中で私お尋ねしましたところ、やはり今までの区長報酬だけで行っくじゃなくって、260万円ほどこれが増額されておるといことがはっきりしております。したがいまして、各行政区には無理のないやり方が出てきておるんじゃないかなろうかと思っております。

それから、2月13日に要望書が区長協議会から出されております、市のほうに。これが、6点ほどあるわけですが、それに対しまして2月16日付で井上市長から要望書についての回答がきちっと出されております。予算が伴うことでございまして、各行政区も困ろうということで、現在の区のあり方を進めながら、そこで各自治協議会から予算の請求があれば8月ごろまでには交付しますと、はっきりとこういうふうで各行政区に交付されて支障のないようになっております。それから、やはり問題があろうと思われしますので、担当職にも位置づけていくと

いうことで、そういう親切丁寧に要望書に対する回答もあっております。

したがって、この自治制度については、私はスムーズに移行するものと確信しておりますので、この請願につきましては反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 紹介議員といたしまして、この請願を採択していただきたいという立場で討論いたしますけども、44行政区のうち半分の22の区長さんが署名されて議会に請願されているという、その重み、ぜひ考えていただきたいなと思います。先ほど単純に自治会に名前がかわるだけで円滑にスタートするということも言われておりますけども、その説明の過程の中でそういった形でとらえることができないからこそ半分の区長さんがこうやって請願をされているんだというふうに私は認識しておりますので、重ねてこの請願を採択していただきたい旨要望いたしまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私も紹介議員として、委員長報告は不採択でありましたから、委員長報告に反対で採択をぜひお願いしたいということで討論をしたいと思いますが、もともと昨年の5月に2年間の委嘱状を市長は二十数名の区長さんたちに委嘱をされました。それから、5カ月後には区長制度を廃止にするということは、だれが聞いても突然であります。突然ではないということではないと思います。したがって、11月28日の臨時区長協議会の中では、あらかじめの意見、私の会議録では、問題があるから待ってくれと、こういうのが11月28日の臨時区長協議会の会議録を読めば、そのようであります。制度が経過的な措置というふうにご理解をされている方もあるかもしれませんが、経過的措置ならば、予算やら組織はそのままでいいはず。明らかにこれはもう4月1日から実施なのであります。経過ではありません。しかも、私は一般質問で申し上げましたように、区長さん、自治会長手当は平成21年度は平成20年度の実績を見て自治会長さんに出すと、今回に限っては、連合会に交付じゃなくて、自治会長さんに渡すと、そのうちの20%は校区で運用するので80%をやると、こういうふうに言われました。しかし、それは自治会の中でそのお金を満額自治会長さんが使うのか、あるいは半分使うのは自治会の中の判断であります。もし10%しか使わなかったら、そのうちの90%は目的のない補助金になるわけでありまして。そういうものをもって、私はここに書いてあるようにばらまきではないかというふうに指摘をせざるを得ないわけでありまして。税金であります。今、財政厳しいときであります。しかも、この制度については、移行することについてはやぶさかではないが、そのためには合意形成をできるだけとりたいから1年待ってくれと。もともと30名の区長さんたちが署名されておられました。いろんな事情で何名かやめられましたが、やめられた方についても、できれば1年延ばしてほしかったと。しかしながら、自分はいろんな事情があるから取り消したんだ。気持ちは1年延ばしてくれという、ここに出ていない数からすれば30名の方は少なくとも1年間は延ばしてくれというのが当初の気持ちなんです。ですから、私はぜ

ひこの請願については、多くの区長さんのご意見を踏まえて、ぜひとも1年間延ばしていただくような、この請願を採択していただきたいということを切に望みまして、討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） この請願第1号「区長制度の廃止延期を求める請願」に対し、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、有志22名の区長により出されました請願は、検討課題も多く、1年間の延長猶予期間を求める請願であります。この請願に署名しなかったけれども、44行政区の大多数の方々が、総会を控え、区民に対する説明とその責任の重さに不安を抱えて心痛されているのではないかと存じます。昨年の10月と11月に説明をされ、今年の4月1日を基準日としてスタートさせたいという市の方針は、余りにも乱暴で性急過ぎるのではないのでしょうか。自治会規約の改正や予算編成に絡む区長報酬額の決定を自治会役員だけで了承しても、区民を果たして納得させられるのか。自治会制度への移行により、非加入の問題をどうするのか。広報紙の配布や基金活動のあり方、またコミュニティの組織づくりなどなど、整理すべき問題は山積しており、自治会制度を進めていく中で、さらに新たな問題が発生することも予想されます。市当局は、計画を立て、手順を踏み、進めていくことが肝要でありまして、このような見切り発車的な実施は、各行政区の混乱を招くだけであります。

春日市では、新聞報道にもありましたように、今年の4月からスタートされるようですが、3年間の準備期間を置き、諸問題についての学習会や地区世話人同士の話し合いの場を持つなど用意周到に進めていく中で、制度廃止の理解が得られ、混乱がなかったそうであります。せめて1年間、この延長の中で市当局とじっくり話し合い、制度設計を構築していきたいという請願でもあります。どうか今回の切実な思いを酌み取っていただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

12番大田勝義議員。

（「どがしこすりゃあいいね。もうよかくさ」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 議長、今の失言をとめていただけませんか。

（「何言うね、あんたは」「通告してないとよ」「通告外」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 議長。

（「通告してないとよ」「通告関係ない」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 発言を控えてください。

12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど橋本議員より討論されましたので、内容については同じ考えでございます。

今回かつてない22人の区長さんから請願が出され、50年間続いた区長制度を新しい自治会制度に移行することに大きな不安を抱いておられます。行政は何度か説明会を行い、理解をいただいているものと思っておられるでしょうが、区によっては地域の事情もあり、区長制度の廃止を1年間待っていただけませんかと議会に訴えられておるわけでございます。私は、このことを議会人として、この請願を門前払いすることは私の気持ちに反することであり、市民から負託を受けております議員としてこの請願を採択することに賛成し、討論といたします。終わります。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。  
請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。  
よって、原案について採決をいたします。  
請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。  
（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。  
したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。  
〈不採択 賛成9名、反対10名 午後1時51分〉  
~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 意見書第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第34、意見書第1号「「緑の社会」への構造改革を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

協議においては、山の荒廃、二酸化炭素の排出等が問題視されている現状なので、この意見書案には賛成したいという意見が出されました。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第1号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。
これから質疑を行います。
ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第35 選挙第1号 太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について

○議長(不老光幸議員) 日程第35、選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」を議題とします。

選挙第1号につきましては、指名推選委員会を設置し、付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

指名推選委員会委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 選挙第1号「太宰府市選挙管理委員会委員及び補充員選挙について」は、選挙管理委員会委員及び補充員の指名を指名推選委員会に付託されました。

2月27日に委員会を開き、選挙管理委員会委員及び補充員の指名者を決定いたしましたので、報告をいたします。

選考基準としまして、地域割り、性別、年齢等を考慮した執行部からの推薦案をもとに審査を行いました。審査において、推薦案に対する委員からの異議はなく、採決の結果、お手元に配付しております指名結果表のとおり、選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、中村美佐子氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に平島秀一氏、高村良三氏、鶴田伸生氏、本村チエ子氏を指名することで全員一致で決定いたしております。

また、補充員の委員への補充順序は、結果表に記載されている順序によるものといたします。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

本案件の指名推選は、さきに指名推選委員会で指名された方を当選人とすることといたしておりましたので、ただいま報告のありました方々を当選人とします。

改めて当選人を報告します。

太宰府市選挙管理委員会委員に陶山憲一氏、中村美佐子氏、宮本守道氏、八尋セイコ氏、補充員に第1位、平島秀一氏、第2位、高村良三氏、第3位、鶴田伸生氏、第4位、本村チエ子氏、以上のとおりに決定いたしました。

なお、当選人には会議規則第31条第2項の規定により、別途文書で告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 選挙第2号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、選挙第2号「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に力丸義行議員、安部啓治議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました力丸義行議員、安部啓治議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選をされました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選された議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

(当選議員 起立)

○議長(不老光幸議員) 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第37、発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 太宰府市議会委員会条例一部改正提案理由を申し上げます。

発議第1号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、大田勝義議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

今回の改正は、平成21年4月1日から実施される機構改革に伴い、太宰府市議会常任委員会の所管を変更するのであります。

内容は、総務部の所管は総務文教常任委員会でありましたが、総務部のうち観光交流課を建設経済常任委員会の所管とするものであります。

また、特別収納課が納税課と統合されることから、特別収納課を削除するものであります。

なお、その他の改正は条文の整理をするものであります。詳細につきましては新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第2号 特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第38、発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 発議第2号「特別委員会（議会広報特別委員会）の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

提出者は私、村山、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、佐伯修議員、大田勝義議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

議会広報につきましては、現在まで118号まで発行しており、この間、任意の委員会として編集発行にご尽力をいただいております。このたび議会改革の一環として議会の公的な委員会とすべきだとの意見から、この際、議会広報特別委員会の設置をご提案申し上げるものであります。

なお、この特別委員会は5月1日からの任期となります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託、質疑、討論を省略します。

自席へどうぞ。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時01分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は7人の議員をもって構成し、太宰府市議会広報に関する件を付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、1番原田久美子議員、2番藤井雅之議員、4番渡邊美穂議員、5番後藤邦晴議員、6番力丸義行議員、10番小柳道枝議員、18番福廣和美議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時18分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に小柳道枝議員、副委員長に後藤邦晴議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 議会運営委員会委員長の交代について

○議長（不老光幸議員） 日程第39、「議会運営委員会委員長の交代について」報告を行います。

議会運営委員会の村山弘行委員長から2月25日付で委員長辞任の届けが委員会に提出され、委員会で許可されました。そこで、議会運営委員会において委員長の選出が行われ、委員長に佐伯修議員が選出されておりますので、ここに報告いたします。

なお、委員長の任期は5月1日からとなります。

以上で報告を終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第40 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第40、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「閉会中の継続調査申し出について」についてを議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年3月31日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 武藤哲志

会議録署名議員 原田久美子